平 成 18 年

# 小樽市議会会議録(2)

第 2 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成 18 年 第 2 回定例会 会期及び会議日程 小樽市議会

# 会期 6月9日~6月29日(21日間)

月日(曜日)	本 会 議	委 員 会
6月 9日 (金)	提案説明	
10日 (土)	休会	
11日 (日)	<i>II</i>	
12日 (月)	II .	
13日 (火)	会派代表質問	
14日 (水)	II .	
15日 (木)	一般質問	
16日 (金)	討論、採決、会期の延長等	米空母キティホーク入港に関する特別委員会
17日 (土)	休会	
18日 (日)	II .	
19日 (月)	II .	予算特別委員会(総括質疑)
20日 (火)	II .	" (総務・厚生所管)
21日 (水)	<i>II</i>	" (総括質疑)
22日 (木)	II .	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
23日 (金)	II .	市立病院調査特別委員会
24日 (土)	II .	
25日 (日)	<i>II</i>	
26日 (月)	II .	議員定数等に関する特別委員会
27日 (火)	11	n.
28日 (水)	n .	
29日 (木)	討論・採決等	

# 平成18年

# 小樽市議会

# 第2回定例会会議録目次

# 6月 9日(金曜日) 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第 1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし第31号	3
	市長提案説明(議1~28)	3
	提案説明 (議29 森井議員)	5
	提案説明 (議30、31 新谷議員)	5
1	日程第3 休会の決定	8
1	散 会	8
6 E	引 3 日(火曜日) 第 2 日目	
0 /		
1	出席議員	9
1	欠席議員	9
1	出席説明員	9
1	議事参与事務局職員	(
1	開 議	. 1
1	会議録署名議員の指名	. 1
1	日程第1 議案第1号ないし第31号1	1
	会派代表質問 菊地議員1	1
	会派代表質問 佐々木(茂)議員2	<u>'</u> (
	#4	

# 6月14日(水曜日) 第3日目

1	出席議員		37
1	欠席議員		37
1	出席説明員.		37
1	議事参与事	務局職員	38
1	開 議		39
1	会議録署名詞	議員の指名	39
1	日程第1	議案第1号ないし第31号	39
	会派代表質	問 森井議員	39
	会派代表質	問 秋山議員	53
	会派代表質	問 斎藤(博)議員	66
1	散 会		79
6	月15日(木)	曜日) 第4日目	
1	出席議員		81
1	欠席議員		81
1	出席説明員.		81
1	議事参与事	務局職員	82
1	開 議		83
1	会議録署名	議員の指名	83
1	日程第1	議案第1号ないし第31号	83
	一般質問	山口議員	83
	一般質問	横田議員	88
	一般質問	上野議員	93
	一般質問	北野議員	99
	一般質問	大畠議員	113
	一般質問	高橋議員	124
	一般質問	若見議員	133
	予算特別委員:	会設置・付託	139
i	議員定数等に	関する特別委員会設置・付託	139
	常任委員会付	託	139
1	日程第2	請願・陳情	140
	陳情の取下げ.		140
	米空母キティ)	ホーク入港に関する特別委員会設置・付託	140

ī	市立病院調査特別委員会付託									
į	議員定数等に関する特別委員会付託14									
;	常任委員会付託		140							
1	1 散 会		140							
6 /	6月16日(金曜日) 第5	日目								
1	1 出席議員		143							
1	1 欠席議員		143							
1	1 出席説明員		143							
1	1 議事参与事務局職員		144							
1	1 開 議		145							
1	1 会議録署名議員の指名		145							
1	1 日程第1 議案第1号な	にいし第31号並びに請願、陳情	145							
;	米空母キティホーク入港に関	する特別委員長報告	145							
	討 論 井川議員		147							
	討 論 北野議員		147							
	討 論 斉藤(陽) 議	員	149							
	討 論 斎藤(博) 議	員	149							
1	採 決(投票)		150							
1	1 日程第2 会期の延長		151							
1	1 日程第3 休会の決定		152							
1	1 散 会		152							
6 /	6月29日(木曜日) 第6	日目								
1	1 出席議員		153							
1	1 欠席議員		153							
1	1 出席説明員		153							
1	1 議事参与事務局職員		154							
1	1 開 議		155							
1	1 会議録署名議員の指名		155							
1	1 日程第1 陳情の取下け	f	155							
1	1 日程第2 議案第1号な	Cいし第31号並びに請願、陳情及び調査	155							
-	予算特別委員長報告		155							

	討	論	菊地議員	1	160
ŧ	采 注	夬			160
ź,	総務常	壬委員長	報告		160
	討	論	菊地議員	l	162
	討	論	斎藤(博	〕(議員	163
	討	論	上野議員	l	163
ŧ	采 注	夬			164
×	经済常付	壬委員長	長報告		164
ŧ	采 注	夬			166
<u> </u>	厚生常何	壬委員長	報告		166
	討	論	若見議員	l	167
ŧ	采 注	夬			168
3	建設常信	壬委員長	報告		169
	討	論	新谷議員	l	170
ŧ	采 注	夬			171
ī	市立病障	院調査特	<b>持別委員長</b>	報告	171
	討	論		l	
ŧ	采 注	夬			174
È	議員定義	数等に関	する特別	J委員長報告	174
	討	論		Į	
	討	論	斉藤 ( 陽	号)議員	179
	議事	進行につ		北野議員	
	議事	進行につ	いて	斉藤(陽)議員	181
	議事	進行につ		高橋議員	
	討	論		1	
	討	論		1	
	討	論		1	
ŧ		-	-		
1	日程第			2号ないし第34号	
	提案詞			、3 3 市長)	
ŧ	采 氵	夬			
1	日程第	第 4		「研修センター組合議会議員の選挙	
1	日程第			皇業委員会委員の推薦	
1	日程第			第1号ないし第13号	
	提案記	説明	•	3、5 古沢議員)	
	提案詞	説明		佐々木(勝)議員)	
	提案詞	説明	(意6	前田議員)	190

	討	論	斉藤 ( 陽 ) 議員	191
	討	論	新谷議員	191
	討	論	斎藤(博)議員	194
捋	<del>,</del>	決		195
1	日程	第7	議員の辞職	195
1	閉	会		195

# 議事事件一覧表

						<b>改争争</b> 什一見衣
議案	<u>!</u>					
<b>·</b>	議 議	案案案	第第第	1 2 3	号 号 号	平成18年度小樽市一般会計補正予算 平成18年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算 平成18年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
	議議議議議	案案案案	第第第第第第第	4 5 6 7	号号号号号	平成18年度小樽市病院事業会計補正予算 平成18年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計補正予算 小樽市職員定数条例の一部を改正する条例案 小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案
	議議	案案	第第	8	号	小樽市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部 を改正する条例案 小樽市税条例の一部を改正する条例案
	議	案	第	10	号	小樽市手数料条例及び小樽市臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律 施行条例の一部を改正する条例案
	議議議議議議	案案案案案案	第第第第第第	14 15	号 号	小樽市知的障害児通園施設条例の一部を改正する条例案 小樽市福祉医療助成条例の一部を改正する条例案 小樽市病院事業条例の一部を改正する条例案 市立小樽病院高等看護学院条例の一部を改正する条例案 小樽市事業内職業訓練センター条例の一部を改正する条例案 小樽市駐車場条例の一部を改正する条例案
	議議	案案		17 18	号	小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案 小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正 する条例案
	議議議議議	案案案案案	第第第第第	19 20 21 22 23	号 号 号	小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案 小樽市民会館条例案 小樽市公会堂条例案 小樽市民センター条例案 小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案
	議議議議	案案案案	第第第第	24 25 26 27	号号号号	小樽市銭函パークゴルフ場条例案 新たに生じた土地の確認について 町の区域の変更について 動産の取得について 住民訴訟に係る弁護士費用の公費負担について
	議議議	案案案	第 第	28 29 30	号 号	小樽市議会議員定数条例の一部を改正する条例案 小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正 する条例案
	議議議議	案案案案	第第	31 32 33 34	등号号 号	小樽市非核港湾条例案 工事請負契約について 人権擁護委員候補者の推薦について 小樽市議会委員会条例の一部を改正する条例案
意見	意 見意 見	<b>業案案案</b>	第第	2	号 号	「 J R 不採用問題」の早期全面解決を求める意見書(案) 教育基本法改定に関する要望意見書(案) 若者の雇用対策の抜本的強化を求める意見書(案) 「米空軍嘉手納基地」の F 15戦闘機訓練の一部を航空自衛隊千歳基地に移 転・分数することに反対する意見書(案)
	意意意意意意意 見見見見見見見見見見見見見見	案案案案案案案案	第第第第第第	6 7 8 9 10 11	号号号号号号	転・分散することに反対する意見書(案) 米軍再編と3兆円負担に関する要望意見書(案) 道路整備に関する意見書(案) 新聞の「特殊指定」制度の堅持を求める意見書(案) 医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書(案) 脳せき髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書(案) 自治体財政の充実・強化を求める意見書(案) 義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書(案)
		書案書案				米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書(案) 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律・及び「貸金業の担制等に関する法律・の改正を求める

# 請願

、請願第7号出資法の上限金利の引下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出方について

意見書(案)

締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める

陳 情 第 175 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 176 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 177 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 第 178 号 陳 情 第 179 号 陳 情 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 180 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 第 181 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 情 陳 第 182 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 情 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 183 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 184 号 陳 情 第 185 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 186 号 第 187 号 陳 小樽市室内水泳プールの存続方について 情 陳 第 188 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 情 陳 第 189 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 情 陳 情 第 190 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 192 号 陳 第 193 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 情 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 194 号 陳 情 第 195 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 196 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 第 197 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 情 小樽市室内水泳プールの存続方について 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 第 198 号 情 陳 第 199 号 情 陳 情 第 200 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 第 201 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 情 陳 第 202 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 情 第 203 号 陳 小樽市室内水泳プールの存続方について 情 陳 情 第 204 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 第 205 号 情 陳 情 第 207 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 第 208 号 陳 情 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 第 209 号 情 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 210 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 第 211 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 情 小樽市室内水泳プールの存続方について 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 第 212 号 情 陳 第 213 号 情 第 214 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 215 号 第 216 号 陳 情 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 217 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 第 218 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 219 号 陳 情 小樽市室内水泳プールの存続方について 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 220 号 陳 情 第 221 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 第 222 号 情 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 第 224 号 情 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 第 225 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 情 第 227 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 229 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 第 230 号 情 第 232 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 陳 情 第 233 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 235 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 236 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 237 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 小樽市室内水泳プールの存続方について 第 238 号 陳 情 陳 情 第 239 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 第 240 号 陳 情 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 第 241 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 情 陳 第 242 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 情 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 243 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 244 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 245 号

情 第 246 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 247 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 第 248 号 陳 情 小樽市室内水泳プールの存続方について 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 第 249 号 情 第 250 号 陳 情 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 251 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 252 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 第 253 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 情 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 第 254 号 情 陳 情 第 255 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 256 号 陳 情 第 257 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 第 258 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 第 259 号 陳 小樽市室内水泳プールの存続方について 情 第 260 号 陳 情 新市立病院新築計画建設候補地について 第 261 号 新市立病院新築計画建設候補地について 陳 情 陳 情 第 262 号 新市立病院新築計画建設候補地について 新市立病院新築計画建設候補地について 陳 第 263 号 情 陳 第 264 号 情 新市立病院新築計画建設候補地について 陳 情 第 265 号 新市立病院新築計画建設候補地について 第 266 号 陳 情 新市立病院新築計画建設候補地について 陳 情 第 267 号 新市立病院新築計画建設候補地について 陳 情 第 268 号 新市立病院新築計画建設候補地について 陳 第 269 号 新市立病院新築計画建設候補地について 情 第 270 号 陳 情 新市立病院新築計画建設候補地について 陳 情 第 271 号 新市立病院新築計画建設候補地について 陳 第 272 号 情 新市立病院新築計画建設候補地について 第 273 号 陳 情 新市立病院新築計画建設候補地について 第 274 号 陳 新市立病院新築計画建設候補地について 情 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 275 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 第 278 号 陳 情 陳 情 第 279 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 第 280 号 陳 情 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 第 281 号 情 小樽市室内水泳プールの存続方について 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 282 号 陳 第 283 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 情 陳 第 284 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 情 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 第 285 号 情 陳 情 第 286 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 287 号 第 288 号 陳 情 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 289 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 第 290 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 陳 情 第 291 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 292 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 第 293 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 情 陳 第 294 号 情 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 295 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 第 296 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 情 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 第 297 号 情 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 298 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 第 299 号 陳 情 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 300 号 陳 情 第 301 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 第 302 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 情 陳 情 第 303 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 304 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 305 号 陳 情 第 306 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 307 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 第 308 号 情 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 第 309 号 情 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 310 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 第 311 号 小樽市室内水泳プールの存続方について 情 小樽市室内水泳プールの存続方について 陳 情 第 312 号 陳 情 第 313 号 小樽市室内水泳プールの存続方について

```
第 315 号
               小樽市室内水泳プールの存続方について
陳
   情
       第 316 号
               小樽市議会議員定数削減方について
陳
       第 317 号
               小樽市室内水泳プールの存続方について
               小樽市室内水泳プールの存続方について
陳
       第 318 号
   情
陳
       第 319 号
   情
               小樽市室内水泳プールの存続方について
陳
   情
       第 320 号
               小樽市室内水泳プールの存続方について
       第 321 号
陳
   情
               小樽市室内水泳プールの存続方について
陳
       第 322 号
               小樽市室内水泳プールの存続方について
   情
陳
       第 323 号
               小樽市室内水泳プールの存続方について
   情
              小樽市室内水泳プールの存続方について
小樽市室内水泳プールの存続方について
陳
   情
       第 324 号
陳
   情
       第 325 号
陳
   情
       第 326 号
               小樽市室内水泳プールの存続方について
               小樽市室内水泳プールの存続方について
陳
       第 327 号
   情
       第 328 号
陳
               小樽市室内水泳プールの存続方について
   情
陳
       第 329 号
               小樽市室内水泳プールの存続方について
   情
陳
       第 330 号
               小樽市室内水泳プールの存続方について
   情
               小樽市室内水泳プールの存続方について
陳
   情
       第 331 号
               小樽市室内水泳プールの存続方について
       第 332 号
陳
   情
陳
       第 333 号
               小樽市室内水泳プールの存続方について
   情
陳
   情
       第 334 号
               小樽市室内水泳プールの存続方について
陳
       第 335 号
               小樽市室内水泳プールの存続方について
   情
陳
   情
       第 336 号
               小樽市室内水泳プールの存続方について
陳
       第 337 号
               小樽市室内水泳プールの存続方について
   情
              小樽市室内水泳プールの存続方について
小樽市室内水泳プールの存続方について
陳
       第 338 号
   情
       第 339 号
陳
   情
陳
   情
       第 340 号
               小樽市室内水泳プールの存続方について
陳
       第 341 号
               小樽市室内水泳プールの存続方について
   情
               小樽市室内水泳プールの存続方について
       第 342 号
陳
   情
       第 343 号
陳
               小樽市室内水泳プールの存続方について
   情
               小樽市室内水泳プールの存続方について
陳
   情
       第 344 号
               小樽市室内水泳プールの存続方について
陳
       第 345 号
   情
陳
   情
       第 346 号
               小樽市室内水泳プールの存続方について
               小樽市室内水泳プールの存続方について
陳
   情
       第 347 号
陳
       第 348 号
               米空母「キティホーク」及びイージス艦「カウペンス」小樽港入港反対方
               について
       第 349 号
               米空母「キティホーク」の入港拒否方について
陳
   情
陳
       第 350 号
               民間港小樽港への米空母「キティホーク」の入港拒否方について
   情
               米艦・キティホークとカウペンスの入港拒否方について
       第 351 号
陳
   情
陳
   情
       第 352 号
               米空母キティホーク及び随伴艦カウペンスの小樽港入港拒否方について
               米空母キティホーク入港拒否方について
陳
   情
       第 353 号
               米空母キティホーク入港拒否方について
陳
   情
       第 354 号
陳
   情
       第 355 号
                蘭島、塩谷、銭函郵便局における集配業務の継続を求める意見書」提出
               方について
               米第7艦隊空母キティホークと随伴艦カウペンスの小樽港入港に反対する
陳
   情
       第 356 号
               決議方について
       第 357 号
               障害者自立支援法の施行に伴う要望方について
陳
   情
陳
       第 358 号
   情
               新小樽病院の現在地もしくは中心部への建設方について
       第 359 号
               米空母キティホーク入港拒否方について
陳
   情
陳
       第 360 号
               米空母キティホーク入港拒否方について
   情
               米空母キティホーク入港拒否方について
陳
       第 361 号
   情
               米空母キティホーク入港拒否方について
       第 362 号
陳
   情
               小樽港への米空母「キティホーク」の入港拒否方について
       第 363 号
陳
   情
               小樽市室内水泳プールの存続方について
陳
   情
       第 364 号
陳
   情
       第 365 号
               小樽市室内水泳プールの存続方について
陳
   情
       第 366 号
               小樽市室内水泳プールの存続方について
陳
   情
       第 367 号
               小樽市室内水泳プールの存続方について
               小樽市室内水泳プールの存続方について
       第 368 号
陳
   情
              小樽市室内水泳プールの存続方について
       第 369 号
陳
   情
陳
   情
       第 370 号
               小樽市室内水泳プールの存続方について
陳
       第 371 号
               小樽市室内水泳プールの存続方について
   情
陳
       第 372 号
   情
               小樽市室内水泳プールの存続方について
```

# 質 問 要 旨

#### 会派代表質問

菊地議員(6月13日1番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者並びに議案第29号提出者

- 1 米艦船キティホーク入港問題について
- 2 財政問題について
- 3 市立小樽病院の新築に関して
- 4 小樽市室内水泳プールとまちづくりに関して
- 5 教育基本法並びに学校適正配置計画に関して
- 6 介護保険について
- 7 老人医療(高額医療費の返還)について
- 8 議案第29号に関して
- 9 その他

佐々木(茂)議員(6月13日2番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 総合計画について
- 2 財政問題について
- 3 北海道新幹線について
- 4 まちづくり三法改正について
- 5 学校評価、ガイドラインについて
- 6 児童生徒の安全対策について
- 7 その他

森井議員(6月14日1番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長、選挙管理委員会委員長及び関係理事者

- 1 市立病院について
- 2 あおばとプランに伴って
- 3 退職手当について
- 4 議会の活性について
- 5 職員の人事異動及び昇進について
- 6 景観について
- 7 海の感じる散策路

- 8 観光から交流へ
- 9 選挙の開票について
- 10 その他

秋山議員(6月14日2番目) 答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 小樽市の財政再建問題について
- 2 小樽公園再整備基本計画について
- 3 ごみの減量化・有料化に関して
- 4 AED(自動体外式除細動器)の設置について
- 5 アレルギー性疾患対策について
- 6 教育問題について
- 7 その他

斎藤(博)議員(6月14日3番目) 答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 道州制特区問題について
- 2 高年齢者雇用安定法の改正について
- 3 個人情報保護条例について
- 4 指定管理者制度について
- 5 障害者自立支援法について
- 6 新博物館建設について
- 7 学習到達度調査について
- 8 小樽港の平和利用について
- 9 その他

#### 一般質問

山口議員(6月15日1番目) 答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 新博物館基本計画について
- 2 歩道橋撤去について
- 3 議会活性化の試みについて
- 4 その他

#### 横田議員(6月15日2番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 景観行政について
- 2 安全・安心なまちづくり条例について
- 3 学校施設の耐震診断について
- 4 学校の職員会議について
- 5 その他

#### 上野議員(6月15日3番目)

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 任期最終年の市長の政治姿勢について
- 2 市立病院の統合新築について
- 3 その他

# 北野議員(6月15日4番目)

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 障害者自立支援法実施に伴う諸問題について
- 2 旧マイカル小樽をどうするのか
- 3 稲穂1丁目再開発地区から、政策投資銀行が撤退した問題について
- 4 その他

# 大畠議員(6月15日5番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 後を絶たぬ公金横領事件について
- 2 小樽市公設青果地方卸売市場について
- 3 小樽水族館の改築について
- 4 北海道ワイン観光ゾーン整備計画について
- 5 マリンウェーブ小樽について
- 6 外航船客公共待合所について
- 7 国保について
- 8 小樽市消防長期構想について
- 9 その他

# 高橋議員(6月15日6番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 下水道の更新計画に関連して
- 2 小樽市畜犬取締り及び野犬掃とう条例の運用について
- 3 新博物館について
- 4 その他

# 若見議員(6月15日7番目)

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 次世代育成支援行動計画関連
  - (1) きめ細やかな計画を
  - (2) 市民の反応など
- 2 保育事業関連
  - (1) 保育料軽減
  - (2) 特別保育事業の見通し
  - (3) 休日保育実施にむけて
  - (4) 認可外保育施設への補助金支出基準
- 3 乳幼児医療助成制度関連
  - (1) 医療費全額助成に
  - (2) 市外でも現物給付を
  - (3) 窓口対応の統一を
- 4 その他

平成18年 第2回定例会会議録 第1日目 小樽市議会

# 平成18年6月9日

111	ᅉᆍᄆ	-	~	1	$\leftarrow$	`
山	席議員	(	3		台	)

- HJ~	- ( -	/			
	1番	上	野	正	之
	3番	Щ	田	雅	敏
	5番	井	Ш	浩	子
	7番	若	見	智	代
	9番	<b>小</b>	林	栄	治
1	1番	大	畠		護
1	3番	横	田	久	俊
1	5番	佐 々	木		茂
1	7番	Щ	П		保
1	9番	武	井	義	恵
2	1番	古	沢	勝	則
2	3番	大	竹	秀	文
2	5番	見 楚	谷	登	志
2	7番	中	畑	恒	雄
2	9番	斉	藤	陽一	良
3	1番	佐	野	治	男

2番 森 井 秀 明 真 智 子 4番 小 前 6番 友 三 郎 吹 田 8番 菊 地 葉 子 10番 大 橋 弘 12番 前 田 清 貴 14番 成 田 晃 司 16番 斎 行 藤 博 18番 佐々木 勝 利 20番 新 谷 ۲ し 22番 北 野 義 紀 24番 松 世 本 光 26番 子 久 末 恵 橋 28番 高 克 幸 子 30番 秋 Щ 京 32番 佐 藤 利 幸

# 欠席議員(0名)

#### 出席説明員

п	/15=						
市			長	山	田	勝	麿
教	Ĩ	ì	長	菊			譲
総	務	部	長	Щ	田		厚
財	政	部	長	磯	谷	揚	_
市	民	部	長	佃		信	雄
保	健	所	長	外	岡	立	人
建	設	部	長	嶋	田	和	男
小事	樽 務	病局	院 長	小庫	圣米	文	仁
教	育	部	長	山	岸	康	治
	役職 会 計			宮	腰	裕	=
財政	女部貝	才政訓	果長	堀	江	雄	_

助 役 鈴 木 忠 昭 水 道 局 長 工 藤 利 典 総務部参事 吉川勝久 経 済 部 安 達 栄次郎 長 福 祉 部 長 中 町 悌四郎 環 境 部 本 間 達 郎 長 港湾部 長 山崎範夫 消 防 長 仲谷正人 監 査 委 員 事 務 局 長 中 塚 茂 総務部総務課長 田中泰彦

# 議事参与事務局職員

事務局長 松川明充 事務局次長 三浦波人 石 崎 政 嗣 庶 務 係 長 議事係長 佐 藤 正 樹 調査係長 関 朋 至 記 北 出 晃 也 書 書 記 記 島 谷 和 大 大 﨑 公 義 書 書 記 松 原 美千子 書 記 村 中 香 織

# 開会 午後 1時00分

**議長(中畑恒雄)** これより、平成18年小樽市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、上野正之議員、斉藤陽一良議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から6月28日までの20日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第31号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第28号について、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

#### 議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

**市長(山田勝麿)** ただいま上程されました各案件について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号から議案第5号までの平成18年度各会計補正予算について説明申し上げます。

このたびの補正予算の主なものといたしましては、一般会計では、小樽公園再整備事業費として実施 設計費と工事費を計上したほか、(仮称)新博物館整備事業費として展示・内装工事等に係る実施設計 費を計上いたしました。

また、老朽化している車両の更新経費として、ロータリ除雪車、化学消防ポンプ自動車及び高規格救 急自動車並びにスクールバスの更新経費を計上いたしました。

以上に対する財源といたしましては、それぞれ歳出に対応する国庫支出金、財産収入、寄付金、繰入 金、諸収入、市債を計上いたしました。

また、市税におきましては、たばこ税の7月1日からの税率変更に伴う増収見込み分を計上いたしま した。

これにより、平成18年度予算で形式計上した諸収入の額は、1,589万7,000円の減となり、14億3,410万3,000円となりました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに1億4,169万5,000円の増となり、財政規模は629億3,536万円となりました。

今年度の財政運営につきましては、さきの第1回臨時会で議決いただきましたとおり、平成17年度の 赤字額を引き継ぐこととなり、なお一層厳しいものとなっております。今後の行財政運営に当たっては、 「財政再建推進プラン実施計画」による取組を着実に実行し、財政健全化を成し遂げていきたいと考え ております。

次に、特別会計につきましては、港湾整備事業では、ひき船業務について業務の効率化を図るため、本年9月より2隻から1隻体制に変更するのに伴い、業務委託料などの関係経費のほか、用船料と保守管理業務委託料の債務負担行為などの所要の補正を計上いたしました。

また、住宅事業では、オタモイ住宅3号棟及び4号棟の建設に必要となる測量等の関係経費を計上いたしました。

企業会計につきましては、病院事業では高等看護学院の旧堺小学校への移転経費等を計上いたしまし

た。

また、産業廃棄物等処分事業では、北海道循環資源利用促進税の導入に伴い、計量システムのプログラムを変更する経費を計上いたしました。

次に、議案第6号から議案第28号までについて説明申し上げます。

議案第6号職員定数条例の一部を改正する条例案につきましては、職員の定数を変更するとともに、 所要の改正を行うものであります。

議案第7号職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案につきましては、消防職員に対する退職手 当の加算措置を廃止するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第8号市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案に つきましては、地方公務員災害補償法の一部改正に準じ、通勤災害補償に係る通勤の範囲を改定すると ともに、障害者自立支援法及び刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴う所要の改正等を 行うものであります。

議案第9号市税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税について、所得割の税率を改定し、国からの税源移譲に伴う負担増を調整するための規定を設け、及び定率減税を廃止するとともに、市たばこ税の税率を改定するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第10号手数料条例及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案につきましては、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第11号知的障害児通園施設条例の一部を改正する条例案につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、さくら学園の通園の許可及び通園料に係る規定を設け、及び通園対象児童に係る規定を改定するとともに、指定管理者に通園の許可に関する業務を行わせるほか、所要の改正を行うものであります。

議案第12号福祉医療助成条例の一部を改正する条例案につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、助成対象者の範囲を拡大するとともに、標準負担額についての規定を改正するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第13号病院事業条例の一部を改正する条例案につきましては、小樽病院の病床数を変更するものであります。

議案第14号小樽病院高等看護学院条例の一部を改正する条例案につきましては、小樽病院高等看護学院を移転するものであります。

議案第15号事業内職業訓練センターの一部を改正する条例案につきましては、事業内職業訓練センターを移転するものであります。

議案第16号駐車場条例の一部を改正する条例につきましては、駅前広場駐車場に回数駐車券制による 駐車場利用料金を設定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第17号港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案につきましては、ひき船の更新に伴い、その使用料を改定するとともに、小樽港と石狩湾新港間のひき船回航費用に係る回航料を新たに設けるものであります。

議案第18号非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、退職報償金の額を 改定するものであります。

議案第19号消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきましては、非常勤消防団員等

に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額等を改定するとともに、障害者自立 支援法及び刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴う所要の改正を行うものであります。

議案第20号市民会館条例案、議案第21号公会堂条例案及び議案第22号市民センター条例案につきましては、利用料金制を導入して、それぞれの施設の管理を指定管理者に行わせるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第23号市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、市営住宅等の管理を指定管理者に行わせるとともに、桜 E 住宅駐車場を増設するものであります。

議案第24号銭函パークゴルフ場条例案につきましては、新たに条例を制定し、利用料金制を導入して 銭函パークゴルフ場の管理を指定管理者に行わせるものであります。

議案第25号新たに生じた土地の確認につきましては、国及び石狩湾新港管理組合が施工した石狩湾新港の公有水面埋立てのしゅん功等により生じた土地16万2,817.97平方メートルについて、確認するものであります。

議案第26号町の区域の変更につきましては、議案第25号により確認する土地を銭函5丁目に編入する ものであります。

議案第27号動産の取得につきましては、指定ごみ袋(その2)394万枚を3,182万5,500円をもって小樽 市色内2丁目4番11号株式会社丸大大聖商店から取得するものであります。

議案第28号住民訴訟に係る弁護士費用の公費負担につきましては、小樽築港駅舎無償譲渡に係る損害 賠償請求事件において、地方自治法等の一部を改正する法律附則第4条の規定により、なお従前の例に よることとされる同法第1条の規定による改正前の地方自治法第242条の2第8項の規定により、弁護士 費用を負担するものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(中畑恒雄) 次に、議案第29号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 2番、森井秀明議員。

(2番 森井秀明議員登壇)(拍手)

**2番(森井秀明議員)** 提案者を代表し、議案第29号小樽市議会議員定数条例の一部を改正する条例 案の提案説明を行います。

まず、住民基本台帳における人口の減少比率をお伝えいたします。

18年4月時点で平成15年4月期から見て3.76パーセント減少し、人口が大幅に減少していることが否めません。既に5月の人口動向も出ており、5月期で計算をすると3.89パーセントとなり、まもなく減少率が4パーセントに到達しようとしています。4人減をしたときの前期よりもペースを超える勢いとなっております。このペースで人口減少が進んでいる中で、「今期は減らさない」とはならないと考えます。

さて、今までの定例会でも話させていただきましたが、道内他都市で小樽市と人口が類似している都 市の議員の人口割合について改めて話させていただきます。

今回、合併された釧路市、北見市は、合併特例により議員の数が膨らんでいますので、10万人から20 万人都市の法定上限数で計算させていただきます。資料としては一番の近況で算出するために各自治体 のホームページより算出しております。

まずは、議員定数が小樽市と同じ二つの都市、苫小牧市で人口17万3,263人で5,414人に1人、帯広市は人口が17万1,212人で5,350人に1人です。小樽市の議員定数が同じ都市の中では、どちらも小樽市よ

り人口規模は大きく、小樽市だけが突出して下回っています。次に、釧路市は19万3,655人であり、法定上限定数34人で割ると5,695人に1人、小樽市より人口規模の小さい北見市と江別市ですが、北見市が議員の法定上限定数34人で割ると人口が12万8,528人ですので3,780人に1人、江別市は定数が29名で人口が12万4,193人ですので4,282人に1人となります。この小樽市を除く北海道10万都市5都市の平均は4,904人に1人となります。限りなく5,000人に近い数字で推移しており、私たちが主張する約5,000人に1人という議員数はやはり妥当ではないかと考えております。

現在の小樽市の状況は、14万1,921人で定数が32名ですから4,435人に1人の割合となり、これらの平均を大きく下回っています。改めて強調いたしますが、小樽市以外のほかの10万都市は急激な人口減少が起きておりません。このことはやはり重く受け止めなければならないのではないでしょうか。

では、前回、前々回と同じように、小樽市の人口について平成19年、来年の改選時期において14万人を切るという可能性が前期よりもリアルになってきております。改選時期の人口を約14万人と勘案し5,000人で割りますと、やはり28と割り出されると思います。つまり、次の改選期、また、今後の人口流動を考慮すると、この28という数字が小樽市でのより適正な議員数と考えるのが本来かと思います。

また、過去の経緯からの人口と議員定数の関係も改めてお話しさせていただきます。

昭和22年から選挙が行われ、昭和58年まで議員定数は40人でありました。昭和61年に36人、平成15年に32人と定数が切り替わっていることは御承知のとおりです。議員1人当たりの人口割合は、改選期で一番市民負担が軽減されていたのが昭和38年であり議員1人当たり5,169人、また、定数改正後の中では昭和62年の4,789人となっており、やはり約5,000人という数字が検討する上での基準値となり得ると思います。

このような状況に対し、現状維持という主張は論外かと思います。全国での状況は前回の定例会でもお伝えし、そのときから大きな変動はしておりませんが、改めて確認の上で説明いたしますが、全国735市のうち合併に携わっていない10万人から20万人都市118都市の議員定数の平均は28.54人であります。前回、前々回の定例会でも話させていただきましたが、この人口との対比から考えても、また、別な角度から見ても議員を現状から減らすという考え方に行き着くのは当然であり、基準として28人という人数はやはり適切な人数であると確信いたします。

今定例会で3度目の提案となります。私たち公明党と平成会から提案している内容は、今まで2度提案した内容と相違はありません。今まで2度否決されましたが、市民の意思を酌んだ上での提案であると私たちは信じております。今期こそ皆さんの同意を得られることを強く期待し、提案説明とさせていただきます。(拍手)

**議長(中畑恒雄)** 次に、議案第30号及び第31号について、提出者から提案理由の説明を求めます。 (「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇)(拍手)

20番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、議案第30号及び第31号の提案説明を行います。 議案第30号は、小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案 です。

日本共産党は、3月の第1回定例会において、市民の暮らしや営業を守るために、石狩湾新港管理組合負担金や土地開発公社の土地処分などに加え、議員報酬を削減してその予算に充てるよう、予算修正案を提案いたしました。

今、市民は、さまざまな負担増で生活は厳しさを増し、商店や多くの営業の方々は、政府の言う景気

回復を実感するにはほど遠い状況下にあります。

小泉政権発足以来2005年度までの4年間で実施された国民負担増は実に6兆7,400億円、高齢者に押し寄せる雪だるま負担増、障害者自立支援どころか自立阻害になる厳しい負担増など、弱者切捨ての政治が進められております。この上、3年間でさらに7兆円もの負担を押しつけられては、市民生活はますます厳しくなるのは明白です。

これに対し、市民の福祉増進を図るのが地方自治体の役割であります。しかし、小樽市は、これまで市民と市職員に53億円もの負担をかぶせてきました。これは小樽市独自の問題と小泉内閣の三位一体改革で地方交付税大幅削減にあることは、先日の臨時会で述べたとおりです。

マイカル誘致の破たんなどでの借金の重圧に加え、市税収入の落ち込みなどで財政難に陥り、平成15年に市民と職員犠牲の財政健全化計画を立てたものの、三位一体改革で地方交付税の大幅削減でとんざしてしまい、さらにこれから市民負担、職員負担がかけられようとしています。政府に対しては、地方自治体いじめの地方交付税削減をやめさせるよう、議会として総力を挙げて取り組むときであると思います。

あわせて市民生活や営業を守る市政にするため、税金の使い方などをしっかりとチェックしなければならないのは当然の責務です。我が党は、こうした議会としての役割をしっかりと果たし、活発な議会にするためには、地方自治法で定められている現在の議員数は必要だと考えます。定数削減案の皆さんは、財政が大変だから議会費を削減するとして、議員4人を削減し、議会も身を削らなければならないと言っていますが、我が党は、身を削るというのであれば、議員報酬削減が最も適切と考えます。議員定数は憲法で義務づけられている住民の権利です。議員報酬を削らず議員定数を削減するのは、議員みずからは身を削らず、市民の権利を削ることになるのではないでしょうか。我が党は、さきに述べた予算修正案のように、議員報酬削減分で市民負担を軽減したいと考えております。議員報酬は7パーセント削減、期末手当については100分の20の加算を廃止することで、今期議会を構成した2003年度当初と比べ、1年間で3,900万円の財政効果が生み出されます。これはちょうど議員4人分に当たるものです。これ以上の市民負担を負わせないという立場で市民に課した痛みを共有して頑張ることが、今、議会としてできることではないでしょうか。

以上、提案理由を述べましたが、議員各位の賛同をぜひお願いいたします。

次に、議案第31号は、小樽市非核港湾条例案です。

5月29日と30日に小樽海上保安部から米空母キティホークと随伴艦のミサイル巡洋艦カウペンスの小樽港入港に関して、バース手配の要請があったことが発表され、市内をはじめ市外の平和団体から小樽市に対して入港反対を強く求める申入れがされております。

キティホークは、核兵器を装備できる最精鋭航空戦闘機72機を艦載しているほか、主要装備であるシースパローランチャーM K 29は最新のミサイルで、沿岸地域を攻撃する戦術核兵器であることは明白です。キティホークはイラク戦争に参戦し、昼夜を問わず爆撃機を発進し、町を破壊し、大勢の罪のない人たちが犠牲になったのは周知の事実です。人口500万人の首都バグダッド周辺には、湾岸戦争で投下された300トン以上の劣化ウラン弾が投下され、その被害ははかり知れません。劣化ウラン弾は、湾岸戦争で投下され、とりわけ小さな子供たちに後遺症として白血病、がん、先天異常を引き起こし、経済封鎖と相まって、湾岸戦争後12年間で5歳以下の子供たち約65万人もが犠牲になったと言われています。イラク戦争での劣化ウラン弾後遺症は、今後明らかになってくると思います。キティホークの随伴艦カウペンスは、トマホーク、魚雷、ハープーンのミサイル発射装置などの兵器と装備を持ち、イラク戦争では攻撃の先陣を切り、真っ先に巡航ミサイルのトマホークを撃ち込みました。

今、正義も大義もないイラク戦争を引き起こしたアメリカに対し、世界じゅうから、そしてアメリカ国内でもその責任が大きく問われています。1960年就役以来、ベトナム戦争、湾岸戦争、イラク戦争と数々の戦争に参戦し、殺りくを繰り返した空母キティホーク及び随伴艦の小樽港入港は、到底認められるものではありません。今日6月9日が港湾施設使用許可の回答希望日となっていますが、絶対に認めないように強く要望するものです。

さて、キティホークは2008年に退役し、母港である横須賀に新たに原子力空母が配備される計画が進められています。原子力空母は、動く原子力発電所の設置と同じで、放射能汚染という取り返しのつかない事態が起こる可能性があります。専門家の話によると、一つ、狭い艦内のために放射能事故を防ぐ構造も余裕もないこと、二つ目に、絶えず波に揺れ、艦載機の離着陸の衝撃にさらされる危険があること、三つ目に、軍事的必要性から無理な出力調整が余儀なくされること、原子炉は出力の取下げのときに異常を生む危険性が高いとされ、チェルノブイリ事故も出力調整が引き金になったと言われています。広島、長崎に原爆が投下され、いまだに被爆の苦しみが続いている中、このような危険な原子力空母が横須賀を母港として小樽港への入港が常態化されることは、絶対に認められないものです。1982年6月28日、小樽市議会が満場一致で核兵器廃絶平和都市宣言を採択し、高らかに宣言をいたしました。この宣言を実効あるものにし、市民の命と安全、財産を守り、小樽港が平和な商業港として発展するためにも、今こそ非核港湾条例を制定すべきときではないでしょうか。

議員各位の賛同を重ねてお願いして、提案説明といたします。(拍手)

議長(中畑恒雄) 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明6月10日から6月12日まで3日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時26分

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議長 中畑 恒雄

議員上野正之

議員斉藤陽一良

平成18年 第2回定例会会議録 第2日目 小樽市議会

# 平成18年6月13日

出席議員	7	2名)
山冲哦只	( )	2 TD /

-	-			
番	上	野	正	之
番	Щ	田	雅	敏
番	井	Ш	浩	子
番	若	見	智	代
番	小	林	栄	治
番	大	畠		護
番	横	田	久	俊
番	佐々	木		茂
番	Щ	П		保
番	武	井	義	恵
番	古	沢	勝	則
番	大	竹	秀	文
番	見 楚	谷	登	志
番	中	畑	恒	雄
番	斉	藤	陽一	良
番	佐	野	治	男
	番番番番番番番番番番番番番番番	番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番	番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番	番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番

2番 森 井 秀 明 真 智 子 4番 小 前 6番 友 三 郎 吹 田 8番 菊 地 葉 子 10番 大 橋 弘 12番 前 田 清 貴 14番 成 田 晃 司 16番 斎 行 藤 博 18番 佐々木 勝 利 20番 新 谷 ۲ し 22番 北 野 義 紀 24番 松 世 本 光 26番 子 久 末 恵 橋 28番 高 克 幸 子 30番 秋 Щ 京 32番 佐 藤 利 幸

# 欠席議員(0名)

#### 出席説明員

市			長	Щ	田	勝	麿
教	育		長	菊			譲
総	務	部	長	Щ	田		厚
財	政	部	長	磯	谷	揚	_
市	民	部	長	佃		信	雄
保	健	所	長	外	岡	立	人
建	設	部	長	嶋	田	和	男
小事	樽 務	病局	院 長	小車	小軽米		仁
教	育	部	長	Щ	岸	康	治
収入役職務代理者 ( 会 計 室 長 )				宮	腰	裕	=
財政部財政課長				堀	江	雄	=

助 役 鈴 木 忠 昭 水 道 局 長 工 藤 利 典 総務部参事 吉川勝久 経 済 部 安 達 栄次郎 長 福 祉 部 長 中 町 悌四郎 環 境 部 本 間 達 郎 長 港湾部 長 山崎範夫 消 防 長 仲谷正人 監 査 委 員 事 務 局 長 中 塚 茂 総務部総務課長 田中泰彦

# 議事参与事務局職員

事 務 局 長 松川明充 事務局次長 三浦波人 庶 務 係 長 石 崎 政 嗣 議事係長 佐 藤 正 樹 調査係長 関 朋 至 記 北 出 晃 也 書 書 記 記 島 谷 和 大 大 﨑 公 義 書 書 記 松 原 美千子 書 記 村 中 香 織

#### 開議 午後 1時00分

議長(中畑恒雄) これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、山田雅敏議員、山口保議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第31号」を一括議題といたします。

これより、会派代表質問を行いますが、菊地議員の代表質問において、議案第29号の提出者に対し答 弁が求められておりますので、議案の提出者の皆様は答弁席に御着席願います。

それでは、質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

(8番 菊地葉子議員登壇)(拍手)

8番(菊地葉子議員) 日本共産党を代表して質問します。

初めに、米空母キティホークの小樽港への寄港についてお伺いします。

7月1日から5日までの入港を予定し、バース手配依頼の照会がありました。この問題で、我が党はいち早く港湾施設使用は拒否するよう申入れをしたところです。米空母キティホークは御存じのように、ベトナム、アフガン、イラク戦争の先頭に立ってきた第5空母航空団、約80機を搭載する米第7艦隊の主力空母です。小樽港の軍港化を懸念する市民団体からも、寄港反対の申入れ、陳情も寄せられています。小樽方式と言われている米艦船入港への対応は、一つには核兵器搭載の有無の確認ができること、二つには商船荷役に支障を来さないこと、三つ目に港湾の安全性が確保されること。小樽港への米艦船の入港は、1961年7月からの45年間で66回、インディペンデンス入港以来空母のバース要請は3回目です。実態として、核兵器搭載の有無については、外務省への問い合わせでの確認と米総領事館への照会にとどまり、係留施設は船舶の入港が少なく、あいていることが多く、三つ目の入港に際しての港湾の安全は、2度の空母の入港でクリアされており歯止めにはなっていません。米艦船入港に際して、検討を要するとする三つの基準では、結局は入港に歯止めをかけることができないのではないでしょうか、お伺いします。

現実に進行している米軍基地再編・強化と憲法改悪との問題でも、大いに問題があります。在日米軍再編計画の最終報告は、その特徴の一つが在日米軍部隊の殴り込み能力を一段と強化することにあります。さらに、海外での米軍と自衛隊との共同作戦を可能にする体制を強化することが強調されていることです。米軍再編計画のねらいは、日本を米国と共同で海外で戦争する国につくりかえることにあるのは、明白になってきています。しかし、憲法第9条がある限り、それは不可能です。アーミテージ前米国務副長官が地球規模の役割を果たすよう憲法第9条を変えよと求めたように、今回の米軍再編は改憲を実態から先取りしようとするもので、改憲へのロードマップと一体化している、その計画上に小樽港への米艦船寄港のたび重なる要請があるとすれば、このような策動を許すわけにはいかないと考えるものです。

さて、乗組員の犯罪から市民を守らなければなりません。空母キティホークの乗組員が凶暴な事件を相次いで起こしています。昨年12月には、東京都八王子市で女性兵士が児童をひき逃げ、今年1月には、男性水兵が横須賀市内で強盗殺人事件を起こし、基地のある地域住民に大きな不安と強い衝撃を与えています。なぜ、繰り返し凶悪な犯罪が起きるのでしょうか。キティホークの乗組員は、2003年開始のイラク戦争で艦載機から繰り返しイラク本土を無差別に攻撃し、多数の民間人を殺りくしています。常時、戦時下に置かれる乗組員のストレス、心身症的な状況と凶悪的事件の関係は否定できません。小樽港へ

の入港が友好・親善と称しても、市民にとってははかり知れない不安の日々を送らなければなりません。 平和を願う市民感情を尊重していただき、何よりも住民の安全に責任を負う立場から、市長は港湾管理 者として、きっぱりと港湾施設使用を拒否すべきです。見解をお聞かせください。

核搭載が疑われ、核搭載をしていないという証明ができない場合には、港湾使用を認めない姿勢を貫くことが何としても必要です。市長はこれまでにも入港再考の意思を伝えるなど、所定の手続を駆使して、米艦船の入港に歯止めをかけようとしてきました。その努力はことごとく覆されてきたわけですが、これまでの市長の努力が報われるためにも、現実的に効果のある神戸方式のような非核港湾条例の一日も早い制定が求められると考えます。市長の見解をお示しください。

次に、財政問題で何点かお尋ねします。

第1回定例会で、我が党の古沢議員の質問に、市長は、「我が国の経済状況は全体的には回復基調にありますけれども、地域間の格差はあるものと認識しております」と答えています。そのことを裏づけるように、北海道が2005年度決算で、道政史上初めての赤字となったその最大の原因は、法人事業税の伸び悩みであると高橋知事は説明しています。道外企業が順調に税収を伸ばしている反面、道内の企業からの税収が3年連続減少になることが、2005年度決算から明らかになりました。地域経済の格差は、雇用格差、生活格差など階層格差の一層の拡大を進行させています。小樽市の市民生活では、この10年間、経済格差がどのように広がっているのか、検証してみたいと思います。生活保護世帯では、平成7年、平成17年との比較で872人増えています。国保の加入世帯、平成6年、平成16年との比較で、1万2,243世帯増えています。市職員の平均給与、平成7年と平成16年の比較で21万円の減少です。数字を見る限りでも、市民生活の困窮ぶりは深刻だと考えますが、市長の見解をお示しください。

この深刻な地域間経済格差は、新自由主義経済を進めてきた小泉首相の構造改革路線の大きな負の遺産ではなかったでしょうか。市長はどのようにお考えでしょうか。

経済復興は、その6割を占める個人消費の伸びが大きなかぎと言われています。総務省が5月30日に発表した家計調査報告平成18年4月分速報では、全世帯の消費支出が名目で1.6パーセント、実質2パーセントの減少で4か月連続減少、勤労者世帯の実質収入は前年同月との比較で実質4.9パーセントの減少、6か月連続の減少と、国民にとって景気回復などほど遠いというのが実感ではないでしょうか。景気回復の遅れによる個人市民税の減少に加え、小泉内閣の三位一体改革による地方自治体の財源保障である地方交付税の削減が、行政サービスの低下を招いています。さて、第11回経済財政諮問会議で論議された内容は、人口と面積を基準に交付税を算定していくなど、課税客体が弱体だったり、豪雪地帯、山坂の多い小樽のような自治体には、さらに厳しい地方財政攻撃ではないかと考えるのですが、市長の御見解をお聞かせください。

こうした政府の地方財政政策がそのまま推し進められるとするならば、各自治体が財政再建にどれほど労を費やしても水の泡です。経済財政諮問会議では、2010年代初頭までに、基礎的財政収支の黒字化を目指すとして、歳出・歳入一体改革を議論しています。地方交付税は、6兆円減可能と試算、歳出削減目標を骨太の方針2006に反映しようとしています。地方交付税は、地方の固有財源であり、財源保障機能と財政調整機能をあわせ持つ地方交付税制度の充実こそが求められます。市長には、その立場で政府の地方財政攻撃に対じしていただきたいと望みますが、御見解をお示しください。

さて、今議会に市税条例の改正案が提案されています。平成19年4月1日から、住民税所得割の税率が10パーセントに統一され、所得税率は6段階へと区分されます。総務省の説明では、人的控除の差に対応した減額措置を講ずるので、納税者の負担は変わらないとのことですが、小樽市の納税者は、制度改正前と比較して、だれ一人として納税額が変化しないのかお伺いします。

平成19年は税源移譲で個人市民税の増収を幾らと見込んでいるのか、お答えください。

所得譲与税との相殺で、歳入はどう変化すると見込んでいるのでしょうか。財政再建推進プラン、歳 入見込みへの影響はないのでしょうか、お伺いします。

次に、病院問題でお尋ねします。

市立小樽病院の新築は、多くの市民の切なる要求です。しかし、市長が新病院の建設場所を築港地区に決めたとマスコミで報道されて以降、市民、商店街から反対の声が大きく上がっています。建設場所の問題では、なぜ築港地区なのか、現在地は何よりも通院に便利な場所、バスの路線で乗りかえなしで行ける、高潮や津波、災害の心配がない、隣接する協会病院との医療提携ができる、こういった利点こそは、市民の8割がアンケートで駅前周辺の中心部、そこから若干離れた地域を選んだ理由であることは、この間、ますます鮮明になってきました。新病院建設で、市民が疑問に感じている新病院の規模、機能についてお聞きします。建設場所の問題では、「3万平方メートル必要」から、「1万9,000平方メートルで建設可能」と二転三転の説明を繰り返してきました。基本構想から、ころころ変わっています。しかし、一貫して変わらないのが病院規模です。これからの医療は、地域完結型と言われています。地域医療担当を配置し、今後の地域医療の連携について探っていくとのことです。基本構想は、平成12年当時の人口推移の予測に立ってつくられていますが、人口減少に拍車がかかっています。小樽には、公的医療機関等が4施設あり、協会病院と連携して、一つの総合病院になるぐらいの規模・機能で建設してもよいのではとの意見もあります。新病院の規模・機能について再考すべきではありませんか、お伺いします。

新病院建設にかかわる財政計画についてお尋ねします。起債271億円の50パーセントを病院事業会計で 返済していくという計画が示されていますが、新病院の経営で利益を生み出すことが可能だとする根拠 はどこにあるのでしょうか、お伺いします。

道内他都市の経験から見ても、この間の医師研修制度の推移などから、新病院設立の後も経営の健全化が図られているかといえば、必ずしもそうはなっていません。留萌市立病院は、2001年8月に病床数350、17診療科目で新病院をオープンさせています。5年経過した現在、各年ごとに不良債務発生の経営状況となり、昨年度末で累積赤字13億円となり、経営健全化計画のつくり直しが迫られているというものです。新築6年目の函館市立病院とて、医師不足で産科は休床、患者が激減、水道会計から5億円を借り入れて赤字を埋めている状況です。留萌市議会の議論では、設計を計画していた平成10年には大学に医者がいなくなることや、また診療報酬のマイナス改定も想定できなかったことを理由にしていますが、この先、医療制度のさまざまな改定がなされたとしても、純利益を生み出せるという計画は何に基づいているのでしょう。これらの例からも、新病院を建設さえすれば医師不足も解消され、患者も増え、病院事業会計で借金も返していけるとの計画に市民が疑念を抱くのは当然です。新医師臨床研修制度の下では、新病院を建設するだけで医師を確保できないことは、留萌市や函館市の例を見るまでもありません。医師確保に成功している病院では、大学病院頼みではなく、実習医学生を積極的に受け入れるなど、病院独自の相当な努力が必要であることを物語っています。新病院を建設したものの医師が確保できなかった、患者の動向が変わった、医療制度が予測不能な内容で変更になったなどの理由で、市民負担が大きくならないとの保証はできるのでしょうか、お伺いします。

さて、新病院建設が焦点として掲載されている広報おたる6月号に触れておかなければなりません。 建設場所を築港地区にした理由を、小学校の適正配置計画案が保護者の理解を得られなかったからと述べられています。そもそも小樽市立病院の建設と小学校の適正配置計画との実施とは何の関係もないと 繰り返し保護者に説明していたのは、市長の意を受けた教育委員会であったはずです。にもかかわらず、 今になって量徳小学校の保護者が反対したから、病院建設用地を築港にしたかのような説明は、量徳小学校の保護者に対する冒とくであり、行政に対し不信感を増大させる結果となっています。建設場所について、既に4年前、我が党は住吉中学校の跡地に量徳小学校を移転し、現在地と量徳小学校跡地を活用しての病院建設を提案しています。それを断ったのは市長であり、みずから量徳小学校跡地を利用しての建設の可能性をつぶしたことには一切触れない。広報おたるには、そういった経過についても掲載するのでなければ、病院建設場所の問題で、市民に正確な情報を提供していることにはなりません。新病院建設に当たっては、建設場所、病院規模、財政負担計画等について、市民、商店街の意見にしっかりと耳を傾けるべきです。

室内水泳プールとまちづくりに関してお聞きします。

駅前再々開発準備室は、ツインタワー構想の中にプール建設を認めないとの結論に至ったとのことです。問題なのは、第3ビルの床の権利者の一員である小樽市が、年間5万人の市民が利用する社会教育施設の存続を望む、こういった市民の声にどのように臨もうとしているかということです。継続審査となっています陳情第85号小樽室内水泳プール存続の署名数が3万3,692筆、陳情数が210件となっています。市長の市政に臨む三つの基本姿勢からいっても、市民の声にしっかりと向き合い、納得のいく道を示していただかなければなりません。市営プールの管理者は、教育委員会ですが、そこを利用し、生きがいを生み出したり、健康保持に努めたり、ひきこもりを防ぎ社会への参加に活路を見いだすなど、プールを活用することで生み出される効能は、要介護防止策であり、だれもが生きがいを持ち、安全・安心に暮らすことのできる市長自身が目指すまちづくりの姿ではないですか。障害を持つ子供たちの夢を奪い去る再開発ではなく、より広範な市民の期待に添う開発にいま一度努力すべきです。御所見を伺います。

さて、この市営プール陳情書提出者の数十名から、後になって取下げの意向が示されました。陳情を 提出することも取り下げることも市民の権利ですから、そのことについてとやかく言いませんが、第3 ビルの再開発準備会の一員から反対することをやめてほしいと訴えられ、陳情を取り下げたというので は問題ありです。小樽市も加わる当該再開発準備会のこうした行動は、市民の権利である請願権への介 入ではありませんか、お伺いします。

我が党は過日、日本共産党花岡ユリ子北海道議会議員事務所主催で「街づくりシンポジウム」を開催しました。駅前再開発や市立小樽病院新築問題など、市の将来像にかかわる重大懸案を抱える行政側からパネリストとして参加いただけなかったのは大変残念なことでしたが、小樽商大教授、昆布店の店主、元市役所幹部職員など、多彩なパネリストの皆さんが縦横無尽にまちづくりについての意見を語ってくださいました。運河を見に来た観光客を商店街まで呼び寄せる取組を紹介し、市民が力と知恵を出し合うことの大切さを強調したパネリストのお話や230人の出席者からの発言などを聞き、まちづくりの基本は行政、経済界、市民が協働していくことが大切だと、新たな確信になりました。室内水泳プールの存続を求める3万3,692人の署名、210件を超える陳情者、こうした声にどのように市長は向き合うのでしょうか。再開発事業によって、市営プールを利用する市民の権利が脅かされることは、市長の掲げるバランスのとれた施策になるのでしょうか、お伺いします。

次に、教育基本法並びに学校適正配置に関してお聞きします。

まず、教育基本法です。今国会で教育基本法改正案が審議されています。今回の政府の改正案は一部 手直しではなく、教育基本法の全部を改正するものと政府自身が説明しているように、現行基本法を廃 止して、文字どおりの新法に置きかえる全面改正案です。

初めに、教育基本法を変える必要性についてお聞きします。政府の提案理由では、制定以来半世紀が

過ぎた、教育をめぐる状況は大きく変化した、さまざまな課題が生じたなどと述べていますが、これらは具体性に欠け、政府が改正の理由として挙げる課題と改定条文の関連性は明らかにされていません。現行の教育基本法が戦前の教育の反省の上に個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期待し、戦後の日本の教育に果たしてきた意義は大きく、多くの国民から今なぜ教育基本法の改正なのか、現行法の下で目的実現への努力こそが大切との声が大きく上がっています。今、教育基本法を変える必要はないと考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

今度の改正案の第一の問題点は、教育の目標に国を愛する態度など20に及ぶ徳目を列挙し、その目標の達成を国民全体に義務づけていることです。2002年度に福岡市の小学校6年生で使われた通知票には、我が国の歴史や伝統を大切にし、国を愛する心情を持つとともに、平和を願う世界の日本人としての自覚を持とうとするとあります。すなわち、愛国心が評価の対象とされ、ABC3段階で成績がつけられていました。国会でこの通知票を手にとって小泉首相は、率直に言って、評価するのは難しい、こういう項目は持たなくてよいと答弁し、文部科学相はABCをつけるなんてとんでもないとまで述べました。政府自身が評価は難しいとしていることを法律に書き込もうとすること自体、道理の立たないことです。諸国友好の愛国心、市民道徳を培うことは大切なことです。しかし、人間の心は法律で強制して育つものではありません。改正案第2条は、憲法第19条に違反し、内心の自由を侵害するものと考えますが、この点について市長の見解を伺います。

教育基本法3点目の質問です。現行の教育基本法がその第1条で教育の目標を、一人一人の子供の発達の可能性を最大限に伸ばすこと、すなわち人格の完成に置いていることは御承知のとおりです。この目的を実現する保証として、教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し、直接に責任を負って行われるべきものであると、このように第10条で国家権力による教育内容への不当な支配を厳しく禁止しました。改正案は、国民への直接責任を削り、かわりにこの法律及び他の法律の定めにより行われるべきが挿入され、政府の教育内容への無制限な介入、支配に道を開くものとなっています。政府も国家介入は抑制的であるべきと国会答弁していますが、戦前の教育が国家権力の強い統制、支配下に置かれ、画一的な教育が押しつけられ、やがて軍国主義一色に染められていった、その歴史の教訓に立ってつくられた現行の教育基本法第10条は変えてはいけないと考えますが、市長の考えをお示しください。教育の問題で、次に小中学校適正配置計画についてお尋ねします。

小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会を構成すべく、市民公募も行われています。小規模学校の弊害、1学年2学級がなければ教育環境としてふさわしくないとの教育委員会の主張が保護者、地域関係者の合意を得られなかったことが、さきの小学校適正配置計画案を白紙撤回せざるを得なかった大きな要因です。出席した保護者からは、口々に小規模学校のよさが語られました。子供の通学路の安全確保については、通学距離はできるだけ短く、地域の目が行き届く距離とすべきとの声も圧倒的でした。そこで、確認しておきたいのですが、市民検討委員会では小学校の統廃合を基本に配置計画を検討するのではなく、少人数学級で複数学級をつくっていくことも基本とすべきです。教育長の見解をお聞かせください。

次に、介護保険の問題でお聞きします。

初めに、地域包括支援センターです。4月からの介護保険制度の見直しで、予防重視のシステムへ力点が置かれ、これまでの要支援と要介護1の大部分に当たる人たちは、新予防給付に移ることになりました。小樽市では、新予防給付開始に向けて準備中ですが、準備作業の進ちょく状況、運営主体、設置数についてお知らせください。

さきに我が党が会派視察でお邪魔をしました東久留米市では、地域包括支援センターを委託で3か所

設置しました。市は、地域包括支援センター設置に向けて、数年かけて地域全体の事業の把握、調整に努め、介護サービス事業者協会の立ち上げなど、地域包括支援システムづくりに取り組んできました。 そのようにしてスタートしても、利用者とのトラブルで市の職員は説明に追われていると言います。 4 月から開設したところでは、予防プランの作成が間に合わないなど、見切り発車による混乱が続いているようです。小樽市でも新たな要介護者のケアプラン作成のマネジャーが見つからないなどの現象も出ています。新予防介護プラン作成や介護サービスの低下にならないような人的手だてをお示しください。 老人医療の高額医療費の返還についてお尋ねします。

さきに開かれました臨時会では、老人保健の対象者の3割近くが未申請であることがわかりました。また、既に請求権が消滅している金額が1,000万円近くなっていると言います。高齢者が相手ですから、文書による通知だけではなく、足を運び面談して申請手続についての説明を行うことなども検討すべきです。見解をお示しください。

議案第29号小樽市議会議員定数条例の一部を改正する条例案についてです。昨年の第4回定例会、今年の第1回定例会に続き、議員定数を現行32名から4名削減するとの提案です。前2回は少数否決、今回で3回目です。そこで、改めてお伺いします。まず、前回の第1回定例会において、我が党の古沢議員は、前回12月の提案理由から市民負担の軽減が消えたのはなぜかとお尋ねしました。これに対して、提案者は議員定数削減の提案理由は、人口減少、市民負担の軽減、民意、市民の声であり、前回からの主張と何も変わりありませんと答えています。小樽市の議会費が類似市に比べて高く、その負担を軽減したいという提案者の理由は全く根拠のないものであることを我が党は指摘しておきました。逆に、当市の議会費は、これらの類似市に比べても明らかに低いと思うのですが、今回の提案理由で挙げている類似5市との比較でお答えください。

次に、民意、市民の声に関してです。今回もまた議員定数の削減、議会は少数精鋭でとする陳情が提出されています。こうした主張には、必ずしも同意できません。しかし、その願意、真意とするところは、市民から見て、これまで当議会が重要視されてこなかったことへのサインではないでしょうか。つまり議会としてしっかり仕事をしてほしいというのが市民の声ではないでしょうか。削減に込めた市民の真意をどのように受け止められているのかお聞かせください。

これとの関連ですが、1998年から2002年にかけた定数論議の中で、各会派の皆さんが非常にわかりやすく見解表明をされています。「市民が議員定数削減を叫ぶことの真意は、何かを考えるべきである。議会や議員の資質が大きく問われている」、このように述べたのは自民党です。「議員数は多い方が望ましい。市長提案にすべてよしの議員ばかり集まってもよくならない」、公明党の皆さんです。「単に人口問題だけではなく、議員の任務、議会改革の必要がある」、このようにまとめたのは、民主党・市民連合の皆さんです。「議員を減らせという市民の声は、議員の資質への根深い疑問、一体何をやっているのかわからないからだ」、平成会の前身である市民クラブの皆さんは、このように述べました。議会と市民の関係、議会に対する市民の願いをこれほどわかりやすく、これほど見事に表現しているものはないと思います。先輩議員の水準の高さに感動を感じます。提案者はどのような見解をお持ちでしょうか、お聞かせください。

次は、人口基準についてです。

12月提案のときは、5市平均による4,880人に1人、前回はこれが5,000人に1人、この際なぜ微調整せざるを得なかったのか、変えなければ自民党案の30名にこそ根拠がある、この点はこれも我が党の指摘で明らかになりました。今回は、この5,000人に1人という基準に加えて、全国の118市の平均28.5人まで登場しました。何が何でも28人が先にありきの提案と言われても仕方がないのではないでしょうか。

提案者の人口基準を基に条例改正をすることは、地方自治法第91条第2項第7号を5,000人に1人を基準にすると読み替えなければなりません。人口10万人以上20万人未満の区分ですから、つまり40人から20人の範囲で決めることを意味するのではないでしょうか。我が党が特異な基準と言うのは、提案者の人口基準がこのように法律に根拠を置くものではないからです。法律を超えて条例の制定、改正はできません。この点での見解をお聞かせください。

憲法の要請に基づく地方自治制度はしっかりと守っていかなければなりません。地方自治の本旨は、団体自治、住民自治を確立することにあります。そのために、地方自治法は、議会の一定の規模、整合性ある議員定数を示しています。これを市民とともにしっかりと守っていくのが議会の務めではないでしょうか。このほど全国議長会などと連携して、地方議会制度の改革に取り組んできた第2次地方議会活性化研究会が「あるべき議会像を求めて」と題する最終答申を出しています。その冒頭、佐藤委員長は、全国議長会や個別の議会のこれまでの活性化努力にもかかわらず、住民の議会への風当たりは一向に弱まる気配が見られず、どこでも定数削減圧力はとどまるところを知らない。この逆風を乗り切る方策の大前提は、議会が民主的地方自治の根幹たることの認識を住民の間に広め、その削減が結局は住民に不利益としてはね返ってくることを知ってもらうしかない、このように述べています。そして、提言8、議員定数の項では、議員定数削減を是とする風潮は、議会制民主主義を危うくし、議会運営を困難にする。議会の存在意義を身をもって示すことにより、この流れを阻止するよう努力する、このように提言しました。加えて、この提言の概説においては、定数削減圧力は、帰するところ議会無用論、議会制民主主義否定にもつながるおそれがある。議会活動の活性化により、その存在意義について住民の理解を深め、これ以上の削減は食いとめるよう努力する必要がある、このように強調されています。市民と議会にとっては、大変心強い応援だと思いますが、この提言に対する見解をお聞かせください。

再質問を留保し、質問といたします。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) 菊地議員の御質問にお答えいたします。

初めに、米空母キティホークの入港問題でありますけれども、まず米艦船入港に際して検討を要するとする三つの基準でありますけれども、本市ではこれまでも米国艦船の入港要請に当たりましては、小樽港の港湾機能への影響、入出港時の安全性とあわせまして核兵器搭載の有無を外務省及び在札幌米国総領事館に照会をし、慎重に判断をしておりますが、平成12年当時突然入港要請のあった随伴艦ピンセンスについては、商船との競合によりバースが確保されなかったことから、入港を断った経過もあり、必ずしも歯止めをかけられないということではないと考えております。

次に、市民の安全の問題でありますけれども、そのために拒否すべきとのことでありますけれども、確かに米兵による事件が発生しているようでありますが、これらのことも含めて総合的に判断してまいりたいと思っております。

次に、非核港湾条例の制定ということでありますが、我が国は非核三原則を国是としております。市といたしましても、米国艦船の入港に当たりましては、その都度外務省及び在札幌米国総領事館に核兵 器搭載の有無を照会し回答を得て対応しておりますので、今後もこの考えを堅持してまいりたいと思っております。

次に、財政問題のお尋ねでありますけれども、まず地域経済格差と構造改革でありますが、いわゆる

バブル崩壊後の経済の長期低迷と少子高齢化の加速、こうした状況下で生じた雇用環境、労働慣行の激変などを背景に、国民の将来に対する不安感が高まるとともに、国・地方の厳しい財政状況を反映して、負担と受益の関係が見直されるなど、市民生活にも少なからぬ影響が現れたと認識しております。最近では、首都圏などでは、着実に企業業績も改善に向かい、雇用や賃金に反映してきているものの、北海道においては、公共事業の縮小などもあって、地場企業の収益も悪化傾向を示しており、企業間の格差、地域経済格差などが生じているものと考えております。今後の人口減、少子高齢化時代を見据え、将来にわたって持続可能な社会システムを構築するために、構造改革は必要であるとは考えますが、経済基盤の弱い地方や社会的経済的弱者に対する安心・安全のためのセーフティネットを整えた上で改革を進めることが重要であると思っております。

次に、経済財政諮問会議で議論されております地方交付税の算定でありますけれども、竹中総務大臣が示した新型交付税は複雑でわかりにくい交付税制度を人口と面積を基準にわかりやすい算定にし、平成19年度から3年間で5兆円規模を目指すという内容でありますが、人口と面積の算定割合などについては、詳細が示されていないことから、当市への影響額について把握できない状況にありますので、今後その具体的な制度設計の情報収集などに努めてまいりたいと思います。

次に、政府の地方交付税の大幅削減の議論でありますけれども、経済財政諮問会議や総務大臣の私的 懇談会の地方分権21世紀ビジョン懇談会などで、地方交付税の削減などの議論がされていることは承知 しております。全国市長会などの地方六団体が設置する新地方分権構想検討委員会では、地方交付税は 地域社会の存立基盤を維持し、国で定めた一定水準の行政サービスを国民が全国どこでも享受できるようにするための地方固有の財源であり、地方全体で共有している財源であるという考えなどから、地方 共有税に名称を変更し、定期的に法定率を変更すべきと提言しています。地方六団体においては、この 提言を踏まえ、地方交付税改革を含む税財政改革を中心とした七つの提言を取りまとめ、去る6月7日 に地方分権の推進に関する意見書を総務大臣に提出し、平成6年以来、実に12年ぶりに意見書提出権を 行使したところであります。いずれにいたしましても、地方交付税の大幅な削減は地方自治の根幹にかかわると同時に、本市の財政運営に深刻な影響を及ぼす極めて重大な問題であることから、今後とも全国市長会や地方六団体などと連携を図りながら、あらゆる機会を通じ、その総額の安定的な確保について国に強く働きかけてまいる考えであります。

次に、市税条例の一部改正等についての御質問でありますけれども、今回の税源移譲に当たっては、個々の納税者の税負担が極力変動しないよう制度設計が行われておりますが、所得税が現年度課税、個人住民税が翌年度課税と仕組みが違うことや納税者それぞれの所得控除額が多種多様でありますので、すべての人の納税額が変わらないと一概には言えないものと思っております。

次に、個人市民税についてでありますが、平成19年度に実施されます所得税から個人住民税への税源移譲による影響額は、平成18年度当初予算ベースの試算で約9億5,800万円程度と推計しております。平成18年度の所得譲与税の当初予算額は10億100万円でありますから、比較いたしますと約4,300万円の減となります。また、財政再建推進プランの歳入見込みへの影響でありますが、推計した税源移譲額では、減収が見込まれますが、平成19年度以降の地方財政改革の内容が現時点では不透明であり、市税、地方交付税などの一般財源収入全体の動向を見極めなければ、財政再建推進プランへの影響を判断することが難しいものと考えております。

次に、新市立病院の新築に関してのお尋ねでありますけれども、まず初めに、新病院の規模・機能の 再考ということでありますけれども、推計人口につきましては、平成15年度に国立社会保障人口問題研 究所で出したものもありますが、基本構想とほぼ同様の傾向を示しています。規模につきましては、お おむね病床数で決まってまいりますが、病床数の493床につきましては、人口減少の予測を基に現在の許可病床数をほぼ半減したものであり、平成16年度の1日平均入院患者数約580人から見ましても、病床利用率を考慮すれば、患者数の4分の1、約140人を減少させなくてはならない程度の規模となります。そのため、これ以上の大幅な病床削減は、市民が必要なときに必要な入院治療が受けられない状況を招くことになりますので、難しいものと考えております。また、規模に関しましては、駐車場の問題があります。さきの市立病院調査特別委員会でお示しした築港地区での建設モデルでは、駐車台数を約350台に絞り込み、2層化することにより確保しております。駐車場は市民要望が非常に強く、これ以上の縮小は困難と考えております。

次に、新病院の機能でありますけれども、市立病院新築検討懇話会の提言に始まり、一貫して高度医療体制、また 2 次・3 次救急の充実が求められており、現在お示ししている20診療科は必要であると考えております。なお、病床数を大きく減らすことから、公的医療機関をはじめ、他の医療機関との連携による機能分担は不可欠でありますので、地域医療連携の機能を十分発揮しなければならないと考えております。また、現在、国会で医療関連改革法案が審議されているなど、医療を取り巻く環境はめまぐるしく変化してきておりますので、今後も基本構想もすべてコンクリートすることなく、状況の変化に対応していくことが必要であると考えております。

次に、新病院における収支改善の根拠でありますが、まず大きな要素として、統合新築することにより、二つに分かれていることによる経営面での非効率性が解消されることが挙げられると思います。また、適正な病床規模と病棟編成、良好な医療環境の下での効率的な運営を行うことにより、大幅な収支改善が可能と考えております。そのためには、患者や医師をはじめとするスタッフに選ばれる病院となることが必要であることから、現在、医療の質の向上や職員の意識改革につながる病院機能評価の認定を受けるべく取組を既に始めておりますし、新病院の運営上も欠かせない地域医療連携を強化するため、地域医療連携担当職員をこの4月から配置して取組を始めました。また、今後は計画の具体化に伴い、より精度の高い収支試算を行っていきますが、その際、経営成績のよい他の病院との比較、分析を行うなど、収支改善をより確かなものにしていきたいと考えております。

次に、状況の変化で市民負担が大きくならないかということでありますけれども、まず両病院の現状から医師の確保が今後さらに困難な状況になり市民負担が増大する、そういったことを食いとめるためにも一日も早い統合新築が必要となっていることを御理解いただきたいと思います。医師確保については、現病院においても研修医の受入れに積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますし、これまでの大学医局との話合いの経緯などから、統合新築により新しい医療環境の整った病院になれば、札幌近郊であるという立地条件からも確保は可能であると考えております。また、今後の医療制度改革など、医療を取り巻く環境の変化に柔軟に対応した病院経営が求められていますので、病院建設を進める過程でもそれらに可能な限り対応し、市民の皆さんの負担を最小限にする努力をしてまいりたいと考えております。

次に、室内水泳プールについての御質問でございますけれども、まず存続についてさらに努力すべきということでありますが、プールはこれまでも市民の多くの方に利用されており、存続の思いについても理解しているところであります。市といたしましては、再開発検討の初期の段階から、プール導入について準備会に要請してきたところであります。準備会では、プール導入について検討しておりましたが、本年5月30日に開催された総会で、物理的な面、資金的な面の両面からプール導入は困難としたものであります。市では、準備会からの検討結果やプールを導入した場合の市の財政負担などを総合的に検討した結果、最終的に当該事業にプールの導入を求めることを断念したものであります。

次に、陳情の取下げということでありますが、準備会の事務局に確認したところ、そういう事実はないという回答をもらっております。

次に、プールを利用する市民の要望でありますが、先ほどもお答えしましたように、市民の皆さんのプールへの思いにつきましては、十分承知しているところであります。市といたしましては、この事業は中心市街地の活性化に向けた核的事業であることから、駅前の顔にふさわしい施設として、まちなか居住のニーズに対応する住宅や利便性を生かした商業施設、ホテル、又は駐車場の整備など、民間の力をかりて早急に進めていかなければならないものと考えております。

次に、教育基本法についての御質問でございますけれども、まず教育基本法改正の必要性や改正案第2条と憲法第19条のかかわりでありますけれども、現行の教育基本法は戦後の教育に大きな役割を果たしてきたものと承知をしております。また、改正に当たっては、内心の自由を侵害する懸念があるとして見直しに反対の声が上がる一方、改正を求める声もあるのも事実であります。今後、国会の場において、憲法の精神を踏まえた現行法の意義を尊重しつつ、慎重に審議をしていただきたいと思っております。

次に、現行の教育基本法第10条でありますけれども、これは教育への不当な介入を抑制する条文であると理解しており、改正案においてもこうしたことは明記されております。これにつきましても、国会において十分議論をしていただきたいと思います。

次に、介護保険制度でありますが、初めに地域包括支援センターの設置準備でありますが、平成19年 1月の新予防給付開始に向けて、4月に準備室を立ち上げ、これまでに他都市の実施状況等を調査いたしました。その結果、他都市では、実務経験のある社会福祉士等の専門職員の確保が直営では難しく、既存の在宅介護支援センターを活用しながら業務を社会福祉法人等に委託している事例が多く、本市においても社会資源の活用が求められていることから、運営主体は社会福祉法人等への委託を基本方針とし、6月7日開催の第1回地域包括支援センター運営協議会でその方向を確認いただいたところであります。運営主体の候補は、これまで在宅介護支援センターを運営してきた六つの社会福祉法人等と社会福祉協議会の7法人とし、6月12日までに各法人に市の方針を伝え、地域包括支援センター業務の受託についての検討を依頼したところであります。また、センターの設置数については、介護保険事業計画にお示ししたとおり、三つの日常生活圏に1か所ずつの計3か所を予定しております。

次に、ケアマネジャーの問題でありますが、今回の制度改正によりケアマネジャー1人当たり要介護者の担当件数の上限が50人から35人に引き下げられ、10月からは件数超過による報酬の減算が実施される予定であることから、全国的に経過的要介護や要介護1など、軽度の新規利用者がケアマネジャーを見つけにくい事態が生じております。また、予防プランについては、委託の場合、ケアマネジャー1人当たり8件という制限があることから、新予防給付実施市町村で混乱を生じており、厚生労働省では、この事態を憂慮して、経過措置の延期等、所要の措置を実施する方向であるとの情報もいただいております。本市においては、介護支援専門員連絡協議会との情報交換の中で、軽度の要介護者のサービス低下にならないよう、ケアプランを作成可能な事業所の紹介に努めているところであり、新予防給付の実施に当たっては、予防プランの作成について支障を来さない体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

次に、老人医療の高額医療費についてでありますけれども、高齢者に対してはよりわかりやすい内容でお知らせしていくほか、実際に医療機関を受診した際の窓口での説明がより効果的であると考えられますので、引き続き医療機関の協力を得ながら周知を図ってまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 譲) 菊地議員の御質問にお答えいたします。

7月からスタートします小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会での検討内容についてでありますが、平成19年9月のまとめをめどに、学校規模のあり方、学校配置のあり方、適正配置の進め方、そして配慮すべき事項などについて話合いをいただくことになります。御質問いただきました少人数学級につきましては、学校の規模のあり方の中で、また通学路の安全確保につきましては、通学距離を含めて、考慮すべき事項の中で委員の方々に検討をしていただくことになります。

議長(中畑恒雄) 次に、議案第29号提出者の答弁を求めます。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 2番、森井秀明議員。

(2番 森井秀明議員登壇)

2番(森井秀明議員) 菊地議員の御質問にお答えします。

まず、市民負担の軽減についてですけれども、昨年の12月に提案説明をさせていただいてから、1度もその提案理由についての変化は起きておりません。ですので、今回も提案説明の中でその変化が起きていないという背景の中で、市民負担の軽減、人口の減少、そして民意、その3点について話させていただきました。共産党がおっしゃるような形での提案説明となっていないかもしれませんが、それについては12月定例会と何も変わっていないということで御了承いただければと思います。

次に、議員定数の削減や議会の少数精鋭をという陳情における市民の真意ということにおける質問でありますけれども、今回のこの陳情を改めて読ませていただきましたが、こちらの方に書かれているように、私たち市民の願いである議員定数の削減を真しに受け止めていただきたい。また、市民の代表である市議会議員は少数精鋭であるべきだと思っています。この陳情における願意を妥当だと我々は考え、今まで2度も否決されておりますが、3度目の提案をさせてもらっている次第です。また、この中で前回の議会では、こうした市民の思いが伝わることなく、過去の市政運営の責任追及に終始し、議員定数削減が白紙となり、現状維持を打ち出したことは大変残念でなりませんでしたとも書かれております。私たちは、ぜひこの定例会において我々が提出している議案第29号に対して皆さん自身の思いがつながるようにお願いしたいと思っております。

また、今までの定数議論にかかわってそれぞれの会派における見解表明に対してというお話ですけれども、今までも経済動向における変化、また一番初めに議員定数の削減の話が出たときから、それぞれの会派における見解が大きく変化をしたりしています。その中で、それぞれの会派におけるものに対しての見解を我々が答えるというところは、少し難しい部分があると思いますが、今までの定数削減論議にかかわって一致している部分というのは、議会を活性化すべきという点では一致しているのではないかと思います。

また、人口基準を基に条例を改正することは、地方自治法第91条を逸脱した行為ではないかとお話しされていますが、この点についても、前回、第1回定例会において古沢議員より、また12月議会では北野議員より御質問がありましたけれども、1995年5月に成立した地方分権一括法により地方自治法が改正され、その背景の下で地方分権の推進に対応するよう地方自治の自主性、自立性を高められるようになったと我々は思っております。実際に、菊地議員が質問の中で語られたように、我々が28人と語る前から全国の人口10万人都市における議員定数の平均は28.54人です。私たちがその数字に合わせたわけではなくて、それは全国の平均として既に出ておりますので、もし菊地議員がおっしゃるとおりであれば、ほかの議会における議員の定数がそこに抵触しているというお話になります。それは私たちから見て、

根拠にはならないというふうに思っております。

また、最後に第2次地方議会活性化研究会の最終答申における文章から抜粋されておりますけれども、議員定数削減を是とする風潮は議会制民主主義を危うくし、議会運営を困難にするものである。また、この背景により議会無用論、議会制民主主義否定にもつながるおそれがあるというようなお話が出ておりますが、我々が提案しているこの議員定数削減はこれを目的として行っているわけではありません。特に、私たちは人口減少に合わせ5,000人に1人という話をずっと主張させていただきました。これは、小樽市において議会が不要だとか、議員が必要ない、議員が本当に少なくていい、1人でも2人でもいい、そういう話をしているわけではなく、5,000人に1人という規模において、ある意味一つの基準でこれだけの人数が必要ですという話をさせていただいております。現在、その背景の中でずっと取り組ませていただいている中で、今まで提案をさせていただいておりますけれども、今までの話のとおり、このあるべき議会像を求めてというこの第2次地方議会活性化研究会、これに伴う危ぐに対して、自分たちはそこに向かって歩き始めているわけではなく、現在の小樽の人口背景、市民負担、そして民意、この背景で5,000人に1人ということで28人という数字を出させていただいております。

以上、菊地議員の質問にお答えいたしました。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

8番(菊地葉子議員) 何点か再質問します。

まず、キティホークの入港の問題なのですが、昨日の毎日新聞では、米海軍の横須賀基地への原子力空母ジョージ・ワシントンの配備に横須賀市は容認かとの報道がされていました。ジョージ・ワシントンは御存じのとおり、今、横須賀基地を母港とするキティホークの後継艦としての配備を日米両政府が発表して、横須賀市議会は撤回を求める意見書を全会一致で採択してきたという経過もあります。原子力空母です。一たび事故が起きれば、首都圏が破壊的に被害を受ける、そのような原子力空母が配備されること自体は許しがたいことで、容認すべきではないと私は思いますが、小樽市にとっては、現に横須賀基地を母港にしている空母が寄港しようとしている、こういうことからもひとごとではないと思います。この先、横須賀基地への原子力空母が配置されないことを望みながらも、原子力空母がこの小樽港に寄港することなど、そういうことが起こらないように、より一層ここで歯止めをかけるためには、キティホークの入港を拒否して、非核港湾条例の制定に力を注ぐべきだと考えますが、改めて市長の見解をお伺いしておきます。

市営プールの問題で、市役所は有力な床の権利者なのですね。問題は、例えば再開発でその床の権利を手放さざるを得なくなったという事態が生じたとしても、その持っていた権利をどれだけ多くの市民のために新たに有効活用するかという使命もまた行政側にはあるはずです。しかも、この再開発には補助金として市税も投入するわけです。あれこれの理由があって、床の権利を手放さざるを得なくなったとしても、その代償として得た財源ですね、その財源はその施設を利用できなくなって不利益をこうむる市民のためにきちんと使うべきだと思います。それが、市長が常々言う、バランスのとれた市政運営ではないかと思うのですが、では、室内水泳プールがなくなることになりました、理解ください、そういうことだけで済まされる問題なのでしょうか、お伺いいたします。

それから、先ほど準備会の事務局に確認したら、陳情の取下げに動いた事実はないというお話でしたが、実際に陳情取下げをした方たちが言っているのです。準備会の一員の方からお願いされて自分もプールを使いたいと思っているけれども、近所のよしみだし、つき合いで仕方なく取り下げた、こういう事実があるわけです。しかも、市も参加している当事者です、準備会というのは。そういうことは、実

際にあったことですので、改めて市民の陳情権への侵害となっていないのかということについて、改めてお聞きしたいと思います。

それから、病院の問題です。今日午前中に「新小樽病院を現在地・中心地に建設することを求める会」の方が署名を議長に提出しました。5月の初めからですから、わずか1か月で1万筆を超えています。代表者の方が一筆一筆非常に重い署名です、そういうふうにおっしゃって提出していました。議長も特別委員会でしっかり審議をさせていただきますというふうにお答えになっています。建築場所も含めて、多くの市民が現在地を含む中心部に建ててほしい、そういう重い要請です。改めて市民の思いを議会できちんと論議しながら、その声を無視して、場所の問題も含めて、建設に踏み込むというようなことのないように要望しながら、市長の見解を求めたいと思います。

次は、議案第29号の提案者に再質問したいと思います。平成10年の議員定数の特別委員会で、当時この委員会の委員長を務めた中畑委員長がこのように報告しています。「議員定数の問題を契機に議会の活性化が前向きに取り組まれてきた。議会は住民の願いを行政に反映させる場であり、行政機関をチェックするという重要な責務を負っている。議会活動は民主主義の根幹にかかわるものであり、その基本となる議員定数を軽々に削減するべきではない」。この特別委員長の報告に当時の小樽市議会の水準、この問題に対する高い到達点を感じます。この平成10年の到達水準、中畑委員長の報告を支えたのは、各会派の態度表明、そのことが担保していたということを再確認させられています。この平成10年の特別委員会には、北海学園大学の森教授が招かれて、一つには、少子高齢化など社会情勢の変化で地方議会の役割は重要性を増しており、定数削減を軽々しく論じられないこと。二つ目に、定数削減ありきの議論よりは、多様化する住民要望を行政に反映できるような議会改革こそ急ぐべきである。この小樽市議会の目指すこの二つの指針が示されています。小樽市議会は、こういう議会の歴史や、それからこれまで議会とは何か、それから議会の活性化をどうするのかということを論議してきた、そういう経過の上にしっかりと立つべきではないか。

先ほど森井議員が人口区分の問題で、改めてほかの地域は28.5人という平均値を出していると。それだったら、地方自治法に抵触しているのはほかの議会ではないかと、そういうことをおっしゃっていましたが、私たちは今小樽市議会のことを論議しています。小樽市議会が論議してきた、そういう到達点、それから活性化を目指しながらやってきて、なおかつ市民から削減すべきだということが陳情として上がってくる、その真意は何なのか。結局は活性化と言いながら、市民の要求、それから要望にきちんとこたえるべき議会の論争が行われてきたのかということも、改めて考えなければいけないのではないかと思うのですが、その点についての御見解をお願いいたします。

それから、これまでも何度も人口区分とそれから定数の問題については論議してきたところなのですけれども、先ほど議会制民主主義の根幹にかかわる、そういった議会が形成されなくなってしまう。議会が結局は軽んじられるのではないかというふうに、人口基準を最優先させて、そういうことではないのだというふうにお答えになっていますけれども、地方自治法の第91条の超えない範囲ということ、これは上限数についてははっきりさせていて、下限については何も書いていない。それはこれまでも提案者の皆さんが言ってきたことです。しかし、一方でこの範囲というのは一定の決まった広がりがあるというふうに考えられると思います。上限数を規定している以上、法律が想定する、あるいは求めているもう一方の着地点といいますか、それがあるはずです。それが、法律で言っている人口区分による10万人から20万人、そして20万人を超える、そこの小樽市で言えば、10万人から20万人、それならその下の10万未満のところの範囲、これが下限だというふうにきちんととらえるべきではないかというふうに思うのですが、人口区分が最優先するということは、結局は5,000人に1人、それを最優先していったなら

ば、人口減少がどんどん進んでいったときに、さらに議員定数が削減されて民意の反映は難しくなるというようには考えられないでしょうか、お伺いいたします。

議長(中畑恒雄) 理事者並びに議案第29号提出者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

市長(山田勝麿) 再質問にお答えしますけれども、最初にキティホークの問題で、キティホークが2年後に退役するということで、その後継艦として原子力空母という話がありますけれども、詳しい情報は新聞報道でしかわかりませんけれども、小樽港としては今回の問題については、先ほどお答えしたような対応をしてまいりたいと思っています。

それから、プールの問題ですけれども、利用できなくなる、不利益をこうむる人にどう対応するかというお話ですけれども、これはこれからの問題ですから、十分教育委員会とも連携をとって不利益にならないような形を何とかつくっていきたいなというふうには思っております。

それから、準備会の陳情の取下げですけれども、私ども取り下げた方に直接お会いしたことがあって、 出したのも何かよくわからないうちに出てしまったとか、いろいろあるみたいで、この問題をここで議 論してもしようがないのかと思いますので、それは御理解願いたいと思います。

それから、病院の問題で市の広報のお話が出ていましたけれども、あえてここでまた言いませんけれども、現在地で建てられるのであれば建てた方がいいのでしょう。けれども、現実問題として不可能であるという。それから中心部でぜひというお話がありますけれども、中心部にあればやります。しかし、土地がないのですね。中心部に土地がないということと、それから現病院での建て替えは困難だという、これはどうしてもクリアできない問題なのですよね。ですから、ベストではないけれども、よりベターな場所として築港でやらざるを得ないということですので、陳情者の方はどこかいい土地があるのであれば、ぜひ教えていただきたいのですけれども、ないので困っているわけですよね。ですから、そのことをぜひ御理解をいただきたいと思います。

(「議長、32番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 32番、佐藤利幸議員。

32番(佐藤利幸議員) 再質問にお答えしたいと思います。

まず第1点、平成10年のことですけれども、これは私も鮮明に覚えている。ということは、公明党が提案して、私が提案者になっていますから、代表の。それで、あのときも特別委員会を開いて、共産党ともやりあって、いろいろなことも全部話をしながらやってきた経緯の中で、公明党以外は全部反対されました。民主党も反対、もちろん共産党も反対、自民党も反対されているという中で、委員長の報告の中では、結局はいわゆる議会活性化を開いてお茶を濁すと、こういう話です。それで、議会活性化を開いたのです。私としては不満足でございます。公明党としても大不満でした。これは、経過を見ていただければわかります。その後の次のときには、自民党も賛成していただきましたし、民主党も賛成していただきましたし、今回はう余曲折しながら自民党も賛成の方向を向いているということでは、平成10年のこの反対したことを大きく反省しながら、私たちに同調していただいていると、そういう感じがいたします。もっともっと早い時期から定数は削減すべきだったろうと、私は確信しております。

次に、人口の問題ですけれども、人口の区分と定数の問題。これは残念ながら、地方自治法第91条を 読んでいきますと上限数しか書いていません。これでいつも議論になっております。今のお話は、5万 から10万の上限数30人、ここを切ってしまう28人というのは、もしかして地方自治法に違反するのでは ないかというお話、そういう考え方を前回から披れきされておりますけれども、私は論拠を示していた だきたいと思う。例えば、大学の教授がそう言っているだとか、あるいはこういうように、「新しい地方議会」この本の中に書いてあるとか、あるいは地方自治法の解説書の中に書いてあるとか、そういう示したものを見せていただきたい。私はこの中にも、全部読みましたが書いてありません。ですから、30人を切っても法律的には何の問題もない。ただ、いつも言っているように、あまり低くしていって議会が成り立たなくなってしまうとまずいと。それ以内できちんとやるべきであろうと。その下限数というのは、議員の常識ある範囲で皆さんで話し合って決めていくべきだろうと、そう思っております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

8番(菊地葉子議員) 再々質問をさせていただきます。

市長、先ほど陳情の取下げについては、ちょっと重要な発言をなさっているのですけれども、最初の出したときに何が何だかわからないようにして出されたみたいな言い方をされましたけれども、決してそんなことはないと思います。陳情者の多くは、商店ですね。皆さんどうなのでしょうね。ここにいらっしゃる方だって、自分の名前を書いて、普通のこういう署名ですね、10名連記だとか5名連記の署名とは違って、一人一人名前を書いて、そして住所も書いて印鑑を押すというものです。商売をしている人たちにしたら、一つ印鑑を押すということが実際どんな意味を持つかというぐらい慎重になるのが普通、常識だと思います。そういう方たちが名前を書いて、そして社印を押して、そういうふうにして集められた陳情ですから。

きちんと説明してとったかとらないかということを論議しても仕方がないということを、市長はおっしゃるのでしょうけれども、それはそういうふうにしてきちんと集められたものだ。そして、問題はその取下げに、市が参加している準備会の一員が、そういうふうに取下げの要請をして歩いたということ自体が問題だというふうに私はとらえているのです。例えば、さきの小学校適正配置計画(案)、そのときにも多くの方々から署名が寄せられました。例えば、教育委員会がこれはまずいから取り下げてくれなんていうことを言って歩いたら、それはそれですごい大問題になるわけです。わかりやすい例として今挙げたわけですけれども、小樽市が参加している準備会ですよ。そういう人たちの中でそういうことをやっている人がいるということについて、きちんと問題視して対応していただきたいと思います。

それから、地方自治法の第91条の人口区分、人口5,000人に1人ということでやっていったら、地方自治法に違反しないのかという点につきまして、下限については議員の常識で決めるとおっしゃいましたけれども、地方自治法の逐条解説による解釈運用、これによりますと、上限数についてはこのように述べています。「市町村議会の議員定数については、人口区分を大くくりにして、上限数については、それまでの実際の議員定数を勘案して縮減した」と、この上限数を超えて条例で定数を定めることはできない。ここは一致すると思います。人口減によって人口区分が繰り下がることとなる場合は、例えば、小樽市の人口が10万人を切ったと、そのときの定数30人ですから、今の32人のままで選挙はできないと。それなりにきちんと手だてをして定数を変えなければいけない。超えない範囲ですから、そういう人口がぐっと減った場合にはきちんとそういう手続をして定数をしなさいよと決めている範囲というものがあるわけです。これが私たちはきちんと下限だというふうに規定している、そういうふうに見るのが筋ではないかと思うのです。ですから、下限は決められていないというふうな解釈にならないというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

議長(中畑恒雄) 理事者並びに議案第29号提出者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

**市長(山田勝麿)** 陳情の取下げの問題ですけれども、先ほどお答えしたとおり、準備会としてはそういったことについては確認していないということですので、御理解願いたいと思います。

(「議長、32番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 32番、佐藤利幸議員。

**32番(佐藤利幸議員)** 以前の、99年以前の自治法では、人口区分が決まっていて、下限も決まっていたのですね。それを取り除いたところに、こういうちょっとわかりづらいところが出てくるのですね。ですから、下限が本当は決めていただくとわかりやすくていいのですけれども、下限はないのですよ。それで、それが筋ではないかとのことですが、それはあなた方の筋であって、地方自治法の筋ではないのですよ。ですから、私がさっき言ったように、こういう本があって、そういうことが書いてあるならいいですよ。

(発言する者あり)

議長(中畑恒雄) ちょっと答弁中です。

32番(佐藤利幸議員) 不当発言です。

(発言する者あり)

**32番(佐藤利幸議員)** とめてください。

議長(中畑恒雄) 答弁中です。

**32番(佐藤利幸議員)** そういうことで、こういう本でも、証拠があって書いてあるのなら、私は そうですねということになりますけれども、あなた方5人が違います違いますと言われただけで、はい、 違いますというわけにいかないということです。

(発言する者あり)

議長(中畑恒雄) 特別委員会でいるいると討議してください。

32番(佐藤利幸議員) ゆっくりやりましょう。あなた方のことでも質問ありますから。

議長(中畑恒雄) 菊地議員の会派代表質問を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時27分

#### 再開 午後 3時00分

議長(中畑恒雄) 休憩前に引き続き、会議を再開し会派代表質問を続行いたします。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 15番、佐々木茂議員。

(15番 佐々木 茂議員登壇)(拍手)

**15番(佐々木 茂議員)** 平成18年第2回定例会に当たり、自由民主党を代表して質問をさせていただきます。

最初に、総合計画についてであります。

初めは、新しい総合計画策定についてお伺いします。総合計画は、市町村の最上位に位置づけられるマスタープランであります。地方自治法はその第2条第4項で、市町村はその事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに則して行うようにしなければならないと規定しており、ほとんどの自治体が総合計画を策定し、計画行政を進めております。一方、企業経営にあっても、多くの企業が経営のよりどころとして、経営計画を策定しておりますが、その内容は、時代とともに変わってきております。高度成長期には、主に数値主体の経営計画であったのに対し、安定成長期に入ってからは、経営戦略の推進に重点を置く

計画が増えていると言われております。これまでの経営計画は、基本的には個別企業の質的充実、量的拡大の立場から、策定、活用されてきましたが、最近は企業ビジョンや経営構想主導の経営への関心が強まってきており、企業の社会性と経営効率の調和を重視し、環境変化にどう対応するかという受け身的発想から、これからの環境変化を先取りし、それに積極的に取り組む経営、すなわちビジョン主導の経営への転換のための経営計画が必要になったことが、その背景にあると言われております。

ここ数年、地方自治体はこれまでにない大きな環境変化にさらされており、総合計画のあり方が見直される必要にあるのではないでしょうか。特に、地方分権と構造改革の流れは、日本全体の将来を考えるとき、必要不可欠なことは理解できますが、その過程において、本市のような財政力のぜい弱な自治体にとって、非常に強い逆風となっていることも事実であります。現行の小樽市総合計画、市民と歩む21世紀プランは、策定から8年が経過し、新たな総合計画を策定するとのことですが、その策定に当たっても、「本市を取り巻く環境変化にどう対応するか」から、「今後の環境変化を見据えた上で、どのようなまちを目指すのか」という積極的な姿勢で計画を策定することが重要ではないでしょうか。

そこで、新しい総合計画策定に当たっての市長の基本的な考え方を何点かお尋ねいたします。

1番目、人口設定について。まず、環境変化の想定という観点で、計画の基本となる人口についてであります。日本は本格的な少子高齢化、人口減少時代を迎えており、新しい総合計画では、今後本市の人口が減少するという事実を冷静に受け止めるべきと考えますが、新しい総合計画では、将来人口をどう位置づけるお考えなのか、お伺いいたします。

2番目、目的・目標設定について。次に、総合計画の課題についてであります。一般論として、総合計画の課題の一つに、明確な目的・目標が定まっていないとの指摘があります。目的・目標の設定は、総合計画や経営計画のみならず、いわゆる計画というものには不可欠であるはずなのですが、総合計画については、なぜそういう指摘がなされるのか、この点についての市長の御所見と新しい総合計画では、この課題にどのように対応しようとお考えなのか、お聞かせください。

3番目、長期財政計画について。もう一つの一般的な課題として、総合計画が総花的で、財政的裏づけが不明確との指摘があります。平成18年第1回定例会で、私は長期財政計画の策定を提案申し上げ、市長からは「長期の財政計画は立てにくい側面もあるが、新しい総合計画の策定や施策の選択過程においての有効性はある」とのお答えをいただきました。新しい総合計画の財政的裏づけのためにも、長期財政計画を策定し掲載すべきと考えますが、市長の御見解をお伺いいたします。

4番目、策定の意義について。次に、新しい総合計画策定の意義についてお伺いいたします。いわゆる計画は、計画に基づいて実行することが大切ですが、経営計画や自治体の総合計画では、その策定自体に意義があると言われております。この観点から、新しい総合計画策定の意義について、市長の御所見をお伺いいたします。

5番目、策定スケジュールについて。この項の最後に、計画策定のスケジュールについてお伺いいたします。来年の4月には、市長も我々市議会議員も改選期を迎えます。これからの本市の将来像を示す総合計画の策定は、この改選期を挟んで行われることとなりますが、改選前の体制で審議を進めるべきなのか、審議は新体制で行うべきではないのか、意見の分かれるところではないでしょうか。市長は策定スケジュールについて、どのようにお考えなのか、お聞かせください。

次に、財政問題についてお伺いをいたします。三位一体の改革は、平成18年度でその1期が終わりました。その評価はさまざまでありますが、総じて地方には厳しいものであったところです。最近は、平成19年度以降の地方財政改革をめぐって、今年の骨太の方針に関して、いろいろな報道がなされていますが、市民にとっては決してわかりやすいとは言えません。総務省、財務省、地方などがそれぞれの審

議会や委員会などで議論を行い、それぞれの立場で意見が出されています。また、骨太の方針についての議論を行っている総理大臣の諮問機関である経済財政諮問会議においては、民間選出委員の交付税抑制の意見が大きく報道されています。地方分権は、そもそも国民、市民が主役で進められるべきであり、当事者の自治体は市民に論点をわかりやすく説明する必要があるのではないでしょうか。そこで、最近の地方財政問題を取り巻く状況について、それぞれの立場でどのような動きがあるか、地方交付税に関してで結構ですから、かいつまんで御説明ください。

地方の立場から国民への意思表示も大切です。財務省などの国の立場からの情報発信に比べ、地方の情報発信は力強さに欠けているのではないでしょうか。全国市長会など、地方団体の取組をお示しください。

さて、本市財政は、先日の臨時会で14億5,000万円の繰上充用を行い、2年連続で赤字決算となりました。市民の理解と協力を得ながら、財政再建の取組を進めていくためには、財政状況の開示が必要です。本市でも広報誌やホームページで財政状況を市民の皆さんにお知らせをしていますが、非常に大切なことだと思います。総務省のホームページでも、今年から自治体の財政構造の改善に反映するため、財政力指数や経常収支比率、起債制限比率、ラスパイレス指数などの指標について、類似団体との比較分析を行った財政比較分析表が公表されております。財政状況の開示ということで、私は以前バランスシートの導入について、予算特別委員会で質問をさせていただいたことがありますが、現在有識者らで構成する総務省の新地方公会計制度研究会は、地方自治体が債務の増大を抑えて、適切な財政運営を行っていくための新公会計整備に関する報告書をまとめ、地方財政でも資産、債務のストック管理をより重視し、従来の現金主義から民間企業と同様に発生主義の導入などを柱として、地方の公会計整備の検討が進められていると聞いております。その概要を御説明ください。あわせて本市のバランスシートに対する取組と考え方などもお聞かせをください。

財政問題で何点かお尋ねいたしましたが、地方財政改革について、私は市民に多くの情報を積極的に 開示し、市民の皆さんに理解を深めていただき、賛同を得て、地方の現状を国に対し強く求める姿勢が 大切であることを申し上げて、この項を終わります。

次に、北海道新幹線についてであります。国土交通網の基幹をなす大動脈である新幹線の建設がいよいよ昨年から本道においても開始されました。「道民の熱意で夢実現、北の大地に新幹線」を合い言葉にこれまで市長も北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会の会長として、札幌延伸を陳情し、今年の5月に北海道新幹線建設促進期成会(会長高橋知事)が、北海道新幹線札幌延伸実現推進本部(経済4団体の長、札幌市長、札幌市議会議長、地方3期成会会長)を新設するなど、活動を活発化させている。ただ、実現には、10年から20年はかかると予想されている。しかしながら、計画ルートで新駅の設置が予定されている本市にとって、経済・社会両面において多大な開業効果が期待されるものと考えられます。ちなみに、新青森~新函館間、最終需要額163億円、誘発生産額198億円、合わせて年間361億円の効果を見込んでおります。北海道新幹線により札幌~東京間4時間23分、将来3時間57分で結ばれ、現行の9時間46分に比べ、5時間23分短縮となります。そこで、北海道新幹線についての現状や効果などで何点か質問をさせていただきます。

- 1、北海道新幹線新青森~新函館間について、昨年5月に着工されましたが、現在の工事の進ちょく状況についてお教えください。
  - 2、新函館~札幌間の着工の見通しはどのようになっておりますでしょうか。
  - 3、新幹線建設促進後志・小樽期成会などでは、どのような要請活動を展開しているのでしょうか。
  - 4、新幹線を生かしたまちづくりについて、本市役所内の取組はどのようになっているでしょうか。

5、新幹線開業に伴う本市への効果はどのようなものが考えられるでしょうか。 以上の5項目についてであります。

次は、まちづくり三法の改正であります。中心市街地の空洞化に歯止めをかけることを目的とした改正まちづくり三法が成立しました。大型店の郊外出店を規制する改正都市計画法に関心が集まるが、中心市街地活性化法の改正内容も自治体関係者に衝撃を与えている。そこで、中心市街地の活性化について何点か質問をさせていただきます。

中心市街地の活性化は国においては、平成10年に制定された中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的促進に関する法律(中心市街地活性化法)や改正都市計画法、さらに大規模小売店舗立地法のいわゆるまちづくり三法により、市町村が作成する中心市街地活性化に関する基本計画に基づき、商業等の活性化のための事業と中心市街地における市街地の整備改善に関する事業等を一体的に推進してきました。本市においても、平成11年に策定した街なか活性化計画では、中心市街地活性化の基本方針としてにぎわいある交流空間の創出、活力ある経済活動の促進、魅力ある都市機能の充実を掲げ、市街地の整備・改善に関する事業を22事業、商業の活性化に関する事業を19事業、その他19事業を定めました。具体的な事業名では、中央通の土地区画整理事業、本通線や浅草線などの歩道の高質化、さらに商店街の環境整備事業等多くの事業が既に完了しているか、現在継続中であるものと承知をしております。

さて、平成10年のまちづくり三法の制定以来8年が経過し、この間全国の多くの都市では中心市街地の活性化に取り組み、地域における社会的・経済的及び文化的活動の拠点として住みやすくかつにぎわいのあるまちを創造する取組がなされてきました。しかし、全国的に見て高齢化の進展や人口減少など都市を取り巻く環境は、以前にも増して厳しくなっており、中心市街地の活性化が進展しているところがある一方、厳しい状況に変化がないところもあるように聞いております。このような状況の中で経済財政諮問会議への平成17年の報告書では、まちづくりについて、集住・集積の利益を活用することが重要であり、既存ストックの有効活用の必要性が強調されました。また、今年の2月に出されました社会資本整備審議会の答申では、多くの人にとって暮らしやすい都市づくりを行う観点から、広域サービスを担う商業等の諸機能の立地を集約する必要性が打ち出されました。このようなことから、今般国においては、中心市街地の活性化をより実効性のあるものとするため、中心市街地活性化法と都市計画法の改正案が提出され、今国会で可決されたところであります。改正案は人口減少時代の社会に対応し、都市機能の集中によるまちの再生とにぎわいの回復を図ることを目指しているものと存じます。

そこでお伺いしますが、中心市街地活性化法と都市計画法の改正の要点についてお示しください。また、この法改正による新たな中心市街地の活性化計画も、小樽市として検討すべきと思いますが、お考えをお示しください。

次に、大規模集客施設の立地に関するガイドラインについてお尋ねいたします。北海道では、本道の中心市街地は長引く消費の低迷や経営者の高齢化、後継者不足、大規模集客施設の郊外立地や大型の空き店舗の発生などにより、その衰退に歯止めがかかっていない状況にあることから、まちづくり三法の改正要旨を踏まえながら、都市機能の郊外への拡大抑制と市街地への集約といったまちづくりを目指し、大規模集約施設の立地に関し、機動的かつ迅速な対応を図るためガイドラインを策定中で、先般素案が取りまとめられました。まだ、素案の段階であり、今後変更になる部分もあるかと思いますが、今後このガイドラインに沿った大規模集客施設の適正な立地を図る必要があると思いますので、素案の具体的な内容についてお聞かせください。

次は、学校評価ガイドラインについてであります。学校評価はそれぞれの学校がみずからの教育活動、

その他の学校運営について、自立的、継続的に改善を行っていくため必要なものである。また、学校が保護者や地域住民に対して説明責任を果たし、保護者、地域住民などが情報や課題を教職員と共有しながら、学校運営に参画し、その改善を進めていく上で重要である。このような考えの下、平成14年4月に施行された小学校設置基準等において、各学校は自己評価の実施とその結果の公表に努めることとされた。また、保護者等に対する情報提供について、積極的に行うこととされたところである。その後、文部科学省は学校評価の充実のため、平成14年度から平成16年度まで学校の評価システムの確立に関する調査研究を全都道府県、政令都市に委嘱して実施した。その中で、各地方公共団体では、特色ある学校評価の指針、ガイドライン、手引書などが策定されるなど、学校評価制度の導入が進められてきた。その一方で、学校によって実施の内容が不十分である。あるいは、評価結果の公表が進んでいないといった課題も見られるところである。

また、平成17年6月に閣議決定された経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005では、義務教育 について、学校の外部評価の実施と結果の公表のためのガイドラインを平成17年度中に策定することと された。また、中央教育審議会の答申、「新しい時代の義務教育を創造する」においても、今後さらに 学校評価を充実していくためには、学校、地方自治体の参考に資するよう大綱的な学校評価ガイドライ ンを策定することが必要との指摘がなされた。本ガイドラインは、以上の経緯を踏まえて、主に市区町 村立の義務教育諸学校、小学校、中学校、中等教育学校前期課程を含む盲・ろう・養護学校の小中学部 を対象に作成したものである。その他の学校、国立学校や私立学校、都道府県立学校については、設置 者に関する部分や地域住民の関係などについて当てはまらない記述もあるので、適宜取捨選択又は読み 替えて活用していただきたい。本ガイドラインは既に各都道府県、政令都市が策定している学校評価の 指針、ガイドライン、手引書などを参照し、多くの地域で共通する考え方や先進的な考え方で他の地域 でも実践し得るものを集約したものである。本ガイドラインは、学校運営の自立的・継続的な改善・充 実と地域住民保護者の学校運営への参画を促進するとともに、学校の設置者などが学校に対する支援や 条件整備などの改善を行うことにより、全国的に一定水準の教育の質を保証し、その向上を図る観点か ら目安になると考えられる事項を記述している。本ガイドラインは、学校評価が必ずこれに沿って実施 されなければならないことを示す性質のものではない。各学校や設置者は、それぞれの状況等に応じて 進めてきた学校評価の取組の中に、本ガイドラインに示された内容を適宜取り組むことなどにより、学 校評価の質的な改善を図っていただきたい。また、現在の学校評価の取り組み状況に応じ、ガイドライ ンに示された内容を段階的に導入するなど、無理のない方法で取り組んでいただきたい。文部科学省で は、各学校が行う学校評価の状況などを踏まえ、本ガイドラインがよりよいものとなるよう継続的に見 直すこととしたなどの公表された内容について、まずは、教育の成果の検証のための主要な手段となる、 1、学校評価の目的、あわせて教員評価との関係、2、学校評価の方法、3、評価の項目、指標の例、 以上の要点につきお教えください。

質問の最後でございますが、児童・生徒の安全対策についてであります。平成13年6月の大阪教育大学附属池田小学校の乱入殺傷事件の発生以来5年を経過しておりますが、児童・生徒が凶悪犯罪に巻き込まれるという事件や事故を受け、これまでさまざまな安全対策が講じられているものと思います。最近の報道の中で、安全管理、防犯監視カメラ運用と安全教育、安全学習、体育授業、運動部活動に関して、学校現場でマニュアルなどを作成する際に押さえるべき観点を例示し、子供が被害に遭う事件が多発している状況と関連して、監視閉鎖型の安全対策は一時的にはやむを得ないとしながらも、不信感を助長し教育にとってはむしろマイナスで限定的にするべきものとの考えを示した。その点を踏まえ、中間報告は学校が置かれている状況を、1、平常的、特に問題がない、2、警戒(注意)時、子供、学校

に危害を及ぼす事件、事案(誘拐未遂など)があり未解決の場合、3、緊急時、子供、学校に危害を及ぼす事件が発生し、解決後も模倣事件のおそれがあるなどの3段階に分け、各段階に応じた対策が必要とした安全管理指針が提案されました。

そこでお伺いをいたします。児童・生徒が被害者となっている事件、事故を受け、インターホンやオートロック錠設置などの対策を講じていると思います。先月18日は、刃物を持った男がはいかいしているという事件が発生しておりますが、このような事件から児童・生徒を守るため、どのような対策をとっておられるのか。また、今後、事件、事故に遭わないようにどのような指導、対策を考えておられるのか、教育長の御見解をお聞かせください。

以上、再質問はいたしませんので、明快な御答弁をお願いし、代表質問を終わらせていただきます。 (拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) 佐々木茂議員の御質問にお答えいたします。

最初に、総合計画について何点かお尋ねがございました。まず、新しい総合計画の人口設定についてでありますけれども、本市の過去の総合計画では人口増を想定してまいりましたが、現行の21世紀プランでは、人口減少を見込みながらも、現状維持を基本に最大限の増加に努めるとの表現をしております。人口は市政運営において最も基本となるものであり、既存の個別計画においてもそれぞれ人口を推計し、計画づくりを行っておりますが、新しい総合計画になってもその取扱いは最も重要であると認識しております。将来人口には、さまざまな推計方法がありますので、それらを十分研究し、現実的な設定をする必要があると考えております。

次に、総合計画の課題として、目的、目標が明確でないとの指摘についてでありますけれども、自治体の総合計画は昭和44年に地方自治法に規定されて以来、高度経済成長期に入り、本格的に導入されるようになったと聞いております。一般的にこれまでの総合計画では、右肩上がりの社会にあって、予算や事業の拡大路線を続けるためのよりどころとして、より多くの事業を総合計画に位置づけ、事業を実施することに重点が置かれていたのではないかと感じております。そのため、多くの総合計画において、施策の目的や目標については、事業の拡大や努力の方向性を文章で記述するにとどまり、成果指標や評価基準が数値化されていないことから、目的や目標の位置づけが弱いとの指摘があるものと考えております。今後は、低成長時代に入り、施策の選択と集中という命題を解決するために、政策、施策、事業の成果や評価が重要となってきており、それらの指標を数値で示す計画が求められるようになってきております。新しい総合計画では、何を行うかよりも、どのようなまちづくりを目指すのかを重視し、政策評価の指標を計画の柱とすることなども含めて、目的・目標がよりわかりやすくなるような計画を目指したいと考えております。

次に、長期財政計画でありますけれども、新しい総合計画では、限られた行政資源でどのようにまちづくりをしていくかを示すわけですから、施策の選択や優先順位を検討するためにも、財政状況をとらえることは大変重要なことであります。国の地方財政政策に大きく影響を受ける本市の財政状況を長期に見通すことは大変難しい面もありますが、新しい総合計画の期間に合わせた財政計画の位置づけは検討すべき課題であるととらえております。

次に、総合計画を策定することの意義でありますけれども、総合計画は将来の小樽市のビジョンと方

向性を示し、市政運営の羅針盤としての役割を持つものであり、長期志向で計画的に市政運営を行うためのツールとしての役割を持つものであります。一方、その見直しや策定過程において、市の職員はもとより広く市民の皆さんや各界各層の御意見をいただきながらつくり上げることで、情報の共有やまちづくりに対する意識の醸成が図られる効果もあると考えております。私は市長就任以来、市民の皆さんの声を大切にした開かれた市政運営の推進に努めてまいりましたが、約10年ぶりで行う新しい総合計画の策定を通じて、市民の皆さんと知恵を出し合い、新しい時代における小樽を考えることで、より一層市民一人一人が自分の住んでいるこのまちに愛着を感じ、協働の精神が大きく広がるものと期待いたしております。

次に、策定のスケジュールでありますけれども、新しい総合計画は市民の皆さんとの対話を重視する 観点から、市政の課題や方向性についてつぶさに分析をし、論点を明らかにして議論を深めたいと考え ておりますので、本年度はそれらについて庁内で十分な検討を重ね、具体的な論点を整理してまいりた いと思います。その上で、策定のスケジュールにつきましては、来年の改選期のことも考慮して組み立 てていきたいと考えております。

次に、財政問題でありますけれども、初めに平成19年度以降の地方財政改革についてでありますが、全国市長会などの地方六団体が設置する新地方分権構想検討委員会では、地方交付税は地域社会の存立基盤を維持し、国で定めた一定水準の行政サービスを国民が全国どこでも享受できるようにするための地方固有の財源であり、地方全体で共有している財源であるという考えなどから、地方共有税に名称を変更し、定期的に法定率を変更すべきと提言しています。総務大臣の私的諮問機関である地方分権21世紀ビジョン懇談会では、人口と面積を基準に需要額を算定する新型交付税構想を打ち出し、その割合を今後3年間で5兆円規模を目指すこととしておりますが、地方側からは「行政需要は人の数や面積で決まるものではなく、地域特性がある」、「地方の実情がよくわかっていない」などの批判の声が出されています。また、経済財政諮問会議の民間議員からは、「地方歳出の削減による地方交付税総額の削減を」という意見や、財務大臣からは「税源移譲ではなく地方歳出見直しによる不交付団体の増加を」といった意見が出されていますが、これらに関して地方六団体としては、「地方交付税制度の本質論を無視したものであり容認しがたい」、「これまで地方が懸命に行財政改革に取り組み、国を上回るペースで大幅な歳出削減努力をしてきた経緯を無視した国の赤字の地方へのつけ回しは断じて受け入れられない」などの反論を行ったところであります。

次に、全国市長会などの地方団体の取組でありますけれども、まず北海道市長会では、先月12日に小樽市で開催された春季総会で、地方交付税の削減は断じて認めない旨の地方交付税制度に関する緊急要望を決議し、5月30日に道内選出の国会議員や総務大臣をはじめ、関係局長、課長に対し、要請活動を行ったところであります。また、翌5月31日には、北海道、北海道市長会、北海道町村会の三者により、地方交付税総額の安定確保や積雪寒冷地特有の行政経費を的確に反映した算定方法の確立などについて、北海道地方財政対策に関する緊急要望書として、道内選出の国会議員に対し、要請をいたしました。さらに、全国市長会などの地方六団体では、同日地方自治危機突破総決起大会を開催し、削減ありきの交付税の見直しの断固阻止などを内容とした決議を行い、真の地方自治確立のため、地方自治体が総力を挙げて取り組むことを決議するとともに、6月7日には、地方分権の推進に関する意見書を総務大臣に提出したところでありますが、これは平成6年以来、実に12年ぶりに意見書提出権を行使したものであります。

次に、財政状況の開示でありますけれども、本年5月に総務省の新地方公会計制度研究会で、地方分権の進展に伴い、これまで以上に自由でかつ責任ある地域経営が地方公共団体に求められ、内部管理強

化と外部へのわかりやすい財務情報の開示が不可欠なことから、新たな会計制度の整備の考え方を取りまとめました。その内容は、従来の現金主義から、減価償却費や退職給与引当金などを計上する発生主義を活用し、複式簿記の考え方を導入するとともに、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書などの財務諸表の整備の必要性を提言したものであります。本市では、平成12年に当時の自治省で示された要領でバランスシートを作成いたしましたが、全会計を対象としていないため、市全体の財政状況の把握ができないことや、財産評価について実際の資産評価と差が出るなど課題があり、財政分析の手法として活用に至っていないのが現状であります。今後、総務省から研究会の提言を踏まえて、新たなバランスシートの作成手法などが示されてくるものと思いますので、その活用も含めて、よりわかりやすい形で市民の皆さんに財政状況をお示しできるよう研究してまいりたいと考えております。

次に、北海道新幹線についての御質問でありますけれども、初めに建設工事の進ちょく状況でありますが、主なものとして、新青森~新函館間約150キロメートルのうち、現在鉄道運輸機構により、木古内と新函館を結ぶ渡島当別トンネル約8キロメートルの掘削工事が両側から進められており、約600メートル程度完了していると聞いております。これらの工事に伴う平成18年度の建設事業費につきましては、昨年度の2倍の60億円となっております。

次に、北海道新幹線新函館~札幌間の着工見通しでありますけれども、これまで整備新幹線の着工につきましては、おおむね4年ごとに見直しが行われており、次回は平成20年ごろと予想されております。なお、本年度はすぐに着工につながるわけではありませんが、国土交通省の事前調査として、長万部と倶知安の駅部調査や北斗市と八雲町を結ぶ檜山トンネル建設のためのボーリング調査などが実施されると伺っております。いずれにいたしましても、整備新幹線の札幌延伸につきましては、ここ一、二年が山場であると考えております。

次に、北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会などの要請活動でありますが、期成会では春と秋の2回、道内及び中央要請を行っているほか、他の期成会と共催で講演会なども開催しています。また、このたび北海道新幹線建設促進期成会の中に新設されました北海道新幹線札幌延伸実現推進本部に、後志・小樽期成会の会長として私も参画しております。さらに、新幹線の駅が設置されます自治体を中心に九つの市町村で組織する北海道新幹線建設促進関係自治体連絡協議会を、去る5月19日に立ち上げ、本市も参加したところであります。今後も関係団体と連携をとりながら、要請活動を一層強化し、札幌延伸に向け鋭意取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、庁内の取組でありますが、新駅周辺の土地利用や交通アクセス等につきまして、平成13年に北海道新幹線新小樽(仮称)駅周辺振興計画を策定いたしました。また、昨年12月に北海道経済連合会主催により、三菱商事、ANA、JR北海道、JTBなどの民間企業や北海道、札幌市や倶知安町などの駅設置予定自治体で組織する札幌延伸効果検討委員会が設置されました。この委員会では、先行事例などに基づく札幌延伸による地域への経済波及効果や実現に向けた課題などについて議論が行われ、本市も担当職員を参加させております。今後は、市内の経済団体などとも連携を深めていきながら、庁内のワーキンググループにより、新幹線によるまちづくりや交通アクセスの問題について検討を続けてまいりたいと考えております。

次に、新幹線開業に伴う本市への効果でありますが、新幹線開業により東京~小樽間が約4時間、仙台~小樽間が約2時間半で結ばれることにより、東北地方との交通アクセスが改善され、東北地方からの観光客誘致に大きな効果があると考えられます。具体的には、平成15年及び16年に実施しました小樽市観光客動態調査の結果によりますと、本市を訪れた道外客のうち、東北地方からの入込み数は、北海道に最も近いのにもかかわらず交通アクセスの悪さから、わずか8.7パーセントに過ぎませんでした。ま

た、道央圏への観光客はこれまで千歳空港を始点として、登別・洞爺湖方面から札幌へという流れが主流を占めていたのに対し、新幹線の開業により、小樽を始点として、余市町や積丹町など近隣町村を取り込んだ北後志の新たな観光振興にも寄与することにより、滞在宿泊型観光が促進されると期待されております。

次に、いわゆるまちづくり三法の改正でありますけれども、改正の内容は、中心市街地活性化法では、中心市街地の活性化の基本理念や総理大臣を本部長とする中心市街地活性化本部が新たに創設され、まちづくりを積極的に支援する体制が整備されたこと。また、これまでの基本計画は、国に送付することで策定の要件を満たしておりましたが、それが総理大臣の認定制度となること、従来の商工会議所等が担うタウンマネジメント制度が廃止され、商工会議所やまちづくり会社及びNPOなど、多様な民間主体が参画する中心市街地活性化協議会が法制化されました。さらに、支援措置として、「暮らし・にぎわい再生事業」の創設やまちづくり交付金の拡充などがされたところであります。また、都市計画法では、都市計画区域等の区域内における大規模集客施設の立地に係る規制の見直しがなされ、床面積が1万平方メートルを超える大規模集客施設が立地できる用途地域は、商業地域、近隣商業地域、準工業地域に制限した上で、さらに準工業地域については、都市計画の手続が必要となり、特別用途地区を指定するなど、規制が厳しくなる体系へと移行したところであります。

次に、本市における新たな中心市街地の活性化計画の検討でありますけれども、現在の中心市街地活性化の基本計画である街なか活性化計画は、策定以来7年が経過し、終了した事業も多いことから、その効果の検証や将来を見据えた新たな事業の検討など、見直しの時期に来ているものと考えております。まちづくり三法の改正を踏まえ、今後、商工会議所などと連携を図りながら、新しい基本計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、道が策定中の大規模集客施設の立地に関するガイドラインについてでありますが、素案の主な内容としては、コンパクトなまちづくりの観点から、第1に、準工業地域での大規模集客施設の立地規制や都市計画制度の適切な運用が示されており、第2に、床面積が1万平方メートルを超える大規模集客施設の設置者に対して、出店計画書の届出や地域雇用の確保、環境対策の推進などの地域貢献活動を盛り込んだ地域貢献計画書の届出を求めるものとなっております。道からは、7月中にガイドラインを策定する予定と聞いており、市といたしましても内容を注視してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 譲) 佐々木茂議員の御質問にお答えいたします。

まず、学校評価ガイドラインに示されている学校評価の目的についてでありますが、大きく三つに整理されます。一つは、各学校が教育活動その他の学校運営について、具体的な目標を設定し、組織的、継続的に改善すること。二つは、各学校が信頼される開かれた学校づくりを進めること。そして三つ目は、各学校の設置者等が一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ることであります。

また、学校評価と教員評価との関係についてでありますが、各学校の目標などを基にして、評価が行われる点では共通しておりますが、他方、学校評価が学校運営の改善であることに対し、教員評価が人事管理や職能の開発を目的としており、それぞれの目的は大きく異なります。

次に、学校評価の方法についてでありますが、三つの要素から構成されております。一つは、各学校がみずから行う自己評価、二つは、学校評議員や保護者、地域住民等の外部の者が行う外部評価、そして三つ目は、評価結果の説明、公表及び設置者などによる支援や条件整備等の改善であります。

次に、評価の項目、指標の例についてでありますが、評価の項目では、教育課程、学習指導、生徒指

導、安全管理等の教育活動を初めとして、組織運営や研修、保護者・地域住民との連携など、10項目にわたって例示をしております。また、指標では、例えば安全管理にかかわって学校安全計画の作成、実施状況、危機管理マニュアルの作成、活用状況など、それぞれ具体的な評価の指標を例示しております。

次に、登下校をも含めた児童・生徒の安全対策についてでありますが、教育委員会ではこれまでもお話ししてまいりましたように、市内の全児童・生徒への防犯ブザーの貸与や各学校での安全マップの作成、子ども110番の家の拡充はもとより、警察や教育局から送られてきた不審者情報を各学校に電子メールにより送信するなどしながら、その未然防止に努めるための取組も行っております。また、教員を対象として、警察官を講師に招き、学校への不審者侵入の対応について訓練したり、街角の危険な箇所を実際に点検するメニューを盛り込んだ防犯講習会を開催しております。一方、不審者侵入に対する危機管理体制の整備や学校生活における安全確保、安全管理、家庭・地域社会との連携のあり方などを示したハンドブックを小中学校に配布し、指導に役立てるよう各学校にお願いしているところであります。先日の新聞報道にもありましたが、町内会を中心に近隣の小中学校やPTAが連携して、組織づくりを進め、児童・生徒を守るための巡回活動も着々と動き出しておりますことから、今後もこうした活動が市内全域に広がるよう支援してまいります。

いずれにいたしましても、子供の日々の生活が安全・安心な環境の中で営まれることが、市民全体の願いでもあり、保護者のみならず市民と一体となって取り組んでいかなければならないものと考えております。

**議長(中畑恒雄)** 以上をもって、本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時00分

### 会議録署名議員

小樽市議会 議長 中畑 恒 雄

議員山田雅敏

議員山口保

平成18年

## 第2回定例会会議録 第3日目

# 小樽市議会

### 平成18年6月14日

	1番	上	野	正	之
	3番	山	田	雅	敏
	5番	井	Ш	浩	子
	7番	若	見	智	代
	9番	小	林	栄	治
1	1番	大	畠		護
1	3番	横	田	久	俊
1	5番	佐々	木		茂
1	7番	Щ	П		保
1	9番	武	井	義	恵
2	1番	古	沢	勝	則
2	3番	大	竹	秀	文
2	5番	見 楚	谷	登	志
2	7番	中	畑	恒	雄
2	9番	斉	藤	陽一	良
3	1番	佐	野	治	男

2番 森 井 秀 明 4番 小 前 真 智 子 6番 吹 友 三 郎 田 子 8番 菊 地 葉 10番 大 橋 弘 12番 前 田 清 貴 14番 成  $\blacksquare$ 晃 司 16番 斎 博 藤 行 18番 佐々木 利 勝 20番 新 谷 ۲ し 北 野 紀 22番 義 2 4番 松 世 本 光 26番 久 末 恵 子 28番 橋 克 幸 高 30番 秋 Щ 京 子 32番 佐 藤 利 幸

## 欠席議員(0名)

## 出席説明員

市			長	Щ	田	勝	麿
助			役	鈴	木	忠	昭
水	道	局	長	I	藤	利	典
総	務音	多	事	吉	Ш	勝	久
経	済	部	長	安	達	栄光	次郎
福	祉	部	長	中	町	悌□	凹郎
環	境	部	長	本	間	達	郎
港	湾	部	長	Щ	﨑	範	夫
消	ß	方	長	仲	谷	正	人
監事	查 務	委局	員 長	中	塚		茂
総務部総務課長				田	中	泰	彦

選挙管理委員会 深山雄造 委 員 長 教 育 長 譲 菊 総 務 部 長 山田 厚 財 長 磯 谷 揚 政 部 市民部 長 佃 信 雄 保 健所 長 外 畄 立人 建 設 部 長 嶋田 和男 樽務 病局 小 小軽米 文 仁 事 教 育 部 山岸 康 治 収入役職務代理者 宮 腰 裕 (会計室長) 財政部財政課長 堀江雄二

# 議事参与事務局職員

事 務 局 長 松川明充 事務局次長 三浦波人 石 崎 政 嗣 庶 務 係 長 議事係長 佐藤正樹 調査係長 関 朋 至 記 北 出 晃 也 書 書 記 記 島谷和大 大 﨑 公 義 書 書 記 松 原 美千子 書 記 村 中 香 織

### 開議 午後 1時00分

議長(中畑恒雄) これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、成田晃司議員、古沢勝則議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第31号」を一括議題とし、昨日に引き続き会派代表質問を行います。 通告がありますので、順次、発言を許します。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 2番、森井秀明議員。

(2番 森井秀明議員登壇)(拍手)

2番(森井秀明議員) 平成会を代表し、会派代表質問を行います。

まず、市立病院について質問をいたします。

経営改善の手だてとして、現在12億円又は13億円とも言われているお金が、小樽市一般財源から病院 事業会計に毎年の繰入れをしております。国から一部補てんがあるにせよ、大きな規模でマイナスが存 在していることは否定できず、改善することはたやすいことではないと思います。いろいろな場面で経 営改善策に取り組まれていると思いますが、この3年間で経営として改善されたと考えられるところを お示しください。

実際に数値的な変化がこの3年間であまり起きていないと思われますが、その理由もあればお教えください。

次に、医師確保に対しての質問をさせていただきます。2002年度に問題となった名義貸し、そして2004年度より施行されている医師臨床研修制度、これらにより大学の医局に頼った医師の確保というシステムは崩壊しつつあります。小樽市は医局と交渉中であるとおっしゃっておりますが、医師の確保に確信を持てるのでしょうか、大変に心配な部分です。これからの市立小樽病院として医師の確保をどのように行っていくのか、改めてお聞きします。

また、病院職員の能力向上のために取り組んでいること、意識を変えていくために行っていること、 研修制度などがありましたら、お聞かせください。

また、今の古い病院でも愛着はあると思います。その古い病院を少しでも長く使えるように職員で取り組まれていることや工夫などがあればお教えください。

市立小樽病院の後志における役割は、どのようにとらえているのでしょうか。

小樽市は後志管内の中で一番大きな都市です。その中で、後志の基幹病院として役割をどのように考えられているのか、お聞かせください。

市立小樽病院はどのような病院を目指しているのか、お教えください。

小樽病院としての特徴があれば、こちらもあわせてお教えください。

特に他の病院よりどの部分において特化しているのか、御説明いただきたいと思います。

さらに、現在市立小樽病院として挙げられている理念をお教えください。

市立病院には行きたくないという市民がいると残念ながら耳にします。入院先に市立病院を選ばない 人もいると残念ながら聞きます。その理由、原因は何だとお考えでしょうか、お聞かせください。

次に、築港エリア地区計画との不合理について質問させていただきます。小樽築港エリアはアミューズメント、レクリエーションエリアとして築港再開発に取り組みました。もともと医療としてのエリアには計画に上がっておらず、現在はパチンコ店も出店しております。再開発計画の中で医療という位置づけを当時取り入れていなかった要因をまずお教えください。

都市計画とは工場と住宅街とか、また今の話のようにパチンコ店と病院など、そのようなものが重な

らないように、それぞれの機関がお互いに対して危害を及ばさないために存在しています。今回の計画 はその都市計画における意義に適合していないと思いますが、御見解をお聞かせください。

建設予定地とJR築港駅とのアクセスについてです。建設予定地が築港エリアと聞いて、JR小樽築港駅と接続すると思っている市民が多いと思います。JR小樽築港駅と計画されている新市立病院の入り口との距離、さらには徒歩でどれほどの時間がかかると予測されているのか、お聞かせください。

次に、現在、市立病院ももちろんですけれども、小樽市としても財政上かなり厳しいと思われます。 今まで聖域なき改革に取り組み、職員の給与をカットしたり、退職手当債を発行せねばならないほどに 緊迫している財政状況のさなか、200億円もかけられる余力はあるのでしょうか。

まずは現行のままでの集約を行い、新たな病院となっても展開できることを示す必要があるのではないでしょうか。周りのいろいろな方々にお話を聞いても、新しくせっかくつくった病院が破たんするのではないかと心配される方もいます。新しい病院が必要と強く願っている人たちでも、ちゃんと成り立つのかが不安だと聞きます。たとえ箱がきれいになるという話を聞いても、内容での担保を市民に示さなければ不安は増大していくのではないでしょうか。先ほどのことなども含め、多くの不安が取り巻いているのは事実です。この不安を取り除いていただけるよう御答弁をいただきたいと思います。

次に、あおばとプランについて質問をいたします。

今後の小樽の教育動向は、小樽市のこれからにとって大変重要な要素であるとだれもが感じているところだと思います。教育委員会よりあおばとプランが示されたことは、それを象徴していると感じます。学力の育成、心の育成、健康の育成を重点に、「心豊かに学び ふるさとに夢と誇りをもつ 小樽の子どもの育成」という目的はとても共感でき、行く末を期待いたします。その中で、今後に問われていくのは学校での受止め方だと思います。このプランが動き始め、学校の反応はどのような反応だと教育委員会は受け止められているのか。校長の反応、教師の反応、それぞれに第一印象をお聞かせください。

このたび平成会は、会派視察で広島県尾道市に視察に行ってまいりました。尾道市ではさくらプランという形で「夢と志を抱く子どもの育成」を目標に切さたく磨を合い言葉に取り組んでおりました。現在はその目標の実現に近づきつつあると感じました。しかし、やはりそこまで至る経緯があってのことであると直接お話を聞くごとに強く感じられました。さくらプランに至るまでに7年を経ており、さくらプランは第3期としてであり、今までの取組背景があってこそ成り立っていると思います。

まず、第1期に平成10年から平成13年の間に、4年かけて基盤づくりをしております。その期間における努力が基盤を盤石にし、今のさくらプランでの取組が前に進んでいると感じました。そこでその尾道市のおける取組に沿って基礎づくりにおける質問をいたします。

まず第一に、取り上げられていたのが学校長を中心とした学校運営の組織確立でした。その中で、校務分掌等の見直しや職員服務規程の見直しなどが行われております。取組の中での背景を確立するために、名札の義務づけなどによる教師としてのふだんからの行動、自覚に対するところからの見直しがなされています。これらが当たり前と言われるような基本的な部分から取り組んでいることに強い意思が感じられたのですが、小樽における基本的な部分としての現在の取組をお知らせください。

次に、学校運営における整備について。学校経営会議の設置を行い、さらには学校での経営会議や職員会議において議事録や司会者を規則により明確化し、校長の仕事の役割、教頭の役割、主任の役割、教員の役割等を明確にしております。このように会議運営においても、一つ一つの積み重ねがなされていると感じましたが、会議規則においての小樽での現状と取組をお知らせください。

また、尾道市における第2期においては、平成14年から平成16年までに教育内容に踏み込み、研修制度の充実、先進事例への視察、先進地からの講師誘致をはじめ、1校1研究の実施、公開、また道徳授

業においても全域での公開の義務づけなど、さまざまな取組で教育の変革の導入を図っています。これ らのように、教員が学べる環境について小樽での動きをお教えください。

また、それらの研究発表を公開し、地域の方々がどのような学校に通っているのかを知る機会も多く つくられています。そのように、地域に教員の取組や活動、研究等を見てもらえる機会の導入について 教育長の見解をお聞かせください。

さて、今まで御紹介したように、現在のさくらプランに至るまでに背景づくり、基盤強化に多くを費やし、しっかりとした下準備の上で前に動けるようになっていると感じます。必ずしも時間をかければよいわけではありませんし、お金をかければよいわけでもないですが、その基盤を軽んじては、たとえよい計画だとしても結果は崩れてしまいます。遠回りに見る方も多いかもしれませんが、私は尾道市でのお話を聞いてその必要についての確信をいたしました。この小樽市におけるあおばとプランの取組に対して、尾道市のような土台づくりが大切な部分であると感じ、このたび質問をさせていただきましたが、この土台づくりに対しての教育長の見解をお聞かせください。

次に、退職手当についての質問をいたします。

まず、退職手当に伴う給付の財源は本来どこにあるのか、お聞かせください。

市職員の退職手当については、どのような形での財源があるのか、お示しください。

昨年12月の定例会で、退職手当債を導入するという理由として、市の財政において退職者が増加し、 退職金負担増に耐え得る状況ではないということをおっしゃっておりましたが、それについてはよく理 解できます。職員総数の削減に伴う人件費抑制の効果で償還の財源に充てるとお話しされていましたが、 現在の赤字補てんに多く充てられると感じておりますが、その職員削減に伴う人件費抑制のうち、どれ ほどの金額を退職手当債の返済に充てるのか、具体的にお示しください。

小樽市としては、今後においての人口動向が大きく減少していると出ているのは御存じのとおりです。特に小樽の年齢別での割合として、生産性の高い年齢層の割合が減っていることも御承知のとおりだと思います。その中で退職金制度がこの流れのままで、これからの退職者に対してしっかりと支払い続けられるのか、小樽市の財政的体力が将来それほどにあるのか、疑問を感じます。確かにこれから団塊世代と称する方々が、ここ数年で例年より多く退職されると思いますが、その時期が過ぎた後でも、退職者に対して継続して退職手当を今までと同じように支払い続けられるのでしょうか。

今回は借金をしてでも支払ったとしても、将来的にしりすぼみをし、10年後、又は20年後に退職される人たちの退職金は、今までと同じように準備できなくなる可能性は否定できないのではないでしょうか。

職員人件費等の自助努力の中で退職手当債の返済はもちろんのこと、退職手当がこれからも支払い続けられる見込みがあるとお考えなのか、お教えください。

私は、今後において抜本的な対策を打たなければ、いつまでたっても借入債を続けなければならなくなると思いますが、市長の見解をお聞かせください。

次に、議会活性化において質問をさせていただきます。

今後の小樽の発展において、議会の活性化も一つの大きな要因になっていくと思います。行政のチェック機能の役割として、今までにも大きな役割を果たしてきた議会ですが、多人数による合議制としての特徴を発揮することができる機関ですから、やはり首長の独任性との特性の違いを生かし、市民の意思を市政に生かすために、競い合い、協力し合い、発展していくことが多くの市民から求められていることだと思います。

このような議会への期待の中で、今年度、平成18年5月18日に北海道栗山町で栗山町議会基本条例が

制定されました。自由討議による合意形成を考え、議員間の自由討論が盛り込まれ、議会での発言における活性化を図ったり、議会主催の一般会議や審議会の設置等で市民の議会活動への参加を促し、さらに意見交換の場を設け、議会、議員の政策能力の強化とともに、市民意識の高まりも期待している内容となっております。議員研修の充実強化も組み込まれたそうです。自分自身が小樽市議になった当初、右も左もわからず、苦悩の日々を過ごしていたことを思い出しますが、新人研修から始まり、常に理事者と対等又はそれ以上の情報を得るために学ぶ機会をつくりだしていくことは、議会にとって大変重要であると感じております。町民との情報共有による透明化を図るために、議会広報の充実も掲げられ、年1回の議会報告会の開催の義務づけもされたそうです。この点については、小樽でも議会広報編集委員会で議会報告会を行うべきだというお話が出ておりますが、議長判断にゆだねており、小樽においても実現は間近かと思っております。

さて、今まで幾つか紹介させていただきましたが、この条例の中でもさらに大きなポイントが幾つか あります。

まずは、反問権、逆質問権、つまりは市長・理事者側から質問ができるということです。実際に12月から議員定数における提案を平成会は公明党とともにさせていただいておりますが、同じ議員という立場ながら、一方的に質問を受け、それに答えるだけという構図に違和感を得たところです。質問を受けたときに私はこう思う、ではあなたはどう思うのかと聞き返せないのが大変不思議でした。当然、今までは市長として答弁をすることが議会での義務だったかと思いますが、この反問権、逆質問権についての市長の考え方をお聞かせください。

また、栗山町では、一問一答についても盛り込まれたと聞きます。小樽で言う委員会でのような形式と想像いたしますが、本会議においてそのように頻繁なやりとりは厳しいと感じますが、現状での長時間による続けての質問では、市長部局として答弁を用意することによる大変さもあり、答弁を聞き続ける議員も聞き漏らしが生じたりなど、またさらには傍聴者が聞きづらい、わかりづらいというお話も耳にします。一問一答ではなく、一項目一答というシステムでは可能なのかと思いますが、このような区切りを入れての質問のやりとりについて、市長部局としてふぐあいやシステム上で変えなければならない部分など、想像できる範囲で考えられることがあればお教えください。

また、そのような一項目一答でのやりとりに対する市長の見解をお聞かせください。

最後に、先ほどの話のように、議員同士の自由討論について、市長として思うことがあればお聞かせください。

今後、議会はまちの先端を担う上でも、常々に発展していくことになると思います。その活性化に伴い市長自身の考え方も聞いておかなければ、議会における取組とはいえ、問題があると考え質問項目とさせていただきました。答えづらい部分もあるかと思いますが、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

次に、職員の人事異動・昇進についてお聞きいたします。

この議員という仕事につき、最近思うことがあります。職員の人事異動が異常に早いということです。マンネリ化や形がい化などを改善するために、人事異動は大変重要だと考えますが、1年での異動もあり、自分にとってはあまりに早すぎて、だれがどの部署におられるのか覚えられないほどです。さらに、抱えられている業務はそれぞれの部署で少なくはなく、すべての引継ぎが完ぺきに行えるとは思えません。実際に担当者がかわったことによっての取組の行き詰まりを何度も見ております。さらには、経験させるために、専門性のない人が専門職につくなどという状況もあるかと思いますが、それに伴い業務の滞りが起きることは否めないと思います。私たちのように行政に身近な議員でさえ戸惑うわけですか

ら、かかわる機会がまれな市民にとって戸惑うことも多いのではないでしょうか。

実際に一つの返答が答えられなかったり、長い時間待たされたり、求めていることと違う返答があったりということがあると聞きます。

そこでお聞きしますが、まず人事異動の意義を市としてどのように考えられているのか、お教えください。

また、人事異動の選考方法をお教えください。

1年で異動するなど異動の早い理由があれば、あわせてお聞かせください。

また、先ほどお話ししたように、市民からの戸惑いがあると私は耳にします。そのように人事異動におけるふぐあいに対応できるように、また市民からの問い合わせ、相談などの受付がスムーズに移行できるように、それぞれの部で窓口を一本化したり、それぞれの課でエキスパートを育て配置したりという自治体も多いと聞きます。必ずしもこれがすべてではないと思いますが、小樽市として人事異動に伴うふぐあいなどのことで市民に迷惑がかからないようにするために、何か考えるべきではないかと思うのですが、お考えがあればお示しください。

続けて、昇進制度についてもお聞きいたしたいと思います。それだけの異動がなされている状況で管理職となったときに、部下の知識より少ない中で上司とならざるを得ない状況も出てくるのではないかと思います。短期間しかいない上司より、長期間いる部下の方が知識を持ち得るというような状況も起こり得るのではないでしょうか。専門職によるものは、特にそのようなことにもなり得るのではと危ぐします。昇進についての選考基準はどのようになっているのか、お教えください。

また、昇進できるための条件は存在するのでしょうか、あわせてお聞きいたします。

次に、景観についてお聞きいたします。歴史的景観についての質問です。

小樽市では歴史的建造物や小樽運河など、先人が残したものによって世界各国よりたくさんの人が訪れています。市長自身も観光は小樽にとっての基幹産業だとお認めであると考えます。しかしながら、その歴史的背景に見合わないものが最近多く見受けられると考えます。景観とはただの景色ではありません。まちとしての年輪です。先人が残した歴史であり、まちの独創性であり特徴です。今それを小樽は失いかけていると感じます。すべてのまちが東京のようになれば、人の行き来は失われると感じます。観光としての経済効果は人の移動によって生まれます。それを早々に人を失うことは、小樽市として財産を失うことだと思います。特別景観形成地区はその財産を守るためにつくられているのに、現状のように景観破壊をとめることができておりません。先ほどもお話をしましたが、観光で訪れる人たちはこれらを求めて他の地域からわざわざ小樽まで来ると思います。それによって観光が成り立っているのではないでしょうか。このことにおける市長の見解を求めます。

また、違う視点からもお話しさせていただきます。ある小学生が紳士服店を見て、「どうしてここにこんなお店を建てたのだろう、建てた人の気持ちがわからない」と首をかしげています。20代の若者がその店に並んでいる人たちを見て、憤慨していました。「小樽の人たちは大切な何かを忘れている」。石づくりの建物が壊れて寂しがる女性がいます。「雰囲気がよかったのに」と。小学生が自然と感じている小樽の雰囲気。若者が大切にしている小樽のまち並み。女性が感じている小樽のよさ。それらを我々が守らずしてだれが守るのでしょうか。この感性を育てていくことこそが、小樽市民として今まさに求められていることではないでしょうか。そして、これらのことを支えていくことが行政としての大きな役割だと思いますが、あわせて見解をお願いいたします。

次に、海という自然背景に伴う景観に対してお聞きいたします。新観光基本計画「新・いいふりこき 宣言」の中で、小樽観光の目指すべき姿という項目があります。そのうちの一つに、「海を感じさせる まち・おたる」という項目が掲げてあります。海とのかかわりでこの仕事についた自分としては大変うれしく、自分なりにも活用できたらと思いますが、現状としてその流れに伴う新たな実施計画が見えてきません。当然にして現状としてはハード的な部分を取り組むことは難しいこともわかっておりますし、身動きがとれないということも存じております。しかし、この自然背景を活用しないのは大変もったいないと思います。

また、道央圏の人たちは、必ずしも道外や海外から来る人たちと求めるものが同じとは限りません。 道央圏の人たちはかなりの多くの人が、小樽の海を求めてきていると考えます。道央圏の人たちが日帰 りでドライブする先は、かなりの割合で海という言葉が出るでしょう。小樽に来る際の海岸線を走るJ Rからの景色を褒める人たちは多いと思います。自然背景は小樽が昔から持っていたポテンシャルであ り、お金をかけても他の地域につくれないオリジナルであり特徴です。今の時代、お金をかければ何で もつくれると思われがちですが、自然背景はどんなにお金をかけてもつくれません。また、自然の持つ 力はその時々で表情を変えるので、飽きることはありませんし、だからこそ常々人が流動すると思いま す。改めて足元を見渡し、海という小樽での昔ながらの原点で観光を呼び起こすことを求めるときでは ないでしょうか。

そこで一つ提案させていただきます。小樽には有数の海に伴う景観がありますが、意外に知られていません。一般的には蘭島、塩谷、朝里、銭函あたりでしょうか。しかしながら、小樽にはもっとたくさんの海を感じる場所が点在します。忍路や祝津山道はもちろんのこと、豊井浜やオタモイ、張碓など自然景観は知床にも引けをとらないと思いますし、また築港公園や高島漁港など、自然と人工物が融合したエリアもあります。また、市民がこだわりを持つ平磯公園や南小樽、また船見坂なども海を感じるポイントとして存在すると思います。さらには天狗山や春香山など、山から見る海の景色は絶景ですし、毛無山など広く海を見渡せる場所もあります。これらの知られていない海を感じる風景を生かすために、このようなスポットを一堂に集め、海を感じる散策路としての冊子をつくれないものでしょうか。ぜひこの小樽におけるポテンシャルを生かす政策への展開をお願いしたいと思います。

観光という視点からの人的交流についての質問に移らせていただきます。今年3月に沖縄の高校生から小学生まで総勢21名が来樽いたしました。彼らは小樽という土地に来ることも目的でしたが、もう一つの目的がありました。それは地元の小樽の子供たちと会うことです。彼らは小樽の子供たちと一緒にスキーをしたり、雪遊びをしたり、御飯を食べたりし、小樽に滞在していた期間中、小樽の子供たちとともに過ごしていました。そして、翌月、4月に小樽から沖縄に子供たちが出発しました。これは沖縄へ行くことも目的ですが、当然3月に友人になった子供たちに会いに行ったのです。実際に北海道と沖縄という極地同士で友人ができ、交流が生まれました。現在、小樽市でも同じような取組がなされていると思います。尾道市と小樽市との子供たちの交流、また小樽雪あかりの路での韓国人との交流、さらにはニュージーランド・ダニーデン市と小樽市の子供たちとの交流、このようなさまざまな機会で見受けられます。しかし、それが一つの可能性を見出していることに気づいていないのではないでしょうか。現在の観光とは経済的背景で考えられています。つまりは観光客が顧客という考え方です。しかしな

現住の観光とは経済的育意で考えられています。 つまりは観光各が顧客という考え方です。 しかしながら、それは必ずしも長く続くとは限りません。自分自身の知りたい部分を知ると、次に来る機会はいつになるかわからないものです。観光の魅力を高めるために、目新しい取組を常々に手を打たなければ、観光地として長続きすることはなかなかできず、困難が多いのは皆さんも御承知のとおりだと思います。しかしながら、その地に友人がいるということは、その地に行く目的が常に明確化いたします。観光ということで知られているメリットを生かし、多くの人たちが訪れている機会に、地元の人たちと交流する機会を創出することは大切ではないでしょうか。

特に子供たち同士の交流は、大人になってからも人生の幅を広げてくれる力にもなります。このような取組を意識するときだと感じます。例えば今までの取組に関東や関西の子供たちを絡めたり、修学旅行で来た子供たちと地元の子供たちがともに体験する機会を創出したり、いろいろなことが考えられます。留学生との交流なども一工夫できるのではないでしょうか。そのような考えについての市長の見解をお聞かせください。

また、今まで市の取組の中で今の話に該当するように思える取組があれば、改めてお教えください。 最後に、選挙の開票時間についてお聞きいたします。

平成18年4月16日に多摩市の市長選が行われました。その市長選での開票時間が話題となりました。午後9時から開票し、46分後に確定を出すという離れわざをやってのけたという内容でした。多摩市は14万1,886人と小樽とほぼ同規模です。有権者数は11万5,000人、投票率は44.22パーセントで約5万人が投票したという背景です。240人の職員が5万票を振り分け、46分で確定させたそうです。他の市町村からもその仕分等を参考にするために視察にも訪れていたそうです。かぎは疑問票の確認だそうですが、本来は審査係に回し確認するそうですが、同市の選挙管理委員会が独自にマニュアルを策定し、みずからの判断による処理を徹底したそうです。時間の短縮の結果、人件費等の縮減が図れるそうで、そのような取組に注目している自治体も増え始めているようです。この取組について小樽市としてどのように感じられるか、まずお教えください。

また、小樽市での開票時間はどれほどでしょうか。統一地方選という背景では市長選と市議選が重なる部分もありますが、市長選、市議選のそれぞれについてお教えください。

道議選、国政選挙についてもあわせて教えていただけたらと思います。

さらに、その開票に伴う人件費等、費用としてどれほどかかるのでしょうか。主なものでよいのでお 教えください。

これで質問を終わらせていただきます。再質問は留保いたします。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) 森井議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新市立病院建設に伴う問題について何点か御質問がございました。

まず、経営改善に対するこの3年間の取組でありますけれども、人件費については病院事業においても平成16年度から職員給与費の削減を行っているほか、18年度に小樽病院で病棟再編による必要看護師数の見直しもしております。給食業務については平成17年度から小樽病院が、18年度から第二病院が民間へ全面委託をし、小樽病院の電話交換業務は18年度から民間へ委託しております。これらについては、一定の財政効果が生じておりますが、ここ数年医師の退職に対する不補充などによる入院・外来収益の減少が経営改善に伴う財政効果を上回っていることから、残念ながら収支の改善が図られていない結果となっております。いずれにいたしましても、厳しい経営状況は続くと考えられますので、さらなる経営改善策を検討していかなければならないと考えております。

次に、医師確保でありますけれども、平成16年度から必修化された臨床研修制度により、大学の医局で働く医師が減少し、大学から医師の派遣を受けている当院にとっては、医師の確保は従前にも増して厳しい状況にあります。引き続き大学への医師派遣の要請を行ってまいりますが、このように厳しい状況の中にありますので、例えば週1回などの外来診療を行う非常勤医師の派遣の要請も行ってまいりた

いと考えております。なお、7月からは内科の消化器専門の医師が正職員として赴任することが決まっており、5月からは週1回の血液の専門医師が、6月からのは隔週1回の糖尿病の専門医師が大学から派遣され、外来診療に当たっております。また、病院独自の医師確保対策として、診療科により専門医の資格を取るための教育施設としての施設認定を受けておりますので、当施設認定についてホームページ等で周知を図り、後期研修医受入れに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、職員の能力向上、意識改革などの取組でありますが、現在、病院機能評価の審査を受けるため、 両病院の全職員が取り組んでおります。現在の厳しい医療環境の下で病院経営をしていく上では、良質 な医療の提供と患者さんに選ばれる病院づくりが必要であり、職員一人一人がそのために自分たちの病 院は何ができており、何ができていないのか一つ一つ自己評価をし、できていないことについてはマニュアルをつくり、実践していくことが病院機能評価を受ける目的であり、このことが患者さんへの良質 なサービスの提供とともに、職員の意識改革につながるものと考えております。

また、医療に従事する職員は、継続的な知識と技術の習得が求められており、毎年実施している経年 別院内研修や感染管理、医療安全管理、認知症高齢者ケアなどの院外研修に多くの職員が参加してきて おりますが、今後とも研修等教育の機会の提供を計画的に行ってまいりたいと考えております。

次に、古い病院を長く使う方法の取組でありますけれども、これまでも給水管や排水管の取替えや壁の塗り替え、また洋式トイレやウォシュレットへの変更などを行い、古い病院でもできるだけ患者さんが気持ちよく療養できるよう計画的に改善を図ってきております。また、医療の質及び患者のアメニティを高め、医療資源の有効活用を図るため、小樽病院では院内環境改善委員会を設置し、このたび当委員会の答申により休棟中の病室を利用し、内視鏡室の拡充やリハビリ部門の充実を図ることとしたところであり、このほかに患者さんのプライバシーを保護する観点などから、外来診察室や救急患者処置室の改善等について検討することとしております。

次に、市立病院の後志の基幹病院としての役割でありますが、両院は後志2次医療圏の基幹病院として脳神経外科、放射線科、結核など管内で対応が困難な部門を担い、また小樽病院の内科入院患者には重症合併症を持つ方が多く、入院患者の80パーセントを超える患者が複数科受診をしている中で、後志唯一の総合的診療機能を持つ病院として重要な役割を果たしているものと考えております。

次に、市立小樽病院の目指す方向でございますが、小樽病院は特徴である総合的診療機能を維持してまいりますが、新病院では第二病院の持つ専門的診療機能を融合し、高度の専門性を備えた総合的医療、包括的医療の実現を目指しております。また、現在の小樽病院の基本理念として掲げていますのは、「優しさと思いやり」でございまして、これに基づいた一つは「市民に信頼され、満足していただける、安全な病院を目指します」、二つ目は「市立病院としての誇りを持ち、地域に貢献できる病院を目指します」、三つ目が「患者さまと私たちが勇気と希望を共有できる病院を目指します」としているところであります。

次に、市立小樽病院にかからない理由でありますけれども、新市立病院基本構想に平成14年9月に実施した市民アンケートの調査結果を載せてありますが、市立病院を選ばない理由は、「病院が古くて暗い雰囲気がする」15.5パーセント、「診療待ち時間が長い」11.8パーセント、「駐車場スペースが狭い」11.1パーセント、「入院施設が古い」10.4パーセントの順になっており、これらの理由については今現在も変わっていないものと考えております。

次に、築港地区における医療の位置づけでありますけれども、この地区の再開発につきましては、平成5年に小樽築港駅周辺地区整備基本計画を策定し、平成6年には再開発地区計画を都市計画決定したところであります。この都市計画決定で定めた整備方針では、親水アメニティ拠点と連携を図り、広域

的な文化交流、生活サービス機能に加え、公共性を持った緑地、にぎわいのある空間整備を行うことと し、医療にかかるものについては想定しておりませんでした。

次に、今回の都市計画の変更についてでありますが、新南樽市場やウイングベイ小樽など、具体的な土地利用が進むことになった街区につきましては、平成8年に地区整備計画を策定し、建築物等の規制誘導などを進めてまいりました。現在、未利用地になっている街区につきましては、今回、新市立病院の建設を前提として都市計画と港湾計画のこれまでの決定経緯を踏まえ、関係機関の理解や地区内の関係権利者の基本合意を得られたところであります。このことから、土地利用の方針を多目的交流・商業地区から医療・福祉関連サービス業務地区への変更案及び建築物の用途の制限に関する事項を定めた地区整備計画案を今後小樽都市計画審議会にお諮りをし、審議いただくこととしております。

次に、JR小樽築港駅と新病院までの距離と徒歩での所要時間でありますが、来院される時間帯や天候、また病院を利用する方の年齢などの条件によって道順は変わってくるものと考えていますが、小樽築港駅で下車した後、マリンロードを通ってウイングベイ小樽と新病院建設予定地との間にある道路沿いを徒歩で来院するとすれば、距離は約750メートル、所要時間は10分程度になるものと考えております。

次に、厳しい財政状況の中での新病院を建設する余力があるかということでありますけれども、現病院のままでいきますと、収支不足による一般会計からの負担は毎年約7億円程度と予想され、医師の確保の状況からさらに負担が増大することも懸念され、本市の財政再建にとって大きな障害となります。そのため一日も早く医療環境の整った新病院を建設し、経営面での非効率性も解消して、一般会計の負担を軽減していくことが必要と考えております。

次に、現行のままでの両病院の集約化でありますけれども、これは平成9年に両病院で市立病院統合検討委員会を設置し、第二病院の脳神経外科、心臓血管外科を移転し、救急部門及び集中治療部門の強化等ができないか検討した経緯があります。その結果、改修に膨大な経費を要すること、給排水、暖房、電気配線など全面的な改修が必要な状況であること、また診療を継続しながらの改修は不可能であることなどから、現施設を活用した統合は困難であると判断したところであります。

次に、新病院での経営が成り立つかとの御質問でありますが、二つの病院に分かれていることによる経営上の非効率性が解消されますし、適正な病床規模による効率的な運用などにより、健全な経営は可能と考えております。もちろん病院が新しくなるだけでは健全経営が可能という考えは持っておりません。そのため、現在、病棟再編による必要看護師数の見直しなど経営改善に努めておりますし、また医療の質の向上や職員の意識改革につながる病院機能評価を受ける取組も行っております。今後は健全な経営を行っている他の医療機関の事例との比較、分析などを行い、収支改善への具体的な方策を検討し、実行に移していくことにより、確実に収支改善につなげていきたいと考えております。

また、新病院に向けての取組につきましては、今後も機会あるごとに広報おたるなどにより周知を図り、御理解をいただくよう努めてまいりたいと考えております。

次に、退職手当についての御質問でありますけれども、初めに退職手当の財源でありますが、基本的には市税や地方交付税などの一般財源で賄うものであります。なお、地方財政法の特例として、退職手当債の制度がありますが、団塊の世代の大量定年退職を迎え、総人件費削減を進めるため、定年退職者の退職手当についても、平成18年度から今後10年間に限って許可によりその発行が拡充されたところであります。

次に、退職手当債の返済でありますけれども、財政再建推進プランでの退職手当債の借入れは、平成19年度は7億円、20年度は6億5,000万円、21年度は8億5,000万円の3か年合計で22億円を見込んでおります。その借入れに対する償還は、10年間を予定しておりますので、償還の終わる平成31年度までの

間に借入元金22億円とその利息額を返済していくこととなりますが、平成19年度から3か年で一般会計と特別会計の職員数を117人純減することとしておりますので、その職員数の削減による人件費抑制効果を償還財源に充てることとなるわけであります。

次に、退職手当の今後の支払見込みと退職手当債の発行についてでありますが、地方公務員の退職手当制度は地方公務員法に定める均衡の原則によりまして、国家公務員の退職手当制度に準じているところであり、その手当は「長期間継続者に対する勤続報償」と考えられ、その退職時に市が一方的に負担し支給する給付であり、職員が退職した場合は、一定の支給制限事由に該当しない限り支給することとなるものであります。退職手当債の発行につきましては、退職期の財源を将来の税収入などに求める形になりますことから、安易な発行は慎むべきものと認識しておりますが、財政再建推進プラン実施計画の中では、いわゆる団塊の世代の退職者が増加する平成19年度から平成21年度までの3か年において退職金の負担増に耐え得る財政状況にないことや、財政負担のピークを平準化させる効果も有することから、累積赤字を抱える中でやむを得ない措置であると考えております。今後の対策につきましては、引き続き人件費総額の抑制に努め、国の動向も見ながら制度の維持は図っていきたいと考えております。

次に、議会の活性化について栗山町議会の基本条例に関連して、何点か私の見解を求められました。 これは議会運営の問題であると思いますし、これは議会内部で御議論いただいて決定されるものと理解 していますので、私の見解は差し控えさせていただきたいと思います。

次に、職員の人事異動の意義、選考方法及び異動のサイクルが早い理由でありますけれども、まず人事異動の意義としては、マンネリ化や形がい化による能率低下の防止や新たな発想・視点が取り入れられ、業務改善が図られることや職員の能力をより適正な部門でより積極的に活用すること、さらには事業の新設・拡大や廃止・縮小による配置人員の過不足解消などが考えられます。また、その選考方法についてですが、所属長の評価などを参考とし、職員本人からの希望をヒアリングするほか、さまざまな職場を経験することにより、幅広い知識が習得され、それが住民サービスの向上につながるという考え方で人事異動の配置を進めております。

なお、1年での異動など早すぎる異動という御指摘でございますが、事業の新設・拡大や廃止・縮小、 そのほか現在退職者不補充による配置人員の過不足の解消などを図るため、そのほかケース・バイ・ケ ースでさまざまな要因がございます。

次に、職員の人事異動後のふなれから市民に迷惑をかけることの防止策でありますけれども、人事異動によって市民に迷惑をかけるということはあってはならないことでありますので、各職場においてそのようなことが起きないよう指導しているところであります。また、税や福祉等の職場については、今後エキスパート化の検討をしているところであります。従来から本市においては、各職場において経験年数のある職員が新たに配置された職員の指導・助言をする職場内研修的な形態をとっておりますが、なお今後とも業務のマニュアル化を一層進めることも指導したいと考えております。

次に、職員の昇任のついての選考基準とその条件でありますが、昇任の選考に当たりましては、組織や定員管理の観点から所属長からの業務遂行能力、監督指導能力、基本的姿勢などについての評価を参考とし、職員の能力・適性・業績について十分把握するとともに、昇進させる職のポスト数やその職務内容、必要な資格・能力等について総合的に勘案し、該当職員を昇進させております。

次に、本市の歴史的景観を支えるための行政の役割でありますけれども、本市では昭和58年に「歴建条例」を、平成4年には「景観条例」を制定し、条例に基づき歴史的景観の保全に努めてまいりました。これまでに特別景観形成地区においては、市民や事業者の協力により、景観条例に沿った景観の保全や形成がなされておりましたが、その周辺では歴史的景観を損なうような建築物の計画や建設が見られる

ようになってきており、その対応に苦慮する場合もあります。こういうことから、現行景観条例を景観 法に基づく強制力のある条例に改正することとし、年内に景観行政団体となって、引き続き景観計画の 策定を行ってまいりたいと考えております。

さらに、建物の形態意匠等に制限を加えることが可能となる景観地区の指定を目指して、土地所有者 や事業者との十分なコンセンサス形成を図ってまいりたいと考えております。

また、市民の年代や性別を問わず、景観に対する感性を育てていくことが小樽らしい歴史的景観を保全していく上で重要でありますから、今後も景観パンフレットの配布や「歴史的建造物めぐり」などを通じて、景観意識の啓発を図ってまいりたいと考えております。

次に、観光についての御質問でございますが、まず海を感じる散策路ということでありますが、御承知のとおり、小樽はニセコ・積丹・小樽海岸国定公園の東端に位置し、変化に富んだ景観や眺望を持つ約67キロメートルに及ぶ海岸線を有しております。こうした海の景観等については、今後とも小樽観光の重要な資源として活用していくことが大切であると認識しております。御提言のありました海を感じる散策路として冊子をつくったらどうかということでありますけれども、これらの景観スポットについては観光ガイドマップやホームページなどの宣伝媒体の中で紹介できないかどうか検討してまいりたいと考えております。

次に、観光という視点からの人的交流でありますけれども、市民の皆さんが観光客との触合いを大切にし、おもてなしの意識を持つことは小樽観光の振興にとって極めて重要なことであると考えております。特に子供たち同士の交流につきましては、これまでも姉妹都市や友好都市との交流を目的に、ダニーデン市や敦賀市、利尻礼文町、尾道市などとの交流が実施されてきたところであります。小中学校や高校の修学旅行を通じての交流につきましては、綿密な準備や調整が必要なことなどから、実施が難しかったものと考えております。しかしながら、子供たち同士が親ぼくと交流を深めることは、互いに将来の交流の担い手になるとともに、観光客としての再訪問も期待できますので、他都市の事例を調査するなど、今後の研究課題とさせていただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 譲) 森井議員の御質問にお答えいたします。

まず、あおばとプランの受止め方についてでありますが、校長からは中期的・短期的な目標や取組が明確になり、これまで以上にきめ細かな学校経営を進めていくことができるといった声を聞いております。また、先生方においては、さまざまな意見や反応もありますが、既にそれぞれの学校で積み重ねてきた内容があおばとプランの中にも多くありまして、これまでの教育実践をさらに深めていこうとする前向きな姿も見られております。

次に、教員の服務についてでありますが、北海道立学校職員服務規程を準用し、市内の教職員に適用しております。小樽においては、これまで休憩・休息などを含めた日常の勤務時間や長期休業中の勤務対応などについて校長の指導の下、改善を進めてきたところであります。また、学校での名札の着用については規定はありませんが、危機管理上、多数保護者が学校へ出入りする学校行事の際などに、先生方が名札を着用する学校も増えてきております。特に今年度は各学校の校長の強力なリーダーシップの下、あおばとプランを中核に据えて校務分掌に工夫を凝らし、ユニークな教育活動を進めていただいております。

次に、学校における会議についてでありますが、職員会議のほかにさまざまな委員会があります。職員会議については、小樽市学校管理規則において「校長が職員会議を主宰する」と規定しており、この

規則に基づき、司会者、記録者を定め、会議終了後、校長、教頭が会議録を精査し、押印するなどしながら、校長の職務の円滑な執行を補助する運営機関として進めていただいております。また、各委員会では、学校運営上の専門的な内容について協議することとしております。しかしながら、一部には最終決定が職員にゆだねられる場面も見受けられますことから、今後、規則に基づき校長の強いリーダーシップを期待しているところであります。

次に、教員の研修についてでありますが、「教師が変われば、授業が変わる。授業が変われば、子供が変わる。子供が変われば、未来が変わる」と言われるように、教員の資質向上はあおばとプランの柱の一つでもあり、大変重要な課題であると受け止めております。これまでも市教委独自に各種研修会や講演会を開催するなどしてまいりましたが、今年度からはさらにスキルアップ講座を新設するなど、教員の指導力、専門性を向上するため、年間を通じて28講座の教員研修のプログラムを作成し、実施に努めております。

次に、学校の様子を地域の方々に公開する取組についてですが、各学校が保護者・地域の方々に対して学校運営の状況について情報を積極的に提供することは大切であると考えております。その一環として学校だよりの発行はもとより、すべての校長の学校経営の考えなどをホームページで公開する取組も行ってまいりました。また、授業や学校行事等の教育活動を保護者や地域の方々に公開する取組も広がりを見せております。さらに、これまで市内や管内の先生方を対象に授業を公開する学校もありましたが、今年度についてはこの取組を一層進めていただくとともに、保護者や地域の皆さんにも参観していただけるよう働きかけてまいります。

最後に、あおばとプランの推進に当たっての土台づくりについてでございますが、学校教育の成否はその直接の担い手である先生方の資質・能力に負うところが極めて大きいと考えます。そのため、先生方一人一人には教育を通じ市民全体に奉仕するべき責務を深く自覚していただき、法令などに従い職務上・身分上の義務を果たし、保護者や地域住民の信頼にこたえていけるよう改善を重ねてきた尾道市のさくらプランに学び、小樽のカラーを出していけるよう指導に努力してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 選挙管理委員会委員長。

選挙管理委員会委員長(深山雄造) 森井議員の御質問にお答えいたします。

まず、開票時間の短縮についてのお尋ねでございますけれども、多摩市の実情について明確に判断するものを持ち合わせておりません。しかしお話の中から、市長単独選とはいえ、画期的なことと思っております。当委員会といたしましても、開票の結果を有権者あるいは立候補された皆様により早くお知らせすることを究極の目標として、開票事務の改善、効率化に努力しているところであります。さらに、選挙の結果は非常に厳粛な事実をもたらすものであり、いささかも違令のないよう、公正・正確・透明性の高い結果を出すよう努めているところであります。所要時間を短縮することによりまして、その目的が達成されるだけでなく、ひいては諸経費の節減につながることも期待できますことから、今後も開票のあり方、仕方、流れを日々検討することは必要なことであり、重要なことだと思っております。

次に、疑問投票についてでございますけれども、当市におきましてもこれまで疑問投票の確認等、積極的に取り組んでいるところでございますが、御質問にもありましたが、今後も先進事例を学び、情報交換を密にいたしまして、より一層取組を強めてまいりたいと、そのような所存でございます。

次に、開票時間についてでございますけれども、当市での開票所要時間は平成15年統一地方選挙では 市長選が2時間20分、市議選が3時間30分、知事選及び道議選はともに2時間40分を要しております。 国政選挙では平成16年の参議院選では、選挙区で2時間40分、比例代表では4時間15分、平成17年の衆 議院選では小選挙区で3時間、比例代表で2時間35分となっております。

次に、開票に要する経費でございますが、平成15年の市長、市議選の例で申し上げますと、最も費用を要しているのはやはり人件費で356万3,000円ほどでございます。そのうち、市長選の事務従事者分が106万円、市議選の事務従事者分が195万8,000円、ほかに主なものといたしまして、会場費、これは開票会場の設営や清掃などでございますが、39万4,000円となっております。また、開票資材の運送費が32万6,000円、開票従事者や立会人の帰宅タクシー使用料、これが10万3,000円、開票機器の点検費が7万2,000円となっております。これらを合わせて総計448万1,000円の執行となっております。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 2番、森井秀明議員。

2番(森井秀明議員) 再質問をさせていただきます。

まず、病院についてなのですが、先ほどの答弁の中での経営の改善についてお話をお聞きしたのですが、聞き取りきれなかった部分もあるので、ずれている部分もあるかもしれませんが、その改善策に伴って、給食センターのお話だったりとか、あと電話交換室の民間委託のお話もありましたけれども、病院そのものの経営改善のお話がなかったように思えたのですけれども、今回の視察で尾道市だけではなく、病院の経営で四国の坂出市に行きまして市立病院を見てきましたけれども、やはり物を一つ購入するのも医師たちの経営判断がなされていて、500万円の物を一つ買うにしても黒字経営を現在しているにもかかわらず、今ここで買うべき必要性があるのかという論議が内部ですごく濃くされているのです。当然その判断には必ずしも医師だけではなく、当然市長部局だったり、ときには規模の大きいものであれば議会だったりということもあると思うのですが、そういう病院の経営、つまりは例えば給食センターとか電話交換というのは病院から離れた外部というか、病院そのものにおける経営とは違う部分ではないかと思っているので、病院経営そのものにおける変化、また改善された部分、その点について御答弁していただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

また、医師臨床研修制度に伴って小樽市でも今取り組まれているのかなというふうなお話も聞いているのですけれども、当然ホームページ等でオープンにしているいるな展開をしていくのかなと思うのですが、実は私は医大生に友人がいて、何人か医大生に集まっていただいて、個人的にいろいるとお話を聞いてきました。お話を聞いていると、現状として、市立小樽病院に対して目を向けていないのです。どうしても学生の間の中で出てくる病院の名前というのが、やはり決まってきている。これは自分は北海道の札医、北大医学生とのお話でしたが、全国でも同じような傾向があると。東大でも慶応大でも。北海道と言えばこの病院、札幌のこことか、地方ではこことか、名前として限られてきているのです。つまりは、現在これから医師臨床研修制度を受けるのはこれからの大学生ですから、その医大生に対してのリサーチというのはすごく重要だというふうに思うのです。今後そういうリサーチを医大生に仕掛けていただきたいというのが自分自身の希望としてあるのですけれども、その点についての見解をお願いしたいというふうに思います。

あともう一点、小樽築港駅から今度建てられるだろうという病院、お話があったようにたぶん10分程度、自分も実際に歩いてみました。自分は健康体だと思うし、もともとスポーツもやっていますので、それで実際にはかってみて9分45秒です。改札口から行って11分ぐらいです。御答弁のあったように、いろいろな方々がたぶん」Rを利用して病院に行かれる。今まで南小樽駅から病院までの距離があったと思うのですけれども、たぶん今築港エリアにできるというお話の中で、せいぜい同じぐらいと思っている方が多いのではないかと思います。やはりそのあたりの説明を今後しっかりしていく必要はあるのかなというふうに思いますし、それも含めて特に市長自身が選挙に出られたときはどこにつくるという

お話はされていないわけですから、ちゃんと市長自身がおっしゃるように市民協働というのは本当にすばらしい信念だと思いますし、すごい重要なことだと思いますので、市民の方々に築港エリアでよいのかどうかということを住民投票までいかなくても、パブリックコメントなどを通じてそういう情報をもっと吸収していく必要はあるのではないかというふうに自分自身は思っていますので、この点についての見解もお願いしたいと思います。

あともう一点、議会の活性化について。私の質問の中でなかなか答えづらい部分もあるというふうには認識した上で質問させていただきましたが、栗山町議会の基本条例ができたというのはかなり衝撃的な出来事だったと、個人的には思っています。市長自身もきっとその情報というのはもともと入手されているのではないかと思うのですが、そのときのせめて感想だけでも聞かせていただけるとありがたいと思うので、その点について再質問させていただきます。

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

市長(山田勝麿) 最初に、病院の経営改善の関係でございますけれども、先ほどもお答えしましたけれども、そのほかにも薬剤の購入の関係とか、薬品、それから医療機器の購入の問題、いろいろな問題がありますので、そんなこともトータルの中ではいろいろな経営改善については進めているというふうに御理解いただきたいと思います。先ほど申し上げましたのは、行革絡みといいますか、そんな部分もありますし、それから病棟再編、いわゆる看護師の配置の問題もありますので、そういう面ではいろいろプラス面は出てきておりますけれども、そのほかのマイナス面もありますので、トータルで病院経営についての考え方で今進めているということです。

それから、医師臨床研修制度の関係でうちもやっているのですけれども、なかなか希望者がいないというのが実態ですので、これはハード、ソフト両面の中の評価だと思いますので、医師の質の問題、相当いい先生がいれば、ぜひそこに行って研修したいという研修医もいるように聞いていますので、そういう問題もありますので、そう簡単に集まらないという実態もありますし、それからハードの面でもいるいるな医療機器が備えられているとかそういう評価がありますので、そういう選ばれる病院になっていかないとなかなか研修医は集まらないといいますか、医師は集まらないというのが実態ではないかというふうに思っています。ですから、何とか今医療評価をやっていますので、そういった面で何とかプラス面を大いに発揮できるような、そういう体制をつくっていきたいというふうに思います。

それから、築港地区でいいのかというパブリックコメントという話ですけれども、それもいいのですけれども、やはりもう適地がないわけですから、あとはあそこでどうそういったアクセスの問題を解決していくか、そういった面でこれからも努力していきたいと。あるいはまたPRをしていきたいというふうに思いますし、さらにはバス路線の問題についても、これから大いにバス事業者と協議をしていきたいというふうに思います。

それから、栗山町議会の問題ですけれども、新聞報道でしか私も承知していないので、どういう経緯・経過でこういった基本条例ができたのかというのがわかりませんので、ちょっとコメントのしようがないし、それから議会内の問題ですから、私からあまり言うというのは、ちょっとおこがましいといいますか、そういう部分もありますので、議会の中でルールを決めていただければ、我々はそれに従っていきたいというふうに思っております。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 2番、森井秀明議員。

**2番(森井秀明議員)** 1点だけ。医大生のことなのですが、今お話の部分での考え方、まだ医大生がそういうふうに見ている部分もあると思うのですけれども、必ずしもそれがすべてではない場合もあります。ですので、ぜひリサーチはかけた方がいいと思うので、その点だけよろしくお願いしたいと思うのですが。

議長(中畑恒雄) 答弁はよろしいですか。

2番(森井秀明議員) もしあるのでしたら。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

市長(山田勝麿) あらゆる手段を使ってやっていきたいと思います。

議長(中畑恒雄) 森井議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時14分

### 再開 午後 2時45分

議長(中畑恒雄) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、30番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 30番、秋山京子議員。

(30番 秋山京子議員登壇)(拍手)

30番(秋山京子議員) 公明党を代表いたしまして、代表質問をさせていただきます。

まず、小樽市の財政再建問題についてお伺いいたします。

第1回定例会の市長提案説明の中で、最初、国・道・本市等を取り巻く経済状況を述べられた後、特に危機的な市の財政改善のために、昨年3月財政再建団体への転落回避、平成21年度の単年度収支の黒字化を目標とする財政再建推進プランを策定し、18年度の予算編成を踏まえて、特に行財政システムの改革、資産、ストックの有効活用に重きを置いて策定された財政再建推進プラン実施計画を職員一丸となって着実に財政再建を実行しますとの強い御決意を信じ、市民負託の自覚を持ってしっかりと見守ってまいりたいと思っておりますが、1点だけお伺いさせていただきます。

財政再建推進プラン実施計画収支試算(一般財源ベース)で18年度の対策後、年度収支不足額をゼロにされた根拠をお聞かせ願います。

次に、市民との危機感の共有の問題についてです。

広報おたる4月号の財政再建シリーズ24で、財政再建推進プランの実施計画について紹介し、最後に市は今回の実施計画に掲げた取組項目を着実に実行していくとして、実行計画の進行状況は財政再建推進本部においてPDCA(計画、実施、検証、見直し)に基づき、必要に応じ検証していきますと述べ、平成4年から10年間財政再建団体に転落した福岡県赤池町(現福智町)での自主再建がうまくいかなかった理由の一つに、まち全体で危機感を共有できなかった。この点を広報おたるで市民に訴えかけておりますが、この、まち全体で危機感を持つ点については、今年の第1回定例会で我が党の佐藤議員の代表質問で、市の予算に関しては、広報のみの発表だけで市民とのかかわりはなく、市民の理解には至っていない。財政の厳しさのみ押しつけられ、市民から活力さえ奪っているのではとして、地域ごとの市民を対象とした予算説明懇談会を開催すべきと提案しています。市長は今後検討してまいりますと答弁しておりましたが、広報おたる4月号での赤字再建団体転落の一つとして挙げているまち全体での危機感共有のために、今こそ市長をはじめ、理事者の皆様が地域住民の中に入り、語り合う姿勢こそ、危機感共有に対する最も大切なキーポイントと思います。御多忙の中大変なこととは思いますが、ともに大

好きな郷土小樽を思いながらも、多くの問題を抱え悩んでいる市側にとっても、市民にとっても、お互いに顔を合わせ、語り合う中に、心も通じ、理解も生まれてくるのではと思います。市長のお考えをお聞かせ願います。

次に、小樽公園再整備基本計画に関してお伺いいたします。

このたび、補正予算に小樽公園再整備事業費2,400万円が示されております。本市は小樽市総合計画第2次実施計画、平成13年度から15年度で小樽公園再整備に向けての調査、検討を打ち出し、市としての小樽公園の将来像を示し、対象区域を小樽公園約23.5へクタールのうち、総合体育館、グラウンド、桜ヶ丘球場、顕誠塔、市民会館、公会堂、弓道場、図書館の敷地を除く約14.5へクタールを再整備基本計画の区域と決めて、16年5月公募による市民10名、各団体から11名の計21名を含め、小樽公園の再整備に向けた懇談会を設置し、5回の懇談会を経た後、各委員から提案された意見を基に、17年6月小樽公園の将来像を含む小樽公園の再整備に関する基本方針を示し、18年1月小樽公園再整備基本計画を策定しております。3月14日の建設常任委員会の資料、「小樽公園再整備基本計画の概要の整備スケジュール」によりますと、この計画は短期と中長期に区分して整備を行うとし、短期をおおむね1年から3年、中長期を4年から7年としています。このたびの再整備基本計画は、小樽公園の再整備基本方針に基づき計画されたものと思いますが、この整備事業について何点かお伺いいたします。

最初に、補正予算化する2,400万円の整備事業について概要を御説明ください。

私は、再整備の対象区域から除き、今後の検討課題としている総合体育館、市民会館、公会堂、桜ヶ丘球場等の、一つ、アクセス動線、二つ、駐車場、三つ、園内道路等について具体的にこうしますという構想を示し、その上で短期、中長期と区分し、実施すべきと思いますが、この部分を検討課題として残されて、予算化された件について御説明願います。

私は、今回の再整備で駐車場の確保は厳しくても将来的に例えば公会堂前の道路については、現在、片方だけ歩道の幅を現在の約倍にし、歩行者の安全確保をして車両を一方通行とし、総合体育館の横から下がり公園通線に抜けるようにする。そうすることで、公会堂側に沿った形で駐車許可をする。また、桜ヶ丘球場の駐車場、こどもの国来園者については、教育委員会の建物となった元東山中学校のグラウンドの一段上にある現在あきスペースとなっている箇所と、こどもの国側に沿ってがけ地になっている部分に新たな駐車場を設置して、多目的広場やグラウンド方向については駐車禁止とする。さらに、公園グラウンド、体育館を利用する団体については、第2駐車場を利用するとの構想の上に立って、今回は14.5へクタールの再整備を考えると、桜の植裁とつつじの移植等の緑化、こどもの国の整備を主としての計画ができるのではと考えます。また、小樽公園の正面についてですが、現在の公園通に面するカーブ付近の木々は、何とも言えぬ風情があり、小樽公園にふさわしい趣があります。手を加えるのはもったいないと思います。現在、花園小学校側の入り口付近を少し広めにして、段差の少ないスローブ状態にして入りやすくつくるだけで十分に公園正門の顔ができると思います。第2駐車場のある南公園入り口の両サイドに門の設置は賛成です。できるなら、公園南線の市の車両整備場付近に小樽公園第2駐車場の案内板の設置は必要と思いますが、お考えをお聞かせ願います。

次に、何点かわからない点につきましてお聞かせ願います。

このたびの整備計画では、「バリアフリー、ユニバーサルデザインへの配慮をし、利用者の五感を楽しませる環境の整備を行う」としています。利用者の五感を楽しませるという点について御説明ください。

次に、検討事項の中で「維持・管理及び運営について市民や民間企業の参加など適切な管理・運営を行う」とありますが、具体的にお考えの箇所と構想をお聞かせください。

次に、ふれあい動物園について「冬季の受入れ態勢が整ってから整備に入る計画」とのことですが、この里親制度、ボランティア、民間企業活用についてと、ふれあい動物園のイメージを御説明願います。 次に、公園の冬期利用を構想されているとのことですが、維持・管理等を含めお考えをお聞かせ願います。

最後に、小樽市民の大切な遺産の一つ、小樽公園の再整備については、時間をかけて行うべきと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

次に、ごみの減量化・有料化に関してお伺いいたします。

このたびの議案第27号動産の取得ですが、内容は小樽市指定ごみ袋(その2)を394万枚購入とありますが、平成16年11月のごみ袋の発注は2社を決めておりますが、最初に業者決定の経緯についてと、本年度の発注枚数についてお聞かせ願います。

次に、広報おたる6月号のごみ減量化・有料化による1年間の実績が記載され、家庭ごみの収集量が16年度分に比べ42.6パーセントの減とありますが、ごみ埋立処分場へのごみ収集車の台数で42.6パーセントの減の比較をお示し願います。

あわせて、この1年間のごみ減による埋立処分場の延命状況をお聞かせください。

次に、19年4月のごみ焼却施設の稼働に向け、本年11月から焼却炉の試運転を開始されますが、試運転は燃えるごみ、燃えないごみを使用し行うのか等を含め、試運転の一連の流れに関して御説明ください。

次に、収集サービスに関して何点かお聞かせ願います。

1点目に、冬期間収集困難地域は、当初オタモイ、赤岩、最上をはじめ、53か所と説明されておられましたが、大雪の冬期間を終え、困難地域対応強化状況等を具体的にお聞かせください。

2点目に地域環境美化協力員について市内の配置率、各地域での現状、1年経過後の課題等について お聞かせ願います。

3点目、電動式生ごみ処理機購入費助成については、使用モニターによる好評の声により、今年度制度化され、100万円の予算がついています。申込方法、申込状況をお聞かせください、

4点目、この1年である程度有料化によるごみ出しも定着しているように感じますが、一方ではマナー不足、個人的エゴにより平気で捨てられるごみに迷惑をしています。監視パトロールについてパトロールの状況、対策についてお考えをお聞かせください。

5点目に議会質問でボランティア袋の小型化を提案した際、同様の声も寄せられているので検討される旨の答弁がありましたが、その後の経過をお聞かせ願います。

この項の最後に、環境部管理課が主体になり市民ボランティアとともに「街をきれいにし隊」が結成され、活動を開始し、年5回程度の清掃とキャンペーン活動を計画されているとの報道がありました。 市職員が知恵を出し、実行に移されたことは大変にすばらしいことと思います。この動きを全市的な広がりにするために、常時地域で清掃をされている方、定期的に清掃活動をしているボランティアメンバー希望者にスタッフベストを活用して協力いただき、「街をきれいにし隊」の趣旨を共有し、全市的な清掃ボランティア活動として実施するということはいかがでしょうか、お考えをお伺いいたします。

次に、地球温暖化防止に関してお伺いいたします。

過日、小樽市が発行された「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」について、新聞報道を 通じ働きかけをしておりますが、市はどんなメンバー、団体に配布されておられるのか、詳細について 御説明ください。

埼玉県川口市の市民で構成する川口市民環境会議は、2000年から二酸化炭素の排出量を減らし、環境

に負担をかけない生活を年に1回1日行うエコライフDAYを実施しているそうです。具体的な内容は ほぼ小樽市と同じですが、川口市の全小・中・高等学校や市民、市役所、各家庭などに配り、エコライ フDAYの1日は環境のことを考えて生活することで、二酸化炭素排出量を減らし、その成果を集計す るというユニークな取組を市に提案して採用されたものです。第1回目の2000年には市のミレニアム記 念事業に認定され、市民1万7.600人の参加、6回目の昨年はその考え方に賛同した県などの呼びかけも あり、県内24市町村、約10万9,000人が参加し、この取組は県内にまで広がったそうです。また、同会議 は定期的に小学校と連携して環境学習を行う出前授業も実施していて、これまでに約50校で約4.000人の 児童が学習をしたとのことです。また、和歌山県は2003年から県内の各県立高校が実施した省エネ活動 の結果、1年間に削減できた電気代や水道代などの光熱費の一部を各学校に還元するプログラムを実施 しているそうです。和歌山県はドイツのフィフティ・フィフティ制度を参考に省エネ教育を行うことで 自治体の経費を削減すると同時に、省エネに取り組んだ学校にも削減できた額の一部を見返りとして支 給するプログラムを導入しているとのことで、県教育委員会によると、同プログラムを実施した48の全 県立高校は、教室や体育館の消灯、トイレの水洗量の調整やエアコン設定温度管理の徹底などに取り組 んだ結果、2003年度は全体で2002年度同期比約2,700万円を節約、節減率は7.1パーセントとなり、さら に2003年4月から2005年12月までの二酸化炭素削減量は600トン、金額に概算して約8,000万円を削減す ることができたそうです。県では削減できた光熱水費のうち、30パーセントを校内緑化費に、さらに30 パーセントは物品の購入費などとして計60パーセントを学校に還元していて、なお二酸化炭素削減量の 上位7校には、上乗せ額をボーナスとして支給しているそうです。小樽市も市として「環境にやさしい エコ・アクション・プログラム」を設定されているのですから、楽しく目に見える形で喜んでエコ・ア クションできるように一工夫されてはいかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

最後に、限りある資源を有効に使う環境型社会の実現を促す改正容器包装リサイクル法が、今国会で成立いたしました。改正されたポイントは、年間約300億枚を使用されているレジ袋の削減などの容器包装を減らすために小売業者に減量目標の策定を求め、目標の達成が不十分な業者には国が改善命令を発令する処置がとられています。これまでもこうした動きに対し、市民として取り組めるノーレジ袋運動、マイバック運動などについてお伺いしてまいりましたが、改めて改正容器包装リサイクル法に伴っての小樽市のお考えをお聞かせ願います。

次に、AED(自動体外式除細動器)の設置についてお伺いいたします。

国では、医師の指示がなくても救急隊員のAEDの使用拡大が承認され、平成16年7月1日より小樽市民の使用も実現しております。心肺停止に至った場合、一刻も早い応急手当が生死を分けると言われていますが、AEDは心臓停止時、電気ショックで心臓の鼓動を回復させる器具の一つです。心臓停止の場合、倒れてから1分経過ごとに救命率は約10パーセントずつ減少するとされています。このため、AEDは発症より5分以内に行われなければ効果がないと言われておりますが、通報から救急隊員が到着するまでの平均時間は、2004年度消防庁調べで6.4分だそうです。心臓停止の場合、救急隊員や医師が到着してからの処置では遅すぎるのです。

昨年の愛知万博会場に100台のAEDが設置され、4人の人命が救助されたことから、現在、医療施設、主要駅、大規模イベント会場、スポーツ施設などへの設置が進んでいます。愛知県、福井県では全公立高校に設置され、仙台市はすべての市立中学校以上に設置されています。また、本年4月21日、これまで使用の認められなかった1歳から7歳の子供に対しても使える器具が承認されたため、今後は小学校や幼稚園、保育所への設置も進むことが予測されています。

小樽市には現在11台のAEDが設置されているそうですが、消防署関係に2台設置され、小樽市消防

本部の玄関と消防車両に1台、6台は市立小樽病院に設置、1階玄関エレベーター横、2階検査室付近、3、4、5、6階のナースステーション、残り3台はコナミスポーツクラブのマシン室横、マリンウェーブ小樽、天狗山ロープウエイ山頂駅となっているとのことでした。

最初に、本市のAED設置の経緯と設置場所の設定についての考え方についてお伺いいたします。

次に、AEDの使い方の講習会について場所、時間、内容、対象者、これまでの受講者数についてお聞かせ願います。

現在、市は財政再建推進プラン実施計画に基づく緊縮財政の折、小樽市の予算で実施してくださいとは言えませんが、観光都市小樽の玄関口でもある小樽駅、築港駅、駅前バスターミナル、さらに観光客の多くが訪れる運河沿い施設、堺町周辺など、観光関連の団体・協会等、さらに海水浴場についても救助活動の一助として必要と思います。小樽観光の安全・安心を目的としての働きかけを行い、協力いただくことはいかがかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

次に、アレルギー性疾患対策についてお伺いいたします。

この問題につきましては、昨年の代表質問でもお伺いしておりますが、改めてアレルギー性疾患対策 についてお伺いいたします。ぜんそくの患者数は現在約400万人、患者数は小児、成人ともに年々増加傾 向にあり、年間4,000人近い人がぜんそく死しており、アレルギー疾患の関連死の99パーセントを占めて いるそうです。患者自身が発作の症状をきちんと理解していないことや、医療機関が的確に対応できな いことがその原因と言われています。厚生労働省研究班は、昨年6、7月、ぜんそくに関する全国規模 で初めての全国800校の小学1、2年生の保護者と中学2、3年生本人の計13万4,432人に対して、世界 標準の調査用紙を使った質問票を送り、約80パーセントに当たる10万6,629人から回答を得た疫学調査を 行っています。この調査結果によりますと、最近1年間にぜんそくを発症した子供の割合は、小学生が 平均13.6パーセント、中学生が同8.7パーセント、都道府県別では小学生は北海道18.4パーセントと最も 高く、京都府は9.6パーセントで最も低く、小中学生合わせて地域別での差は最大で約2倍の開きがあっ たそうです。また、文部科学省が発表した2005年度の学校保健統計調査(速報)によると、幼稚園と小 中高校の児童・生徒ら約113万人を抽出して実施した結果、ぜんそくの子は幼稚園児、小学生、高校生と もに10年前と比較すると2倍前後に増えていて、このほかのアレルギー性鼻炎などに関しても、中学、 高校生、それぞれ過去最高を更新したとしています。昨年10月31日、国として今後5年間を視野に、国 と地方公共団体との役割分担と連携で進めるべき施策をまとめ、関係方面に発信しております。報告書 は現状のアレルギー疾患対策について必ずしも戦略的に推進されておらず、また患者への医療提供等に ついて患者のニーズに対応していない面があるとして、今後5年間で重点的に取り組む対策の基本的な 方向を、自己管理が可能な疾患へ、またぜんそく死ゼロに向け、かかりつけ医を中心とした医療体制の 確立などを求めています。

北海道議会において本年3月8日我が党の質問に対し、高橋はるみ知事は、ぜんそくやアトピー性皮膚炎、花粉症などのアレルギー疾患に悩む人の治療を効果的に行うため、道はかかりつけ医と大学病院など専門医療機関のネットワークづくりを行い、適切な治療を提供するとともに、治療効果に不安を感じた複数の医療機関を訪れる患者の負担を軽減すると答弁。そのため、北海道として各医療機関に対し、国が作成した医療ガイドラインの活用を改めて要請するとともに、症状に応じた適切な医師紹介などが進むよう体制を整えていくことになるようです。小樽市も国、道と同様に、道に準じた具体的な取組をすべきと思いますが、お考えをお聞かせ願います。

次に、昨年、幼児のアトピー性皮膚炎のデータをとるべきとの趣旨でお伺いした際、「国と共同して 環境とアレルギー性疾患の関係を調査する目的で、3歳児健診で保護者への子供へのアレルギーに関す るアンケート調査を行い、国で分析しております」との答弁がありましたが、聞き取り調査を行った際、 実態をデータ化されたのか、お聞かせください。

もし把握されていなければ、改めて3歳児健診で実態を把握すべきと思いますが、いかがでしょうか、 お考えをお伺いいたします。

次に、教育問題についてお伺いいたします。

初めに、小中学校適正配置についてお伺いいたします。昨年、堺小学校1校を除き白紙撤回された小学校適正配置について、小樽市教育委員会は3月30日、学識経験者、教育関係者、小樽市PTA連合会から推薦を受けた保護者、公募による市民の代表を加え、小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会を設置し、改めて小中学校適正配置についての計画案づくりを行うことが示されました。学校の適正配置については、小樽市総合計画「市民と歩む21世紀プラン」に、「児童・生徒数の推移を見極めながら、通学区域の見直しや学校の適正配置をすすめ、施設の整備など教育環境の向上につとめます」として基本計画主要施策に掲げています。しかし、小樽市総合計画「市民と歩む21世紀プラン」は、基本計画の期間を平成10年度から19年度までの10年間としていますので、基本計画として残された期間は今年度と来年度の2年間となります。計画構想目標年次は2010年代後半となっていますので、この検討委員会は小樽市総合計画「市民と歩む21世紀プラン」に基づき設置されたのか、この件について最初にお伺いいたします。

次に、今年3月16日の総務常任委員会でもお伺いいたしましたが、小樽市として適正配置計画は白紙撤回し、カウントゼロに戻しましたと言っても、総務常任委員会に付託された陳情が残されたままの中で、検討委員会を設置し、計画案をつくりますと資料を出されても、なぜこんなに急ぐのかとの思いがよぎるのは当然と思います。まず、白紙撤回された適正配置に関連した部分をすっきり整理した上で、次の段階に進むべきと思いますが、お考えをお聞かせ願います。

次に、このたびの小樽市立学校の規模・配置の在り方検討会の位置づけと役割意義についてお聞かせください。

次に、教育委員会は過日の学校適正配置等調査特別委員会において、次の計画区間について小樽市立学校の規模・配置の在り方検討会を設置、求めに応じ資料提供をし、審議をしていただき原案を策定、その案を基に定められたスケジュールを含め、5年後の2010年(平成22年)から順次スタートとの行動予定案を示されました。市民からの検討委員会委員については、広報おたる6月号に募集記事が掲載されておりましたが、6月14日で締め切り、7月下旬には検討委員会を発足させ、任期は19年9月とありました。5年間の期間を持つことについては異論はありませんが、少しの余裕も感じさせないまま計画を進める理由をお聞かせください。

次に、小坂文部科学大臣がある新聞で述べた、「どの子供にも豊かな教育をとの考え方に立ち、国際社会で活躍できる心豊かでたくましい人づくりを目指した教育改革を推進することが必要と考えている」との一文に共鳴いたしました。小樽の市内各学校それぞれに目標を掲げ、校歌をつくり、児童・生徒に対し誇りを持って教育にかかわっておられることと思います。私は小樽市行政の責務として、未来を担う子供たちをいかにはぐくむかという理念、何のために子供を教育するのかとのしっかりとした基本姿勢が必要と思います。このたびの「小樽市立学校教育推進計画あおばとプラン」で、教育長は「心豊かに学び ふるさとに夢と誇りをもつ 小樽の子どもの育成」を合い言葉に、学校、家庭、地域社会がみずからの役割を自覚し、ともどもに教育改革を進めてまいりたいと述べておられますが、プランで掲げる「心豊かに学び ふるさとに夢と誇りをもつ 小樽の子どもの育成」にかける教育長の思い、御所見をお聞かせ願います。

次に、あおばとプランの重点3、「健やかな体の育成」の観点の一つに、健康教育の充実を挙げ、基 本的生活習慣づくりの推進とありますが、具体的な取組についての考え方をお聞かせ願いたいと思いま すが、4月に小学校の入学式に出席いたしました。児童数も少ないため、屋内運動場を横に使う対面式 の入学式でした。個人的な出席のため父母席の一番前に座っていました。向かい側の全学年児童の顔が よく見えます。30分間の式典中、あくびをする児童の多さにびっくりしました。30分も体力がもたない のか。夜更かしをしているのか。朝食を食べてこなかったのかと心配になりました。17年度文部科学省 の全国小中学校保護者 3 万6,000人を対象にした委嘱調査結果に、朝食を食べないことがある小学生15 パーセント、中学生22パーセントという結果があります。同じく、17年首都圏、東京、神奈川、千葉、 埼玉の1.5歳から6歳までの幼児を持つ保護者を対象に、ベネッセ教育研究開発センターが調査した結果 に、午後10時以降に就寝する就学前の幼児の割合が29パーセントという実態を踏まえ、子供の基本的生 活習慣は教育改革の礎と位置づけて、国として取組を始めたとありましたが、本市教育委員会では小中 学校の児童・生徒を対象にした基本的な生活習慣に対するデータは持っているのでしょうか。もしなけ れば、実態を把握した上で、基本的な生活習慣の取組が必要と考えますが、お考えをお聞かせください。 次に、職員室の廊下の壁には、食育についてのポスターが何枚も張ってありました。全国の小学校の 低・高学年、中学生用として、食生活学習の教材として配布されたものと思います。また、国では栄養 教諭による児童・生徒への指導を挙げていますが、現状は17年度北海道全体で10名の栄養教諭の配置し かありません。あおばとプランでも栄養教諭の配置を挙げていますが、推進計画の期間3か年で市内の 何校に配置できるかも厳しい実態です。教材として配布されたポスターの活用とあおばとプランでの食 育に関する考え方についてお聞かせください。

次に、2005年7月施行の食育基本法を具体化するため、今年4月食育推進基本計画が示され、目標年次を2010年度として取組が始まっています。また、この法律に基づき、文部科学省は来年度新事業として子供の生活リズム向上プロジェクトを展開するそうですが、食育推進基本計画では学校の取組として朝食を欠食する小学生の割合をゼロパーセントとする目標値を示していますが、この件について教育委員会のお考えをお聞かせください。

次に、全国的な小学校での英語授業必修化の動きに、中央審議会の外国語専門部会は、21世紀を生き抜くには国際的共通語として不可欠、言語の感覚が高まり、国語力の育成にもよい影響が考えられるとし、必修化にゴーサインとの報道がありました。現在、全国の9割の公立小学校では、報告書を先取りする形で英語の学習を行っているとの報道もあります。あおばとプランにも小学校における英語活動の導入を挙げていますが、現在、英語活動を学習として導入している小学校数、様式についてお聞かせください。あわせて、小学校に英語教育導入についての教育委員会のお考えをお聞かせください。

次に、小学校の入学式に行った際、改めて気がついたことですが、式典で国歌斉唱がありました。私は無意識で父母席で立ち上がり周りを見ると、父母席ではだれも立って斉唱している方はおらず、今さら座れないまま私一人、校長、PTA会長、教育委員会のメンバー、来賓を含め、五、六名の方々と向かい合って歌いながら、なぜオリンピックやサッカーなどでは日の丸のついた旗を振って応援し、優勝したときは胸を熱くして国歌を歌っているのに、日本人としての自覚がないのかと思い、子供たちを見ると起立していても声が出ていないのです。国会審議ではありませんが、国歌を教える義務はあると思いますが、改めて市の現状を知りたくなりました。入学式における国歌斉唱の指導について教育委員会の見解をお伺いいたします。

最後に、新聞報道によりますと、北海道教育委員会として小中学校の通学路の安全確保のために、本年度から導入するパトロールボランティアを8月までに養成することを決め、2学期から順次活動を始

めるとして、各市町村の教育委員会や学校を通じて、保護者や防犯団体関係者による組織づくりを要請 していくとありましたが、小樽市教育委員会の見解と現状をお聞かせください。

以上、代表質問を終わらせていただきます。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) 秋山議員の御質問にお答えいたします。

まず、財政再建問題についてでございますが、初めに財政再生推進プランでの平成18年度の収支不足額でありますが、平成18年度の当初予算編成に当たっては、平成16年度、17年度で発生した赤字額をこれ以上増やすことは市政に対する閉そく感を招く恐れもあり、何とかして赤字額の増加を食いとめたいとの思いから、他会計や基金からの借入れ、公的資金の借換制度の活用により、3年連続の赤字予算を回避し、収支均衡予算として編成いたしました。このことから財政再建推進プラン実施計画では、平成18年度の単年度収支不足額はゼロとして収支試算を行ったものであります。

次に、危機感の共有の問題でありますが、予算をはじめとする本市の財政状況につきましては、平成15年9月から財政再建シリーズとして広報おたるでお知らせするほか、ホームページにも掲載して情報の提供に努めてまいりました。また、市政に対する御意見については、町内会長の皆さんとの懇談会や市長と語る会、さらには市長への手紙などで多くの機会を設け、広く御意見を伺ってまいりましたが、今後、財政状況につきましても、これらの機会を活用して積極的にお知らせをし、市民の皆さんとの意識の共有を図りながら財政再建の取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、小樽公園再整備基本計画についてのお尋ねでありますけれども、初めにこのたびの小樽公園再整備につきましては、短期計画ではこどもの国を中心とした整備を、また中長期計画では園内通路や駐車場整備などを計画しております。このたびの補正予算2,400万円の内容でありますが、地形測量や遊具などの調査設計及びこどもの国や見晴らし台の既存施設の撤去工事などであります。

次に、小樽公園内の交通の問題でありますけれども、アクセス動線、園内道路につきましては、ふくそうする交通対策のため、通過交通の抑制や一方通行化の規制を検討しております。また、駐車場につきましては、こどもの国を利用する方々の利便性向上のため、旧東山中学校上の広場を短期計画として整備をし、他の駐車場については社会教育施設等との調整が必要なことから、中長期的な計画として検討していきたいと思っております。

次に、案内板の設置でありますが、第2駐車場は公園地内の重要な駐車場であり、その周知が必要な ことや路上駐車防止の観点から利用者の動線に配慮し、効果的な場所に設置を検討したいと思っており ます。

次に、利用者を楽しませる環境整備でありますが、身体に障害のある方や高齢者、幼年期の子供たちにも安全で安心して施設を利用していただけるようにバリアフリー化に努め、さまざまな体験を通して、憩いと潤いを感じてもらえるような公園を目指してまいりたいと思っております。

次に、市民や民間企業参加の管理運営でありますが、公園全体については指定管理者制度の導入や市 民ボランティアの参加など、これまでの公園管理の方法を見直しながら、適切な運営について検討を行ってまいります。

次に、ふれあい動物園でありますが、その運営方法につきましては、一つは民間の移動動物園を利用 し、業者の所有する動物の展示と維持管理をお願いする方法、もう一つは本市が小動物を購入し、夏場 は市民ボランティアによる飼育展示を、冬場は里親制度を利用し、一時的に小動物を引き取ってもらい、 飼育をお願いすることなど、二つの方法を検討しております。

次に、ふれあい動物園の設置コンセプトは、シマリスやモルモットなどの小動物との触合いを通して、 子供の情操教育、親子の触合いの場とすることを考えております。

次に、公園の冬期利用の構想でありますけれども、小樽公園は桜ヶ丘球場の裏の南斜面を利用した子供のそり遊びや公園グラウンドを利用した歩くスキーなどの利用促進を図ってまいりたいと考えております。また、維持管理の方法につきましては、今後の検討課題と考えております。

次に、小樽公園の再整備の進め方でありますけれども、短期的には老朽化が進み、その安全性の面から早急に再整備を行う必要があるこどもの国や見晴台などの整備を行い、駐車場や園内道路等については、中長期に整備を行うこととしております。

次に、ごみの減量化・有料化に関しての御質問でございますが、初めに議案第27号動産の取得についてでありますけれども、家庭ごみ用の小樽市指定ごみ袋購入に係る契約でありますが、昨年4月の有料化実施に先立ち、平成16年11月に指名競争入札により最初の契約を締結したところであります。指名業者の選定に当たっては、地元業者への発注を念頭に、物品関係の競争入札参加資格者名簿で金物雑貨に登録されている市内に本店又は営業所のある業者を対象に、あらかじめ発注概要を示したアンケート調査を実施し、受注可能との回答があった業者を指名業者に選定をいたしました。さらに、地元業者の受注機会の拡大を図るため、発注を2分割にすることとし、抽選によりグループ分けを行った上、入札を実施したところであります。なお、今年度の発注方法につきましても、これまでと同様の方法により入札を実施いたしました。また、今年度の発注枚数でありますけれども、指定ごみ袋の取扱店での取扱いが開始された平成17年3月以降の実績を基に、10種類ある指定ごみ袋の種類ごとの発注量を見込んだ上、今年度発注分の総枚数を815万枚と見込みました。これを枚数予定価格がおおむね2分割となるよう種類ごとに振り分けた結果、その1が燃やすごみ用の10リットル及び20リットル袋で421万枚、その2がそれ以外の8種類394万枚となりました。なお、本市の動産の買入れに係る議決要件は、予定価格が3,000万円以上と規定されておりますので、その2のみを本議会で議決案件として上程したところであります。

次に、ごみ収集車の廃棄物最終処分場への搬入台数でありますけれども、平成16年度は燃やすごみと燃やさないごみで延べ1万5,586台、平成17年度は9,384台で前年度に比べ39.8パーセントの減となっており、ごみ収集量の42.6パーセントとほぼ同じような減少率を示しております。

次に、埋立処分場の延命状況でありますが、昨年4月から始まった資源物収集の拡大と家庭ごみの有料化また北しりべし廃棄物処理広域連合による焼却処理により、埋立処分量の減少が見込まれたことから、平成16年度に1期分の埋立地の現況測量と埋立可能量の調査を行ったところであります。この時点で平成17年度の生活系廃棄物の埋立量は2万7,824立方メートルと推計したものであり、これに対して17年度の埋立容量の実績は2万2,820立方メートルで、その差が約5,000立方メートルであることから、この数字を基に換算しますと、おおむね2か月程度埋立処分場の延命につながるものと考えております。

次に、北しりべし廃棄物処理広域連合の焼却処理施設の試運転に関しての御質問でありますけれども、施設全体の建設は順調に進んでおり、焼却施設については本年11月から試運転を開始する予定であります。試運転に使用するごみにつきましては、6市町村の家庭系可燃ごみ及び事業系可燃ごみでありますが、試運転開始当初はあまり負荷をかけられないため、小樽市を除く5町村のごみのみを使用し、ある程度の負荷に対応できるようになった時点で、小樽市のごみも使用することとなります。また、試運転内容に応じては、焼却量の調整が必要となりますので、小樽市からの搬入量により調整することとしております。

次に、冬期間のごみ収集の対応状況でありますけれども、平成17年度のシーズン前では収集困難地区として対応する収集路線は53か所としておりましたが、このたびの大雪に際しては、予定路線の53か所以外でも除雪が間に合わなかった箇所については、臨時的な対応として、多い日で30か所程度人力や小型車による収集を行い、対応を強化したところであります。

次に、地域環境美化協力員の問題でありますけれども、環境美化協力員はごみステーションへの適正排出や周辺の美化などについて御協力いただくため、町会・自治会に選任をお願いしたものであり、現在、市内には町会・自治会合わせて175団体があり、そのうち配置されているのは112団体で全体の64パーセントに当たります。また、各地域の現状でありますが、昨年4月のごみ減量化・有料化を実施した当初は、分別の不徹底や不適正な排出が多く見られましたが、環境美化協力員によるごみの分別や適正排出に関する助言などにより、現在はおおむねごみステーションの適正な管理やごみの排出ルールが守られてきているものと考えております。しかしながら、一部の地域においては、他の地域からのごみの持ち込みやルール違反のごみ出しなどの問題を抱えていることから、市といたしましては、今後とも環境美化協力員と廃棄物処理指導員との連携を密にし、なお一層巡回指導の強化などに努めてまいりたいと考えております。

次に、電動式生ごみ処理機の購入費助成でありますけれども、平成17年度に実施したモニター制度におけるアンケート調査では、使いやすい、生ごみを減量できる、たい肥として有効に利用できる等の声が多かったことから、今年度は購入費の2分の1の額で2万円を上限として助成することとし、50台分100万円を予算計上したところであります。申込状況等につきましては、広報おたる4月号で制度の周知を図ったところ、56件の申込みがありましたが、先着順によりそのうち50件について助成金の申請を受理したところであります。

次に、不法投棄の監視パトロール対策でありますけれども、市では昨年4月から不法投棄監視パトロール車を2台に増強し、特に不法投棄が多い重点監視区域を中心に毎日巡回し、不法投棄の防止対策を実施しております。また、ごみの適正排出の指導のため、市内9地域に廃棄物処理指導員を配置し、不法投棄の監視等の業務をあわせて行っており、市民からの通報に対しても直ちに対応しているところであります。不法投棄物を発見した場合には、小樽警察署と連携をし、原因者の特定などの調査を行っているところであります。さらに、全国市長会が推進する全国ごみ不法投棄監視ウィークにあわせて、本市においても6月1日から7日の1週間を監視ウィークと設定し、警察署と連携しながら、不法投棄の監視強化に努めたところであります。

次に、ボランティア袋でありますけれども、当初は30リットル袋の1種類でありましたけれども、平成18年度から小規模のボランティア収集に対応できるよう10リットル袋を作成し、2種類の袋によりボランティアに御協力いただいている個人へ配布しているところであります。

次に、市民ボランティア「街をきれいにし隊」の活動についてでありますけれども、この活動は公共の場での歩きたばこの自粛やごみのポイ捨て防止の意識啓発等を行うもので、本年度のポイ捨て防止等の施策の柱となるものであります。去る6月4日に「街をきれいにし隊」を結成し、この活動趣旨に賛同された団体や後志支庁との協働により第1回目の活動を実施し、10月までの5か月間に月1回程度実施する予定であります。全市的に「街をきれいにし隊」の活動を拡大させる方策として、御提案がありましたスタッフベストの活用につきましては、今後の活動を展開する上での参考にさせていただきたいと考えております。

次に、地球温暖化防止についての御質問でありますけれども、初めに「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」についてでありますが、この冊子は昨年度、市民や団体などで構成される環境にや

さしい小樽市民ルール推進員会議で意見をいただきながら、平成12年度に策定した「環境にやさしい小樽市民ルール」を基本に、市民が取り組める具体的な行動をまとめたものであります。この冊子については1,000部を作成し、現在のところ総連合町会幹事会や小学校校長会、市民ルール推進員を通じて、団体や企業などに約500部配布したところでありますが、残りにつきましては出前講座や市民説明会など、市民への周知用として使用していきたいと考えております。

次に、市民等に対する周知方法でありますが、地球温暖化防止を進めるに当たっては、市民一人一人が常に地球温暖化に対する意識を持ち、できることから始めることが大切でありますので、7月に市内11か所で「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」についての市民説明会を開催し、エコ・アクションの普及に努めてまいりたいと考えております。また、地球温暖化防止の取組については、市民や団体などから成る市民ルール推進員会議を平成13年度から設置し、今までに環境家計簿の普及、食品トレイ削減の取組、地球温暖化に関するアンケート調査など、さまざまな工夫をしながら、温室効果ガス削減に取り組んでいるところでありますが、今後とも市民がより取り組みやすい方法について各地の事例を参考にしながら、市民ルール推進員会議の中で話し合っていきたいと考えております。

次に、容器包装リサイクル法の改正に伴うレジ袋削減の取組でありますが、本市といたしましては、これまでも広報おたるやホームページ、出前講座などで市民に対し、レジ袋を断る、マイバックを持参するなどの呼びかけを行ってきたところでありますが、今後は「もったいないふろしき」の普及など、レジ袋使用削減に向けての啓発等に努めてまいりたいと考えております。さらに、容器包装リサイクル法の改正の趣旨に沿って、消費者団体との連携やエコショップ認定制度の活用を図りながら、事業者に対してレジ袋削減に向けた積極的な取組を働きかけていきたいと考えております。

次に、自動体外式除細動器、いわゆるAEDについての御質問でありますけれども、設置の経緯と設置場所でありますが、平成16年7月からAEDは一般市民の使用が認められたことから、全国的に設置施設が増加している状況にあります。本市では現在、市立小樽病院や消防本部などにおいて入院患者や来庁者等を対象に設置し、また複数の民間施設においても施設利用者を対象に設置しているところであります。

次に、AEDの講習内容等でありますけれども、一般市民や事業所を対象とした救急講習は従前から実施しておりましたが、平成17年度から新たにAEDに関する内容を追加し、講習を実施しているところであります。講習は消防庁舎や受講者の希望する場所で行っており、3時間の講習と内容を簡略にした1時間程度の講習を実施しております。これまでの受講者数については、平成17年度は1,360人、18年度はこれまでに104名が受講し、合わせて1,464名となっております。

次に、関連施設や団体等に対する設置の働きかけでありますけれども、来週の21日には堺町通りにおいて、地元商業者の協力を得て、地域の観光施設の従業員や観光客を対象に、AEDの取扱いや火災予防などを盛り込んだ「消防フェア」を実施する予定であります。AEDの設置は法的に義務づけられているものではありませんが、AEDによる電気ショックは応急処置として極めて有効なものでありますので、御指摘のような観光関連施設のほか、スポーツ施設や教育施設など、多くの市民や観光客の方が利用する施設にAEDが設置されることは望ましいものと思っております。ただ、対象となる施設は非常に広範囲となりますので、今後、関係部局が連携し、各種の講習会や行事なども活用しながら、それぞれの施設や関係者に働きかけをしていきたいと考えております。

次に、アレルギー性疾患の具体的な取組でありますけれども、本市においても保健所内での総合健康相談、街角健康相談、電話相談等で指導や啓発を行っているところでありますが、今後はさらに、道の対応を参考に、医療機関、特にアレルギー疾患専門医との情報交換や連携を密にしていきたいと考えて

おります。

次に、環境とアレルギー疾患に関する聞き取り調査の実態でありますけれども、これは国が生活環境とアレルギー疾患に関するモニタリング調査を3歳児健診の機会を利用して全国の主な地域に依頼をし、分析しているものであります。その内容は地域内における大気汚染状況や家庭内におけるペットの有無等の環境因子とアレルギー疾患保有率等の関係を分析する調査であります。集計結果は毎年報告されておりますが、最新の平成16年度の結果を見ますと、環境因子としての多数の項目の中で、当市の場合、母親の喫煙率が全国で最も高く、アレルギー疾患に影響を与えることが懸念されております。また、疾患別ではアレルギー性鼻炎とアトピー性皮膚炎が多くなっているのが特徴となっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 譲) 秋山議員の御質問にお答えいたします。

まず、「小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会」と「市民と歩む21世紀プラン」とのかかわりについてでありますが、学校適正配置は市民と歩む21世紀プランの中で教育環境の向上という視点から位置づけられているものであります。平成16年10月にお示ししました小学校適正配置計画(案)については、昨年取下げをいたしましたが、その論議の過程の中で、全市的な立場で見直すことや市民各層の意見を幅広く聞いてほしいとの要望もありましたことから、今回改めて「小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会」を設置するもので、今後策定される新しい総合計画とも整合性を図りながら、作業を進めてまいります。

次に、小学校適正配置計画(案)にかかわる継続審査中の陳情についてでありますが、教育委員会といたしましては、先日当該校の保護者や地域の方々にお集まりいただき、これまでの計画案取下げの経過や今後については「小樽市小学校の規模・配置の在り方検討委員会」で包含して検討していくことを説明したところでございます。

次に、「小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会」の位置づけと役割、意義についてでありますが、先ほども触れましたが、取下げをいたしましたが、小学校適正配置計画(案)についてその論議の過程の中で全市的な立場で見直すことや市民各層の意見を聞きながら計画づくりに着手する必要があります。そのため、今後の小樽の教育を進めるに当たり、7月に新しく設置する小樽市小学校の規模・配置の在り方検討委員会に対して、学校の規模や配置のあり方について諮問し、市民レベルで十分論議していただきながら答申していただくことになります。最終的にはこの答申を踏まえつつ、教育委員会が計画づくりに着手することになります。

次に、全体のスケジュールについてでありますが、小樽市小学校の規模・配置の在り方検討委員会から答申をいただいた後、計画案の作成と案に対するパブリックコメントを経て計画案を策定し、平成22年度を年次計画のスタートとしたいと考えております。新たな計画案づくりにつきましては、少子化が進む中、教育環境の向上という視点から学校の規模や配置について、また耐震化の工事とのかかわりから、できるだけ早く検討していかなければならないものであります。

次に、教育にかける基本姿勢についてでありますが、私は子供たちが豊かな人間性を持ち、生涯にわたって学び続ける力を身につけ、みずからの将来に夢を持つとともに、ふるさと小樽に誇りを持ち、その将来を担う人に育ってほしいと考えております。そのため、各学校においては、あおばとプランを指針としてこれまでの自校の教育活動について見直しを進め、再構築をするなど、学校の実態に応じて3年間をかけて順次取り組んでいただくようお願いをしております。とりわけ、各学校が知・徳・体のバランスのとれた質の高い教育を行い、保護者の皆さんから安心して子供を託していただけるよう教育行

政を進めていかなければならないものと受け止めております。

次に、児童・生徒の基本的な生活習慣に関する実態把握についてでありますが、5年ほど前に小樽市教育研究会の生活安全教育部会が児童・生徒の基本的な生活習慣にかかわるアンケート調査を行っております。また、このたび実施した学習到達度調査では、生徒の生活、学習意識についてあわせて調査をしており、睡眠時間や朝食をどの程度とっているかなどについて尋ねております。今後これらの調査結果を参考に、家庭での基本的な生活習慣づくりについて市P連の皆様の御理解と御協力をいただきながら、その啓発に努めてまいります。

次に、食育啓発用ポスターの活用についてでありますが、ポスターは児童・生徒、教職員はもとより、学校を訪れる保護者にも啓発をする上で有効なものと考え、各学校に提示しております。また、家庭科や生活科、総合的な学習の時間の指導を効果的に進める上でも役立っております。もとより「あおばとプラン」では、健やかな体の育成を重点に掲げ、望ましい食習慣や食に関する指導を行うこととしておりまして、とりわけ心身とも成長期にある小学生にとって、朝食は1日の元気の源でありまして、欠くことのできないものと考えております。内閣府の食育推進基本計画では、朝食を欠食する子供の割合を4パーセントからゼロパーセントにすることを目標に掲げておりますことから、給食の時間や学級活動の指導において、一方、家庭教育の担い手であります保護者に対しまして、試食会や給食だよりのコラムの欄の利用などにより、朝食をとることの大切さを啓発しており、今後も機会あるごとに進めてまいりたいと考えております。

次に、英語活動にかかわる取組についてでありますが、平成17年度では小学校3校におきまして、特別活動や総合的な学習の時間で取り組んでおり、教育委員会が派遣している外国語指導助手や地域人材を活用しながら、歌、あいさつ、ゲームなどで英語の発音やリズム、外国の生活や文化になれ親しんだりする体験的な学習を行っております。

小学校における英語活動の導入については、港湾都市であり、商都小樽に育つ子供たちに広く世界に目を向け、みずからの考えや意思を持ち、外国の人たちと伝え合おうとする態度や能力を育てていくことが大切でありまして、国際理解に関する学習の一環として取り組むことが今日的な教育課題の一つであると受け止めております。今後、国として検討している内容の動向を見ながら、英語活動を含めた国際理解教育の推進に努めてまいります。

次に、入学式での国歌の指導についてですが、入学式は学校生活に有意義な変化や折り目をつける行事でございまして、厳粛かつ清新な雰囲気の中で新しい生活の動機づけを行っていくことや学校、社会、国などに対する集団への所属感を深める上でよい機会となりますことから、このような意義を踏まえ、国歌を斉唱するよう指導することが大切であると考えております。我が国の国旗・国歌の意義を理解して、諸外国の国旗・国歌も含め、これらを尊重する態度を身につけるための指導は、入学式や卒業式、音楽での指導にとどまらず、例えば今行われておりますワールドカップにおける様子などについて触れるなどしながら、身近な話題を取り上げて示すことも必要であると考えております。さまざまな観点から繰り返しの指導を積み重ねながら、国旗・国歌を尊重する態度を身につけていくよう、校長会と連携を密にしながら取組を進めてまいります。

最後に、パトロールボランティアの養成についてでありますが、小樽市においては町内会が中心となって、近隣の小中学校やPTAと連携して組織づくりを進め、児童・生徒を守るために巡回活動も着々と動き出しております。御質問のパトロールボランティア養成講座につきましては、道教委において半日程度の講習会を8月までに開催することとしており、教育委員会といたしましても、各学校に対して講習会への出席を促しているところであります。児童・生徒が安心して通学できることは、市民全体の

願いでもあり、これからも日常的に子供の見守りをしてまいりたいと考えております。

議長(中畑恒雄) 秋山議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時55分

#### 再開 午後 4時30分

議長(中畑恒雄) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 16番、斎藤博行議員。

(16番 斎藤博行議員登壇)(拍手)

16番(斎藤博行議員) 平成18年第2回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表して質問します。 最初に、道州制特区についてです。

道州制特区に関する経過は、今年2月1日自民党道州制推進議員連盟が北海道道州制特区推進法の骨子を、そして3月6日には内閣府が北海道道州制特区推進法案の基本的考え方を出しました。また、4月5日には政府が北海道道州制特区推進法案の基本的考え方を示し、最終的には5月19日道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案を閣議決定しております。政府が進める道州制の問題点は、第1に、道州制特区推進に名をかりた国の出先合理化を北海道で先行実施する点、第2には、道州制という分権国家を展望した地方分権改革とは全く違うものである点、第3に、市町村合併の推進を改めて提起し、北海道であまり進まなかった合併について北海道に強権的に合併を推進させるものである点、そして第4には、事務事業の移譲による特例措置により道民生活への影響も懸念されるにもかかわらず、道民や道内各市町村への説明責任が十分になされていない点にあります。4月6日開催の北海道議会第1回臨時会では、第1に、北海道特例を含め、これまで国が要していた金額を一括交付金化すること、第2に、8年後の財政措置の検討規定は削除することという意見書決議を行っています。

憲法第95条では、「一つの地方公共団体にのみ適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票において、その過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と定めています。こうした認識に立ち、質問いたします。

最初に、今回、閣議決定された道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案に対する小樽 市長としての見解をお示しください。

次にこの間、道は知事を先頭に政府及び自民党と協議を重ねてきております。道は自民党道州制推進議員連盟が北海道道州制特区推進法の骨子を出した段階で、道の提案に一定程度配慮されていると評価しつつも、改めて再検討を求めたと聞いております。道州制特区に関して、道と小樽市の間でどのような協議がなされているのか、お示しください。

この項最後の質問です。道州制特区と支庁再編成と市町村合併はどうしても切り離せない問題ではないかと考えます。最近の支庁再編の議論がそれを示しています。支庁制度の見直し、再編に関して、道と小樽市との間で協議等が行われているのでしょうか、お示しください。

次に、高年齢者雇用安定法の改正に関して質問します。

今年4月1日から高年齢者雇用安定法が施行されました。今回の改正の大きなポイントは、今まで努力義務であった65歳までの雇用確保が義務化されたことです。これにより、年金支給開始年齢までの安定した雇用を確保することが目的です。具体的には現状で65歳未満の定年の定めをしている事業主は、次の三つのうち、いずれかの措置をとることが義務づけられます。一つは定年の引上げ、二つには継続雇用制度の導入、つまり定年年齢そのものを改定することなく、事実上定年到達後もその者を引き続き

雇用する制度です。三つには定年の定めの廃止です。昨年末の厚生労働省の発表によりますと、9割以上の企業で継続雇用制度を選択する方向にあるとの結果が出ています。

まず最初に、今年4月に改正された高年齢者雇用安定法について、小樽市はそのねらいがどこにあると理解しているか、お示しください。

次に、小樽市としてこの法の改正の趣旨を市内の企業等に徹底を図るために、どのような手だてをとられているのか、お示しください。

次に、高年齢者雇用安定法の改正と地方公務員法第28条との関連についてお示しください。

再任用制度が凍結された状態のままの小樽市の現状は、改正された高年齢者雇用安定法や地方公務員法との関係で問題はないのでしょうか、見解をお示しください。

この項の最後の質問ですが、凍結中の小樽市の再任用制度の今後の取扱いはどうなるのか、お示しください。

次に、個人情報保護条例について質問します。

小樽市をはじめ、地方自治体は国以上に市民生活に密着した多くの個人情報を具体的に日常的に取扱い、保管しています。また、国の進める電子政府化の進展により、住民基本台帳ネットワークも稼働しています。こうした情報ネットワーク社会において、自治体は従来以上に個人情報保護と情報セキュリティを基本に市民の自己情報コントロール権を確立し、情報化社会における市民の人権を守る責務を負っています。私はこうした観点から、平成15年第3回定例会では、その年の5月30日に国の個人情報保護法が公布された点を指摘し、さらに8月25日には住基ネットの第2次稼働が開始された事実を踏まえ、小樽市個人情報保護条例の制定を求めました。そのときの答弁は、国の個人情報保護法の趣旨を踏まえ、総務省からの手作業処理関係の情報や既に制定済みの関係条例の見直しも含め、なるべく早く一定の方向を出すというものでした。また、平成17年第2回定例会では、平成17年4月に国の個人情報保護法が全面施行された点を指摘し、改めて小樽市における個人情報保護条例の制定を求めました。そのときの答弁は、罰則の検討など国の行政機関が保有する個人情報保護に関する法律に準じた内容とすべく作業を行っており、今後、小樽市個人情報保護審議会の御意見を伺い、条例を制定したいというものでした。それからまた1年たちました。条例制定に向けての作業の進ちょく状況をお示しください。

小樽市個人情報保護審議会は開かれましたか。今、何を審議していますか。具体的にお示しください。 私は住基ネットの本格稼働開始に当たり、住基ネットシステムに重大事故や事件が発生したときには、 市民の個人情報を守るべき立場の小樽市としてシステムからの離脱又は切断の道を確保しておくように 求めました。 この問題についての小樽市の考えをお示しください。

最後に、私が問題提起し、小樽市が国に準じ、条例制定を約束してからずいぶん時間が経過したわけですが、条例制定に向けた今後の日程等がありましたら、お示しください。

次に、指定管理者制度について質問します。

私は昨年の第2回定例会の代表質問で、今後拡大されていくであろう指定管理者制度についてそのメリットを最大限発揮させるためには、指定手続の透明性の確保と自治体責任の確保が必要であるとの立場から、何点か具体的な提案を行いました。そのときの答弁は、指定管理者制度においては、公の施設の管理に民間のノウハウを生かし、地域協働の観点も生かし、管理経費の節減とともに利用者へのサービス向上が図れる。自治体責任の確保は現行条例等に基づく適正な運用で、また指定の取消しや守秘義務についてはその都度協定書の規定に盛り込む。利用者の声を反映させるため、指定管理者にアンケートなどの実施を求めるというものでした。

そこで質問です。各施設で行った利用者に対するアンケートの結果を施設ごとにお示しください。

次に、利用者との間で運営上・管理上の問題はありませんでしたか、お示しください。

次に、指定管理者制度の導入により、施設の公性が市民から見えにくくなるのを避けるために、施設を所管する部局名と指定管理者の企業名又は団体名を明示したプレートを、すべての施設の正面玄関か窓口に設置すべきと考えます。このことにより指定管理者もやる気を高めることになると思いますが、御見解をお示しください。

次に、先ほど述べたプレートに、施設の管理・運営に関する疑問や苦情等の連絡先も明示してほしいと思います。その際、その連絡先は各部にまたがる施設を一元化した専用窓口とし、原課と関係のない第三者的なところに設置してほしいと考えます。市民オンブズマン制度を展望した当面の措置として、このような独立した「指定管理者110番」の設置に向けた検討をお願いします。見解をお示しください。次に、障害者自立支援法について質問します。

私は、今回の議論をこども発達支援センターを利用している子供とその保護者に限定して争点を絞っておりますので、あらかじめ御了承願います。

法改正により4月1日からこども発達支援センターの1回ごとの利用料が引き上げられました。施設を利用する際の負担の考えを応能主義から応益主義に変えたことによると聞きました。この問題はさきの臨時会において専決処分の報告という形で私たちに提示されました。これでは議論のしようがないと思いました。

ここで質問です。こうしたことは、国の通知が来るのが3月末と遅れに遅れたことに起因すると聞きましたが、国のこうした対応について市長としての見解をお示しください。

また、4月1日実施に関し、理由はともかく負担増の話ですので、市民の皆さん、特に利用者にどのような説明を行ったのか、示してください。

次に、こども発達支援センターの現状についてお尋ねします。最初に、今回の改正、つまり応能主義 的考えの支援費制度から、応益主義的考えの障害者自立支援法の適用により、負担額が増えた方は何人、 何パーセントで負担額が減った人は何人、何パーセントか、お示しください。

次に、利用している子供の年齢別人数をお示しください。

次に、利用している子供を障害児と障害の疑いのある子供に分けて示してください。

次に、小樽市こども発達支援センター条例の第1条、「設置」では、このセンターの役割を障害児及び障害の疑いのある児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等を行い、もって当該児童の健やかな育成を図るとしております。また、小樽市こども発達支援センター条例施行規則の第5条、「利用許可の申請等」、また第6条、「使用料等の納入」では、この施設を児童デイサービスを提供する施設としています。ところが、障害者自立支援法第5条の7で、「この法律において「児童デイサービス」とは、障害児につき、児童福祉法第43条の3に規定する肢体不自由児施設その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。」となっています。さらに、児童福祉法第43条の3では「肢体不自由児施設は、上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設」となっています。少し長くなりましたが、要するに早期発見による早めの対処を目的として、障害児やまだ認定されない段階の子供も相手にしているこども発達支援センターと障害者自立支援法で言う児童デイサービスや児童福祉法で言う肢体不自由児施設とは、もともと役割や求められる能力が違うのではないかと考えますが、見解をお示しください。

こども発達支援センターを利用している子供がすべて障害児とはいえないと考えます。そう考えると、

今回の障害者自立支援法の適用によって、負担区分を一律改正した今回の条例改正は問題がないのでしょうか、見解をお示しください。

最後になりますが、利用者の障害に関する実態や施設の役割の違いを踏まえ、今回の料金改定を凍結 し、再検討すべきではないかと考えますが、見解をお示しください。

次に、新博物館建設について質問します。

最初に、JRとの協議についてです。今、交通記念館や関連施設が並んでいる手宮1丁目119番1と119番16の土地のうち、119番1は旧国鉄、今のJRの土地です。当初そこには鉄道記念館という国鉄の歴史保存館的な施設が建っておりました。それが、その後交通記念館となり、今度は科学館と博物館と3館統合により新博物館になろうとしています。施設の性格がずいぶん変化してきたと思います。地主であるJRとどのような協議が行われてきたのか、お示しください。

次に、JRは土地を無料で使わせてくれているわけですが、これは先ほど述べた鉄道の歴史、言いかえれば国鉄の歴史博物館が建っているとの考えから出た方針ではないかと思います。改めて聞きますが、JRは今回の3館統合による新博物館建設に関して、基本計画を承知して同意していると考えていいのですか。

次に、議事録等によりますと、科学館運営委員会や博物館協議会の委員は、示された基本計画を具体 化するに当たり、話合いがあると理解しているようです。しかし、今年に入ってから大変重要な時期だ と思うわけですが、まだ一度も各委員会・協議会が開かれておりません。なぜ話し合わなかったのか、 理由をお聞かせください。

次に、広く市民の声を聞いて新博物館をよりよいものにすると、私たちの会派の山口議員の質問に答えています。その後、それはアンケートやインターネットで行われていると聞きました。

そこで質問ですが、市民の声を聞く際に、基本計画を添付しないまま行われているのはなぜですか。 基本計画は見直さない考えと聞いておりますが、その基本計画をよりよくするための市民の声だった はずです。それを添付しないアンケートにより市民に何を求めたのですか。

また、現時点でアンケートの結果が公表されておりませんが、なぜですか。いつ公表されるのか、お示しください。

次に、今回、実施設計に関する予算が出されているわけですが、実施計画を外注する前に、どんなものをつくりたいのか、新博物館のコンセプトと言うべき基本計画があるべきと考えますが、そうした手順を踏まないのはなぜですか、理由をお聞かせください。

このままでは、今回の第2回定例会終了後に工事費の見積りが行われ、工事予算が提案されると思います。今後の実際の流れを考えますと、第3回定例会終了後、つまり10月中旬ごろに改修工事の業者が決まり、工事開始となるわけでして、来年4月リニューアルオープンは時間的に大変厳しいと考えますが、見解をお示しください。

また、新博物館のオープンとなりますと、日本全国各地に新しい施設を売り込むポスターやデモテープ、チラシ等の準備が必要となります。デザインから校正、印刷、そして配送等に必要な時間をどのぐらいと考えているのか、お示しください。

次に、新博物館のオープンともなりますと、記念の特別展も必要となります。ところが、今回の計画では重要文化財の三番庫の工事は平成19年いっぱいはかかると聞いております。来年4月に盛大にオープンしても、目玉施設の一つがまだ工事中では、来館者の期待を裏切ることになるのではないでしょうか、見解をお示しください。また、実際開館してからの工事現場をどう繕うのですか、お示しください。この項最後ですが、来年4月オープンに逆規定された不自然で無理やりの今回の計画を見直し、広く

多くの市民、関係者の声を聞き、本来の社会教育施設としての新博物館建設のスケジュールに立ち返る ためにも、オープンの時期を再検討すべきと考えますが、見解を示してください。

次に、学習到達度調査についてお尋ねします。

私は、前回の第1回定例会の最終日に、この学習到達度調査について予算案には賛成の立場から発言させていただきました。その要点は、第1に、テスト万能主義、テスト至上主義には反対する。第2に、今子供たちが過酷な競争にさらされている事実と子供の成長や学力向上を願う親のニーズが多様化している事実もきちんと受け止める必要があること。第3に、今回の学習到達度調査を実施するに当たり、保護者、生徒、さらには学校現場での話合いが不十分であること。そして第4に、3月15日の予算特別委員会での「よく話し合ってやっていきたい」との教育長答弁を一定程度評価するというものでした。

まず最初に、学習到達度調査の実施経過についてお尋ねします。保護者や生徒への周知方法をはじめ、 どのように実施されたのか、お示しください。

また現在、調査の結果は、小樽市への報告書作成過程にあると考えますが、どの段階なのか、お示しください。

次に、今回の調査では、生活学習意識調査というものも一緒に行ったと聞いておりますが、この調査 は具体的には何をどのように調査するものなのか、お示しください。

また、こうした調査を今回の学習到達度調査の中に一体のものとして行う意義はどこにあるのかもお示しください。

次に、調査結果の取扱いについて何点かお聞きしたいと思います。一つは、調査結果の公表の件です。 私は今回の質問を行うに当たり、実施した問題のうち、特に学習到達度調査についてその内容を研究したいと考え、コピーをいただけないかと打診しました。しかし、返ってきた答えは、調査会社との契約により、問題用紙はコピーして出せないことになっており、見せることしかできないというものでした。 私は、こうしたテスト用紙は知的財産権を有するものであることは理解しており、あくまで今回の大変な議論を経て実施に至った学習到達度調査の全体像と意義を理解するための要望であることをお話しましたが、結果として契約があるとの理由でテスト用紙は見せていただきましたが、コピーはいただけませんでした。しかし、調査結果の公表は既に約束していただいておりますので、その部分でお尋ねします。

調査結果は、どのような形で市民に公表されるのか、お示しください。

このことは、結果を学校別にして学校ランキング的な意味で聞いているのでは決してなく、生のデータを出してほしいという考えからです。生活学習意識調査の項目に、「あなたは学校が好きですか」という質問がありましたが、この質問に何人の、又は何パーセントの生徒が好きと答えたのかというように、質問項目ごとの生データを出してほしいと思います。考えを示してください。

次に、調査結果は生徒本人、そして保護者にどのような形で返されるのか、お示しください。 最後に、全市的にまとめられた調査結果を受け、どう活用していく考えなのか、お示しください。 私の質問もこれが最後です。

小樽港の平和利用についてです。

5月29日、アメリカ海軍空母キティホーク、そして翌日には随伴艦ミサイル巡洋艦カウペンスの小樽 入港計画が明らかになりました。これが実現すると3度目です。民間港では小樽港だけが全国で唯一米 空母の入港が繰り返されます。入港の目的は友好親善となっていますが、本当は補給と休養のための小 樽港の拠点化です。1997年の空母インディペンデンスの小樽寄港は新ガイドラインの合意が背景にあり ました。また、2000年の空母キティホークの寄港は周辺事態法がありました。今回の2006年キティホー ク入港も、そうした日米両政府による防衛協議を抜きに考えられないと私は思います。

5月23日、高知県宿毛港に駆逐艦ラッセン、5月25日、長崎県佐世保港に原子力空母リンカーン、5月26日、静岡県清水港に駆逐艦シャウプが相次いで入港しました。今年に入ってからの米艦船の入港数は16隻で、昨年1年間の17隻に迫っており、小樽港入港となると半年で昨年1年間分となります。何が起きているのでしょうか。

米軍再編の協議の中で、民間港の使用問題が取り上げられ、中間報告で空港や港湾を含む日本の施設を自衛隊と米軍が緊急使用するための検討作業を進め、二国間の枠組みや計画手法を向上させ、民間と自衛隊の飛行場及び港湾の子細な調査を実施すると決められました。また、新聞の報道によりますと、在日米軍再編の日米協議が決着し、新段階に入った日米同盟をより実効性のある内容にするため、緊急利用する民間施設などを細かく規定する日米共同作戦計画の見直しや、周辺事態が発生した際の空港や港湾の提供など、国への協力を地方自治体に義務づける周辺事態法の改正が検討段階に入ったと言われています。まさに今回の空母キティホークの小樽港への入港は、米軍再編と民間港の軍事利用の自由化の先取りとしてあると考えます。

お尋ねします。1997年のインディペンデンス、2000年のキティホーク入港に際し、小樽市長は苦渋の 判断をした後に見解を出しています。改めてそれぞれお示しください。

また、今回、日本の商業港で唯一3度目の空母入港について率直な感想をお聞かせください。

次に、小樽の入港判断3条件は港湾法を根拠とした自治体の港湾管理権の行使の一形態だと考えます。 しかし一方で、こうした小樽方式、その評価はいろいろありますが、それ自体を否定する動きが強まる ことが危ぐされる昨今です。米艦入港に際し、外務省、アメリカ総領事館はどのような形で回答を寄せ ているのか、お示しください。

次に、今回、文書による回答がなかったときには、核兵器廃絶平和都市宣言を持つ小樽市としては、 核兵器不搭載との判断すらできなくなり、入港を認めるわけにはいかないことになると考えますが、見 解をお示しください。

また、こうした文書による回答を受け、核兵器不搭載の判断をする方法は一定の限界はありますが、 今後も変わらない、変える必要もないと考えますが、見解をお示しください。

次に、聞くところによりますと、空母入港による経済効果を期待する声もあるそうですが、2000年に 空母キティホークが入港した際の経済効果はどのようなものであったのか、お示しください。

次に、キティホークが接岸する勝納ふ頭はソーラス条約によるフェンスがめぐらされ、立入りが禁止されています。法の趣旨から考えて、このフェンスは許可がない者は何人もその目的にかかわらず越えることはできないと考えます。つまり、不特定多数の人間を対象とした空母の一般公開はできないと考えますが、見解をお示しください。

次に、キティホークは他の4隻の空母と一緒にイラク戦争において延べ3,500機の爆撃機を発進させました。イラク戦争の開戦理由がでたらめであったことは周知のとおりです。また、空母の乗組員の一人が、母港である横須賀で殺人事件をそれこそ偶発的に起こしています。こうした空母の3度目の入港を拒否すべきだと考える市民もたくさんいます。市民感情にも配慮するとの考えを明らかにしてきた市長として、小樽市の3条件に市民感情を加え、入港を拒否すべきと考えますが、見解をお示しください。

港湾法を根拠に、市長は小樽港の平和利用を追求することを明言できます。中国、ロシアや韓国との 友好関係を維持し、平和で開かれた小樽港の将来のためにも市長のき然とした見解を求めます。

再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) 斎藤博行議員の御質問にお答えいたします。

初めに、道州制特区推進法案についての御質問でございますけれども、本来道州制は地方分権の推進に当たり、国・都道府県・市町村の役割を抜本的に見直し、新たな行政システムを構築するという観点から議論されてきているものと考えております。今回の道州制特区法案の第1条には、その目的として地方分権の推進、行政の効率化、地方の自立的発展などがうたわれており、そうした目的が達成されることについては期待いたしております。しかしながら、平成16年8月に道がまとめた道州制特区に向けた提案の具体化についての中では、国と道の連携、共同事業及び権限移譲など合わせて33項目が提案されていたことに比べ、結果的には移譲対象事務事業が8項目にとどまっており、この法案では内容が後退していると感じております。

次に、道州制特区に関する北海道と小樽市の協議でありますけれども、道州制の考え方や道から市町村への事務権限移譲については、説明会や市町村の意見集約がございましたが、道が国の素案に対して再検討を要請した過程においては、道から市に対しての協議は行われておりません。

次に、支庁制度見直しに関する北海道との協議でありますけれども、北海道からは平成17年3月の支庁制度改革の具体的な取組である支庁制度改革プログラムの策定に向け、平成16年度意見照会が4回来ており、意見交換会が2回開催されております。平成17年度には支庁制度改革プログラムの策定を受け、新たな支庁の機能等に関する論点整理などの意見照会が2回、意見交換会が1回開催されております。市といたしましては、これらの意見照会に対し、支庁制度改革は道州制とのかかわりが深く、道州制特区の具体化にあわせて各市町村への十分な説明と連携が図られることや、北海道の行財政改革の観点だけではなく、道及び市町村全体で効率的な行政体制として整備が図られるように要望しております。

次に、高年齢者雇用安定法の改正についての御質問でありますけれども、初めに改正の趣旨についてでありますが、少子高齢化の急速な進展や年金の支給開始年齢の引上げなどの状況の中で、高い就労意欲を有する高年齢者が長年培った知識や経験を生かし、少なくとも年金支給開始年齢までは働き続けることができる環境の整備が必要であるため、法改正がなされたものと理解しております。

次に、改正趣旨の周知でありますけれども、基本的には国が行うことでありますけれども、市といたしましては、昨年10月に行った市内企業を対象とした労働実態調査にあわせて、改正後の対応について調査するとともに、改正趣旨の周知を図ったところであります。また、市も参画しております小樽まち育て運営協議会が開催する人事労務講習会におきましても、市内の事業主等に対し、改正点などの説明を行っているところであります。今後ともハローワークなど関係機関と連携しながら、周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

次に、高年齢者雇用安定法と地方公務員法との関連でありますけれども、改正された高年齢者雇用安定法自体は、国家公務員及び地方公務員にも適用になります。しかし、同法では定年の引上げ等についての規定は国家公務員及び地方公務員には適用除外とする旨規定されております。なお、地方公務員法では「定年退職者等の再任用について定年退職者等を従前の勤務実績に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職員に採用することができる」と規定されております。

次に、再任用制度の凍結をしている小樽市の現状が法的に問題ないかとの御質問でありますけれども、 先ほど申し上げましたとおり、改正された高年齢者雇用安定法における定年の引上げ等についての規定 は、公務員には適用されませんので、議員の言われた三つの措置のいずれかを講ずる必要はないことに なります。

また、地方公務員法では再任用しなければならないということではなく、再任用することができる旨を規定しております。したがいまして、本市が再任用を凍結している現状は法的に問題はございません。次に、凍結中の再任用制度の今後の取扱いでありますけれども、厳しい財政状況の中で公務員優遇という批判もあり、平成14年度にスタートさせた再任用制度については1年のみ実施し、平成15年度からは凍結してきております。しかし、年金が満額支給されるまでの間に支給される部分年金の支給期間が次第に長くなってきており、さらには平成25年度から年金が全く支給されない年金支給停止期間も生じてくることから、凍結解除については市民の理解が得られるよう、時間をかけて検討してまいりたいと考えております。

次に、個人情報保護条例についての御質問でありますけれども、まず条例制定の進ちょく状況でありますが、これまでに条例の見直しについて関係部局と協議を行い、見直し素案を整理し、4月7日開催の個人情報保護審議会において小樽市の個人情報保護制度の見直しについて諮問いたしました。審議会は現在まで3回開催されておりますが、審議に当たりましては国の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定に準じ、保護の対象を「紙に記録された個人情報」に拡大し、新たに利用停止請求権や罰則規定などを定める内容の参考条文、その他の資料をお示しして御審議をいただいているところであります。

次に、住基ネットの問題ですけれども、住基ネットにかかわる個人情報の保護に関しましては、住民基本台帳法で不正利用の防止や秘密保持の義務づけが規定されており、その罰則は地方公務員法などより加重なものとなっているなどの措置が講じられております。また、市といたしましても、「小樽市住民基本台帳ネットワークシステムに関する組織管理運営要綱」を定めて運用しており、個人の情報保護が図られていると考えておりますが、住基ネットの取扱いについては小樽市個人情報保護審議会の中で御意見をお聞きすることも重要なことと考えております。したがいまして、現在、審議会において審議中の制度の見直しの中で、条例の「電子計算機の結合の制限」に関する規定に、新たに「個人情報の漏えい又は不適正な取扱いにより、市民の権利利益の侵害のおそれがあると認めるときは、当該結合の停止、その他の必要な措置を講じなければならない」とする条項を追加する案をお示ししております。

次に、今後の日程等でありますが、審議会から答申をいただく時期により変更もあると思いますが、 答申後に関係部局等と再度協議を行い、最終的な条例改正案を取りまとめ、第4回定例会までには提案 したいと考えております。

次に、指定管理者制度について御質問でございますけれども、初めに施設の利用者アンケートでありますが、本年4月から指定管理者制度を導入した各施設では、基本協定書で利用者の利便性向上のため、利用者アンケートを実施し、業務の改善に活用することを求めております。既に一部施設では、利用者の方に自由に意見を出していただくことを目的とした御意見箱を設置しておりますが、制度導入からまだ日が浅いこともあり、アンケートの内容についての報告はまだいただいておりません。また導入した各施設で運営上、管理上の問題でありますけれども、本年度から新たに導入した28の施設について運営上、管理上の問題が発生したとの報告は受けておりません。

次に、施設への所管部局等の掲示と苦情処理窓口の一元化でありますけれども、基本的には施設利用 に係る苦情等については指定管理者の責任において処理すべきものと考えております。しかし、指定管 理者だけでは解決できないものも想定され、そのためにも市の所管部局や連絡先を掲示することは市民 サービス向上の観点から有効であると思いますので、今後検討したいと考えております。

また、苦情処理窓口の一本化につきましては、市民の利便性の向上にもつながるものであり、他都市

の状況なども調査の上、検討してまいりたいと思います。

次に、障害者自立支援法について何点が御質問がございましたけれども、初めに障害者自立支援法の一部が4月1日に施行になるのに対し、これに関連する省令、告示の多くが3月下旬に示されたことについてでありますけれども、全国市長会でも以前から明確な運用基準や制度の詳細等について速やかに情報の提供を行うよう要望してまいりました。しかしながら、実際には施行日の直前に公示されたわけで、準備期間の短い中でのことでもあり、事務的には大変苦慮したところであります。今後10月1日の本格施行に向けて速やかな国の対応が必要であると思っております。

次に、こども発達支援センター利用者への説明でありますが、児童デイサービスがこれまでの支援費制度から障害者自立支援法に基づく介護給付へ移行し、原則として自己負担1割の定率負担制度に変わっていくことを2月から3月にかけて説明したところであります。それにあわせまして、予定される負担金額や負担上限額及び減免の手続等について個別に説明をさせていただいたところであります。

次に、負担額の増減でありますけれども、17年度に引き続き18年度も支援センターを利用している60名について見ますと、負担が減った方は7人で約12パーセント、負担が増えた方が51人で約85パーセント、前年度と同様負担の生じない方が2人で約3パーセントとなっております。また、年齢別人数は本年6月1日現在で1歳児が4名、2歳児が5名、3歳児が20名、4歳児が29名、5歳児が7名、小学生が11名、中学生4名の合計80名となっております。このうち身体障害者手帳を所持する児童が21名、療育手帳を所持する児童が5名、手帳を持たない、若しくは明確な診断がついていない児童が54名となっております。

次に、こども発達支援センターと児童デイサービス及び肢体不自由児施設との役割でありますけれども、いずれも日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行うものとなっており、 基本的にその役割は同じであると考えております。また、障害認定の有無にかかわらず一人一人のニーズに応じた指導・訓練を実施することも、それぞれの施設に共通する役割であると考えております。

次に、条例改正でありますけれども、ただいま申し上げましたとおり、支援センターは障害認定の有無にかかわらず、契約に基づいて支援を必要とする児童の指導訓練を実施する施設であります。今回の条例改正は、児童福祉法に基づく児童デイサービスが障害者自立支援法に基づく児童デイサービスに移行したことに伴い、支援センターの使用料に係る規定などの改定が必要になったことから行ったものであります。

次に、利用者負担でありますけれども、障害者自立支援法の考え方の一つに、安定的な財源を確保するため利用者にも応分の負担をしていただこうというのが法の趣旨でありますので、支援センター利用者にも応分の負担をお願いしているところであります。なお、10月からの本格実施に向け、利用者負担について制度全体の中でどのような対応が可能なのか、研究していく必要があるものと思っております。

次に、小樽港の平和利用についての御質問でありますけれども、初めに前回及び前々回の空母入港当時の市長見解についてでありますけれども、双方とも基本的には日米安保条約及び地位協定がある中で、核兵器搭載の有無、入出港時の安全性の確保、港湾機能への影響、警備体制の問題等総合的に判断したものであるとしておりますが、加えまして前々回、平成9年当時の新谷市長は「寄港は一時的なものと考える。再度ということになればもう一度原点に戻って判断する」としております。また、前回、平成12年は私でありますけれども、「頻繁に艦船が入ってくることによい印象はないが、平時であり、目的が友好親善なので、バースの競合などがなければ認めざるを得ない場合もある」と言っております。

次に、今回の入港要請についての感想でありますけれども、小樽港は大型艦船が接岸できる施設を有していることや札幌市に近い地理的条件にあることなどから、本港の使用を希望してくるものと思いま

すが、小樽港は商業港でありますので、米艦船の入港については必ずしも好ましいとは思っておりません。しかしながら、日米安全保障条約や地位協定など国の施策がある中で、港湾管理者としては、これまでどおり商業港としての機能を損なわれないなどの一定の判断基準をもって慎重に判断していかなければならないものと考えております。

次に、外務省、在札幌米国総領事館からの回答についてですけれども、従来は外務省からは「核の持ち込みについて事前協議がないので、非核三原則は守られており、核持ち込みはないことに疑いを有していない」との回答ですが、米国総領事館からは「米国海軍の水上艦等には核兵器を搭載しないことが米国政府の一般的な方針であり、特定の艦船等に関して核兵器の搭載の有無については議論をしない。米国政府は日本人の核兵器に対する特別な感情を理解しており、安全保障条約に基づく義務を着実に履行してきている」との回答をそれぞれいただいております。

次に、核兵器不搭載の文書回答でありますけれども、市といたしましては、外務省及び在札幌米国総 領事館への核兵器搭載の有無の確認については、文書回答を基本と考えております。また、今後もこの 考えを堅持してまいりたいと考えております。

次に、前回、空母入港時の経済効果でありますけれども、当時の聞き取り調査によりますと、JR、バスなどの公共交通機関においては通常を上回る利用がありましたが、飲食や物販、さらに観光施設におきましては、特に大きな影響はなかったと伺っております。

次に、一般公開でありますけれども、これまで過去2回の空母寄港時につきましては、勝納ふ頭に接 岸しておりましたが、現在、当該ふ頭はソーラス条約に基づく制限区域を設け、関係者以外の立入りを 禁止しております。この制限区域に立ち入るためには、身分の確認や目的の確認等が必要でありますの で、仮に寄港を受け入れた場合であっても、前回行われたような不特定の見学者を対象とした公開は難 しいものと考えております。

次に、小樽市の3条件に市民感情を加え、入港を拒否すべきとの御指摘でありますけれども、確かに 米兵による事件が発生しているようでありますが、これらのことも含め、総合的に判断してまいりたい と考えております。また、小樽港につきましては、今後も平和な商業港としての発展を期してまいりた いと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

#### 議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 譲) 斎藤博行議員の御質問にお答えいたします。

初めに、JR北海道の敷地についてでありますが、これまで交通記念館の敷地として無償でお借りしてきました。このたび教育委員会としては、博物館、科学館との3館を統合するという基本計画案をお示しし、協議を重ねておりましたが、今後も引き続き使用させていただくことでおおむね御理解をいただいております。

次に、科学館運営委員会、博物館協議会の開催についてでありますが、昨年7月から11月まで、科学館4回、博物館は3回にわたりさまざまな角度から御意見をいただき、基本計画案としてまとめる作業を行ってまいりました。また、12月からは多くの皆様からの御意見をお聞きすることを目的とした意向調査の準備を進め、この4月からは調査結果のまとめを行う中で、これらを実施設計の発注作業の参考としてきております。教育委員会としてはこれらの作業が整理した段階で、できるだけ早い時期に運営委員会や協議会を開催し、御意見を伺ってまいります。

次に、このたび実施した意向調査は、新しい博物館に対して利用者の皆様がどのような期待と要望を 持っているかを把握するために実施したものであります。また、結果の公表につきましては、まずは今 議会でお示しし、議会報告後の早い時期にホームページによる公表や今後予定している懇談会の中などでお知らせしてまいりたいと思っております。

次に、博物館の基本設計についてでありますが、基本設計に相当する作業は意向調査の結果などを参 考にして、独自に新博物館開設準備室において進めてきております。

次に、博物館開館に向けてのスケジュールについてでありますが、今議会に計上しております補正予算を御承認いただいた後、実施設計の業務委託を行うことになります。実施設計完了後、展示・内装工事などの発注を行い、工事の完了は3月末をめどとしております。しかしながら、フィールドの整備やオープンに向けた諸準備を考えますと、4月オープンは厳しい状況にあると思っております。

次に、ポスター、チラシ等についてでありますが、新博物館のオープンに向けたPRは何よりも必要なことであり、開設準備室ではこれら広告宣伝物の準備にはおおむね3か月をかけて進める予定でございます。

次に、重要文化財機関車庫3号の修復工事との関連についてでありますが、修復工事の施工期間は平成19年末までを予定しており、新博物館のオープン時にはまだ工事中であります。しかしながら、重要文化財の修復工事を直に見るまたとない絶好の機会でもあり、安全を確保した上で、来館者にも喜んでいただける企画として検討してまいりたいと考えております。また、開館後の工事では、敷地の周囲に高さ2メートルの鋼板により仮囲いを設け、万全な安全対策を施す予定でおります。

次に、博物館の開館時期についてでありますが、これまで議会において19年4月中をめどとして進めるとお話ししてまいりましたが、雪解け後のフィールド整備に一定の時間を要することなどから、開館時期を若干遅らせ、夏休みをめどとしていきたいと考えております。

次に、学習到達度調査についてですが、5月10日に市内各中学校において1年生を対象に国語と数学及び生活・学習意識調査を実施し、約1,000名の生徒が調査を受けております。周知の方法でありますが、実施の2週間ほど前には各学校において保護者の方々に実施日や調査目的などについて文書を配布し、理解を得ております。また、生徒に対しても調査結果が成績に関係しないものであることなどについて説明をし、理解を得るための生徒向けの文書も配布しております。なお、調査結果の取りまとめにつきましては、現在、設問ごとに集計を進めているところであります。

次に、生活・学習意識調査についてですが、家庭での学習習慣や生活の様子、学校での勉強に対する考え方などについて調査するもので、例えば「学校の授業時間以外に1日大体どのくらい勉強しますか」などの質問事項に対して、選択肢から選んで生徒が回答するものです。この調査の回答状況と国語、数学の調査の結果との関係について分析するなど、学校での学習指導の改善や家庭と連携して、あおばとプランの大きな柱となっています確かな学力の育成に取り組む手だてについて考察していきたいと考えております。

次に、調査結果の公表についてですが、全市的な学習状況についての分析や学習指導上の課題、改善の方策などについては報告書にまとめ、各学校等に報告してまいりたいと考えております。

また、報告書において、国語、数学の調査の概要及びその通過率や生活・学習意識調査での質問項目 及び回答状況のデータについても示していきたいと考えております。

次に、調査結果の活用についてですが、個人ごとの結果につきましては、観点別の学習状況について レーダーチャートを示すとともに、これからの学習のポイントについて文書でお知らせします。その際、 中学校においては今後、学習に目標を持って取り組むことができるよう、教育相談の場を設けるなどの 取組をお願いしていきます。また、小学校においては、全市的な調査結果等について指導計画や学習指 導改善の基礎的な資料として生かしていただきたいと考えております。 (「議長、16番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 16番、斎藤博行議員。

16番(斎藤博行議員) 何点か再質問させていただきたいと思います。

まず最初に、空母の入港に関して市長に聞いた中に、特に感想という意味では民間港である小樽市だけが全国で唯一3回寄港しているということに対する感想をお聞きしているというふうにしたつもりですので、そういった角度での答弁をお願いしたいというふうに思います。

また、一般公開についての見解については、そのとおりだと思いますが、条件等の部分については今後の委員会の中で少し議論させていただきたいというふうに思っております。

それから、こども発達支援センターの役割の部分でちょっと教えてもらいたいのですが、児童福祉法第43条3項では、この障害のある児童を治療するというふうにその役割が書かれているわけなのですけれども、治療するというのはどういうことなのかということ。そのために、どういった資格の条件があるのだろうかというふうに考えます。逆に言いますと、小樽市のこども発達支援センターがこの児童福祉法でいうところの障害のある児童を治療する体制になっているというふうにお考えなのかどうか、その辺について見解を求めていきたいというふうに思います。

それから、教育委員会の方に、運営委員会等の皆さんとの話合いを今後するというようなことですけれども、どの辺に、例えばもうすぐ第2回定例会が終わったら、すぐ作業が始まると先ほどおっしゃっているわけでして、非常に日程的にはタイトだと思っております。そういう中で、運営委員の皆さんとの話合いというのも、こうなりましたという話ではなくて、そこにいろいろな思いを反映させる作業が必要だと思うわけでして、回数等を含めて結構なボリュームというのが必要でないかと思うわけでして、そういう意味で今やる話合いといいますか、運営委員会を開くというふうなお話になっているのですけれども、具体的にどの時期に開くべきだと、何をやる前に開いておかなければならないとか、何ができたら何が決まる前に開くべきだというようなポイントがありましたら、お聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、今日の御答弁で来年の4月1日オープンを夏休み前まで延ばすというようなことをおっしゃられました。私は何回かこういうお話の中で、オープンの時期を例えば4月1日と切れ目のいいときとか、ゴールデンウィークの前という変な商売っ気を出したり、夏休みの前というふうに何となくビジネスライクに物を考えているのかなというふうに思うわけなのですけれども、順調にといいますか、丁寧に作業をしていくというふうに考えたときに、先ほど言いました一連の予算化の問題、それから議会での予算の議決の問題、それから入札等々の作業を1度きちんと並べ直して、1枚のフローチャートといいますか、そういったものにして、例えば先ほど準備というか、ポスターをつくるのに3か月かかるというふうに御答弁いただいているのですけれども、例えばこういう博物館の展示物というのは、やはり生きた状態でないとなかなかポスターにならないというふうに言われていると聞いています。要するにただ写真に撮るだけではなくて、実際そういう展示物を置いてみて、全体的な空間といいますか、展示物のレイアウトも含めて、若しくは例えば科学館的な要素で言うならば、実際やってみて、その雰囲気をポスターなりに生かしていかなければならないというふうに、写真を撮るときには既にそういう段階になければならないというふうに思っているわけなのです。

そういうふうに考えますと、3か月ぐらいかかるのだということは、相当早い時期に実際もう展示物が並んでいて、お客さんといいますか、入館者が入ったときの人の動きとか雰囲気とかは経験しないとつくれないというふうに思うわけなので、そういった今言っているようなことを含めて全体の流れ図といいますか、そんなに時間はないわけですから、もう一度示していただきたいと思います。それはこの

次の委員会まででいいのですけれども、そういう工程表を出してもらいたいと思います。

それから、夏休みの前というのは、夏休みというのは7月20日ぐらいから普通始まると思うのですけれども、大体しっかりしためどがあるのであれば、いつをめどにしているかもう少し具体的に御答弁いただきたいと思います。

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

市長(山田勝麿) 3回目の入港で感想はというお話ですけれども、まだ3回目は決まっていませんけれども、従来から入港に関しているいろ札幌総領事館に行ってお話しするのですけれども、非常に小樽の人気というか、札幌に近いこともあって非常に人気が高いのだと。香港とどこかと3本の指に入るとおだてられているわけではないのですけれども、そんなことも言われておりますけれども、特に札幌雪まつりのころが何か回数が結構多いのですけれども、そんなこともあるのかなという感じはしています。いずれにしても先ほど申し上げましたとおり、あまり好ましい状況ではないと思いますので、あまり頻繁に来ていただいては困ると、市民感情もありますから、そんな感じは持っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 福祉部長。

福祉部長(中町悌四郎) 再質問のありましたこども発達支援センターの児童の関係ですけれども、児童福祉法でいいます43条の3の肢体不自由児施設ですけれども、こども発達支援センターはこの肢体不自由児施設という位置づけではございませんで、障害者自立支援法でいいます児童デイサービスということで位置づけられますので、こども発達支援センターの条例でいいます目的も、障害児及び障害の疑いのある児童に対しまして日常生活の基本的な動作の指導、集団生活の適応訓練を行う。そして、この障害児及び疑いのある児童の健やかな育成を図るということです。そういったことで、この発達支援センターの中ではそういった活動を行うのですけれども、それとあわせまして、関係機関、療育センターというのがありますから、そこと連携しながらこういった目的のために業務を行っていると、そういうことで御理解いただきたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 譲) 斎藤博行議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますが、まず意向調査の精査を終えましたことから、今議会にこの内容についてお示ししてまいりたいと思います。その後、できるだけ早い時期に各委員会等を開催するよう考えてございます。その中でまた貴重な御意見をいただいてまいりたいというふうに考えてございます。

次、工程表のことについてお話がございましたが、このことについては委員会のときにまたお話しさせていただきたいというふうに考えてございます。

なお、新博物館の開館時期を夏休みをめどにしましたのは、先ほど答弁しましたとおり、まずフィールド整備が雪解け後でなければできないということ、二つ目には博物館や科学館の事業の空白をできるだけ少なくして、事業の継続性を期待しております子供たちや市民の期待にこたえることを重視したことも挙げられますし、さらに三つ目は重要文化財機関車庫3号の修復工事という日ごろ市民が目にすることができない貴重な学習機会があるということであります。このことにつきましては、鉄道資料を中心とした博物館にとりましては、小樽市内外に発信する絶好の機会である、その工事現場を遠くからでも見ていただくのが絶好の機会であるととらえまして、夏休み中にということで、決して商売うんぬん

とかそういうことを考えているものではございませんことを御理解いただければと思います。

議長(中畑恒雄) 以上をもって、会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 5時43分

# 会議録署名議員

小樽市議会 議長 中畑 恒 雄

議員成田晃司

議員 古沢 勝則

平成18年 第2回定例会会議録 第4日目 小樽市議会

## 平成18年6月15日

出席議員(3	2名)								
1番	上	野	正	之	2	番 森	井	秀	明
3番	Щ	田	雅	敏	4	番小	前	真	智 子
5番	井	Ш	浩	子	6	番吹	田	友 3	三郎
7番	若	見	智	代	8	番菊	地	葉	子
9番	小	林	栄	治	1 0	番 大	橋	_	弘
11番	大	畠		頀	1 2	番 前	田	清	貴
13番	横	田	久	俊	1 4	番 成	田	晃	司
15番	佐々	木		茂	1 6	番 斎	藤	博	行
17番	Щ	П		保	1 8	番 佐	々 木	勝	利
19番	武	井	義	恵	2 0	番 新	谷	ح	L
2 1番	古	沢	勝	則	2 2	番北	野	義	紀

2 4番

26番

28番

30番

32番

松

高

佐

久

秋

本

末

橋

藤

山

## 欠席議員(0名)

25番

27番

29番

3 1番

2 3 番 大 竹

見 楚 谷

中 畑

斉 藤

佐 野

秀 文

登 志

陽一良

雄

男

恒

治

## 出席説明員

ᄀᄆᇨᅜ	·마이크									
市			長	Щ	田	勝	麿			
教	Ĕ	ì	長	菊			譲			
総	務	部	長	Щ	田		厚			
財	政	部	長	磯	谷	揚	_			
市	民	部	長	佃		信	雄			
保	健	所	長	外	畄	立	人			
建	設	部	長	嶋	田	和	男			
小事	樽 務	病局	院 長	小車	圣米	文	仁			
教	育	部	長	山	岸	康	治			
収入役職務代理者 (会計室長)				宮	腰	裕	=			
財政	女部!!	<b>才政</b> 認	果長	堀	江	雄	_			

助 役 鈴 木 忠 昭 水 道 局 長 工 藤 利 典 総務部参事 吉川勝久 経 済 部 長 安 達 栄次郎 福 祉 部 長 中 町 悌四郎 環 境 部 本 間 達 郎 長 港湾部長 山崎範夫 消 防 長 仲谷正人 監 査 委 員 事 務 局 長 中 塚 茂 総務部総務課長 田中泰彦

世

子

子

幸

光

克 幸

恵

京

利

# 議事参与事務局職員

事 務 局 長 松川明充 事務局次長 三浦波人 庶 務 係 長 石 崎 政 嗣 議事係長 佐藤正樹 調査係長 関 朋 至 記 北 出 晃 也 書 書 記 記 島谷和大 大 﨑 公 義 書 書 記 松 原 美千子 書 記 村 中 香 織

#### 開議 午後 1時00分

議長(中畑恒雄) これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、森井秀明議員、佐々木茂議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第31号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 17番、山口保議員。

(17番 山口 保議員登壇)(拍手)

17番(山口 保議員) 一般質問を行います。

私は、昨年の第4回定例会以来、交通記念館、博物館、青少年科学技術館の統合・再編を目的とした 市教委提出の新博物館基本計画案について、再三議論をさせていただいております。私は、本年3月の 予算特別委員会で、この計画案については、機関車庫3号と敷地内を除いた建物の利用については、基 本的に社教施設で計画されていることについては、やむなしと申し上げました。しかし、施設の重要性 についても認識をしておりますので、今後も議論をさせていただくつもりであります。

まず、開設時期の問題でありますが、昨日、同僚の斎藤博行議員の質問に際して、今春4月オープンという当初案を7月以降に延期し、19年度末まで作業が行われる機関車庫3号については、オープン後、修復作業を公開し、見学、学習の場として活用するなど、計画の修正と新たな提案を含む答弁がありました。議論の過程での計画案の修正は、より充実をした施設にするためには当然のことであり、一定の評価をしたいと思います。

また、今議会には実施設計の予算が上げられ、9月をめどに計画案を報告されるとお聞きをしております。斎藤博行議員も、今後のスケジュールを考慮すると大変無理があるのではないかと申し上げております。私も、今後、科学館や博物館の一部施設の移設やジャンルの異なった分野の学芸員の連携、新たな施設のスタッフとしての研修や企画の立案、その周知など、わずか3か月程度の延期で十分な準備ができるのか不安があります。また、鉄道施設にある新博物館として、その性格の特徴を生かした企画や学習の場にしたいと計画案には書かれておりましたけれども、そうした学芸員の新たな研修に加えて、JR関係者などとの連携、協力など不可欠になってくるものと考えます。そのようなこともあわせて考慮すれば、さらなる開設時期の変更も必要かと思います。さらに開設時期を再考するお考えはありませんか、まずお尋ねいたします。

また、学芸員や職員の皆さんの準備や研修に対してどのような計画をお持ちなのか、そのスケジュールもあわせてお示しください。

また、聞くところによりますと、一部の市民に対してアンケート調査が行われたとお聞きしておりますが、調査に参加された市民によりますと、構想の内容も示されないまま尋ねられてもどのように判断をしたらよいのかと戸惑っていました。今後、実施設計が行われ、計画の内容が明確になった段階で、よりよい計画づくりや市民の積極的な運営への参加を求めていかねばならない点などを考慮すれば、今後広く意見を求めていくことが必要と考えます。市教委として今後どのように市民意見を収集されていかれるのか。また、計画の周知の方法など、お示しいただきたいと思います。

また、博物館協議会や青少年科学技術館運営委員会の皆さんとは、施設の具体的な内容や運営上の問題など協議していくことになると思われますが、今後のスケジュールなどもあわせてお示しください。

私は、先ほど新博物館基本計画案について機関車庫3号と敷地内を除いて基本的に了解したと申し上

げました。それは、この最も重要な施設に関する議論や計画がほとんどなされていないからであります。 そして、この部分こそが、本市再生・発展の展望にかかわる、まちづくりの核心の議論ではないかと考えるわけであります。

申し上げるまでもなく、旧手宮機関車庫3号を中心とした旧手宮鉄道施設は、国内に現存する鉄道近代化遺構として、我が国の重要文化財に指定された本市の貴重な歴史遺産であります。また、旧国鉄手宮線は、今も往時の姿のまま、ここをゼロマイル起点として市内中心部を貫いて残されております。私は、これまで機会があるごとに、旧手宮機関車庫3号を中心とした手宮鉄道施設と旧手宮線を一体とした活用が、手宮地区や北運河を新たな交流観光拠点に変ぼうさせることができるかぎだと申し上げてまいりました。

御承知のように、ここには旧手宮鉄道施設に加えて重要文化財旧日本郵船小樽支店、国指定史跡手宮洞窟、北限の栗林や桜の名所としても市民に親しまれ、また、市街を一望できる眺望拠点でもある手宮公園、また、港湾土木の先駆者、広井勇博士が設計をされた北防波堤、そして何よりも往時の姿をそのまま残している北運河と周辺の石造倉庫群、枚挙にいとまがないほど、この地区は北海道の開拓の歴史を語るに欠かすことができない貴重な歴史遺産の宝庫でもあります。この手宮地区の再生・活性化は、本市にとって長年の懸案でありました。市長も本市観光を通過型観光から滞在型に転換させるためには、北運河や手宮地区の観光拠点化が必要との考えを再三述べられております。

私は、これまで歴史を生かしたまちづくりを進めてきた本市が、この地区を次の交流観光拠点としてしっかりと位置づけ、課題を一つずつ整理され、順次整備をされていく時期にもう来ているのではないかと考えております。幸い本年2月、本市景観条例の特別景観形成地区の大幅な見直しが実現され、旧国鉄手宮線沿線を含めて拡大されたことは、この地区整備の指針を示す第一歩を踏み出されたのだと大いに評価するものであります。また、この沿線に今後景観法の適用も考慮されていると聞き、廃線のトランジットモールの実現に向けて、沿線の修景や創景事業につながっていくものと期待するものであります。

また、このこととあわせて旧国鉄手宮線、北運河など、この手宮地区再生・活性化の基礎調査に現在着手をされ、市独自でプランづくりに向かわれるなど、私などもぜひ微力ですが協力をさせていただきたいと願っているものでございます。私は、その際、現在散策路として整備をされ、雪あかりの路のメーン会場の一つとして定着してきた旧手宮線に加えて、今後、中央通から手宮までの未整備部分と旧手宮鉄道施設との連携・一体活用は、欠かすことのできない要素であると再度ここで申し上げたいと思います。

そこで、まず教育長にお尋ねいたします。

今回の新博物館基本計画案の中で機関車庫3号を含む敷地部分の活用については、どのような将来展望をお持ちなのか。また、まちづくり推進室を中心に進めておられるこの地区についてのプランづくりとどのように連携を図っていかれるのか、具体的にお示しをしていただきたいと思います。

次に、市長にお尋ねいたします。

これまでるる述べさせていただいた観点から、旧国鉄手宮線の中央通から手宮鉄道施設までの1万6,800平方メートルについて、JRからの取得は長年の懸案になっていることは承知しておりますが、この際、その取得整備の検討を始められるよう要望いたしますが、お考えをお示しください。

本市財政の窮状は承知しておりますけれども、市民が痛みに打ちひしがれている今こそ展望が必要ではないでしょうか。また、本市観光がピークを過ぎ新たな施策が待たれる今こそ、市長の御英断を期待するものであります。

次に、本市都市景観の整備に関連して、歩道橋の撤去の問題についてお尋ねいたします。この問題は何度か本議会において要望してまいりましたが、ここで改めて議論を提起したいと思います。

平成12年に交通バリアフリー法が施行され、交通弱者にとって優しい道づくりが進められてまいりました。本市の状況は、高齢化率が25パーセントを超え、歩道橋の利用が困難なお年寄りがますます増え続けております。歩道橋の多くは国道や道道にかけられ、直接市が是非を判断するものではないことは承知しておりますが、近年、他都市においても良好な景観形成に対する関心やニーズが高まり、また、平成15年に美しい国づくり政策大綱の策定を受けて、歩道橋を見直し、撤去する事例が出てまいりました。

長崎県では、県庁前の横断歩道橋を本年1月に撤去しております。理由は、高齢者等の交通弱者にとって自由な移動のバリアになっていること。老朽化が進んでいること。県庁というシンボル的な建築物の眺めを阻害していること。利用実態調査の結果、交差点を横断している歩行者のうち歩道橋を利用しているのは5パーセント程度と少ないこと。また、地元要望があるなどの理由で、国が撤去に踏み切ったそうであります。

東京都でも、利用者の著しく少なくなっているなどの条件に合致し、役割を終えたと考えられた18の 歩道橋を平成16年度から順次撤去したそうであります。都では、利用者が著しく少ないこと、これはお おむね12時間で20人未満だそうであります。通学路に指定されていないこと。また、近くに横断歩道が 設置されていること、この3点を撤去の条件とされたそうであります。その結果、歩道の通行の改善、 宅地側の出入りの利用の改善、良好な都市景観の形成、維持管理・更新費の削減が図られたとの報告で あります。

また、大阪府などでも、府の管理する18か所の歩道橋の使用頻度などの調査に昨年着手されております。大阪府土木部によりますと、府内の歩道橋は自家用車の普及で交通量が急増した60年代に通学路などを中心に設置が進んだが、最近は学校の統廃合で利用が減ったり、高齢者から上がったりおりたりが大変なので横断歩道にかえてほしいという要望が寄せられていることが多くなったことから、これまで8か所の歩道橋を撤去、今後も検討をしていくとされております。

このほかに秋田、新潟市など全国に広がりを見せております。北海道でも地元住民の要望があり、地 元自治体や公安委員会の了解があれば撤去の検討をするとのことであります。

本市の富岡歩道橋は、昭和56年に設置され、平成10年、市内の福祉団体からの要望で横断歩道が新たに設置され、今はその役割も終えて利用する人もほとんどない状況と聞いております。この歩道橋については、関係町会である富岡北部町会も、町会の総会で撤去の要望を出すことを確認しております。

また、市内には、このような横断歩道橋下に既に横断歩道が設置されているというような例が複数あると認識しております。撤去には数百万円の費用がかかると聞いておりますけれども、ペンキの塗りかえや補修工事など、また、毎冬のヒーティングの費用、これは富岡歩道橋の場合70万円と聞いておりますけれども、そういうことを考慮すれば、撤去は道の財政難の折からも合理的な判断ではないかと考えております。この際、高齢者の増加や求められている都市景観の改善などの必要性を考慮され、少なくともまず富岡歩道橋については、その利用実態の調査など道に対して要望されてはいかがかと考えますが、御所見をお伺いいたします。

最後に、昨日森井議員も詳しく質問されましたけれども、通告をしておりますので、原稿内容を変えないでそのまま質問させていただきます。議会の活性化について、市長の御所見と感想をいただければ幸いであります。

議員定数削減問題は、幸いにも今議会で決着を見ることになりそうでありますが、この間、多くの市

民から議会に対する不信や不満が寄せられました。議員一人一人の活動や議論が市民にいかに理解をされていないか、また届いていないか、がく然とした思いでありました。

私は、議会報編集委員会の委員をさせていただいております。この委員会の中でも、昨日、森井議員 も話されておりましたけれども、私も含めて複数の委員から、議会ごと年4回の議会報告会を議会とし て検討すべきとの意見が出されております。そして、委員長から議長に各会派代表者会議で検討してい ただくようお願いをすることになっております。

先日、新聞に、栗山町議会が5月18日の臨時会で、全議員に対し年1回は議会の審議状況を伝える住民報告会を義務づけるなどの議会基本条例を全会一致で可決したとの記事がありました。また、この条例の特筆すべきは、議案に対して議員同士が議場で自由に討論をしたり、町長など職員に逆質問権を付与するなど、全国で初の試みだそうであります。また、これまで栗山町議会では、平成13年9月からインターネットによる議会のライブ中継を始めたほか、昨年4月には12の会場を設けて、議長も含め18人の議員全員を三つのグループに分けて5日間にわたって議会報告会を開催するなど、住民参加型議会を実現すべく努力されてきたそうであります。今後、この栗山町議会の試みがどのように実施されていくのか、私は大変興味がありまして、一度実際の現場をぜひ拝見したいと思っております。

昨日、市長は、この件に関して、議会の問題であって感想を述べるという立場にはないというようなお話をされましたけれども、私の質問に対しても同じようなお答えが返ってくるかわかりませんが、率直な市長の感想をお聞かせ願いまして、私の質問は終わらせていただきます。

なお、再質問は留保いたします。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) 山口議員の御質問にお答えいたします。

初めに、旧手宮線の中央通から旧手宮鉄道施設までの用地の取得と整備の検討でありますけれども、旧手宮線は歴史的遺産であるとともに市民の貴重な財産であり、その活用につきましては多くの議論の中で平成10年に、当面の活用方策としては、将来の輸送機関としての可能性を残しながらオープンスペースとして活用することといたしました。それに基づきまして、平成13年には寿司屋通から中央通までの540メートルをJR北海道から取得し、整備を行いました。残る中央通から旧交通記念館までの区間につきましても、営業線の廃止後取得することを前提としてきた経過があり、また、北運河周辺地区には重要文化財である旧日本郵船小樽支店や歴史的建造物など多くの歴史遺産があること、旧手宮線の終着点となっている旧交通記念館は来年度新たな施設としてオープンする計画であること、さらに手宮と中心市街地を結ぶ重要な動線である旧手宮線の活用を含め、「手宮・北運河周辺地区活性化基本構想」を現在策定していることなど、この部分は今後新たな観光資源やまちづくりにとって重要な位置を占めていることから、早期の取得に向けてJR北海道と協議を進めてまいりたいと考えております。また、その整備につきましては、これまでもさまざまな意見をいただいておりますが、地元の方々やまちづくり団体の意見もいただきながら検討してまいりたいと思っております。

次に、富岡歩道橋の利用実態の調査など北海道に要望してはとの御提言でございますが、この歩道橋 は稲穂小学校に通学する児童の安全確保などを目的に設置されたものであります。しかしながら、高齢 者や障害者にとってバリアフリーになっていないこと、老朽化が進んでいること、また、歩道の幅員を 狭めていることなど課題があることは承知いたしております。歩道橋のあり方につきましては、利用者 である地域住民や学校などの御意見も伺いながら検討していく必要がありますが、利用実態の調査など につきましては、道路管理者である北海道に要請してまいりたいと考えております。

次に、議会活性化の試みとしての栗山町の議会基本条例についての感想でありますけれども、昨日もお答えしたとおり、これは議会運営の問題でありますので、議会内部で御議論いただいて決定されるものと思いますので、私からの感想は差し控えさせていただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 譲) 山口議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新博物館の開設の時期についてでありますが、代表質問でも申しましたように、御指摘いただきました課題も解決しながら平成19年の夏休みをめどにしていきたいと考えております。

次に、学芸員や職員の研修についてでありますが、新博物館開設準備室では学芸員や職員の研修プログラムを5月から始めており、科学や歴史、自然など広範囲に、そして高度な知識、情報の修得に努めているところであります。さらに、実際の展示資料の整備などが進んできた段階では、より実践的な研修を行っていくよう考えております。こうした研修の積み重ねが利用者から信頼される新しい博物館の基盤になると考えておりますので、開館後も継続的に実施してまいりたいと思っております。

次に、市民意見の収集と計画の周知方法についてでありますが、今年3月に新博物館に対し、利用者がどのような期待と要望を持っているのかを把握するため、意向調査を実施したところであります。また、多くの方々から御意見をいただくため、現在、ホームページによる計画の周知についても検討しているところであります。今後、早い時期に懇談会を開催し、各関係団体や市民の皆様に説明してまいりたいと考えております。なお、懇談会にお集まりの皆様から、開館後の事業内容について御意見や御要望をいただきたいと考えております。

次に、博物館協議会や青少年科学技術館運営委員会の開催スケジュールについてでありますが、科学館の運営委員会については、今年度第1回を6月中に開催する予定で準備を進めているところであります。また、8月の早い時期には協議会と運営委員会の合同会議を開催し、実施設計に向けて御意見をいただきたいと考えております。

次に、重要文化財を含む敷地内の活用と手宮地区活性化構想との連携についてでありますが、新博物館では敷地内に点在する重要文化財や鉄道資料と広い敷地を活用した野外郷土学習プログラムの実践など、魅力ある住民参加型の事業内容を検討しているところであります。御承知のように、この敷地は旧手宮線の起点でありますことから、手宮・北運河周辺地区活性化基本構想や旧手宮線の活用計画との連携によるまちづくりを念頭に、将来を見据えた活用を図りたいと考えております。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 17番、山口保議員。

17番(山口 保議員) 再質問させてください。

残余は予算特別委員会でやらせていただきますけれども、敷地の問題について連携しておやりになるというお話をされましたけれども、これをどのようなスパンで考えていらっしゃるのか。これはオープンとあわせてできるわけはありませんので、その辺のことを含めて詳しく、もし何か計画を持っていらっしゃるのであればお答えいただきたいと思います。その1点です。

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

**教育長(菊 譲)** 具体的には委員会でまたお話ししたいと思いますが、私どもとしては、1年かけてうんぬんですとかでなくて、やはり二、三年のスパンをかけつつ、さらに敷地がかなり広いものですから、そういうのも想定しながら、先ほど触れましたように、皆さんの御意見を懇談会等で聞きながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

17番(山口 保議員) 終わります。

議長(中畑恒雄) 山口議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 13番、横田久俊議員。

(13番 横田久俊議員登壇)(拍手)

13番(横田久俊議員) 4項目について一般質問を行います。昨日までの代表質問と一部重複する 質問もございますが、御容赦願います。

まず、本市の景観行政に関してお尋ねいたします。

昨日の森井議員の質問にもありましたように、この観光小樽の宝物は景観であります。どの自治体へ 視察に伺いましても、口をそろえて小樽市はすばらしい観光素材がたくさんあっていいですねとうらや ましがられます。このように極めて大事な景観でありますが、近年、高層マンションの建築などにより、 その宝物に少しずつ変化が見え始めてきたことは残念なことであります。こうしたことから、先般、景 観条例の見直しが進められ、特別景観形成地区の整理、拡大が行われました。

しかし、現実には、具体例を示せば出抜小路の観光施設が洋服量販店の新築によって目隠し状態になるなど、景観を損ねる事態も出てきてしまい、報道でも大きく取り上げられたところであります。こうした事態に我々議員も責任を感じなければなりません。ある日突然、あの建物があの場所にできたわけではありません。一連の手続がなされてあのような結果になったわけですから、その間の情報収集やチェックが足りなかったことを猛省すべきです。以前の建築物が解体されたときに、次にその場所にどのような建物が建つのかということにもう少し関心を寄せれば、あるいはあの事態を防げたのかもしれません。許可した行政が悪い、あるいは量販店が悪いというのではなく、市民全体の宝物である景観に対する思い入れ不足が招いた事態であると反省しなければならないと思っております。今後このようなことが決してないように、しっかりとした対策を早急に立てる必要があると思います。

そこでお伺いいたします。

その1点目、特別景観形成地区及びその周辺地区における新築建造物建設時の現状における手続概要について、お知らせ願います。

2点目、そうした手続により景観を害するおそれが高いと判断した場合、行政としてはどのような措置をとられるのか。景観を害すると判断する基準は何なのでしょうか。どこが、あるいはだれがそうした判断を最終的にするのでしょうか。お答え願います。

3点目、最終的に届出者の理解を得られない、そうした場合にはどうするのでしょうか。現行条例に 罰則がないから仕方がない、これで果たしていいのでしょうか。

4点目は今後の問題ですが、出抜小路のような例が二度とあってはならないと思います。今後の景観を守るための方針、姿勢として具体的にどのような考えをお持ちでしょうか、市長の御見解をお伺いいたします。

私は、景観を保全するためには、現在のような強制力や罰則のない条例での対応は、極めて厳しいものがあると感じております。強制力を規定するには当然慎重な検討が必要なことはもちろんでありますが、違反した建築物には是正命令ができる、あるいは罰則を規定することができるような仕組みが今後

は必要ではないかと思っているところであります。

次に、「安全・安心なまちづくり条例」に関してお伺いいたします。

前回の定例会で、条例制定については本年中に整備するとの御答弁をいただいております。その内容については現在検討中と思われますので、今ここで議論することは避けますが、条例制定に向けての大枠ということで質問をさせていただきます。

先般、鹿児島市における生活安全条例の実態、運用などについて視察をしてまいりました。現地は御案内のように桜島を抱えていることから、噴火などの防災面も含めて安全・安心ということに極めて関心深く取り組んでおられました。印象的でありましたのは、安全・安心に関する行政事務を一つの課を設置しまして、そこで一元化して対応していることでありました。これまで市民の安全や交通安全は市長部局、学童や通学路に関する安全は教育委員会、それから噴火、地震等の災害関係については防災担当などと分掌が分かれていたものを、安全・安心に関するものはすべてその課で対応する、それによって情報の共有化、一元化あるいは指揮命令系統の明確化など、効率のよい行政運営が可能であるとのことでありました。

そこでお尋ねいたしますが、この条例制定を機会に、これまでそれぞれの部あるいは課で対応していた安全・安心に関する事務を、例えば安心安全課、鹿児島市はこういう名称でしたが、安心安全課などのように危機管理を含めた機構として一元化することも考えるべきではないでしょうか。御見解をお伺いいたします。

次に、北海道の条例はもとより各地のでき上がっている条例を見ますと、当然ではありますが、その自治体住民の安全・安心に関しての事項が中心となっております。一部「観光客等の安全確保」という文言を入れている条例も散見されますが、あくまで付随的なものとしての位置づけの範囲を超えていないようであります。

そこでお伺いいたしますが、観光小樽のイメージを増加させるためにも、観光施設等における観光旅行者の安全確保、こういったことも十分に視野に入れるべきではないでしょうか、御見解をお伺いいたします。

条例の3点目、鹿児島市では、条例制定に当たりまして、条例案の段階から市民からパブリックコメントを徴し、多くの意見を集約したと伺っております。条例制定に当たって、こうした市民の意向、パブリックコメント等を実施する予定はないのでしょうか、お伺いいたします。

パブリックコメントが出ましたので、関連してこれについてお尋ねいたします。本市にはパブリックコメント手続に関する条例がありません。それぞれの原部・原課で対応していると思います。多くの自治体では、この手続に関する条例が制定されて、一つの制度として明確化されております。今後、政策立案の段階でパブリックコメントを多用する流れも見えてきております。具体例では、学校適正配置に関しては既にパブリックコメントの実施をスケジュールに明記しております。パブリックコメントにより市が市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政への参画を促進し、公正で透明な一層開かれた市政の推進が図られるものと思います。今後、制度として位置づけてはいかがでしょうか、御見解をお伺いいたします。

次に、教育委員会に2点お伺いいたします。

まず、先ほどの安全・安心ということにも関連をいたしますが、学校施設の耐震診断についてお伺いいたします。

先般、文部科学省が「各地で地震が頻発しており、学校での子供たちの安全に対し危機感を持っている。 北海道は意識の低い市町村が多い」との耐震改修状況が公表、報道されました。 耐震化率と耐震化 診断率がいずれもゼロパーセントの町村が幾つかある中で、小樽市は耐震診断の実施率は100パーセントの自治体として名前が挙がっておりました。問題は、耐震化率等々であります。その公表内容について耐震化率等にも触れて内容をお知らせください。

学校の耐震化改修には、ばく大な財源が必要となります。改修する費用の半分を補助する文部科学省の安全・安心な学校づくり交付金などもあるようですが、それでも1校数千万円から億単位の費用が必要と言われております。厳しい財政難の中、簡単に経費をねん出できるとは思っておりません。しかし、かといって児童の安全をないがしろにできないという重い課題もあり、今後の教育委員会の方針が問われているところであります。当然ながら学校の統廃合も視野に入れなければならないでしょう。今後の適正配置計画等も踏まえた耐震化の整備について御見解をお知らせください。

次に、学校の職員会議について何点かお尋ねいたします。

平成13年1月、小樽市立学校管理規則の改定により、職員会議は校長が主宰すると規定されました。 当然ながら、学校の管理・運営に関する事項は、校長に最終決定権があるものと認識しています。しか しながら、職員会議で管理・運営に関する事項も協議され、その決定を挙手あるいは起立等による採決 などにより意思確認している実態があるように聞いております。

東京都教育委員会は、先般、職員会議において学校運営の適正化に関する事項について、挙手や採決によって教職員の意向を確認することは不適切なので行わない旨の通知を出しております。教職員の意見を聞くことはもちろん必要ではありますが、職員会議で採決することにより、校長の責任に基づく意思決定に影響を与えかねないとする趣旨からだと思います。小中学校における管理規則改定後の職員会議の現状と、これらに対する教育長の御見解、そして今後の方針についてお示しください。

先日、地域の方々が自分の地域の複数の学校の職員会議録を情報公開条例に基づいて請求いたしました。職員会議でどのようなことが議論されているか勉強し、今後の学校とのさまざまな協議に役立てようという趣旨と聞いております。発言内容と発言者が記載されておりますが、発言者はすべて例外なく黒塗りで消してあり、だれが発言したかは公開されていません。公の職員が自己の責任に基づいて発言しているわけですから、公開しないことができるとされている個人情報とは異なるものと認識しております。公開しない根拠をお知らせ願います。

この会議録、さまざまな発言がありました。その一つ一つについてここでは触れませんが、発言の中に一つ見逃せない記述がありました。学習指導要領に関してですが、ある教員が国旗・国歌の職員会議の話合いの中でこのように発言をしております。「学習指導要領に載っているから指導するという考えはない。学習指導要領は法律ではない。一部の人間の上からの命令には、そのとおりにしなければならないとは思わない。学習指導要領は一部の人間が目的を持って変えていったのだ。大まかな押さえだ」等々ありました。地方公務員法32条は、法令等及び上司の職務上の命令に従うよう義務を規定しております。学習指導要領は、私が言うまでもありませんが、全国のどこにいても一定水準の教育が受けられるようにするため学校がカリキュラムを編成する基準として定められているもので、法的性格を有しております。こうした学習指導要領を否定し、上司の命令に従わないとする発言を仲間うちの話でというならいざ知らず、公の場で発言し、正規の記録に残っていることは極めて遺憾であります。児童に校則や社会のルールは一部の人が勝手に決めたものだから従わなくてもよいと言っているようなものではないでしょうか。教育公務員として法やルールを無視するこのような考え方をどのように見られるのか、教育長の御見解をお伺いいたします。

最後に、その他として、質問ではありませんが、先日、NHKのある放送を見たときの印象を一言お話しさせていただいて質問を終わらせていただきます。先ほど山口議員からも議会の活性化のお話があ

りましたが、議会のお話であります。

つい先日の宇都宮市議会6月定例会の初日、ここでは午前10時から本会議が始まりますが、本会議開催前の30分間、議場で市民ジャズバンドによる演奏会が開催されました。当日は招待した近くの保育園の園児を含め100人以上の傍聴者が訪れまして、演奏を楽しんでいる様子が放映されておりました。演奏が終了した後は幼稚園児等を除いた多くの人々がそのまま議会を傍聴したと聞いております。きっかけは、数年前に民間の音楽団体から活動のPRの一環として議場でコンサートをさせてほしいと要請があり、各会派、議運で諮ったところ、全会一致で決まったとのことでありました。議場は厳粛な場であることは言うまでもありませんが、こうした取組により市民が議会に足を運び、議会と市民の距離を縮め、両者の関係がより緊密になることも、また必要ではないのかと感じました。今日は傍聴者が数名おられますが、直ちに小樽市議会でも同じようなことをしようとは言いませんが、いつの日かこの議場で音楽が聞け、たくさんの市民の方々が鑑賞に来てくれたらという思いを強くしたところであります。

再質問を留保して、私の質問を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) 横田議員の御質問にお答えいたします。

本市の景観行政について何点か御質問ございました。

初めに、景観条例に基づく新築建造物の建設等の行為の手続でありますけれども、特別景観形成地区 及びその他市内全域を対象に、高さや建築面積などが一定の基準を超える建築物や工作物及び広告物等 の新築や増改築等の建築行為を行う場合には、建築確認申請などの行政上の手続に入る25日前までに、 平面図や立面図及び完成予想図等の必要書類を添付した行為の届出書の提出が必要となっております。 また、行為の届出書の提出を行う場合には、事前に相談するよう周知を図っているところであります。

次に、届出内容が景観を害すると判断した場合の措置とその基準等でありますけれども、景観条例に基づく行為の届出書の提出があった場合、特別景観形成地区においては、地区ごとに定めている地区景観形成計画及び地区景観形成基準を、また、その他市内全域の大規模建築物等については、小樽市景観デザインマニュアルを判断の基準としております。建設部でその基準に適合しないと判断した場合には、届出人に対し基準に合致するように指導・助言を行い、また、必要な場合には文書による勧告を行っております。

次に、届出人の理解が得られない場合の対応でありますけれども、届出人に対しては、本市の景観保全や景観形成の考え方についていま一度説明を行い、さらに建築等が行われる場所や周辺を含めたイメージシミュレーションを作成し、再考を求めることとしております。また、必要な場合には景観審議会の委員の御意見を聴取し、それに基づき景観条例の基準に合致するよう協力を求めるなどの対応を図っておりますが、景観に配慮をお願いしても理解が得られず対応に苦慮する場合があるのが実態であります。

次に、今後の景観を守るための対応でありますけれども、本市の景観を守り育てていくためには、まず市民や事業者等の意識の醸成が肝要であり、そのためには先人が残してくれたまち並みや歴史的な建造物等の他都市にない魅力ある景観について、今後も景観パンフレットの配布や歴史的建造物巡りなどを通じて景観意識の啓発を行ってまいりたいと考えております。

また、昨年6月に景観法が全面施行され、法的根拠を持った強制力のある条例を制定することが可能

となりましたことから、年内をめどに景観法に基づく景観行政団体となり、引き続き景観計画の策定を行ってまいります。さらに、景観上特に重要な地区については、その地区内での景観を阻害するような建築行為等に対して、その制限や是正命令が可能となる景観地区の指定を目指し、今後、地区内の土地所有者や事業者との協議を行い、十分なコンセンサス形成を図りながら、景観保全に努めてまいりたいと考えております。

次に、安心・安全なまちづくり条例の関係でありますけれども、初めに危機管理を含めた機構の一元化でありますが、これまでの市民生活の安全確保、交通安全、子供の安全確保、防災などについては、市民部、総務部、建設部、福祉部、教育委員会など、それぞれの部局で数多くの関係団体と連携をし、業務を進めております。これらの業務は広範多岐にわたり、関係団体との調整も複雑なことから、機構の一元化は難しいものと考えておりますが、庁内連絡調整会議等を設置し、安心・安全なまちづくりの推進に向けて対応してまいりたいと考えております。

次に、観光旅行者の安全確保も視野に入れるべきとの御提言でございますが、条例制定の目的としては、犯罪のない安全で安心なまちづくりを目指すものであり、小樽市民はもとより、本市の特性である観光客など多くの来訪者も含め安全が確保されるよう配慮してまいりたいと考えております。

次に、パブリックコメントの実施でありますけれども、安全・安心なまちづくりには市民の皆さんの 理解と協力が必要不可欠であり、広く御意見、御提言をお聞きするため、パブリックコメントを実施し たいと考えております。

次に、パブリックコメントの制度化でありますけれども、今までも住宅マスタープランや観光基本計画など市の基本的な施策に関する計画などの策定に際し、パブリックコメントを実施しております。パブリックコメントの実施に当たりましては、市として一定の基準などに基づき判断をし、統一した手続を行うことが必要であると思いますので、今後、制度化に向けて検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

#### 議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 譲) 横田議員の御質問にお答えいたします。

まず、学校施設の耐震診断の報道についてでありますが、昭和56年以前に建設された学校施設が耐震 基準に適合していない可能性のありますことから、耐震化優先度調査を平成16年度、17年度の2年間に わたり小学校19校63棟、中学校10校35棟、合計29校98棟で実施しました。この結果が今回文部科学省か ら公表されたものであります。

また、耐震化率についてでありますが、調査は建設年ごとにすべての学校施設の建物を対象とするもので、小樽では41校159棟、このうち昭和57年以降に建設された建物12校61棟が耐震整備済としてカウントされておりますことから、その耐震化率は38.4パーセントとなっております。

次に、学校施設の耐震化整備の進め方についてでありますが、このたびの調査結果と適正配置計画との整合性を図りながら、児童・生徒の学習に支障が生じないよう効率的な耐震化整備計画を策定し、教育環境の充実に向けた整備を着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、職員会議についてでありますが、平成12年1月に学校教育法施行規則の一部改正により、職員会議は校長の職務の円滑な執行を補助する機関として校長が主宰することが規定され、東京都の通知は、このことを改めて示したものと思います。小樽市においても平成13年1月に学校管理規則を一部改正し、職員会議は校長が主宰すると規定しており、以来、各校長に周知するよう指導してきたところであります。もとより職員会議においては、先生方から教育活動についての思いや願いを聞きながら、最終的には校長の権限と責任の下に学校運営をしていかなければならないものであります。今後も機会あるごと

に校長が主宰することの意味を重ねて指導してまいります。

次に、職員会議録の公開についてでありますが、小樽市情報公開条例第9条第2号において、公開しないことができる個人情報として思想・信条や心身の状況に関するものが該当しますことから、発言者名を非公開としたものでございます。

最後に、学習指導要領についてでありますが、学校教育においては、全国の各学校において一定の教育水準を確保する必要があり、法令に基づいて学習指導要領を定めております。したがって、各学校においては、学習指導要領に基づき教育課程を編成し、実施することになります。御質問の職員会議での教員の発言につきましては、学習指導要領や国旗・国歌にかかわって個人的な見解として校長に述べたものと思われます。各学校長は、学校教育法、学校教育法施行規則、さらには学習指導要領に基づき、学校の責任者として創意工夫を加えた教育課程を編成し、実施することになります。教育委員会としましても、学校の主体性を発揮できるよう、これからも支援してまいりたいと考えております。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 13番、横田久俊議員。

13番(横田久俊議員) 職員会議に関する部分で、若干御答弁と私の認識が違うところがありますので、また委員会の方でやらせていただきます。

**議長(中畑恒雄)** 横田議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時54分

#### 再開 午後 2時20分

議長(中畑恒雄) 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 1番、上野正之議員。

(1番 上野正之議員登壇)(拍手)

1番(上野正之議員) 平成15年の統一地方選挙から、はや3年が過ぎ、4年目に入り、次期市長選、 市議選まであと残り10か月ばかりとなりました。私も4年目に入った議員生活ですが、市長にとっては 2期8年間の最終の年に入っています。この機会に市長の政治姿勢について改めてお尋ねいたしたいと 思います。市民にわかりやすい率直な御答弁を期待します。

市長は、2期目の選挙に際し、政治家として市民に公約を発表しています。「公約」は、辞書を引くと「公に約束すること。特に選挙に際して政党又は候補者が当選後に実施することを約した政策」となっています。山田市長の公約のキャッチフレーズは、「市民と行政の知恵と汗が結集した『はつらつ小樽』の創造」でありました。また、まちづくりの五つの基本目標に19項目を掲げておりますが、具体的政策の中で市立病院の統合新築、ごみの減量化と適正な処理、地域経済の底上げ、小学校適正配置の推進、財政健全化の5項目は、特に重要な課題であると思われます。このうち2期目の任期中に実施できたのは、ごみの減量化の1項目だけで、市立病院の統合新築、地域経済の底上げ、小学校適正配置、財政健全化の4項目は、残念ながら実現に至っておりません。残り任期10か月では病院の統合新築は不可能であり、ますます空洞化する市内経済で、地域経済の底上げも望めず、小学校の適正配置では市民の反対で振出しに戻り、2年連続の赤字予算で財政健全化も厳しい状況下と、極めて残念な結果となっています。これらの重要公約の実現率は5分の1の20パーセントで、公約の80パーセントが実現されていない状況です。市民に約束したこの4項目の公約それぞれについて、市長はどのようにお考えになっているのか、率直にお答えください。

これらの公約の実現率の低さは、考えてみれば行政と市民との対話不足に原因があるのではないでしょうか。市長がトップダウンのツルの一声でおろす指示だけで行政が進み、市議会も市民も後追いするだけで置いていかれる状況が生まれてくるのが問題です。そうなれば、市民の声を大切にする開かれた行政運営に努めると言い、市民の皆さんとともに知恵を出し合い、住みよいまちづくりを目指すといった公約の精神が生かされていないことになります。残りわずか約10か月の期間で全市民にとっての最重要課題である新病院問題でも、これからの何年、何十年も親、子、孫までにも大きな影響を及ぼす問題で、市民の声を直接に聞かずに進める姿勢が見えては、公約の実現が思うように任せず焦っているなという感じを与えてしまいます。

当選後の任期中に実施しなければならない公約を次期に先送りしていくのは、次期市長選へ出馬するためではないかという見方もなされております。市政のトップリーダーの市長は、今後の方向性を示すだけでなく、その政策の実現性こそが問われているものであります。この意味からも、残り任期わずか10か月になった現在、市長は、次期市長選に立候補するかどうか市民の前に明らかにする義務があることは当然であります。あえてお尋ねいたしますが、次期市長選にさらに出馬する御意思がおありなのか、ないのか、抽象的な答弁でなく、端的にイエスかノーでお答えください。

次に、市立病院の統合新築についてお尋ねいたします。

新病院問題については、新市立病院の当初の候補地の一つである量徳小学校を含めた現在地での建替えが、適正配置に対する市民の反対で、市長は築港地区に計画変更と大きなかじを切りました。この築港地区へ変更することを決めたのは、一体だれがしたのでしょうか。この間の経緯では、市議会に数ページの概要が配られ、6月の広報で特集を組んでいますが、市民との直接の対話は行われていなく、市民は蚊帳の外に置かれているとの批判もあります。病院の問題は全市民にとっては、これからの何年、何十年にもわたり、親、子、孫の代までも最重要な課題であります。みずからの公約だからと残りの期間の中でこの重要問題をトップダウンの市長の一声で決めてしまう姿勢はいかがなものかと思います。

病院の問題でいつも不思議に思うのですが、市長は老朽化で待ったなしだと繰り返し言っておられますが、ここまで老朽化するに任せてきた責任はどこにあるでしょうか。新谷市政、山田市政と続く中で1,300億円の巨額借金を抱えながら、なぜ市民の病気と健康に直結する病院建設に早くから取り組まず、先送りしてきたのでしょうか。ここまで老朽化するに任せてきた市政の市民に対する責任は、極めて重いものがあると言わざるを得ません。いかがでしょうか。

市長は、望洋台のシャンツェやサッカー・ラグビー場を26億円を超える金をかけて建設しました。しかし、ジャンプ台は昨シーズンは一回も使わず、宝の持ちぐされとなっています。学校適正配置計画案の住民説明会が何度も開かれたのに、全市民にかかわる病院問題で全市的な住民説明会が開かれたことは聞き及んでおりません。今からでも十分に間に合うことなので、ぜひ全市的な住民説明会を開き、市民の声を広く聞くようにしていただきたいと思います。

正直なところ、現在の小樽病院については、市民の信頼度は極めて低いという声があります。重病になれば札幌や手稲の病院へ直行する市民も多いと聞きます。市職員の中でも、本当のところ小樽病院には自分はかかりたくないと言う人さえいると聞き及んでいます。市長は、建物を新築すれば医師も患者も来ると楽観しておりますが、病院の中身が十分でなければ大病院建設は極めて危険なものがあり、先行きは不透明と言わざるを得ません。いかがでしょうか。

運営の問題でも、お役所運営でなく、病院経営のプロの民間に運営を任せることが多くなっています。 長橋にあった国立療養所小樽病院が国の再編方針に伴い廃止され、済生会西小樽病院となった例が市内 でもあります。国立病院までもが廃止の方向で民間運営へと方針転換をしている中で、小樽市も市営か ら民営への道を探る必要があると思いますが、いかがでしょうか。これからの小樽市の少子高齢化の中で、病院経営も民間のプロに任せることが重要だと思います。

いずれにせよ病院問題はまだまだ十分に議論が尽くされたとは言いがたく、市民の声を直接聞く機会すら設けずに市役所の一握りの幹部が決めていくとしたら、極めて問題があります。市民の皆さんと知恵を出し合って進める行政を公約した市長ですから、ぜひ市民の知恵を酌み取ることを早急に具体化する必要があると思いますが、いかがでしょうか。新病院建設は、これからの市政を左右する重要な議題です。残り少なくなった任期の中で短兵急に結論を出すのではなく、市民との十分な協議を求める次第です。

再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) 上野議員の御質問にお答えいたします。

まず、公約についてですけれども、私は、市長2期目の就任以来、市政に臨む三つの基本姿勢を掲げて、今日まで多くの市民の皆さんの御意見を伺い、御支援をいただきながら、まちの活性化と市民福祉の向上を目指し、市政の運営に努力をしてまいりました。また、まちづくりの基本目標として、5分野に19項目を掲げておりますけれども、その実現に当たりましては、本市を取り巻く厳しい社会経済環境の変化の中で財政の健全化とのバランスを図りながら、市民の視点に立って一歩一歩着実に進めてきております。

御指摘の市立病院の新築統合につきましては、平成15年6月に新市立病院基本構想をまとめ、関係者の御意見も聞きながら見直しをし、さきの特別委員会で病院建設に向けたスケジュールをお示ししたところであり、課題を一つずつクリアしながら進めております。

地域経済の底上げにつきましては、全国的な景気持ち直しの兆しが見える中で、本道や本市は依然として厳しい状況にありますが、地域経済活性化会議の議論や観光基本計画の策定など、民間の知恵もかりながら取り組んでまいりました。

小学校の適正配置は御指摘のような結果となりましたけれども、教育委員会では今年度から新たな計画づくりに関係各層の幅広い議論をいただくこととしております。

財政の健全化につきましても、地方財政改革の大きな流れの中で大変厳しい状況にありますが、市民の皆様や職員の御理解と協力を得て財政再建推進プランを着実に実行し、一日も早く健全な財政に持っていきたいというふうに思っております。公約の中にはまだ道半ばなものもございますが、それぞれの課題には誠心誠意取り組んでいるところであります。

次に、私の進退についてでありますけれども、今は財政健全化や新病院建設などの重要案件や当面する課題に全力で取り組んでいるところでありますので、適切な時期に判断したいと考えております。

次に、市立病院の統合新築についての御質問でありますけれども、まず建設地の築港地区への特定についてでありますけれども、今まで何度も説明してきておりますが、新築検討懇話会の提言や市民アンケート調査結果を踏まえ、平成15年8月に庁内の市立病院総合調整会議において、建設候補地として現在地を含む量徳小学校敷地と築港地区の未利用地の2か所を選定し、議会にもお示ししたところであります。その後、小学校適正配置計画の策定が見送られ、現在地を含めた場所での建設ができなくなりましたので、もう一方の候補地である築港地区での建設について検討し、建設は可能と判断しましたので、

先月の市立病院調査特別委員会に報告をし、御審議をいただいた後、土地利用計画の変更に向けての作業に入ったところであります。したがいまして、御意見にありますような計画変更を行ったものではありませんので、御理解をいただきたいと思います。

次に、新病院建設の取組を先送りしたという御意見でありますけれども、私が就任以前から統合新築の議論はありましたし、老朽化した両病院の建替えを望む市民の皆さんの声も強く、私としても一日も早く統合新築ができればと取り組んできたわけでありますが、病院事業会計が40億円を超える実質的な赤字を抱えており、まず単年度の収支均衡を図るなど、その健全化に取り組む必要がありました。また、基本構想を策定するためには、まず新築検討懇話会を設置するなど手順を踏んで進める必要がありましたし、その後、状況の変化に応じた基本構想の見直しも必要になりました。なお、建設地の特定に時間を要したこともあり、今ようやく建設に向けての作業に入れたわけでありますので、先送りしてきたものではありませんので、御理解願いたいと思います。

次に、新病院について楽観的な見方をしているというお尋ねですけれども、これだけ医療を取り巻く 環境が厳しくなる中で、新築すればすべて解決するというような考えは全く持っておりません。これからの病院は患者の皆さんにはもちろんですけれども、医師をはじめとするスタッフにも選ばれる病院でなくてはならないと思っております。そのため、両病院では医療の質の向上や職員の意識改革につながる病院機能評価の認定を受けるべく取組を既に始めておりますし、新病院の運営上も欠かせない地域医療連携の確立に向けて、この4月から担当職員を配置し、取組を強化しています。こういった努力を積み重ねて新病院での健全経営に結びつけていかなければならないというふうに考えております。

次に、病院の運営でありますけれども、医療行為を含めた病院運営全体を民間に任せる方法としては、 指定管理者制度の導入がありますが、市立病院が不採算部門を受け持つということから、受皿となる担い手があるかどうか、また、現在働いている職員の処遇などの問題があります。しかし、医療環境がますます厳しくなる中で新病院を健全に運営していくためには、これまで以上に経済性を発揮した効率的な運営が求められますので、地方公営企業法の全部適用について、道内で新たに導入した病院もありますので、今後はそれらの事例も参考にしながら具体的な検討を行っていく必要があると考えております。

次に、市民の声を聞くべきとのことでありますけれども、老朽化した病院の統合新築は市民の強い要望であると考えております。基本構想は、平成11年に市民から公募した委員も入った市立病院新築検討懇話会を立ち上げ、懇話会から平成13年3月にいただいた提言や構想策定期間中に実施した市民アンケート調査の結果も踏まえて平成15年に策定したものであります。その後、基本構想の見直しを2度行い、その内容についてその都度議会へ報告し、御審議をいただいてまいりました。また、広報おたるや市のホームページにも掲載をして、市民の方々の御意見も参考にするなど、常に市民要望を念頭に判断してきております。なお、急いで結論を出すなという御意見でありますが、両病院の医療環境の悪化、経営の悪化などの現状から、新病院の建設は早急に着手しなければならない状況であると考えております。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 1番、上野正之議員。

1番(上野正之議員) 再質問を行わせていただきます。

私が考えていたお答えと大体同じようなお答えが来るなと思ってちょっと残念でございますけれども、これも今までの長い間のこの病院問題、また、市のあり方においてはいたし方ない御答弁であると私も思いますけれども、最初の方、これは病院に絡む問題でございますけれども、市長がやはり次期の選挙、きちんとした形で次もやるのだというので、かなり内部も、そして市民も確信を持てるというか、不安が少しでも取り除かれるのではないかなというふうに私は思っていますので、今日はきっとイエ

ス・ノーは言えないと思いますけれども、早い時期に、おれはやるんだ、まだ若いし元気だからやるんだという力強い山田市長の、市民に宣戦布告をして頑張ろうという、私は、これはやはり大事だと思うのですよ。やはり14万市民のトップに立つ方の、次の選挙はどうなのだということを一番不安にそろそろ思ってきますので、どうぞ早い時期にそういう意思表示をしていただければありがたいと思います。これは私の要望でございますので。

それから、私の質問の中に1,300億円という今までの、これはまあ借金と言っていいですね、会社で言えば借金あるのですよね。これを今後、これはきっと何十年、20年、30年前からのずっと累積とか積み重ねとかいろいろな、返したり、また借金したりとなってきていますので、これについてまず、どのような返還のめどがあるかということ、これ大変病院とも大きな関連性がございますので、そこをお答えいただければありがたいと思います。

また、私、急ぐなと言ったのはそういう意味ではなくて、やはり市民に本当にもう少しわかるというか、理解をさせるためには、市民は今一番心配しているのはお金のことなのですよ、どうするのだろうという。病院に200億円も300億円もやって本当に小樽市は大丈夫なのかという。私は、建てることには市民はみんな賛成だと思うのです。私さえも病院はいいと思いますよ。けれども、将来これがどういうふうに小樽がなっていくかということをきちんと示していただかなければ、なかなかこの建設地区は市民が不安になると思うのです。

(発言する者あり)

黙ってください。これは私の意見ですから。やはり本当にそうなのですよ。やはりお金の問題というのは大きいですからね。何で今まで1,300億円の借金になってきたということ、今後またそれが続くという。返済計画を今私は聞きますけれども、そういうことも含めて市民に知らせてほしいということを言っているのですよ、大丈夫だという。なかなか難しいことでございますけれども、そういう面を含めて再度御答弁をお願いいたします。

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

**市長(山田勝麿)** 再質問にお答えしますけれども、質問を聞いていますと、公約がさっぱり進んでいないから早くやめれというふうに聞こえたのですけれども、今度は早く意思表明せよという、非常に私にとっては矛盾した御質問でありまして、先ほどお答えしたとおりであります。

それから、起債の問題ですけれども、後ほど財政部長から説明させますけれども、現状では確かに1,300 億円、一般会計、企業会計合わせてありますけれども、これは今がピークでございまして、どんどん減ってきております。病院も、これは病院の起債償還には建設に5年かかりますし、実際の償還が始まるのはさらに5年先ですから10年先なのです。ですから、10年先の財政状況も見ながら、いろいろと道庁と今協議をしていると、そういうことでございますので、現状で思えば確かに大変だと思いますけれども、実際の起債償還が始まるのは10年後ですから、10年後の財政状況がどうなっているのかということの判断の中で、いけるだろうというふうに私は判断をしている、こういうところでございますので、よろしくお願いします。

起債の問題は財政部長からお答えします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 財政部長。

財政部長(磯谷揚一) 全会計の起債の償還についてお答えをしたいと思いますけれども、上野議員

のお話がありましたように、平成16年度末で約1,329億円でございました。17年度末ではそれがかなり減 っておりまして、約1,273億円というふうになっています。以前よりは普通建設事業なんかは相当抑制し ていますので、総額でも着実に減らしてきておりまして、その償還でありますけれども、各起債によっ て償還期間というのはいろいろ違うわけですけれども、元利合わせまして平成16年度までに借り入れた 額の償還、確定している分ということでお答えしたいと思うのですけれども、17年度で約151億円の償還 なわけです。これは一般会計、企業会計、特別会計、全部合わせてです。それがちょっとスパンを置い てお答えしますけれども、例えばそれが平成21年度には幾らになっているか、減っているかということ で申し上げますが、この平成17年度151億円のものが平成21年度では132億円まで落ちています。なおか つ今のシミュレーションでは平成26年度、さらにその5年後で幾らかといいますと約84億円まで落ちて いますから、平成17年度と26年度を比べると、50パーセントまでいきませんけれども、44パーセントぐ らいの減少ということになってまいります。いずれにしても、今お話がありましたように、病院とか、 あるいは下水道施設の更新とか、学校の耐震化とかいろいろありますけれども、市長が今申し上げまし たけれども、この実際の建物の償還が始まるのが約10年後でございますので、よほど無駄な公共事業と か大きなものをしなければ、必要最低限のものでいけば、これはもう相当落ちている中で新たに病院の 建設の償還ということなものですから、私たちは十分飲み込んでいけるのだというふうに考えているわ けでございます。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 1番、上野正之議員。

1番(上野正之議員) 再々質問。

先ほど財政部長からお示しいただきましたけれども、大変大きな額の償還があるという。もちろんそれは、それだけ一般的な財源が使えない、そっちに回す額が多うございますから、これははっきりしています。そこに病院がまたプラスアルファになっていく。10年後といいましても、10年後でも80何億の償還があるということも考えられます。こういうことを考えて、最後でございますけれども、市長として病院の起債を、国から認定されるのですか、これについて最後、その自信の度というか、間違いないという、そういう。これは起債が確定しなければなかなか病院もゴーサインを出せないと思いますので、最後にそれを一言だけお答えいただいて、再々質問を終わります。

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 総務部参事。

**総務部参事(吉川勝久)** 上野議員の再々質問にお答えいたします。道との協議は私どもの方でやっておりますので、その感触についてまず報告したいと思います。

実際に起債が入りますのは実施設計でございますので、平成19年度、要するに来年度の事業になりますので、本申請は来年度の話ですが、既に道との事前の協議に入ってございます。国の方にも、いわゆる案件ですね、19年度にこういう案件があるよという事務レベルでの報告はしていだたいております。今までの北海道との協議の中では、現在の両病院が置かれている現状、それと今後、市立病院として担うべき役割、それに伴いまして統合新築の必要性については、十分理解を得られていると考えております。今後、当然、計画の中身の詳細あるいは出資資産の詳細、その細部についての協議に入っていきますけれども、起債導入そのものは問題ないというふうな感触を得てございます。

議長(中畑恒雄) 上野議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

### 議長(中畑恒雄) 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇)(拍手)

22番(北野義紀議員) 一般質問を行います。

障害者自立支援法施行に伴う現状と問題点について。

最初は、この3月までの支援費制度での有料負担者の割合は、3月の第1回定例会で説明のあったとおりであります。4月から応益負担の導入によって市内の障害者の実態がどうなっているか、施設サービス、居宅サービスごとに説明してください。

2点目は、自立支援法実施に伴う施設利用者の深刻な実態についてです。4月以降退所した障害者は何人中何人か、その理由についてどう掌握されているか。また、退所を検討している障害者は何人おられるか、その理由は何かについてもお知らせください。同様に通所ではどうなっているかについてもお答え願います。

三つ目は、サービスを断念した後、どのように障害者は生きていくのか。退所した障害者の実態、通 所を断念した障害者の実態をどう掌握されているか報告してください。

4点目、この10月から導入する認定区分について。認定の結果、入所者が施設から退所せざるを得なくなるおそれはないのか。その可能性についてどのように掌握されているのか。家庭で生活できないから施設に入所しているのに、自宅に帰らざるを得なくなったら、受け入れた家族は働きに行けなくなる方も生まれ、生存権のはく奪にも等しい事態が生まれることを懸念します。市長の障害者自立支援法に関する基本的見解をお聞かせください。

1次判定は、介護保険の要介護認定の79項目を基本に、障害の特性を判断するために新たに27項目が追加されています。この判定で正しい判定ができるのかが問題です。既に広く指摘されているのは、区分判定の項目の8割が介護認定と同じで、知的障害者の実態が十分反映されていない。1種1級の最重度障害者で電動いす利用者が、要介護認定では要介護3の介護度になる。全盲とかろうあ者は非該当、自立になる。これでは知的障害者や精神障害者が正しく判定されるのか。これらの疑問や意見が多く出されています。1次判定の結果と医師の意見書を基に、2次判定の審査会での結果は違うことはあり得るでしょうが、指摘した1次判定の結果は、あまりにも実態とかい離することが予想されますので、見直しを政府に要請すべきではありませんか。2次判定に異議のあるときは道の審査会に申し立てできますが、できればそんなことにならないことがベターです。見解をお聞かせください。

次は、施設入所者の認定についてです。

認定の結果、認定3以下の50歳未満の入所者は、施設から退所せざるを得ません。5年間の経過措置がありますが、大きな問題です。政府は新たにケアホームを創設して施設からの退所者の受皿とするようですが、10月からグループホーム、ケアホームの単価も下がってしまいます。小樽市ではどうするつもりでいるのか。我が子が障害を持つ高齢の親は、この先どうなるかを心配しているのは当然です。説明を求めます。

北海道宏栄社では、50数名の入所者のうち入所と認定されるのは、このままだったら3名ぐらいになるのではないかと聞いています。宏栄社は2年前に建て替えたばかりの青葉寮を福祉ホームに移行することは認められるのでしょうか。宏栄社の現在ある福祉ホームは定員20人、定員いっぱいの入所ですから、仮に退所する方が出られても、ここを利用することはできません。小樽市の地域生活支援事業で5年後を見通して退所者の受皿として福祉ホームを立ち上げることは必要と考えますが、市長の見解を求めるものです。

これと関連して10月から実施される小樽市の地域生活支援事業のメニューは何々か。義務づけられて

いる事業と選択事業に分けてお答えください。

次に、認定4以上の方は、引き続き入所することができますが、認定の重い方を入所させれば単価は高いでしょうが、施設側のサービス提供は多くなります。そこで働く人の確保など、施設側の困難も伴います。施設側ではどう対応されようとしているかお聞かせください。何よりも施設、事業所に対する報酬単価が4月から引き下げられたことが施設の運営に重大な影響を与えています。支払方式も月額制から日額制に変更されたため、施設側は前年比軒並み減収になっています。このため、職員の労働条件の低下、賃金切下げ、人員削減、職員のパート化などを余儀なくされています。小樽市の施設、事業所の実態はどうなっているか説明してください。

また、知的と精神の障害者を入所させているグループホームですが、世話人の給与単価が下がっていることもあり、これまでのサービスを継続することが困難になっています。障害の重い人が引き続き入所してサービスを受けるためにも、国と道の負担金を増額して事業者側も経営が成り立つように国と道に要請する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

この問題とも関連して、障害者自立支援法は雇用の拡大を大きな柱にしていますが、施設から退所するということは工賃がなくなるか少なくなることを意味します。こういう心配に照らして、障害者自立支援法が本当に雇用の拡大につながるのか、小樽の実態がどのように展開されると把握しているのでしょうか。また、市長として企業に積極的に働きかけを行うべきと考えますが、見解をお聞かせください。また、障害ゆえにかかる経費について、市は具体的にどのように掌握しているかも説明してください。

次は、減免制度について伺います。

国の低所得者対策として負担上限額の設定、個別減免、社会福祉法人減免が設けられました。市長は3月議会で、この減免制度について障害者団体から「不十分との意見があるが、制度を安定的に維持していくためにやむを得ない」と答弁しています。そこでお尋ねしたいのは、負担上限額の設定、個別減免、社会福祉法人減免の内容について、まずそれぞれ説明してください。

減免を受けるには所得認定が必要で、市は資産調査を行うことになっています。どのように資産調査を行って所得を認定するのか、具体的に説明してください。ここでも資産調査によって減免を受けられず、サービスの利用を断念する障害者が出てくる心配があります。さらに障害者を持つ家庭で、将来親亡き後の不安から、生活を切り詰め、こつこつとためた一定の預貯金がある場合が少なくありません。このために減免から外されてしまうのではないかとの不安も広がっています。このケースは減免の対象としないように要求するのが当然と思いますが、いかがでしょうか。

施設入所者は、食費等について手元に毎月2万5,000円ほど残すよう補足給付されたとはいえ、これまでより生活レベルを低下せざるを得ず、厳しい事態に追い込まれます。市長は3月議会で、国の減免制度のかかわりで先ほど指摘した肯定的な答弁をされていますが、障害者自立支援法が施行されて2か月間の実態に照らして、3月議会の市長の答弁でいいと現在でもそう考えているのか、改めて見解をお聞かせください。

障害者自立支援法実施に伴う小樽市の負担減少額は、本年の3月議会で2億円と答弁しています。我が党の市独自の減免制度を立ち上げることの要求に対し、当時の福祉部長は、10月から実施される地域生活支援事業などで幾らかかるか見極めなければならないこともあるので検討させてほしいとの答弁でした。いつになったら市独自の減免制度について見解を明らかにするのか、お答えください。

大きな二つ目は、築港地区をどうするかについてです。

最初は、小樽ベイシティ開発、以下OBCと呼ばせていただきますが、この民事再生計画から3年、 再生計画の示された方向がどのように進められてきたのか。最近の進ちょく状況について、その全容は 議会にさえ明らかにされておりません。OBCの民事再生計画の目標、課題の進ちょく状況について、 最初に説明してください。

二つ目ですが、最近、OBCの役員人事の変更に関して、今後の同地区の再建方向に関する新聞記事が連続して報道されています。今後の築港地区をどうするのか、市長の見解を伺います。

○BCの役員体制で、社長の人事の変更と取締役の増員補強、その後の2人の取締役の辞任を受けて、新しい役員体制で築港地区をどうするのか、新たな動きが出てくるのではないかとの観測や期待と不安も生まれています。我が党に旧マイカル小樽の固定資産税など市税滞納を指摘され、市税納入に力を入れつつあることはわかります。同時に、市長は何が何でも市立病院を築港地区に建設するなど、市長の基本姿勢、先ほど与党の一員である平成会からも独断専行という言葉で指摘を受けているぐらい築港地区優先、大企業優先の税金の使い方だけは隠しようもなく明らかですが、築港地区を具体的にどうするかについては見えてきません。このこともあって、ちまたではまことに悲観的な話も流れています。何人かから伺いましたが、○BCは早晩2次破たんする。そうなれば○BCに百数十億円の債権を持っているポスフールも倒産だろう。イオンがポスフールの実権を握っているとはいっても、果たして築港地区の債権にイオンはどんな出方をしてくるのか見えてこない。○BCやポスフールが倒産してから、イオンは自分の都合のいいように乗り出してくるのではないかという心配であります。

また、やめた前社長は、テナントを誘致するリーシングも兼務していましたが、新体制ではだれが担当するのか。市長は、これらを含むさまざまな不安に対してどう説明されるのか、先ほど指摘した、ちまたの不安にも触れて説明してください。また、旧ビブレ棟、現在のシーブ棟は物販施設としては過大であったことは、だれもが認めることになっています。マイカル倒産の折、旧ビブレ棟を小樽市で引き取ってもらいたいとの話があったときに、小樽市長は話の入り口でこれを断りました。OBCの新体制の下で再び旧ビブレ棟を小樽市に引き取ってもらいたいと要請があったら、市長はどうするつもりか、念のために見解を伺っておきます。

大きな3点目。中心街対策、なかんずく稲穂1丁目の再開発の地区から政策投資銀行が撤退した問題 についてであります。

政策投資銀行は、稲穂1丁目再開発区域の小樽開発株式会社に対する約23億円の債権をジー・インベストメント・アセット有限会社に譲渡し、同社は取得した債権の回収をプレミア債権回収株式会社に委託したとのことですが、どうしてこうなったのか、この間の経緯を説明してください。

次は、政策投資銀行は、旧マイカルの債権をまじめに回収しようとせず、ポスフールに格安の価格で譲渡し、築港地区から撤退しました。譲渡された旧マイカル立ち上げの責任企業の一つであるポスフールは、旧マイカルの債権をどうするかよりも、自己の利益を優先し、譲渡価格以上の債権をマイカルエネルギー、ホテルヒルトンから回収し、特別利益を上げていたことは、我が党が既に指摘したところです。これに続いて優良再開発事業と言われた稲穂1丁目再開発事業の金融債権66億円のうち37億円を融資した当時の北東公庫、その後政策投資銀行となりましたが、現在の残高41億円のうち23億円を占めていましたが、本年3月にジー・インベストメント・アセット有限会社に譲渡してしまいました。今後、ほかの債権者である北陸銀行、株式会社整理回収機構、それに新たな債権回収を引き受けたプレミア債権回収株式会社と小樽開発の4社で返済について協議することになりますが、プレミア債権回収株式会社は金融機関ではありませんから、丸井今井小樽支店の跡のテナント探しなど、これまで以上の困難が生まれると懸念するものです。

政策投資銀行は、政府の進める政府系金融機関の改革対象銀行として2008年には特殊会社に移行し、 事実上の民営化になり、2013年から2015年には完全な民営化となります。このため、不良債権の削減を 迫られていることもありますが、小樽の重要な事業に資金を融資した社会的な責任がありながら、最後 まで責任を全うせず、いとも簡単に国民の税金で融資した債権をまじめに回収しようともせず、責任を 放棄するのか。金融機関としての役割を果たさない無責任きわまる対応をするのか。しかも小樽の重要 な事業で続けて責任放棄を行ったことは許されません。政策投資銀行は一体幾らで債権を譲渡したのか を含めて、市長の見解をお聞かせください。ジー・インベストメント・アセット有限会社に移譲され、 同社から債権の回収を委託されたプレミア債権回収株式会社は、小樽開発にどんな方針で臨んできてい るのか説明してください。小樽開発はテナント料で返済する以外に方法はありませんから、丸井今井撤 退後の新しいスポンサーが入居するまで収入はないはずですが、丸井今井にかわるスポンサーはどうな っているのか。特に新聞報道でもありますが、最近のこういう債権回収会社というのは、本州で利益を 上げる物件がなくなったから地方に乗り出していると。こういう矢先に小樽が真っ先にねらわれていま す。丸井今井にかわるスポンサー探し、市長の努力も含めて、この間の経緯と現状を説明してください。 築港地区と稲穂1丁目地区の再生は、小樽のまちづくりの基本にもかかわるものです。二つを切り離 して個別の再建を進めようとしても、関係者の合意を得ることはできないと考えます。市長は19億円の 赤字予算編成を余儀なくされたとき、マスコミに小樽の歴代市政の問題点を指摘していました。歴代の 市長のようにならないためにも、この際、商工会議所をはじめ関係機関、関係者等ともよく協議して、 小樽のまちづくりをどのようにするのか、基本をしっかりと据えながら二つの地区の再建を進めること が必要と考えます。市長の見解をお聞かせください。

再質問を留保して終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) 北野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、障害者自立支援法実施に伴う諸問題について御質問がございました。

まず、4月からの応益負担の導入によって市内の障害者の実態はどうなっているかとの御質問でありますけれども、5月1日現在の数字で申し上げますと、手帳の交付人数は、身体7,515名、知的905名、精神361名の合計8,781名となっております。このうち障害福祉サービスを受けている方は、身体は施設サービス75名、居宅サービスは延べ416名の合計491名、知的は施設サービス468名、居宅サービスは延べ197名の合計665名、両障害を合わせまして1,156名となっております。この障害福祉サービス利用者のうち有料負担の割合は、施設サービスで87.7パーセント、居宅サービスで87.0パーセントとなっております。

次に、入所・通所施設での退所者等についてでございますけれども、5月末時点で市内の入所施設5か所及び通所施設11か所にお聞きしましたところ、入所施設は108名の利用者のうち対象者は1名、通所施設は184名の利用者のうち通所をやめた方は1名で、ともに応益負担導入の影響と聞いております。また、入所施設1か所、通所施設1か所で、退所又は通所を取りやめることを検討している方がそれぞれ一、二名程度いると伺っております。

次に、施設を退所した障害者、通所を断念した障害者の実態でありますけれども、入所施設を退所した方は現在自宅に戻っておりますが、本年中に再入所の予定と聞いております。また、通所を取りやめた方につきましては、把握いたしておりません。

次に、障害者自立支援法に関する基本的な見解でありますけれども、身体障害者授産施設や知的障害

者更生施設は、本来、企業就労に向け、また、社会復帰のために利用される通過施設であると認識しておりますが、入所者の高齢化や障害の重度化により長期間の入所者が増えているのが現状と認識しております。障害を持っている方が真に必要なサービスを受けられなくならないように、法の目的に沿ってその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、その他の支援を行うことが重要であると認識しております。

次に、1次判定の見直しの関係ですけれども、施設が独自に1次判定ソフトを使いまして試行したところでは、特に精神障害や知的障害の方については、実態にそぐわない結果となるとの指摘があると聞いております。しかし、1次判定の基になる調査項目だけでは、障害程度区分の判定は難しい部分があることから、医師の意見書などによる審査会の2次判定があるものと認識しております。今後、実際の審査判定においてどのような結果になるのかよく見極めた上で、問題があるのであれば国に要望すべきものは要望してまいりたいと思います。

次に、施設から退所せざるを得ない方についての御質問でありますけれども、各施設の新体系への移行には5年間の経過措置の期間がございます。このため、各施設がいつの時点で新体系に移行するのか、また、これに伴いどの程度の方が退所されるのか、現時点ではわかりませんが、市内には福祉ホームが2か所ありますので、今後の推移を見ながら、この施設の利用や定員増、在宅サービス、通所サービスの充実などを検討してまいりたいと考えております。

次に、5年後を見通しての退所者の受皿としての福祉ホームの問題ですけれども、新たに福祉ホームを設置することは、補助制度や本市の財政事情を勘案しますと難しいものと考えております。なお、地域生活支援事業は、社会福祉法人などの団体に委託することができることから、現在、市内にあります福祉ホームの活用や、身体障害者授産施設及び知的障害者更生施設などのうち、福祉ホームへの移行の可能性などについて施設側と協議をしながら検討していく必要があるものと認識しております。

次に、地域生活支援事業についてでありますが、市町村に義務づけられている事業といたしましては、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業があります。また、選択事業といたしましては、福祉ホーム事業、盲人ホーム事業、訪問入浴サービス事業、身体障害者自立支援事業、重度障害者在宅就労促進特別事業、更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業、知的障害者職親委託制度、生活支援事業、社会参加促進事業、障害児タイムケア事業、生活サポート事業があります。今後10月に向けまして障害者のニーズを把握しながら、現在、市又は法人等が実施している事業を中心に実施事業を決めてまいりたいと考えております。

次に、障害の認定区分の違いによる報酬単価とサービス量の違いから、働く人の確保などの困難が伴うということでございますが、これまでも3段階の区分によって報酬単価が異なっており、提供するサービスの量なども異なっておりました。同様に、障害者自立支援法も障害程度区分により報酬単価は異なっており、また、提供するサービス量なども異なることから、施設が特別の対応を考えることはないものと今のところ考えております。

次に、報酬単価の引下げによる市内の施設、事業所の実態でありますが、すべての施設、事業所について調査を行ったわけではありませんが、今のところ施設、事業所の体制について特に変化はないと聞いております。しかし、今後、正規職員が退職した場合のパート対応あるいは新体系に移行する際の体制の見直しなどを検討することになるというお話は伺っております。

次に、障害者を入所させているグループホームへの支援でありますけれども、グループホームにつきましては、これまで補助事業として実施してきました精神障害者のグループホームと支援費制度で実施してきました知的障害者のグループホームが障害者自立支援法の訓練等給付に一本化されました。グル

ープホームは障害のある方が地域で生活するために欠くことができない施設であることからも、障害者 自立支援法での費用の基準でグループホームの経営が成り立つのかどうか、その実態を十分に把握して まいりたいと考えております。

次に、障害者自立支援法が雇用の拡大につながるかという御質問でありますけれども、これまで授産施設で行われてきた働く場や訓練の提供が、障害者自立支援法では就労移行支援、就労継続支援という訓練等給付に移行していくことになります。利用者が施設から受け取る工賃と訓練等給付に要する自己負担との関係により、これまでの訓練等の回数を減らすなどの懸念があるとのお話を伺っておりますが、今後その実態について調査をし、ハローワークなどとの連携や市内企業へ障害者雇用についての理解を深めるよう働きかけながら雇用の拡大に努めていく必要があるものと考えております。

次に、障害ゆえにかかる経費の問題でありますけれども、この問題につきましては市としては把握いたしておりませんけれども、NPO法人大阪障害者センター、障害者生活支援システム研究会が平成16年度に実施した調査によりますと、障害があるゆえに必要となる特別な経費として、ガソリン代が41.3パーセント、外出経費26.4パーセントなどとなっており、移動に係る経費が多いものと認識しております。

次に、負担上限額減免制度についての御質問でありますけれども、最初に自己負担の負担上限月額につきましては、生活保護世帯はゼロ、市民税非課税世帯で収入が80万円以下、いわゆる低所得者1の場合は1万5,000円、それ以外の市民税非課税世帯、いわゆる低所得2の場合2万4,600円、一般世帯3万7,200円となっております。個別減免は、グループホームの入居者又は20歳以上の施設入所者で低所得1又は低所得2の方が、その所有する資産が350万円以下の場合に、収入月額が6万6,667円以下の場合は自己負担額はゼロ、収入月額が6万6,667円を超える場合は、その収入の種類や超える額に応じて超える額のおおよそ15パーセント又は50パーセントが自己負担額となります。社会福祉法人減免につきましては、社会福祉法人がこの制度を適用する場合に限りますけれども、低所得1又は低所得2の方で、一定の不動産以外の固定資産を所有せず、単身世帯の場合は収入が150万円以下で預貯金額が350万円以下の場合に、居宅介護利用者又は20歳未満の施設入所者は負担上限月額が2分の1、通所施設又はデイサービス利用者は負担上限月額が7,500円となります。

次に、減免を受ける際の所得認定の具体的な方法でありますけれども、本市では障害年金等の受給状況が確認できる年金通知書や年金振り込み通知書、振り込みに利用している通帳あるいはこれらの写しが必要となります。特別児童扶養手当や特別障害者手当などを受給している場合は、その状況が確認できる支払通知書、認定通知書、振り込みに利用している通帳あるいはこれらの写しが必要となります。また、社会福祉法人減免の場合は、固定資産の状況を確認できる納税通知書あるいはこの写しなどにより資産の確認を行っているところであります。

次に、将来のために生活を切り詰めてためた預貯金も減免判定のための対象財産になるかという御質問でございますけれども、個別減免につきましては、サービスを利用される方本人の預貯金等が対象となりますので、親などが障害のある子供の将来のために自分の預貯金としてためているものについては対象とはなりません。また、社会福祉法人減免につきましては、世帯の方の預貯金等が対象となりますが、その基準額は世帯員が1人増えるごとに100万円が加算されることになっております。

次に、国の低所得者対策としての減免制度の考え方ですが、障害者自立支援法の目的の一つに安定的な財源の確保ということがあります。これまでも支援費制度での国の補助金という不安定なものから、国、地方自治体の負担を明確化し、利用者の皆様にも一定の負担をしていただき、制度を安定的に維持していくという考え方の下で国において低所得者に配慮した減免制度であると理解しております。

次に、市の独自減免についての御質問でありますけれども、障害者自立支援法が10月1日に本格実施となることにより、障害福祉サービスの多くのメニューや市が実施主体となる地域生活支援事業がスタートいたします。このため、現在、各事業所の新体系への移行希望調査や地域生活支援事業として実施する事業について検討を進めております。また、これら事業の実施には多額の経費が見込まれますので、必要な予算についても検討を進めているところであります。このようなことから、市の独自減免制度につきましては、これら障害者自立支援法に係る経費全体の中で、一般財源の必要額がどの程度になるのか、それらを含めて慎重に検討しなければならないと考えております。

次に、旧マイカルについての御質問でございますけれども、初めに小樽ベイシティ開発の民事再生計画についてでありますが、OBCの自主再建を目的とした再生計画が平成14年7月3日に東京地方裁判所により認可決定され、OBCはこれまでその計画の遂行に努めてきたところであります。

再生計画の進ちょく状況でありますが、第1に、約292億円の再生債権のうち98.5パーセントの免除を受け、1年以内に免除額の金額を一括返済することとされていることから、平成15年7月3日に約4億3,000万円を一括返済しております。第2に、コスト削減等を行うとともに、新たなリーシング等により収益の改善を図ることとしており、コスト削減については光熱水費等の管理経費の削減を行い、リーシングについては大型書店や家具店などを誘致しております。第3に、別除権者と弁済額、弁済方法について協定を結ぶこととしておりますが、これについては0BCの収益が改善された段階で協定を締結することとしております。第4に、資本金については100パーセントの減資を行い、新たな出資を得て新体制を築くとしており、減資実施後、地元企業を中心に19社から出資を得て資本金1億1,700万円で再生を開始したものであります。以上のとおり再生計画が遂行されたことにより、平成17年3月10日、東京地裁より再生手続の終結通知を受けております。

次に、OBCの役員体制と旧ビブレ棟の引取りの要請でありますけれども、5月30日の定時株主総会で新たに5人の取締役が選出され、6月6日開催の取締役会で社長の交代があったと聞いております。まだ新社長とお会いしておりませんので、まずは新社長とお会いしまして今後の経営方針をお聞きした上で、市として対応すべきものがあれば検討していきたいと思っております。

次に、稲穂1丁目の丸井今井の跡利用でありますけれども、初めに政策投資銀行が小樽開発に対する 債権を譲渡した経緯についてでありますが、小樽開発によりますと、政策投資銀行は小樽開発に対する 債権の管理回収業務を整理回収機構に2年間委託をし、その中で新たなスポンサー探しをしておりまし た。しかし、実現に至らなかったため、債権を平成18年3月、お話にありましたジー・インベストメン ト・アセットに譲渡したものであります。現在このジー・インベストメント・アセットは、取得した債 権の管理回収業務をプレミア債権回収に委託しているとのことであります。

次に、政策投資銀行の債権譲渡でありますけれども、政策投資銀行は、いわば債権回収の専門機関であります整理回収機構に回収業務を委託し、回収に努力してきましたが、契約に至らなかったため、やむを得ず債権を譲渡したものと聞いております。なお、譲渡金額につきましては、秘密保持契約があるため、明らかにできないとのことであります。

次に、プレミア債権回収の小樽開発に対する方針でありますが、現在、小樽開発の顧問弁護士を交え て施設や経営状況について説明をしている段階であり、今のところプレミア債権回収から小樽開発に対 して具体的な方針は示されていないと聞いております。

次に、丸井今井にかわるスポンサーの状況でありますけれども、昨年10月に丸井今井小樽店が閉店となり、その後、商業者の強い要望を受け、地権者などが中心となって11月にサンモール・ネオを立ち上げ、地下及び1階で営業を再開したところであります。新たなスポンサーの誘致につきましては、国や

道に協力を要請するとともに、債権者である金融機関や顧問弁護士と協議を続けてまいりました。現状では幾つかの企業が出店の意向を示しているものの、ワンフロア当たりの面積が狭いことや駐車場の改善を求められていることなど難しい課題があるため、出店契約には至っていない状況にあると聞いております。

次に、築港地区と稲穂1丁目地区についてでありますが、築港地区の開発につきましては、これまで も経済団体や関係機関の意見を聞きながら進めてきたところであり、また、稲穂1丁目地区を含めた中 心市街地の活性化についても、商店街や商工会議所など関係団体と協議しながら進めてきたところであ ります。本市のまちづくりにとって築港地区と中心市街地の活性化はともに重要な課題であることから、 今後とも経済団体や関係機関と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 22番、北野義紀議員。

22番(北野義紀議員) 最初に、障害者自立支援法にかかわってお尋ねします。

一つは、この4月からの応益負担の導入にかかわって小樽市独自の減免制度をつくるべきだと3月議会で我が党が指摘したときに、市長は、障害者団体からは不十分だとの声もあるけれども制度維持のためには仕方がないと、こういうふうに答弁されていましたね。その上に立って今聞いたわけです。しかし、障害者自立支援法の実施によって市内の事業者、施設側がどんな実態になっているのかとか、あるいは障害者の実態がどうなっているかということについては、承知していないとか、調べていないとか、こういうお話なのです。そうすると、今でもそういう現状ですから、市長は障害者自立支援法実施にかかわって直接影響を受ける障害者や事業者、施設側の実態を調べることなく、独自減免は要らないと。いわゆる障害者のこの自立支援法の制度を維持するために、あの程度の減免ではやむを得ないと、こういうふうにおっしゃっているのです。だから、事実を調べもしないで、どうしてそういう答えをするのかというのが私の最大の疑問です。お答えください。

それから、二つ目ですが、小樽市独自の減額・免除制度についてであります。今いろいろとどれぐらいお金がかかるか検討しているという答弁でありました。仮に支援費から障害者自立支援法に変わったために負担が出てきた小樽市内の障害者、これらの方々を丸ごと何らかの小樽市独自の制度で救済する、支援するということになれば、いかほどのお金がかかると推計していますか。

それから、10月からの地域生活支援事業の選択すべき事業を何々でスタートさせるのかということでしたけれども、これはいろいろ事業名を挙げられましたけれども、その中から何と何を地域生活支援事業の小樽市独自の選択事業として取り入れていくのか。もう絞り込んでいかないと、時間的に間に合わないと思うのです。どのようにスタートさせるのか、地域生活支援事業の選択事業、事業名でお答えをいただきたい。

それからもう一つは、いわゆる事業者側との調整という問題ですが、10月から実施される障害程度区分認定で5年間の経過措置があるとはいえ、退所を余儀なくされる方が出るということは市長もお認めになっていると思うのです。そこで、市長の答弁を聞いていたら、事業者側で既に福祉ホームを立ち上げたりしているところがあるから、そこに委託して、簡単に言えば小樽の支援事業の一つを既に福祉ホームなどを行っている事業者に委託をして、小樽市の生活支援事業の一つだというふうに説明をされたと思うのです。私はそう受け取りました。しかし、問題なのは、新たに施設から退所せざるを得ない方が出るわけですから、だから新たな福祉ホームを新設しないと受入れにはならないわけです。だから、既存の事業者に事業を委託しても、人数を全部受け入れるというふうにはならないから、小樽市独自の福祉ホームを何らかの形で立ち上げたらどうかということで聞いているわけで、その辺についてお答え

をいただきたいというふうに思うのです。

それから、いわゆる小樽市の認定区分にかかわって、10月以降、いろいろと実態が出てくるわけですから、これを調べて矛盾があれば国に要求していくというお話です。しかし、介護保険のとき以上に、この障害者自立支援法の認定区分については、初めから問題ありということで、各方面から指摘があるのです。私は代表的な例を先ほど引用いたしました。ですから、10月の認定区分を待って1次判定と実態のかい離についてその実態を調べて、それから国におもむろに言うなんていう、まあそれも一つの方法でしょうけれども、いかにも消極的だと思うのです。もう全国でいろいろ指摘があるわけですから。だから、市長が調べていないのが一番の問題だと思うので、この点についていち早く国に判定のあり方について、実態とのかい離がないように、2次判定のことを持ち出して1次判定の矛盾をこ塗するわけにはいきませんので、この点について伺います。

二つ目、稲穂1丁目の再開発、政策投資銀行の撤退についてであります。

今の市長の答弁を聞いていて私はちょっとびっくりしたのですが、政策投資銀行はこの間、債権の回 収をRCCに委託して2年間努力したと。しかし、契約がうまくいかなかったから、先ほど指摘したフ ァンドに売ったと。政策投資銀行というのは金融機関なのですから、自分の貸したお金を融資先が何か の事情で経営に困難を来したら、その経営をよくするように手を出して、手をかして、そして国民の税 金である資金を回収すると、こういう仕事があるはずなのです。ところが、貸して何かこけたら今度は RCCに何とかしてくれと頼んで、そこもうまくいかなかったら、さっさと民間のファンドに債権を売 って事業から撤退すると。こんなことだったら、初めから政策投資銀行は、国民のお金である債権の回 収をまじめにやっていないということでしょう。以前、政策投資銀行は合併いたしましたけれども、そ の一つの北東公庫は、私たちはいろいろな業者から聞いていますが、幹部が乗り込んできていかに、特 に北海道の新しい事業にお金を貸しているわけですから、その事業がよくなるように知恵も力もかして、 そして債権の回収に最後まで努力していた、北東公庫はそういう金融機関です。ところが、開発銀行と 合併したら、そういうことをしなくていいということになったのかと。そんなことではないです。RC Cに債権の回収を委託したぐらいですから、債権の回収を行う責任のある金融機関です。マイカルに続 いて今度は稲穂1丁目再開発、小樽の重要な事業で2度も政策投資銀行は小樽市を見捨てていると、と んでもない金融機関だということになるのです。このことについて、マイカルのときも私は市長に意見 を述べなくていいのかということを言いましたけれども、それと同じことが今市長に問われていると思 うのです。しかも、マイカルのときも公金を投入していますが、稲穂1丁目再開発も優良再開発事業と して、国、道、小樽市の資金を投入していたと思うのです。幾ら投入しましたか。だから、そういう公 金を投入している事業だけに、市長としても首長として、この政策投資銀行の無責任なやり方を黙って いるという方はないと思うのです。御意見をお聞かせいただきたい。

それから、小樽開発とこれからRCCの話合いもあると思うのです。RCCは、これは拓銀の債権を受けてやっていることだと思うのですが。そこで、RCCの札幌の職員、破たんした拓銀のスタッフが多数採用されていると聞いているわけです。こういうことで客観的な回収ができるのかどうかということをお伺いしたいと思うのです。実際に札幌のRCCの出先の部門で拓銀出身者は何人いるのですか。

それから、この問題の三つ目ですが、ジー・インベストメント・アセット有限会社はどういう会社かと。また、委託を受けて実際に回収するプレミア債権回収株式会社はどういう会社なのか。業務の内容にも触れて説明してください。特にスポンサー探しをこれらの会社の業務の一つにしているのかどうか、ここには触れて答弁いただきたい。

それから、政策投資銀行の債権を譲渡されて回収することになったプレミア債権回収株式会社と小樽

開発の話合いはどうなっているのかということなのです。私は、ジー・インベストメント・アセット有限会社がどういう会社かインターネットでいるいる調べ、赤坂の住所とプレミア債権回収株式会社の住所が一緒だということだけはわかるけれども、ジー・インベストメント・アセット有限会社の会社の実態がわからないので、これは市長の方でわかっていると思うので説明をしていただきたいと思うのです。だから、私は、このプレミア債権回収株式会社というのは、新しい法律に基づき成立された会社だと、認可を受けている会社だと思いますから、ここの債権を回収することを唯一の目的にしている会社が、丸井今井跡のスポンサー探しに力をかしてくれるのだろうかという心配があるのです。だから、債権が政策投資銀行から今言った会社に譲渡されたら、スポンサー探しがより困難になるのでないかというふうに心配しているのです。それについてお答えをいただきたい。

最後は、築港地区についてです。

市長の答弁を聞いていて、いわゆる小樽ベイシティ開発の民事再生計画、東京地裁から認可された課題は何かということと、それからその課題について現状どこまで進ちょくしているのかというのを区別した答弁でなかったように、区別したところもありますけれども、よくわからないところがあるのです。例えば別除権協定を結ぶというのは東京地裁で、当時は日本政策投資銀行とポスフールですが、この2社と別除権協定を結びなさいと。そして、債権の返済について協定を結びなさいと、こういうことなのですね。ところが、市長の先ほどの答弁は、それに続けてOBCの経営がよくなったら契約を結ぶとなっているのでしょう。だから、東京地裁がOBCの経営がよくなったら別除権協定を結ぶというふうに言っていたのかどうか、これがよくわからない。

それから、小樽ベイシティ開発の経営が改善していくということが再生計画の柱の一つになっているのですが、ここの会社の経営が改善されたというふうに見ているのでしょうか。小樽市に固定資産税の一部が払い込まれれば、経営が改善されたと簡単にはそう言い切れませんからね。

それから二つ目は、ポスフールの経営状況についてです。これは昨年、我が党の古沢議員が昨年10月のポスフールの中間決算、これを基にして指摘をしたところなのですが、今年2月期の決算、個別財務諸表の概要というのが4月13日に公表されています。これによれば、昨年2月期は9,500万円のマイナスだったけれども、今年は7億700万円の黒字になっています。ところが、損益計算書を見ますと、特別利益が18億3,900万円と出ているのです。そして、先ほど言った当期の利益が出ているわけですから、差し引くと10億円以上の赤字なのです。いわゆるマイカルエネルギーとか、それからヒルトンから債権を譲渡価格よりも上回って回収したその分が入っているから黒字になっているのであって、17年の2月期と特別利益を除けば、ポスフールの経営はより悪化しているということは明白だと思うのです。だから、こういうことで築港地区の再建がなるのだろうかということが疑問として出ているわけです。

それからもう一つは、市長だから率直に言いますけれども、口の悪い人と私は断りますけれども、このビブレ棟に関してこうやって言っているのです。市長は、今度小樽ベイシティ開発から旧ビブレ棟をもらってくれと言われたら、もらって取り壊して、市税の対象を少なくして半分ぐらいにしてしまうのではないかと、こういうことを言う人もいるのです。だから、市長の真意をここではっきりしておいた方が市長の名誉にもなると思うので、改めて説明してください。

それから、パブリックコメントということを先ほど来他党の方にも答弁して、市政の重要案件でパブリックコメントなどをしてきたというふうに市長はお答えになっていますが、しかし先ほど指摘したように、築港の病院建設、私はきつい言葉で指摘しましたが、与党からでさえ独断専行とかトップダウンとか、こうやって言われるぐらいなのです。だから、病院の問題では、改めてパブリックコメントをきちんと行ったということをやる必要があるのではないかと。私は、市長が他党の方にも病院問題でいる

いろお答えになっているから、その経過は承知しているのです。しかし、平成11年に基本構想の作業に入ったと先ほども改めて説明がありました。しかし、私は、もう8年切っていますが、7年半前の市長選挙の市長の公約で病院の建替えということを初めて打ち出したのです。具体的な公約は、このときの公約がこれがただ一つだったのです。それから3年後、平成14年に、何回も言いますが、我が党は量徳小学校を廃校になった旧住吉中学校跡に新築・移転させて、そこに今の量徳小学校と病院でもって、病院のところに新しい病院を建てたらどうかという提案をしているのです。いや、私は、質問でこれに触れていますからね。いいですか。だから、そういう市長のとった態度については、私も経過は何回も聞いているし、それはそうだと思うのです。しかし、市長のお答えになる、説明になるのは、市長にとって都合いいことだけを述べているに過ぎないと。我が党は何回も指摘していますが、自分にとって都合の悪いことは触れないということは、公平性に欠けるのではないかというふうに思うのです。この点についてお答えをいただきたい。

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

市長(山田勝麿) 私から答えた以外は福祉部長から答えさせますけれども、独自減免の関係につきましては、先ほどもお答えしましたとおり、10月から本格実施されるわけですから、そういった経費がどのぐらいかかるのか、これから試算していくわけですけれども、その中で一般財源がどの程度必要なのか、そういうものも見極めた上でそういったものも検討しなくてはいけないのかなというふうにお答えしています。

それから、福祉ホームの関係で市として建てるべきだというお話がありましたけれども、現状ではなかなか今すぐ福祉ホームを建てるというふうになりませんので、既存の福祉ホームで増築ができないのかどうか、それからいろいろな授産施設、そういったことが福祉ホーム的なものに転用できないかどうかと、そういうこともあわせて検討していきたいと、施設側と協議をしていきたいと、そういうことです。

それから、国への要請ですけれども、1次判定について施設の方でソフトを使って試行的にやってみたけれども、やはり不都合があるのではないかという話は聞きましたので、本格的には2次判定まで持っていって、どういう状況になるのかまだわからないわけですから、それを基にして不都合があればそのことについて国に要請をしていくということにしたいというふうに思っています。

それから、稲穂1丁目のこの再開発の関係ですけれども、投資銀行の関係についてはいろいろ問題があるというふうには思っています。それから、RCCの関係は、私もお会いしたことがあるのですけれども、これは札幌ではなくて東京のRCCが担当しているということで東京の人が見えました。今回のこの案件については、非常に全国的に見ても難しい案件であるというふうに言っておりました。したがって、なかなか2年間の中で回収ができなかったというふうに聞いておりますので、御理解いただきたいと思います。

それから、スポンサー探しの関係は、私はまだ債権回収会社の方とお会いしたことはありませんし、初めて聞いたのですけれども、今、顧問弁護士が中に入っているいろやっていますので、そことはいろいるお話や情報交換をしていますので、顧問弁護士も今何とかスポンサー探しに努力したいというふうに聞いていますので、それに期待をしているということで、その他の問題については経済部長の方から説明をさせたいと思います。

それから、築港の問題でOBCの経営の改善の問題ですけれども、非常にすっきり改善されていると

いうふうには言えないと思います。もちろんいろいろ未払いのものがあるわけですから。したがって、何とかそういう状況を一日も早く脱してほしいという願いでいろいろ交渉しているということでございますので、御理解願いたいと思います。

ポスフールの関係は、ちょっと私の方はそういう情報を持っていませんので控えさせてもらいます。それから、最後に病院の問題がありましたけれども、この病院の問題というのは、平成11年、確かに地方統一選挙のときに私も含めて3人が立候補されまして、たしか公約として、それぞれが病院の問題、統合新築の話を出していました。ですから、相当病院の統合新築については、基本的には皆さん合意されているのだろうというふうに思っています。したがって、この間7年、もう8年目になりますか、ずっと特別委員会も設置されて議論をしてきましたから、そういう意味ではかなり議論が尽くされてきていると私は理解しておりますし、これはだれのためにやるのかというと市民のためにやるわけですから、そういう市民の健康、命を守るために新しい病院、療養環境を整えていくという、そういうために、ぜひ一日も早くやっていきたいという気持ちでいっぱいでございますので、ぜひその点は御理解をいただきたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

#### 議長(中畑恒雄) 福祉部長。

福祉部長(中町悌四郎) 私の方から、10月から実施します小樽市の地域生活支援事業、選択事業についていろいろなメニューがあるのですけれども、その中で現在予定している事業をお話し申し上げます。

一つは福祉ホーム事業、それから二つ目に訪問入浴サービス事業、それから三つ目に更生訓練費というのがあります。それから、四つ目として社会参加促進事業。最後になりますけれども、生活支援事業のうちの生活訓練等事業というものを考えています。いずれもこれらは現在も市又は市内の法人、団体等が実施している事業、そういったものを中心に考えていこうと、そういうふうに今予定しております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

## 議長(中畑恒雄) 経済部長。

経済部長(安達栄次郎) まず、稲穂1丁目地区の再開発の関連につきまして、ジー・インベストメント・アセット有限会社につきましては、私どもとしてもインターネットなどを使いながら情報の収集に努めているのですけれども、たまたままだその会社の情報がないと、掲載されていないということで、私どもとしては、これは把握はしておりません。しかし、プレミア債権回収株式会社につきましては、先ほど言いましたように、このジー・インベストメント・アセット有限会社と同じ赤坂に住所のある会社でございまして、これについてはネット上に掲載されているということでございますので、わかる範囲でということでございますので、このプレミア債権回収株式会社は1999年に設立されて、債権回収に関する特別措置法という法律に基づいた債権回収業者としての免許を取得しているということでございます。そして、これにつきましては、2001年にGMACコマーシャル・ホールディング・アジアの100パーセントの子会社ということでございますので、100パーセントこの外資が入っているということで把握をしてございます。

それから、主な業務ということでございますけれども、この債権回収に係る例えば資金管理、担保分析、支払、レポーティング、それから顧客に対する継続的かつ効果的な回収を確保する、その他の業務を行うということでございます。今の段階はそこまででございますが、現在については、このスポンサー探しについては小樽開発の顧問弁護士を中心にして今行われているので、このプレミア債権回収がそこまでの業務をしているかどうかということについては、現在の段階では把握はしてございません。

それから、築港地区との関連で別除権者との協定についてでございますけれども、この別除権等の協定については、いわゆる現在別除権者そのものがポスフールになっていると思いますけれども、弁済額、 弁済方法についての協定を結ぶということですから、当然このOBCの収益がやはりある程度改善されていかなければ、なかなかこの協定を結ぶことはできないだろうということで、市長からこのような答弁をさせていただいたところでございます。

(「1年以内だろう」と呼ぶ者あり)

1年をめどにという言い方はされておりました。しかし、1年以内という限定ではないというふうに 私は理解しております。

それから次に、先ほどRCCの札幌支店に拓銀の出身者が何人いるのかということについては、これについては現在のところ私の方では把握をしておりません。

それから、ポスフールの財務諸表との関係ですけれども、実は先ほどちょっと入手をしてみました。確かに北野議員がおっしゃるように、特別利益との関連の中で、結果としては収益が前年度に比べてよくなっていますけれども、特別利益があることで逆にマイナスになっているのではないかということの意味はわかりますけれども、この財務諸表につきましては、やはりもう少し時間をかけて中身を私どもも見なければ、ポスフールそのものの収益が改善しているかどうかということについては判断できないところでございます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 22番、北野義紀議員。まとめてください。

22番(北野義紀議員) 最初に、障害者自立支援法の問題ですけれども、一つだけ小樽市独自の減免制度についてですけれども、福祉部長が最後にお答えになった、いわゆる小樽が選択する地域生活支援事業、これにかかわっては、当然のことですが、財政の負担については検討を開始していると思うのですよ。10月実施ですからね。だから、検討している事業ごとでいいですから小樽市の負担はどれぐらいになるのか、あるいは国その他からどれぐらいの援助があるのか、これについて事業ごとにお知らせいただきたいということです。

それから、稲穂1丁目の問題についてですけれども、ジー・インベストメント・アセット有限会社という、政策投資銀行が債権を売り渡した会社が、あなた方がインターネットで調べてもわからないと。これは特別法律に基づいて政府が認可した会社だから、私はいいかげんな会社ではないというふうには思うのです。しかし、どういう会社か、業務内容が何かということがわからなかったら判断のしようがないから聞いているのです。皆さんだって同じ思いだと思いますよ。だから、もしわからないというのであれば、売り払った一方の当事者である政策投資銀行に聞いてみるというのは当たり前ではないですか。そういうこともやっていないのですか。あなた方が債権を売り渡したジー・インベストメント・アセット有限会社というのはどういう会社なのですかということを政策投資銀行に聞いていないのですか。ちょっと丸井今井跡の再建にまじめに取り組んでいるとは私は思われませんけれどもね。いかがでしょうか。

それから、ポスフールの問題で、18年2月の決算について指摘したら、経済部もそういう決算は入手して、いろいろ見ているというお話だったですね。先ほど経済部長が答弁されたとおりです。そうすれば、ポスフールの経営がどうなっているか、公表された範囲で、特に実権を握っているイオン、今ポスフールの社長はイオンから来ているのですから、このイオンの社長がどういうふうにしてポスフールの再建について援助をし、立て直しを図ろうとしているのかということが決算上見えてこないから、先ほどのような表現で質問したのです。だから、私どもはわからないけれども、市長をはじめ理事者の皆さ

んがそういうことを知っているのであれば明らかにしていただきたいということです。

それから、小樽ベイシティ開発の再生計画について、結局、別除権協定を結びなさいというのが東京 裁判所の課題だったわけですね。ところが、そこで皆さんの話を聞いたら、経営がよくなったら協定を 結ぶと。今は弁済について話し合うような経営状況でないというふうに受け取ったのですが、そういう ことでよろしいですか。

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 経済部長。

経済部長(安達栄次郎) まず、ジー・インベストメント・アセット有限会社がどういう会社かということについての政策投資銀行との関係についてですけれども、これについてはたしか私どもの担当者が政策投資銀行の方にも問い合わせをしたと思いますけれども、それがどういう会社かということについての個別の案件についてはお答えできないと、こういったお話を一部承っております。

(「政策投資銀行が答えられないと言ったの」と呼ぶ者あり)

答えないと。個別な案件には答えないということです。そういったことで私は聞いております。

それから、2点目のポスフールとイオンの社長の姿勢の問題ですけれざも、これにつきましても、先ほど市長が答えましたとおり、今新たに新役員体制が決まった中で、まだ社長ともお会いしておりませんし、また、イオンから来た社長ともまだ個別の話合いなり、まだお会いはしていないというふうに聞いておりますので、また今後、このOBCの姿勢等も含めてお話は聞いていくことになるだろうというふうに思っております。

それから、別除権は総務部長の方からです。

議長(中畑恒雄) 総務部長。

総務部長(山田 厚) 昔の話なので私の方からある程度経過を追って説明させていただきますけれ ども、平成14年3月29日に記者会見を弁護士がやっているのですね、弁護団として。そのときの内容と いうのは、先ほどお話が若干あったように、いわゆる1.5パーセント相当額の認可決定確定額というのは 1年以内に一括弁済をするというのがあるのです。しかしながら、別除権債権については、再生計画認 可後、別除権者、この当時は日本政策投資銀行とポスフールの差入保証金が61億円ありましたから、こ の二つ分が別除権というもので設定されていますので、この二つ、別除権者との別除権協定を締結する ための交渉を行うという中身になっているのです。ですから、あくまでも交渉を行いながら別除権の整 理はしていく。したがって、金が払えない契約といいますか、協定を結べませんから今日まで話をして いるわけですけれども、この間、政策投資銀行の別除権債権がポスフールが、幾らかわかりませんけれ ども、その権利を取得したということで、結果的に現在ポスフールが別除権債権をすべて持っていると、 こういうことなのです。御承知のように、ヒルトンが民事再生をやりエネルギー会社が借財の整理をす る中で、いわゆるポスフールが日本政策投資銀行から借りた金を、これも幾らかわかりませんけれども、 買い取っているわけです。その総額を、北野議員がおっしゃっているように、エネルギーとヒルトンが 幾らで整理をしていったのか、株式会社イシン・ホテルズ・グループに転売するときとか、それから今 のエネルギー会社、北ガス中心の会社に処理するときに、幾らで処理したのかというのが私どもとして は直接正確には聞いておりませんけれども、前回、前々回の議会の中でいわゆる決算なりなんなりを見 ると、特別利益ということで、その債権の売却というものの数字が出てきていると。これが先ほどおっ しゃったような全体の決算の中で数字が出ているのだろうというふうに推測はしております。

したがいまして、別除権協定そのものは、先ほど経済部長が話したように、これからのOBCの経営

の中でどういうふうに整理をしていくか。これはいろいろなお話は聞いていますけれども、会社の中の内情でございますので、こういった中で話すのは適切ではないと思いますので、どのように整理するのか、これも公式の話ではなくて、一定程度こんな方向でポスフールと話をしているという程度のお話しか聞いていませんので、具体的にはやはりOBCの再生といいますか、そういったものにどういった力を入れていくのか、結果的にそれでいわゆる別除権の処理をどうするか、これにかかってくるかなというふうには思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 福祉部長。

福祉部長(中町悌四郎) 先ほどの障害者自立支援法の地域生活支援事業、10月からの市の選択の予定の事業なのですけれども、正直なところ、そういった予算額がわかれば話したいところなのですが、実はこの10月から実施、これもそうなのですけれども、まだほかのメニューがいろいろあるのですけれども、これの基準単価というのが国の方、政令等でまだ示されていないのです。そういったことで、まだ、どれくらいかかるかという金額や予算を出すことができないというところが、実際です。ですから、今後、国の方からそういった政令等で、基準単価が示されますので、それに合わせて一斉に、ほかのメニューもございますけれども、そういった事業費がどのぐらいかかるかということを予算をつくっていきたいと、そういうふうに考えております。

議長(中畑恒雄) 北野議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時01分

#### 再開 午後 4時20分

議長(中畑恒雄) 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 11番、大畠護議員。

(11番 大畠 護議員登壇)(拍手)

11番(大畠 護議員) 一般質問をいたします。

初めに、後を絶たぬ公金横領事件についてであります。

まず、指定管理者制度についてお尋ねいたします。小樽市の施設の指定管理者制度の運用に関する指針では、指定管理者制度の導入は、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ることを目的とすると記載しております。お尋ねしますが、指定管理者が公金を取り扱う施設名と管理者名はどのようになっているのか。また、指定管理者に対する公金の取扱指導と管理、チェック体制はどのようになっているのか、お答えください。

次に、小樽市観光物産プラザについてであります。小樽の観光物産館の拠点として、臨港線沿いの旧小樽倉庫を利用し、多くの市民や関係者の期待を集め、小樽市観光物産プラザがオープンしました。時間の経過とともに運河プラザの利用内容も大幅に変化しましたが、運河プラザがオープンしたのはいつですか。小樽市が観光協会に運河プラザの業務を委託したのはいつからですか、お答えください。また、小樽観光協会に市職員のOBが再就職をしていましたが、そのOBは現職のとき、どのような役職で再就職後の役職名はどのような肩書であったのかお尋ねします。

本市は、運河プラザの運営業務を長期間にわたって小樽観光協会に委託してきました。平成17年5月 末まで、市の幹部職員OBが事務方の責任者として小樽観光協会に再就職し、業務の執行に務めました。 この間、運河プラザの清掃業務を請け負った委託業者の長期間にわたる契約違反行為を見逃し、平成14年の議会で指摘されるまで、管理業務の委託を任されていた責任者が契約内容を知らなかったでは、あまりにも無責任な話ではありませんか。

このたび、運河プラザの指定管理者の小樽観光協会が徴収していた運河プラザギャラリーの使用料の 着服事件が発覚しました。長期間に及ぶ不祥事がなぜ今まで発覚しなかったのか、市長の御所見をお聞 かせください。

また、この着服事件は、観光協会の職員とはいえ、ギャラリーの使用料は公金であります。公金の取扱いと事件の内容を具体的にお示しください。小樽観光協会の指定管理者としての管理能力に疑問があると、私は思うのですが、市長の御所見をお示しください。また、市の管理責任はどこにあるのかお尋ねいたします。

次に、小樽市公設青果地方卸売市場についてお尋ねいたします。

初めに、平成17年度の営業概況についてお尋ねいたします。昨年8月、小樽市民の台所を預かる樽一小樽中央青果株式会社が経営の不振から、丸果札幌青果株式会社に経営全般にわたる支援を要請し、同年9月5日の株主総会で承認を得ました。資本金5,000万円、発行株数1万2,000株、そのうち丸果札幌の所有株7,645株、約63.71パーセントでございます。代表取締役社長、専務取締役、非常勤取締役2名など、役員の出向を受けた新たな経営陣の下、札幌の丸果青果株式会社の子会社として新たに発足し、約8か月が経過しました。樽一青果の平成16年度、17年度の経営状況はどのようになっていますか。野菜、果物取扱高、売上金額、対前年比などをお尋ねいたします。また、予約相対販売と競りの取扱いがありますが、この比率がどのようになっているのか、お示しください。

札幌市中央卸売市場と小樽市公設青果地方卸売市場との相場の比較についてであります。近年、小樽市内に多くの市外業者があらゆる業種にわたり進出、出店されていることは御承知のとおりであります。特に、飲食店、レストラン、病院給食などに納品をしている市内の青果物を営む経営者の方のお話を聞くと、札幌から同業者が小樽市内の納品先に納める値段は、樽一の競り値であり、我々は樽一から仕入れていたのでは太刀打ちができないという話をたびたび聞くことがありますが、札幌市中央卸売市場と樽一の相場の比較はどのような状況にあるのかお尋ねいたします。

次に、おたる水族館の改築についてであります。

昨年の第3回定例会で、おたる水族館の改築構想などについて質問をしており、市長の御答弁をいただいております。現施設の老朽化が進行しているとの認識から、昨年9月、水族館の職員による検討委員会を立ち上げ、新水族館の実現に向けた構想づくりに入ったところであります。今後、作業が進められる中で、職員の経験やノウハウが生かされ、多くの皆さんから支持される構想として取りまとめられるよう期待をしておりますと市長の御答弁をいただきました。先日、館長にお会いする機会があり、改築に向けて職員から寄せられる構想を全部実現すると、世界一の規模の水族館になるなど、改築に向けて水族館職員が一体となって取り組んでいる様子が感じ取れたのであります。水族館の改築構想、規模、オープン時期などの事業計画はどのようになっているのか。おたる水族館の社長であります市長のお考えをお示しください。

次に、鰊御殿周辺の環境整備についてでありますが、旧来からこの周辺は土地の権利者同士のトラブルが絶えず、特に近年、鰊御殿に車で訪れる方と駐車場を経営されている一部の地権者の間でトラブルが発生し、毎年多くの苦情が小樽市に寄せられ、その問題解決のために市職員が御苦労をされていることは十分承知のところであります。その当事者は、次々と小樽市に難問を突きつけ、いまだ解決の糸口が見えず、現状では見通しも立っていないといったところで、同地域の観光が受けるダメージは多大で

あります。鰊御殿の指定管理者は、おたる水族館であります。このようなことから、新しい水族館のオープンに合わせ、水族館から鰊御殿までの交通アクセスを抜本的に検討すべきと提案いたしますが、市長の御所見、御見解をお聞かせください。

また、旧水族館前の汚水管整備の件でありますが、同じく昨年の第3回定例会で質問し、年度末の3 月末までに小樽市と水族館が費用、管理についても責任を分担し、協議し、整備しますと市長からも御 答弁をいただいていますが、いまだに整備がされておりません。どうなっているのですか。また、小樽 市とおたる水族館の協定書、覚書などはどのような内容なのかお尋ねいたします。

次に、北海道ワイン観光ゾーン整備計画についてお尋ねいたします。

北海道ワイン株式会社が、本年3月1日、北海道ワイン観光ゾーン計画を発表しましたが、計画はどのような内容で、全般の業務予定期間はどのようになっているのか、お尋ねします。

次に、マリンウェーブ小樽についてであります。

「ボートクルージングに期待をする。小樽の観光資源、海と丘から」を提案し続けている私にとって、高速のクルーザーに乗船し、海から眺める国定公園小樽海岸の祝津・赤岩・オタモイ海岸の奇岩、絶壁などの景色は、必ず利用客の皆様方に満足感を味わっていただけるものと確信を持っており、また、ボートクルージングが小樽観光の新たな観光資源に発展することに大きな期待を寄せるものであります。この事業の目的と使用する船舶はどのような大きさなのか。昨年の実績と今年度の目標をどのように計画しているのか、あわせてお尋ねします。また、ボートクルージングの広告・宣伝はどのような方法で行っていますか、お尋ねします。

次に、外航船客公共待合所についてであります。

平成16年7月、国のテロ防止対策、改正ソーラス条約により、小樽港周辺の環境が様変わりしました。 水辺に親しむとの構想計画で実施を推進してきたウォータフロント構想とは裏腹に、同条約によって市 民や港を訪れる人々をますます水辺、港の周辺から引き離し、さらに同待合所に開設をしていた小樽イ ンフォメーションセンターが利用客の減少から本年3月末で閉鎖をし、残った店のテナントが細々と営 業を続けています。現在の建物の利用状況と今後の利用計画など、どのようになっているのかお尋ねし ます。

次に、国民健康保険についてであります。

初めに、国保の加入状況について、平成17年度の資格証、短期証の交付世帯数及び国保料金の直近の 調定収入、未納額及び収納率について、どのような状況になっているのかお尋ねします。また、17年度 中の資格取得者数、喪失者数、それぞれどのような状況にあるのかもお尋ねいたします。

次に、国保収納体制についてであります。市職員数、嘱託職員数はどのようになっているのか。また、職務の内容についても、おのおの具体的にお示しください。特別徴収員、嘱託職員の採用基準資格はどうなっていますか。採用された嘱託職員の教育はだれがどのような方法で行っているのか。市民から国保に関する問い合わせや苦情など寄せられることがあると思いますが、どのような内容が多いのかお示しください。先日、市民から収納体制に対する要望と苦情の手紙、未納金の集金取扱いについて、また、集金員の態度についてお手紙をいただきました。市の対応など改善を求める手紙の内容について、どのような返事を市民に対してしたのかお聞かせください。

最後に、小樽市消防長期構想についてお尋ねします。

市町村における消防力の整備基準を示す「消防力の基準」が平成17年6月13日付けで一部が改正され、 名称についても「消防力の整備指針」に改められました。この構想は、本市の財政事情などを考慮し、 消防力の整備指針、将来人口、本市の特性、各事業との整合性を踏まえて、本市の消防行政の将来像と ともに、各事業を計画的に進める上での方向性が示されました。この構想は、1、構想策定の背景と目的、2、基本目標、3、基本方針、4、計画期間、5、目標とする組織体制、6、業務別の展開施策、7、消防団、8、進め方と留意点など、大きく8項目から成る長期構想、平成18年から27年までが示されました。

初めに、業務別の展開施策について何点かお尋ねします。通信指令業務についてでありますが、高性 能消防施設の導入について、平成7年度、8年度に導入した現指令施設は老朽化が進んでおり、更新す る必要がある。さらに、更新に当たっては、IP電話などに見られる緊急通報手段の多様化や発信基地 特定など、迅速な指示業務を幅広い市民ニーズに対応するためとのことですが、市民ニーズなどもどの ように変化してきているのかお尋ねいたします。

現施設は、平成7年度、8年度に導入しましたが、機種選定について、競争入札の結果、予算価格1億円より大幅に低い金額約2,000万円弱で落札し、問題になったシステムでありますが、設置されてから今日までの施設の保守・点検、管理はどこが行ってきたのか。この消防システムを設置導入してから約10年が経過しましたが、この間、機器やシステムなどが原因でトラブルの発生や問題点はなかったのか、あわせてお尋ねします。

次に、消防無線のデジタル化についてであります。伝達情報の高度化、秘守性の確保、広域応援体制の円滑化及び多方面で急増する無線需要への対応などのため、消防救急無線のデジタル化を推進すると示しておりますが、全く同感であります。しかし、これらの一連の機種選定や設置後の保守・点検、管理・運営については、だれもが納得のできる方法を十分検討し、取組をしていただきたいと願うものでありますが、市長の御所見をお聞かせください。

再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) 大畠議員の御質問にお答えいたします。

初めに、このたびの観光協会における事件について何点か御質問がございました。

まず、指定管理者に公金の取扱いを委託している施設とその指定管理者名でありますが、本市では本年4月1日現在、公の施設148施設のうち28施設で指定管理者制度を導入しております。この28施設のうち、市長部局が所管する施設では8施設で使用料の徴収・収納事務を委託しております。その施設名と指定管理者名についてでありますが、市民部所管施設では、小樽市いなきたコミュニティセンターは小樽市いなきたコミュニティセンター連営委員会に、小樽市銭函市民センターは小樽市銭函連合町会に、福祉部所管施設では、小樽市軽費老人ホーム福寿荘は社会福祉法人小樽北勉会に、小樽市総合福祉センターは社会福祉法人小樽市社会福祉協議会に、経済部所管では、小樽市鰊御殿は株式会社小樽水族館公社に、小樽市産業会館は協同組合小樽名店街に、おたる自然の村は財団法人おたる自然の村公社に、小樽市観光物産プラザについては社団法人小樽観光協会にそれぞれ委託しております。

次に、指定管理者に対する公金の取扱いの指導と管理、チェック体制でありますけれども、徴収事務等の委託に当たりましては、指定管理者には公金を扱う職務の重要性について認識をいただいた上で業務委託契約を締結しており、また、関係法令や会計規則等の遵守を求めております。業務委託契約書では、業務仕様書等により、備えなければならない帳簿の種類や歳入金の納入期限や納入方法等のほか、これらの算定根拠となる利用状況に関する報告書などの提出について定めております。また、施設を所

管する部局では、業務仕様書等に定めた関係帳簿を点検し、歳入金と使用状況との確認を行うほか、必要に応じて実地検査を行うこととしております。このほか、会計部局による徴収事務等の検査について も定期的に実施をしております。

次に、運河プラザについてでありますが、運河プラザは平成2年3月1日に供用開始し、開館当初から小樽観光協会に管理・運営及び使用料徴収事務を委託しております。また、小樽観光協会に再就職した市職員につきましては、退職時の役職は助役、港湾部長、文学館館長であり、再就職において、1名が専務理事、2名が常務理事に就任しております。

次に、小樽観光協会の使用料着服及び不正事件についてでありますけれども、多目的ギャラリーの使用料の取扱いについては、観光協会が使用者から使用料を徴収し、使用者に領収書を交付するとともに、市の指定する金融機関に納入することとしております。しかし、観光協会は長年にわたり使用料収納事務を1人の職員に担当させていたことにより、この間、その職員が関係帳票類を巧妙に操作をし不正を隠ぺいしていたため、着服行為を見過ごす結果となりました。

次に、事件の内容でありますけれども、平成10年度から17年度までの8年間にわたり、市の使用許可申請書を提出せずに使用料を着服したケースと本来徴収すべき使用料を徴収せずに不正に使用させていたケースがあり、総件数は146件、総額は554万8,580円であります。

次に、小樽観光協会の指定管理者としての管理能力でありますけれども、運河プラザの指定管理者選定に当たっては、開館当初からプラザの管理・運営等の業務を行っている実績があること、プラザの設置目的と協会の事業内容が合致することなどの理由から、観光協会を指定管理者に選定をいたしました。しかしながら、このたびの事件に対する観光協会の責任は重いものがあり、今後も引き続き指定するかについては、事件発生の原因などを踏まえながら、できるだけ早い時期に結論を出したいと考えております。

次に、このたびの事件に対する市の責任でありますけれども、業務を委託していた市が不正を早期に発見できなかったことにつきましては、業務の点検が不十分であったことを深く反省しており、事件発覚後、直ちに事務の問題点を整理し、事務の改善を図ったところであります。なお、このたびの事件の発生を受けまして、5月25日付けで庁内各部局に対し、業務委託を含む公金の取扱業務すべてについて再点検の実施、問題点、課題の洗い出しを指示しており、その内容を精査の上、不正の発生を未然に防止できる事務処理体制の確立に努めてまいりたいと考えております。

次に、小樽市公設青果地方卸売市場についての御質問でございますが、初めに16年度と17年度の野菜と果実のそれぞれの取扱高、売上金額についてでありますが、野菜は、平成16年度が1万4,382トンで24億9,494万円、17年度が1万2,577トンで21億4,539万円となり、果実は、平成16年度が4,299トン、13億6,212万円、17年度が4,474トンで12億4,262万円となっております。また、平成17年度の青果物取扱状況は、春先は品薄傾向でありましたけれども、年末の大雪までは全般に供給過剰が続き、価格も安値で推移したことから、平成16年度と比較すると、野菜は取扱高、金額とも前年度を下回ることとなり、一方、果実については、取扱高は上回ったものの単価安のため、売上金額は前年度を下回ることとなりました。次に、予約販売と競りの比率でありますけれども、平成17年度では、予約相対が57パーセント、競りが43パーセントとなっており、本市場においては、全国的な傾向と同様に年々予約相対取引の比率が高くなっている状況にあります。

次に、札幌市中央卸売市場と小樽市公設青果地方卸売市場の相場の比較についてでありますけれども、 近年産地の出荷組合の合併等により、大消費地の中央卸売市場へ品物が集中する傾向が顕著となり、ど この地方卸売市場でも集荷に苦戦しているところであります。本市場は、札幌市場との距離が近く、ま た、近年情報の迅速化が進む中で、買受人は本市の相場が札幌市場より高い場合には、札幌で仕入れをする実態もあることから、相場については、札幌市場とのバランスの中で推移しているものと考えております。ただし、何らかの事情による集荷不足のため、札幌市場等を経由して本市場に荷引きされる場合には、手数料や運賃等の関係で高値となる場合があるものと聞いております。

次に、おたる水族館の改築に関連してのお話ですけれども、まず改築構想と規模でありますけれども、昨年9月に現館長を筆頭に職員7名から成る新館構想検討委員会を立ち上げ、現在、新水族館においてどのような種類の飼育・展示が効果的なのかといったソフト面を中心とした議論を行っている段階であります。これらの議論を踏まえ、今後において将来を見据えた集客力のある魅力的な施設づくりについて検討を進めており、規模とかオープン時期については、まだそこまでには至っていない状況であります。

次に、鰊御殿のアクセスと前浜の民間駐車場の関係でありますが、鰊御殿へのアクセス道路である市道祝津道線沿いの無料駐車場を利用しようとする方と前浜にある民間駐車場の開設者との間で、日常的にトラブルが発生しており、鰊御殿の指定管理者である小樽水族館公社に対して苦情が寄せられているところであります。市といたしましても、長年にわたり民間駐車場の開設者と粘り強く話合いをしてきておりますが、残念ながら理解が得られない同じ状況が続いております。しかしながら、問題は祝津地域全体のイメージダウンになりかねないことから、今後とも祝津観光組合や関係機関の方々とも協議しながら、解決に向けた方策を探ってまいりたいと考えております。

次に、祝津前浜の排水施設でありますけれども、この施設は水族館の水槽の水をポンプにより前浜に 圧送するもので、昨年、管が破損し、改修を必要としておりましたが、護岸に排水管を架設する方法に 切り替えるため、後志支庁に祝津漁港施設の占有許可を受けなければならないことから、その手続に時 間を要したものであります。また、この圧送管の整備につきましては水族館において実施しており、今 年の大雪の影響で現地での見積り、設計等に時間がかかっていますが、夏の観光シーズンに入る前に改 修を終えたいということを伺っております。なお、施設管理の協定書につきましては、水族館が工事着 手する段階で、管理負担区分の内容を明確にし、締結してまいりたいと考えております。

次に、北海道ワイン観光ゾーン整備計画の内容でありますが、当計画は、平成18年3月に北海道ワイン株式会社が作成したもので、同社が当初から計画していた果樹公園構想を花畑公園構想に変更したものであり、同社が目指す観光・ワイン・地域農業の3分野が一体となった産業振興構想の一部と位置づけられております。今回の計画は、観光事業的な視点からアプローチされたものであり、具体的には、花公園ゾーンを中心とした幾つかのゾーンの中に展望台や憩いの森など、多様な客層に対応できる施設を整備することにより、全体を観光ゾーンとして位置づけております。整備は平成17年から24年までの8年間で、前段の17年から21年にかけては、花公園ゾーン、ワインの丘展望台、憩いの森ゾーンなどの整備を、後段の22年から24年にかけては、工場関連施設ゾーン、レジャー施設ゾーンなどの整備を行うこととされております。

次に、マリンウェーブ小樽のボートクルージング事業でありますけれども、本事業は平成17年度から 海事振興と地域振興を目的とし開始した事業であり、小樽港マリーナへの集客を目指すものであります。 また、クルージングに使用している船舶につきましては、平成16年度まで9年間パトロール救助艇とし て使用していた船舶を活用しております。昨年度の実績でありますけれども、計44回の出航で約100万円 の収入があり、今年度は約150万円を目標としております。宣伝方法でありますけれども、ホテルなどで の印刷物の配布、さらには新聞、雑誌の活用等により広く宣伝を行っております。

次に、外航船客公共待合所の利用状況でありますが、ロシア客船が入港したときの入出国の手続をは

じめとして、ロシア人船員や付近の船舶作業員の休憩所として利用されており、昨年度は延べ9,300人ほどの入所がありました。また、今後も当面は入出国の手続や休憩所としての利用を考えておりますが、 外航船客公共待合所のあり方についても検討する時期に来ていると考えております。

次に、国民健康保険についての御質問でありますけれども、初めに平成17年度の資格証等の交付世帯数でありますが、平成17年9月更新時で、資格証が462世帯、3か月証が583世帯、6か月証が522世帯となっております。また、平成17年度分の国保料の納付状況でありますが、平成18年4月末現在で、現年度分の調定額が43億1,331万5,675円、収入済額が40億1,103万2,123円、未納額が3億228万3,552円、収納率が92.99パーセントとなっております。

次に、平成17年度中の国保の資格取得につきましては、転入の方が596世帯で907人、社会保険の資格 喪失による資格取得の方が2,096世帯で3,910人など、総数は3,151世帯で5,669人となっており、資格喪 失につきましては、転出の方が692世帯で1,062人、社会保険の資格取得による喪失の方が1,204世帯で 2,422人など、総数は2,850世帯で5,784人となっております。

次に、国保収納体制でありますけれども、職員は主幹が1名、係長1名、係員8名の計10名、嘱託職員は特別徴収員14名、事務補助職員2名、早期納付督励員3名の計19名で、合計29名体制となっております。それぞれの職務内容につきましては、主幹は収納対策の計画立案、困難事案の対応、進行管理等を担当し、係長は収納対策、徴収金の引継ぎ等、収納係の統轄業務を担当しており、係員は未納者との納付相談や徴収が主な業務となっております。また、特別徴収員は国保料及び介護保険料の徴収と納付督励業務を、事務補助職員は統計、口座振替、引継ぎ業務等の事務補助を、早期納付督励員は主に現年度分の未納者に対する電話による納付督励業務をそれぞれ担当しております。

次に、特別徴収員の採用基準、資格等については、特に定めておりませんが、公共職業安定所を通して募集しており、面接を行い職務への適性などを判断して採用しております。また、採用された嘱託職員の教育につきましては、主幹、係長が業務全般の基礎知識について、係員が徴収業務の実地指導等について行っているところであります。

次に、市民からの国保の収納に関する問い合わせや苦情等の内容でありますが、国保料の分割納付の 回数や、額などの相談に関するものや、職員の対応に関する苦情などとなっております。

次に、手紙の内容に対する対応でありますけれども、まず特別徴収員による未納金の集金取扱いにつきましては、特別徴収員自身の判断ではなく、職員が約束した金額を徴収することとしております。徴収した保険料は当日中に最寄りの指定金融機関等に納入し、営業時間終了後や休業日に集金した場合は、翌日又は直近の営業日に納入することとしております。納入した徴収金や未納の状況などについては、毎週火曜日に市役所で担当職員の点検・確認を受けることとしております。

次に、職員や特別徴収員の言動に対する苦情等が寄せられた場合には、本人から詳しく事情を聞き、その具体的な対応について決裁の上、主幹等の責任者から相手方に返事を差し上げているところでございます。また、寄せられたものが個々の対応のまずさである場合は、上司から本人に指導を行い、係全体に及ぶような事案につきましては、係全体で情報を共有し、今後の業務の中に生かすようにしております。なお、特別徴収員につきましては、毎週1回行っているミーティングにおきまして、業務の打合せのほか、市民からの要望、苦情等があれば、これを全員に周知し、より一層接遇の向上を図るよう努めているところであります。

次に、小樽市消防長期構想でありますけれども、まず導入予定の高機能消防指令施設と現在の指令施設の違いでありますが、高機能消防指令施設は、従来のものではできない車両の動態、位置管理システムや病院情報など各種支援情報の取り込みのほか、画像、ファクスの伝送など高度な通信指令処理に対

応できるものであります。

次に、市民ニーズについてでありますが、従来の家庭用電話や公衆電話からによる119番通報に加え、現在は携帯電話やIP電話の増加、聴覚障害の方からのメール通報など通報手段が多様化してきております。このような市民ニーズに的確に対応するためにも、高機能消防指令施設の導入を図る必要があるものと考えております。

次に、現在の通信指令施設の保守・点検、管理につきましては、施設を納入した業者は沖電気工業株式会社であります。また、この間、機器やシステムなどが原因でのトラブルや問題点はなかったかということでありますが、導入当初、二、三か月の期間でありますが、指令伝送回線や指令出力プリンタの電源のふぐあいのほか、出張所における各指令スピーカーの故障など、10数件ございました。これらにつきましては、メーカー職員の常駐や部品の交換などにより対応し、その後は保守・点検を定期的に実施しており、業務に支障を来すようなトラブルなどは発生しておりません。

最後に、指令施設の機種選定や設置後の保守・管理等についてでありますが、指令施設は消防業務の中枢を担う重要な施設でありますので、その設置に当たりましては、導入する機能や処理能力、操作性、安定性等の施設内容のほか、設置後の保守・管理等についても十分検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 譲) 大畠議員の御質問にお答えいたします。

教育委員会が指定管理者に公金の取扱いを委託している施設についてでありますが、本年4月1日より、小樽市総合体育館で指定管理者制度を導入したことから、公金の取扱いも委託しております。指定管理者は、株式会社アンビックスであります。

次に、指定管理者に対する公金取扱いの指導と管理・チェック体制についてでありますが、先ほど市長の答弁にもありましたとおり、指定管理者には徴収事務等の委託に当たって、公金を扱うことの職務の重要性を認識していただいた上で業務委託契約を締結しておりまして、ここでは関係法令や会計規則等の遵守を求めております。業務委託契約書には、業務仕様書におきまして、備えておくべき帳簿の種類、歳入金の納入期限、納入方法等のほか、利用状況に関する報告書などの提出を定めております。また、関係帳簿の点検、歳入金と使用状況の確認、必要に応じては、実地検査を行うことにしております。このほか、定期的に会計部局による検査を受けるなどしながら、管理・チェック体制を確かなものにしてまいります。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 11番、大畠護議員。

11番(大畠 護議員) 何点か再質問をさせていただきます。

初めに、指定管理者制度でございますけれども、今、御答弁をいただきました。9施設があるということでございます。いずれもこの施設は使用料などを徴収する場所でございます。確かに、今御答弁いただきましたように、別に徴収の契約書を交わしております。しかし、今までもそうです。御答弁をいただきました運河プラザについては、開設以来ずっと観光協会と委託契約を結んでおりました。それで、今回の事件は平成10年から17年ということでございますけれども、16年、17年は民間から常務ということで迎えられております。この3番庫ギャラリーの事務所に行きますと、今までは市のOBの方が責任者としておりました。しかし、この役員名簿によりますと、常務であります方が16年、17年、民間から出ておりました。現在の方です。そして、私の聞くところによりますと、内容がおかしいなということ

で、再度古い帳票等をずっと調べてみたら、今御答弁をいただいたようなことであったと。そうしますと、市役所の部長職だった方が常務理事として勤めていて、先ほど質問をいたしましたけれども、管理委託、清掃に至っては知らなかったのですよ。そして今、そのときにもう少しどうなのだろうかということで内部を精査いただければ、もっと早い時期にこの問題は発見できたのではないだろうかというふうに私は思っております。

私は、常日ごろ、職員のOBの再就職について質問をしております。私は、民間でいくらでもその仕事に対応できる方々がたくさんいると。だから、そういう方々を大いに採用するべきではないかと、それは私も訴えております。ただし、特殊な知識とか技術が必要なものについては、これは別です。これは、前回の第1回定例会でも私は退職OBについて質問をさせていただいております。これは十分に検討してほしいです。もっと早くに気がつくべきだったと。やはり民間が厳しいです。今、この新しく指定管理者にお願いした施設についても、契約書は確かにあります。立派な内容でございます。しかし、これをきちんと精査をし、第2、第3の運河プラザになるようなことだけは、決して避けていただきたいと。これは、私は市民に対する行政信頼回復のための大切なことだと思っております。その点について、改めて御答弁をお願いいたします。

それから、観光協会の運河プラザの指定管理者としての資格はどうなのだということで、質問をいたしました。御答弁をいただいております。考えるということですから、ぜひそれは考えていただきたい。ここのメンバーになっている方々は、小樽でもそうそうたる経済界の方々ばかりです。これはやはり人ごと、自分の会社、自分の経営というような感覚があるのかないのか、私はちょっとこの方々について疑問を持っているのです。再度、この指定管理者の資格についても精査をしていただきたい。そしてまた、この多くの施設が二度とこのようなことのないように、ぜひ市としても注意をしていただきたいと、そのように思っております。

それから、小樽市公設青果地方卸売市場。これは素人考えで、私は商売人でしたから商売のことは熟知しておりますが、しかし、丸果札幌青果株式会社から支援をいただいたということは、札幌並みの価格あるいはまた品質が保証されるのだろうと実は私も期待をしておりました。しかし、質問でも述べましたように、小樽の病院や、あるいはレストランに勤めている方は、とっても札幌から来る業者には太刀打ちができないのだということで、自衛の策として、その方は札幌の仲卸業者から仕入れているそうでございます。そうして、現在、これは物によってはですが、そのときの相場ですから、高い安いはありますけれども、ほとんどが今札幌対応をしているそうであります。もう少し、せっかく丸果札幌青果が来たのだから、何とかならないのかなと、そのような希望的なお話もしておりました。そしてまた、この競りの量が相対が多いために、例えば産地のミカンの話をしておりましたけれども、ミカンがトラックで100個市場に入ると、そのうちの70個はもう相対でなくなるのだと。そうすると、残りの3割程度を、3割ないし4割が競りにかけられるのが今の小樽の現状だよと。そしてまた、札幌から来るために、先ほども答弁にありましたように、余分な運送費だとか経費がかかると。それが、札幌との格差が縮まらない一つの原因ではないのかというお話もされておりましたけれども、いずれにしましても、市民の大切な台所でございますので、いいものを安く、札幌並みとはいきませんけれども、それに近い値段で競られることをお願いしたいと、そのように思っております。御答弁をお願いします。

それから、水族館の問題でございますけれども、今振り返ってみますと、水族館が昭和35年ですか、 祝津に初めてできたのは。それ以来、この土地でトラブルがずっと続いていることは、私も前に何度か お話をしたとおりでございます。そして、そのトラブルのために今の場所に移った。そうすると、旧来 のあれだけにぎわっていた前浜の地先の方々が人が通らなくなったために、衰退の一途をたどったと。

それで、何とか水族館に入った客が出るときだけでも可能なはずだと、鰊御殿側のところに出口をつく っていただけないかと。そうすることによって、来館者が回遊する。そうすると、前浜の地先の方々の 食堂の前を通ります。人が通れば、物の動きもございます。そういうことを何度かこの議会でも質問を し、お願いをしていたところですけれども、今日までそれは閉ざされたままでした。そうこうしている うちに、今度は今質問のように新しく土地を取得した方とのトラブルがございます。この方が札幌から 来て以来、私も随分話をしました。何年もかかって話をしました。ところが、結果的には何にも祝津に 対する思いが通じなかった。今年はなかったですけれども、去年のゴールデンウィークとお盆には、前 浜が自然に埋立てになったことで、ここは、車を入れないで安心して遊べる浜にしようという願いがあ り、そこに、小樽市が平成9年ですか、整地をしまして、砂を入れ砂利を入れて、ある程度平たんにし ていただいたところを有料駐車場にしているのです。これはとんでもない話です。同じ方です。それで、 お話を聞きますと、水族館の館長と相談をしたのだと、そのようにおっしゃっていました。その館長も 異動になっておりますから、今年はやっていなかったようです、ゴールデンウィークは。そういうこと で、国有地であろうと、自分の土地であろうと、人の土地であろうと、構わず営業で収益を上げている のが現状でございます。そしてまた、担当者が大変御苦労なさっているのは、もう十分承知をしており ます。かつての館長、前館長も水族館から、直接鰊御殿に行ける道を検討したいなと、そういうような 話もしておりました。現場に行ってみれば、どのような状況かわかります。そういうことから、ぜひこ の祝津の観光のためにも、この交通アクセスについては、抜本的に検討していただきたいと、そのよう に強く望むものであります。

それから、最後に国保健康保険なのでございますけれども、5月、6月と非常に私も相談を受けました。中には、会社をリストラになって、社会保険であったけれども、国保には加入できないと。その理由は、生活が大変苦しいということでございました。そのようなことで、病気になっても行けない状態だということで、実は先日も国保の窓口で相談をいたしまして、加入の手続をしました。ところが、社会保険が切れてから、つい先日加入するまでの期間、保険料が必要なのですよということで、滞納というような形の扱いになりました。しかし、支払については今後相談しようということで助言をいただきまして、その方は病院にかかることができております。そういうようなことで、国保の問題についても確かに、今、未収金の総計額、これは収納率も非常に高い方かなと思いますけれども、これもまた議会事務局を通しまして私のところに手紙が来ました。それは、払う方と集金する方ですから、これは言葉の取り違えもあるのもこれは事実でございます。しかし、非常に態度が横柄だと。手紙の内容、担当者に渡しておりました。それは改めますということでございますので、やはり滞納者といえども、きちんとした対応をしていただきたいなと。そして、そのためにやはり指導が必要でないのかなと、そのように思っております。

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

**市長(山田勝麿)** 私がお答えした以外のものは、それぞれ担当部長からお答えいたします。

初めに、運河プラザの問題ですけれども、何回かいろいろな事例がありまして、よく振り返ってみますと、どうしてもこのチェック体制がいずれの場合もおろそかになっていると。民間の方でも、だれか 1 人に任せきりになっていたということが、よく新聞にも載っていますけれども、やはりそこが一番原因ではないかと思いますので、改めてそういった部分のチェック体制をどうしていくのか。これは、先ほどもお答えしましたけれども、5 月の部長会議で、私からもそういう徴収を委託しているところにつ

いては、十分チェックしなさいと改めて指示をいたしましたので、そういう取扱いにしていきたいと思います。

それから、OBの再就職の関係で、やはり適材適所といいますか、それが全部が全部再就職しているわけではありませんけれども、適材適所、そういうものを見ながらやっていきたいと、これからも思っています。

それから、水族館の出口の問題は、以前から大畠議員からいろいろ御指摘を受けて、水族館の方に検討するように言ってまいりましたけれども、結局、駐車場がどうしても館側の方にあるものですから、 そういう意味からなかなか向こうへの出口がつくりづらいという話はしていました。

それから、前浜の関係の方ですけれども、私も何回かお会いしていますけれども、新しいアクセスをつくれないかどうか、ついこの間もこの問題について検討するようにという、今すぐできるかどうかわかりませんけれども、鰊御殿に通ずるような道ですね、いつまでもトラブルを続けていてもしようがないので、新たな道を模索していった方がいいのではないかということで、少し検討させてもらいたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

#### 議長(中畑恒雄) 助役。

**助役(鈴木忠昭)** 観光協会の指定管理者の見直しの件でございますけれども、先ほど市長から答弁したように今検討をしています。それで、この指定管理者制度というのは、これをやめますと直営に戻す。この二者択一の制度なわけですので、この直営に戻したときに、具体的にどのような形で対応していくか。これを今検討していまして、その辺の調整をしながら早期に結論を出して見直しを図っていきたいと、このように思っています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

### 議長(中畑恒雄) 経済部長。

経済部長(安達栄次郎) 私の方から、市場のことについて再質問にお答えしたいと思います。私どもの方で今受けている情報といたしましては、やはり対札幌の市場との関係につきましては、市場間の距離が非常に近いということで、やはり札幌市中央卸売市場よりも小樽が相場が高い場合は、買受人が札幌に仕入れに行くと。そんなことから、今小樽の市場の相場というのは、札幌に比較して決して高くない、むしろ低い価格で推移をしているのではないかというふうに私としては聞いておりました。しかし、今の大畠議員の御指摘もございますので、少しまたお話も聞かせてもらいながら、そういう状況が一体どうなのか、また改めて私としてお話を聞いてまいりたいというふうに一応思っています。いずれにいたしましても、品質がよくて、そして安いものをできるだけ市民の方々に供給できるようには努力してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

## 議長(中畑恒雄) 市民部長。

市民部長(佃 信雄) 今お話がございました国民健康保険料の徴収の関係でございますけれども、 具体的にもいろいろと事例も出しながら、職員、嘱託も含めまして研修等をやってございますけれども、 今大畠議員の方からもお話がございましたように、私どもも行った先でのトラブルが出るということで あれば困るものですから、そういったことも態度あるいは言葉遣い、そういったものについて十分注意 するように、また改めて研修等の中で私の方からも話させていただきたいと、そういうふうに思ってご ざいます。

# 11番(大畠 護議員) 終わります。

議長(中畑恒雄) 大畠議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、28番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 28番、高橋克幸議員。

(28番 高橋克幸議員登壇)(拍手)

28番(高橋克幸議員) 一般質問を行います。

1番目に、下水道の更新計画に関連して質問します。

初めに、し尿汚水処理施設の談合問題についてであります。最近、自治体などが発注したし尿汚水処理施設の談合事件が大きな問題として注目をされています。報道によりますと、2002年度以降入札のあった42件のうち、約8割のものが談合組織のメンバーとされる大手プラントメーカー11社のいずれかが受注し、総工費は約1,000億円と言われています。また、この11社が参加した入札では、落札率の平均が90パーセントを超えている状況であり、逆に不参加の入札では予定価格の半額近くで落札したケースもありました。5月23日、大阪地検特捜部は、談合にかかわった7社の部長級担当者7人を逮捕し、具体的な捜査が始まっているところであります。このことについては、本市が計画をしている下水道施設の更新事業に大きな影響が考えられるところでありますが、これらの談合問題について、どのように受け止めておられるのか、市長の見解を伺います。

次に、中央下水終末処理場の汚泥処理棟の更新事業についてであります。この中で最優先として決定されたのが、汚泥焼却設備であります。18年度予算説明の資料の中にも、この事業の債務負担行為額が掲載されているところであります。特に、本年度は施設の重要処理システムの一つである汚泥焼却炉の発注が予定されており、先ほど述べた内容が心配されるところであります。談合問題により関係をしていたメーカーは黒と判断され、指名停止となる可能性が大きいわけであります。この汚泥焼却炉の実績のあるプラントメーカーは10数社しかなく、談合にかかわっているメーカーを除くと限られた数社しか残らず、狭い選択肢の中で品質、価格も含め、求めているものが適正な状況として本当にできるのかということが懸念されるところであります。これらについて、どのように考えられているのか見解を伺います。

さて、この汚泥焼却炉の基本設計は、既に平成17年度において日本下水道事業団に業務委託をし、完了しています。まず、この日本下水道事業団について、どのような団体なのか、経緯、経過とこの基本設計の業務委託料についてお答えください。

次に、この基本設計の中で、焼却炉の1日当たりの処理量は60トンとなっていますが、どのように算出されたのか、その内容と根拠についてお示しください。また、焼却炉の方式ですが、基本設計では循環式流動炉となっているようであります。従来、下水汚泥脱水ケーキの焼却炉としては、そのほとんどが気泡式流動炉であります。循環式流動炉は次世代型焼却炉として開発され、実績についてもごく少数と言われています。そこで伺いますが、この二つの方式は、主にどこがどのように違うのか、それぞれの内容や特徴についてお示しください。また、基本設計ではなぜ実績の少ない循環式流動炉に決められたのか、その理由とメリットについてお答えください。

次に、汚泥焼却設備の発注関連についてであります。水道局の説明によりますと、この汚泥焼却設備の発注方式はデザインビルド方式となっており、公募型の入札と伺っています。最近よく使われている方式に公募型プロポーザル方式がありますが、同じような内容であります。この二つの方式の内容と違い、そして今回デザインビルド方式にした理由についてお示しください。

今後の入札までの関連について何点か伺います。今回の発注で、入札までの流れとスケジュールについてどのように考えられているか、お答えください。

さて、大変重要なポイントになる審査方法についてであります。公募型ということですが、当然過去の実績や参加メーカーの技術力など一定の条件が必要と思われます。参加メーカーの選択基準、参加基準についてどのように考えられているのか、お示しください。また、参加を希望するメーカーが設計する際の条件を示したもの、いわゆる仕様書については、だれがどのように作成するのか、あわせてお答えください。

さらに、ここで重要になってくるのが、審査の内容であります。適正な審査が必ず実施されなければ 意味がありません。この審査する組織、構成メンバー、人数、本市のかかわり、予定されている場所、 回数はどのようになっているのか、お示しください。

参加メーカーの設計提案について、何を基準に判断するのかという点と、どのように評価したのかという点が明確になっていなければなりません。判断基準、評価方法について、どのように考えられているのか、お示しください。また、共通項として、公平性、透明性をどのように確保し、推進していくかが大きな課題であります。これらについてどのように進めていくのか、公開の方法も含め、具体的にお示しください。

次に、予定価格の問題であります。先ほど述べた談合問題の中で懸念されるのが、この予定価格の算出方法であります。そもそも汚水処理施設のような特殊な施設についてですが、設計・施工するメーカーは大手プラントメーカーに限られており、特許にかかわる技術、メーカー独自のノウハウが中心となっていることから、価格基準の設定が非常にあいまいな分野と言われています。早い話がメーカーの言いなりであります。技術的に専門性の高い施設建設の場合、入札前に自治体などが予定価格を決めるために、複数のプラントメーカーに見積りを依頼します。各大手メーカーが調整の上で水増しした高額の見積金額を提出し、その平均値が予定価格に設定されるという構図であります。本市の入札では、これらをどのように受け止め、どのように対応していくのか、具体的にお答えください。

次に、更新計画に伴う今後の財政運営についてであります。下水道については、ライフラインという位置づけがあり、本市においても全体のインフラ整備はほぼ終了し、今後、維持・管理をしていく時期になっていると認識をしています。また、施設や管きょが古くなると、補修、改修も含め、更新していかなければならないことも理解をしています。ただ、その耐用年数や更新期間については、市民の多くは理解していないところであります。まず、施設や管きょの主な耐用年数についてお示しください。また、市民への周知や情報提供について、どのように考えられているのか、お答えください。

以前の議会において、更新計画の事業費及び事業年次を伺いました。事業費は約116億円、期間は平成17年度から平成25年度ということでありました。平均しますと、9年間毎年13億円程度となります。この大きな更新事業が終了すると、その後の大規模な更新の予定については、どのように考えられているのか、中長期計画について見解を伺います。

さて、今回の更新計画で心配しているのが、今後の財政運営であります。つまり大きな借金をして事業を行うわけですから、当然償還していかなければなりません。この116億円の内訳として、一般会計からの繰入金、国からの補助金、起債の金額など財源的内訳についてお示しください。一般会計からの繰入金については、過去10年以上、毎年20億円を超えているところであります。本市の財政がひっ迫している状況の中で大きな課題であり、影響は小さくありません。この繰入金の縮減について、どのように考えられているのか、お示しください。

水道局のホームページを見ますと、汚水 1 立方メートル当たりをきれいにするのに幾らかかるかということが、図解入りでわかりやすく掲載されています。処理原価と使用料原価であり、不足分は一般会計からの多額の繰入れで賄っていますという内容であります。この処理原価と使用料原価の推移と、今

後、更新計画を実施していく中で、これらの原価がどのように推移していくと考えられているのか。また、一般会計からの繰入金に対して、どのような影響が考えられるのか、あわせてお答えください。

さて、懸念されているものに、人口減少に伴う影響があります。一例ですが、新市立病院基本構想の中にある将来推計人口によりますと、5年ごとに1万人が減少し、2020年には約11万5,000人、2030年には10万人を割り、約9万5,000人となっています。下水道は、処理人口により計算されており、この影響が心配されるところであります。つまり、収入と支出のバランスであります。今回の更新事業の約116億円について、どのように償還計画を考えられていくのか。また、先ほど述べた本市の将来推計人口に対して、さまざまな点について検討が必要と考えます。どのように今後の下水道事業を考えられていくのか、見解を伺います。

次に、犬の取締条例の運用についてであります。

近年、ペットプームもあり、犬を飼う人も増えているようでありますが、それに伴い飼い主のマナーの向上も求められているところであります。さて、本市では畜犬取締り及び野犬掃とう条例が制定されており、本来必要とされる事項が定められています。まず、この条例の目的と制定された経緯、経過について、また、狂犬病予防法とどのような関連があるのか、お答えください。

本市での犬の頭数についてですが、登録されている数は何頭いるのか。また、最近のデータとして、 予防注射を受けた頭数は何頭なのか、その率と他都市との比較を含めてお知らせください。さらに、予 防注射を受けていないものも相当数いるようですが、その理由と狂犬病の危険性について及びまじめに 予防注射を受けている飼い主との不公平感についてどのように考えられているのか、見解を伺います。

この犬の頭数については、研究機関の推計によりますと登録数と実態数は大きくかけ離れており、その数は登録数の1.2倍から1.5倍になっているのではないかと言われています。本市ではどのような状況なのか、見解を伺います。条例の第4条では、飼い主が守らなければならない項目が決められています。この中には、規定に違反していると認める犬の飼い主に対し、「犬の飼育方法の改善、その他の必要な措置を命ずることができる」となっており、第15条には罰則規定も設定されているところであります。しかし、これらについて多くの市民にはほとんど周知されていない状況にあります。また、罰則規定が実施された例は現在まで一つもないようであります。この条例について、市民周知、啓発について、どのように考えられているのか、お答えください。

現在、他都市でも問題になっているものに、犬のふん害問題があります。例えば、散歩のときに処理 用袋を持つ飼い主は多くなっていますが、悪質なものでは、公園などでふんの処理をせず、そのまま放 置したり、あるいは他人が所有する敷地にふんをさせたり、ふんの入っている袋ごといろいろなところ に投げ捨てたり、また、路上にてふんの放置を注意すると逆に怒ってくることもあり、近隣トラブルに なっている例もあるようであります。まじめに処理をされている飼い主にとっては、大変迷惑な内容で あります。さて、本市では、犬に関連しての苦情はどのぐらい寄せられているのか、直近5か年の件数 とその内容についてお示しください。また、この対応として、どのような対応策を実施されてきたのか、 その状況について具体的にお答えください。

昨今、考えられないような事件が起きています。そのことを考えますと、簡単に犬のことと言っていられない状況にあります。特に、近隣トラブルから傷害事件に発展することは、珍しいことではない状況であります。このような状況から、市の対応として、いま一歩先に進める努力が必要ではないかと考えます。

さて、今後の要望でありますが、市民からの情報の提供や意見、要望がスムーズに集約できるような 情報システムの拡充、また悪質なものについては、ピンポイントでのパトロール強化や条例に基づく指 導の徹底、警察との連携の検討、そして罰則の適用など、具体的な取組を進めていくべきかと思いますが、今後の対策として、どのように考えられているのか、見解を伺います。

次に、新博物館についてであります。先月の新聞報道によりますと、新博物館の開館が来年の夏以降にずれ込むとの内容がありました。課題として、施設内のインフラ整備とJR北海道から無償で借りていた土地問題が主な内容でありますが、これらの経緯、経過や何が問題点となっているのか、お示しください。また、これらについて、どのように対応を検討されているのか、今後の影響も含めて具体的にお答えください。

この新博物館のスケジュールについてでありますが、市民の声の中には、初めから無理があったのではないか、さまざまな面で準備不足ではないかなど心配する声がありましたが、今後の予定はどのように考えられているのか、見解を伺います。

次に、3月に新博物館に対して、アンケート調査が行われました。まず、このアンケートの目的、対象者、配布数、回収数、回収率についてお示しください。また、どのような傾向や意見があったのか、 主な内容も含め、お答えください。

さらに、このアンケートは今後の計画にどのように反映されていくのか、見解を伺います。

次に、基本計画についてであります。この中での考え方は、社会教育施設として、現交通記念館の機能は、原則維持をしつつ、博物館と青少年科学技術館を統合するという内容であります。この事業の全体予算と主な内訳についてお示しください。

ここでは、特に青少年科学技術館について伺いたいと思います。現在ある青少年科学技術館を廃止するわけですが、跡利用はどのように検討されているのか、お答えください。先ほどの原則維持から考えますと、ハード面ではごく限られたスペースの計画となるため、統合というよりは現交通記念館の間借り的な構図しか見えない状況であります。つまり、新博物館構想での青少年科学技術館機能がよくわからないということであります。この青少年科学技術館の統合は、基本的にどのような考えの下に計画されたのか、科学技術館機能の具体的な構想、計画についてわかりやすく説明してください。また、そもそも科学技術館とはどのような施設と考えているのか。さらに、現在の青少年科学技術館設置の経緯、経過と目的や役割、あり方も含めてお答えください。

青少年科学技術館のジュニア実験講座は、開館以来40年以上続いている講座であり、これだけ長期間継続している講座は他都市でもあまり例がなく、評価に値するものと思います。この講座についての経緯、経過と受講人数、講座内容、そして受講した子供たちの意見や感想はどのようなものがあるのか、お答えください。また、新博物館の計画では、どのように考えられているのか、今後の課題も含め、お示しください。

次に、プラネタリウムについてであります。ここ10年間の青少年科学技術館の入場者数は減少していますが、プラネタリウムの入場者数の割合は、ほぼ2割であり、一定しています。札幌市の科学技術館では、昨年度新しいプラネタリウム、スカイマックスDSを導入し、好評を得ているところであります。現在、プラネタリウムはデジタル系、レーザー系、光学系などに大別され、価格帯も幅広く設定されています。基本計画ではプラネタリウムの新設を検討しているようですが、どのようなものを考えられているのか、また、部屋の規模、座席数、予算、そして見せ方の検討など、どのように考えられているのか、おましください

次に、高度な科学情報の提供であります。現在、情報技術が進み、インターネットなどでさまざまな情報が簡単に入手できる時代になっています。このことを考えますと、青少年科学技術館の重要機能の一つに、科学の先端情報の提供が大きな課題であると思います。特に、生命科学、情報科学、宇宙開発

などの先端情報の提供は、子供たちにとって大きな影響を与えるものであり、映像資料の質が求められています。また、科学情報ステーションとして、科学関係図書の充実やビデオ、CD-ROM、DVDなど、映像資料の閲覧と学習ができるスペースの設置は必要であります。これらの科学情報の提供について、どのように考えられているのか、お示しください。また、子供だけでなく、大人も十分活用できるような対策も必要と考えますが、見解を伺います。

最後に、基本ベースとなっている交通記念館機能であります。現在、施設がある手宮は北海道の鉄道発祥の地であり、鉄道の歴史においても意義のある場所となっています。まず、この施設の経緯、経過と特徴について改めてお示しください。平成8年にオープンし、その年には約22万5,000人の入場者がありましたが、年々減少し、最後の年、平成16年には約8万3,000人となり、当初の約37パーセントに激減しています。この入場者数の推移の状況は、どのようなことが要因として考えられるのか。また、問題点や課題は何であったのか。さらに、どのような分析をされてきたのか、お示しください。

さて、基本計画の中で現交通記念館機能は原則維持となっていますが、この意味は現施設にほとんど手を入れないということと受け取れますが、どのように考えられているのか。また、展示方法の検討内容も含め、お示しください。実施計画の前であり、基本設計の段階で概略イメージができているようでありますが、確認できないのは残念であります。なぜイメージできるものが提出されないのか、その理由をお示しください。市民の方から、新博物館になって何がどのように変わるのかという質問を受けることがあります。財政難がよく浸透しているため、結局中身は変わらないというイメージを持つ人が多いように思われます。また、新博物館のメーンは何なのか。新博物館の中で、交通記念館機能はどのような意義づけとなるのか。新たなスタートに当たって、以前の交通記念館と今回の交通記念館機能は何がどのように変わるのかということが見えない状況であります。これらについて、現時点で新博物館のイメージができるような主な内容を具体的にお示しください。また、この新博物館のイメージがわかるような市民への周知はどのように考えられているのか、お答えください。

新博物館という区切りの中で、魅力ある施設、意義ある施設にとの思いは、共通のものと考えます。 限られた予算の中ではありますが、効果の考えられるものがあれば、予算の増額は英断の下、ぜひ検討 すべきと要望しますが、見解を伺います。

以上で、私の一般質問を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) 高橋議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、下水道の更新計画でありますけれども、まず入札談合事件についてですが、本事件は、地方自治体が発注したし尿汚水処理施設の新設及び更新工事の入札をめぐり、大手プラントメーカー11社が談合を繰り返したとして、独占禁止法違反の容疑で公正取引委員会より告発をされ、さらに7社の営業担当者が逮捕されたものと承知いたしております。このような入札談合は、入札参加者間の公正で自由な競争を妨げ、公共事業に対する国民の信頼を著しく損なうことであり、まことに遺憾なことと考えております。市といたしましては、告発された11社が本市の入札参加資格者であることから、6か月から12か月の指名停止という厳しい措置を講じたところであります。

次に、指名停止以外のメーカーで求めているものが適正にできるのかという御質問でありますけれども、指名停止を除いたメーカーも汚泥焼却炉に実績があることから、本市が求めている品質、価格も含

め適正に施工できるものと考えております。

次に、日本下水道事業団でありますけれども、下水道事業を実施する地方公共団体の代行・支援機関として、施設の設計、建設、維持管理等、地方公共団体のニーズに応じた業務を提供する組織で、日本下水道事業団法に基づく国土交通大臣の認可の下、地方公共団体が共同で設立した地方公共法人であります。汚泥処理棟の更新事業は、現有施設を稼働しながら、新しい汚泥処理方式に安全、確実に移行しなければならず、高度な技術力と豊富な経験を必要とすることから、専門技術者を有し、更新事業の実績を持つ日本下水道事業団へ業務委託を行ったものであります。なお、平成17年度の業務委託料は1,190万円となっております。

次に、焼却炉の規模を60トンとした根拠でありますけれども、焼却設備は1基当たりの建設費が高く、処理規模に対し、処理汚泥量が少なくなる場合、運転効率が低下し、著しく不経済となるため、適正な処理規模を決定することが重要であります。したがいまして、焼却炉の規模の決定に当たりましては、将来人口の汚泥負荷原単位、さらには工場排水量を推定し、過大な施設とならないよう検討し、イニシアル・ランニングコストの低減に努めたところであります。

気泡流動炉と循環流動炉の内容、特徴でありますが、両流動炉とも熱媒体として、けい砂を約850度まで加熱し、気泡流動化状態を形成させた中へ脱水ケーキを投入し、乾燥と焼却を瞬時に行うという方式であります。気泡流動炉は、炉の下部と上部で50度から100度の温度差を生じ、運転管理が難しくなるという欠点があるため、けい砂を循環させることにより温度差をなくし、運転管理を容易にしたのが循環流動炉であります。また、この循環流動炉は設置スペースが気泡流動炉に比べ小さいこと、運転管理が容易なこと、また、建設費、維持管理費が安価であることなどから、循環流動炉に決定したものであります。

次に、デザインビルド方式と公募型プロポーザル方式についてでありますけれども、デザインビルド方式については、システム技術が標準化されていない設計・施工、難度の高い設備工事や開発者等が有する技術を活用しないと設計を行うことができないものに適用する設計・施工一括発注方式であります。一方、公募型プロポーザル方式につきましては、コンサルタントから技術提案を求める設計業務方式であります。したがいまして、循環流動炉につきましては、システム技術が標準化されていない設備工事であり、民間業者から設計提案を公募することにより、透明性、客観性、競争性を高めるとともに、民間の技術力を活用することで安価で高品質な施設を建設するため、デザインビルド方式を採用したところであります。

次に、今年度のスケジュールでありますけれども、今回の汚泥焼却炉の発注方式がデザインビルド方式で行うことから、現在、応募条件並びに技術提案条件を示して、公募を行っているところであります。 今後、応募を希望されるメーカーからの技術提案を受け、内容を評価した上で、市が示した条件に適合したメーカーを指名し、郵便入札による指名競争入札によって業者を決定してまいります。

次に、参加メーカーの選択基準につきましては、小樽市の指名競争入札参加資格者名簿に登録されていること、対象焼却汚泥量の2分の1以上の循環流動炉を元請として受注した実績があることなどであります。

次に、設計する際の条件を示した技術提案条件書については、日本下水道事業団に設計審査ワーキンググループを設置し、原案を作成し、当該技術に経験のある地方公共団体の職員が外部委員として参加しているデザインビルド審査会で審議された案を水道局技術検討委員会で確認し、作成したものであります。なお、水道局技術検討委員会においても、オブザーバーとして循環流動炉を建設中である札幌市の職員の協力を得ながら開催したところであります。審査会については、日本下水道事業団の東日本設

計センター長や東京都下水道局職員など6名で構成されており、開催場所につきましては、日本下水道 事業団東日本設計センターにおいて開催し、条件書(案)の作成並びに提案書の評価について2回程度 開催する予定になっております。なお、本市のかかわりにつきましては、水道局技術検討委員会の委員 長である局次長が、その審査にオブザーバーとして参加しているところであります。

次に、判断基準、評価方法についてでありますが、評価方法につきましても、デザインビルド審査会で案を作成し、水道局技術検討委員会において確認しております。評価方法に記載されている判断基準につきましては、設計諸元を十分把握しているか、技術提案書に提示した設計条件を満たしているかをチェックし、各社からの技術提案書を公平に評価できるよう、項目別評価表を作成し、最終的に総合評価を行い、技術提案書の審査を行う予定であります。なお、判断基準、評価方法の公平性を保つ観点から、先ほど説明したとおり、デザインビルド審査会及び水道局技術検討委員会に外部から委員やオブザーバーを要請し開催しているところであり、非指名の際には、評価の内容について通知することで透明性を図ってまいりたいと考えております。

次に、予定価格でありますけれども、汚泥し尿処理施設における入札談合の調査によると、自治体に 提出する各社の見積りと入札において談合が繰り返されていたと報道されております。市といたしまし ては、見積価格の取扱いについて、多方面からのチェックが必要であると考えております。したがいま して、本年度の日本下水道事業団との業務委託の中で、プラントメーカーから提出された見積りを下水 道事業団のノウハウと経験に基づいた助言を参考にするとともに、施工実績のある自治体の価格調査を 行いながら、慎重に予定価格の設定を行ってまいりたいと考えております。

次に、施設などの主な耐用年数でありますが、鉄筋コンクリートづくりの建物が50年、主な機械設備は15年、管きょは50年と「国土交通省基準年数に定める耐用年数」により定められております。また、下水道施設等の更新事業内容の市民への周知につきましては、年2回発行しております水道局の広報誌「水おたる」やホームページなどを活用しながら周知してまいりたいと考えております。

次に、将来計画でありますけれども、下水道施設は、都市の衛生環境を維持する上で不可欠な都市基盤であり、公共用水域の水質保全にとって欠くことのできない施設となっております。このようなことから、下水道事業の持続可能な経営基盤を構築するために、これまで以上に維持・管理業務の効率化を含む下水道経営に関する工夫、努力が必要であると考えております。次期更新計画については、適正な維持管理を行いながら、施設の延命化を図るとともに、今後とも機器台帳等に基づく診断を行いながら、効率性、経済性などの評価を行い、適切な時期に人口規模に見合う計画の策定を行ってまいりたいと考えております。

次に、更新計画の財源の内訳でありますけれども、今後、工事の設計内容など更新事業計画の変更も考えられますが、116億円の内訳としましては、補助金が約63億円、起債が約53億円となっております。次に、繰入金の縮減でありますけれども、国における新たな財政措置であります下水道事業債特別措置分や資本費平準化債の拡大分の活用、企業債の借換え制度の利用などによる財源の確保を図りながら、一般会計繰入金の縮減に努めてまいりたいと考えております。

次に、処理原価等や繰入金についてでありますけれども、1立方メートル当たりの汚水を処理する処理原価に対し、市民の皆様から使用料としていただく使用料単価の差額の財源については、一般会計繰入金などで補てんされております。現時点における更新事業計画期間の処理原価と使用料単価の推移につきましては、処理原価は計画以前と比較しますと、汚水と雨水の公費負担の見直しなどにより減少しており、この間の使用料単価は変動しないことから、一般会計からの繰入金に対しては、減少させる要因になると考えております。

次に、今後の下水道事業についてでありますけれども、現在の処理人口から将来人口を見据えて、適正な施設規模の更新を行うとともに、更新する施設の優先順位を的確に付して事業費の平準化を図り、企業債償還計画を見定めながら進める必要があるものと考えております。また、下水道事業経営においては、人口減少や社会経済の低迷による下水道使用料などの収益の減少を見据えながら、維持管理費などの見直しによる経費節減を行うとともに、借換債の導入による企業債償還金や一般会計繰入金の縮減を図りながら、一層の経営の改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、小樽市畜犬取締り及び野犬掃とう条例の目的と制定経過でありますが、条例が制定された昭和28年当時は、まだ狂犬病が発生しており、野犬や放し飼いが社会問題となっていたことから、犬の放し飼い禁止やかみつき事故が発生した場合の飼い主に対する措置を規定した条例が定められました。その後、平成4年には全部改正を行い、環境を汚染させる行為の禁止などを定めました。

次に、狂犬病予防法は、昭和25年に狂犬病の発生予防、まん延防止、その撲滅を目的に制定されたもので、飼い主に犬の登録と年に1回の狂犬病予防注射の接種を義務づけたものであります。

次に、犬の登録と狂犬病予防注射等でありますけれども、平成16年度のデータでは、市内での犬の登録数は5,799頭、注射頭数は4,815頭であり、登録に対する予防注射の実施率は83パーセントであります。注射率を他都市と比較しますと、札幌市が72.9パーセント、旭川市が75.6パーセント、函館市が64.6パーセントとなっており、本市の注射率は高いということが言えます。また、狂犬病はロシアや中国でも多く発生している死亡率の高い感染症で、日本に侵入してくる可能性が高いことから、登録、注射に関する啓発に努めております。狂犬病は、国内では昭和32年以降発生していないことから、危機感が薄れ、注射を受けない飼い主がいることにつながっております。注射は飼い主の義務であることを改めて意識させるために、広報紙などを通して周知を図ってまいりたいと思います。市内の犬の登録率については、平成14年度に地域を定めて聞き取り調査を実施した結果によりますと、91パーセントでありました。しかしながら、室内飼育犬が多くなっていることなどから、完全な把握が困難となっております。

次に、この条例の市民への周知・啓発でありますけれども、罰則規定もあることを保健所ホームページ及び町内会回覧板を通じて、広く市民周知を図ってまいりたいと思います。

次に、本市における最近5年間の苦情の状況とその対応でありますけれども、犬の苦情は平成13年度168件、平成14年度120件、平成15年度135件、平成16年度157件、平成17年度148件であり、内容としては、放し飼いが最も多く、次いでふんによるものとなっております。対応については、飼い主がわかるものについては、直接会って指導し改善を求めておりますが、飼い主がわからないものについては、パトロールの実施やマイクによる広報を行っております。また、地域の協力を得ながら文書を回覧したり、期間を定めた啓発看板の設置などを行っております。

次に、今後の対応でありますけれども、メールや電話などによる市民からの相談や保健所ホームページに情報を掲載するなど、情報交換を強化してまいります。また、指導に従わない飼い主に対しては、指導を強化するとともに、罰則の適用についても視野に入れてまいります。なお、ふんの放置は、まちの美化保持や快適な生活環境の確保の観点からも、解決すべき問題であり、関係部署が連携しながら対応してまいりたいと思っております。

次に、新博物館に関連して、現青少年科学技術館の跡利用でありますけれども、建物の形状や既に築 43年が経過しており、現状のままでの公共施設としての利用は難しいものと思われますので、売却の方 向で検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

# 議長(中畑恒雄) 教育長。

### 教育長(菊 譲) 高橋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新博物館の開館の時期についてでありますが、これまでも何度も話してございますが、議会では19年4月をめどにと話してまいりましたが、雪解け後のフィールド整備に一定の期間を要しますことから、開館時期を夏休みをめどにしていきたいと考えております。

なお、JR北海道の所有地につきましては、大変御心配をいただいておりますが、引き続きこれまで どおりに使用させていただくことでおおむね御理解をいただいております。

次に、新博物館開館までのスケジュールについてでありますが、今議会に実施設計のための補正予算を計上しております。議会の御承認をいただいた後、実施設計の業務委託を行い、第3回定例会で工事費等を計上し、引き続き展示・内装工事などを発注していきたいと考えております。なお、工事の完了は3月末をめどにしておりますが、4月以降にフィールドの整備などオープンに向けた準備を進めていく予定でございます。

次に、意向調査についてでありますが、博物館、青少年科学技術館の利用者が新博物館の開設に当たり、どのような期待と要望を持っているかを把握するため、郵送やインターネットなどを活用して実施したものであります。その配布総数は1,185件、回収率は56パーセント、またこのほかにインターネットによる回答が73件ありました。意向調査の傾向としましては、小樽の歴史や自然を学ぶ場として新博物館に期待するものが多く見られました。一方では、少数ではありますが現状の博物館、科学技術館の機能が低下するのではといった声もありました。これらの貴重な御意見を実施設計を作成する際の参考にさせていただきたいと思っております。

次に、新博物館整備事業の全体予算についてでありますが、実施設計を行う中で事業費が確定するため、現時点で総事業費をお示しすることは難しいものと考えております。

次に、新博物館における青少年科学技術館の機能についてでありますが、これまでの展示はもとより、 全国で巡回しております資料などを誘致した企画展の開催などを積極的に進めてまいります。また、講 座関係につきましても、これまでのユニークな実験や実習講座の開催を通して、子供から大人まで幅広 く利用ニーズにこたえられるようなソフト面の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、現在の青少年科学技術館の経緯や目的についてでありますが、北海道の科学技術の振興という方針に基づき、道の補助を受け、室蘭、釧路に続き、昭和38年に開館しました。これまで、学芸員を中心に、青少年の科学知識の普及と啓発、科学技術の習得を大きな目的として、さまざまな事業を実施してまいりました。

次に、ジュニア実験・実習講座についてでありますが、開館当初から子供たちの科学の目を養うことを目的として、今日まで継続して行われております。本年度も小学校4年生から中学校3年生までの約200名が受講しております。受講生や卒業した子供たちの多くは、新博物館におきましても講座の継続を強く望んでおり、施設の特性を生かしながら、さらに魅力ある充実したものにしてまいります。

次に、新設するプラネタリウムの機能についてでありますが、これまでの星空を投影するものだけに とどめず、デジタル機器を導入して宇宙旅行や歴史、自然をテーマにした映像なども楽しむことができ る多目的シアターになるよう検討しております。施設の規模は、おおむね現在の科学館と同規模のもの を考えております。

次に、新博物館での科学情報の提供についてでありますが、子供から大人までのニーズにこたえることができる郷土にかかわる情報や科学情報を自由に検索できる機能を備えたレファレンスルームの設置を検討しております。

次に、交通記念館についてでありますが、昭和37年に開館した北海道鉄道記念館の後を受け、道の補

助の下、平成8年に小樽交通記念館としてオープンしたものであります。施設の特徴としては、敷地内にしづか号をはじめ、6両の準鉄道記念物など51両の鉄道車両を有し、アイアンホース号の動態展示などを行うなど、本道鉄道発祥の地にふさわしい全国でも有数の鉄道資料展示施設であります。

次に、入館者の減少の要因についてでありますが、近年旅行先の多様化、団体旅行から個人旅行への 形態の変化、市内での観光スポットの増加による来館者の分散、さらには施設のPR不足などが重なっ たものと思われます。

次に、新博物館における交通記念館の機能についてでありますが、閉館前の施設規模や展示内容を十分に継承しながら、本年度から修復を予定している重要文化財機関車庫3号の公開活用など、市民の思いも参考にしながら新博物館としてふさわしい展示方法を模索してまいります。

次に、新博物館の概略イメージについてでありますが、基本計画(案)でお示ししたコンセプトを基に、多くの方々からいただいた御意見や意向調査の結果なども参考にしながら、実施設計に向け、発注 仕様を検討しているところであります。なお、仕様のイメージにつきましては、今議会にお示しする予定であります。

次に、新博物館のイメージについてでありますが、これまでの鉄道資料を中心に、歴史や科学の要素を融合させた新しい博物館を展開してまいります。特に、御心配いただいております旧交通記念館所有の多くの貴重な資料を今後も大切に保管し、展示活用してまいります。1階の展示室には今までどおりしづか号をメーンとした鉄道資料や機関車を科学的な視点から見直す展示、プラネタリウムを含めた多目的シアター、科学情報などの提供が可能なレファレンスルームなどを検討しております。また、2階には、科学展示室や新たにフロアのスペースを変えることができる企画展示室を設け、収蔵資料の展示をはじめ、歴史、科学、自然などをテーマにした全国的に著名なコレクションの紹介を積極的に行う予定であります。

次に、市民への周知についてでありますが、早い時期に懇談会を開催し、各関係団体や市民の皆さん に説明することやホームページによる周知も検討しております。

最後に、事業予算についてでありますが、魅力があり意義のある施設になることは、市民のだれもが望んでおり、これにこたえるべく実施設計を進める中で、英知を結集して限られた予算の中で進めてまいりたいと考えております。

議長(中畑恒雄) 高橋議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 7番、若見智代議員。

(7番 若見智代議員登壇)(拍手)

7番(若見智代議員) 一般質問を行います。

小樽市の子育て支援にかかわってお尋ねいたします。

小樽市の人口は、平成18年3月現在14万1,605人です。同年の高齢化率は27.6パーセント、平成17年の合計特殊出生率は0.94と深刻です。全国規模で見ましても、今年6月発表の合計特殊出生率は1.25で推測値1.31を下回り、少子化に歯止めがききません。政府与党は、2007年には1.36、2032年には1.39の予測の下に年金制度も100年たっても大丈夫と改革案をまとめましたが、大きな誤算であったことは言うまでもありません。

さて、子育ての基本は家庭にあるといっても、行政の支援は重要です。小樽市次世代育成支援行動計画が発表され、計画は多岐にまたがりますが、例を挙げながら進ちょく状況をお示しください。また、この計画に対し、市民の意見や反応はどうなのか、お聞かせください。

安心して出産できる体制づくりはもちろんのこと、子育てと仕事の両立推進のための保育事業の整備、経済支援の充実が急がれます。小樽市では、保育料の適正化の推進とし、平成16年から3か年で道内主要都市並みへと保育料を引き上げました。小樽市では、第2子目が保育料半額、第3子目以降は無料です。しかし、同時在所でなければ3人目以降は無料になりません。参考までに、旭川市では第2子目の保育料は各階層に示されている額の4分の1であり、第3子目以降は無料です。旭川市の平成15年市政方針では、第2子目も保育料無料化の検討がされております。さまざまな調査でも子供の数が少ない理由は、経済的負担が大きいとの声が高く、保育料の軽減は保護者の願いであり、少子化解決に大切な道です。旭川市のような減免を導入できないのか、見解を求めます。

近年、働く女性が増加傾向にあり、ニーズ調査からも特別保育事業の整備は急がれます。整備に向けた調査予定など、見通しをお示しください。特別保育事業の中でも、特に休日保育の取組の具体的計画を示しておりますが、他都市が休日保育の拡大や減免の取組を進めている中、小樽市は実施に至っておりません。主要都市の調査結果を基にどう対応されていくのか、お考えをお示しください。

次に、認可外保育施設への補助金支出基準にかかわってですが、今年から市外の入所児は、人数割の算定の対象から外しました。なぜこのような基準にしたのか、その理由と改定前の補助金との差額は幾らになるか、お尋ねいたします。どこに居住地があろうと子供は一人一人尊重されることは当然であり、施設では平等な保育を提供します。このような算定方法は許されません。速やかに改定前に改めるように求めますが、いかがでしょうか。

次に、乳幼児医療助成制度にかかわってお尋ねをいたします。所得制限導入後、受診抑制につながる保護者の声を多数聞きます。乳幼児の病気の早期発見と治療のために、医療費全額助成に戻せないのか、見解をお示しください。また、平成17年度の償還払いの実績は3,200件程度であり、およそその半数は銭函・桂岡地域の居住者と聞きます。その理由は、札幌市にかかりつけ医を持つ場合が多いそうです。函館市や苫小牧市、北見市のように、市外でも現物給付するように求めますが、いかがでしょうか。また、できないとしたら、その理由をお聞かせください。償還払いの申請の際、提出する領収書は、高額医療費の申請などにも必要ですが、返却についての対応がまちまちです。希望しなくとも、速やかに返却していただくように要望いたしますが、いかがでしょうか。また、申請はまとめて持参するように言われたりしますが、そうではなく市民が安心できる窓口対応の統一を求め、質問を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) 若見議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小樽市次世代育成支援行動計画の進ちょく状況でありますけれども、平成17年度は、地域における子育て支援サービスの充実では、朝里地区のわくわく広場や銭函地区のあそびの広場の開設、放課後児童クラブでの特殊学級児童の受入れ、保育サービスの充実では、銭函保育所の入所定員の拡大、児童の健全育成では、地域子ども教室推進事業が小学校全28校に拡大などが実施されたところであります。なお、全体の取組状況は、今後取りまとめていく予定であります。

次に、計画に対する市民の意見や反応でありますが、母子健康手帳の交付時などに配布している子育 てガイドブックと市のホームページに計画の概要を掲載し、周知を図っておりますが、今のところ御意 見等は特にございません。

次に、保育料の軽減でありますが、これまで保育料の改定を15年間実施せず、利用者負担の軽減を図

ってまいりましたが、国の基準から大きくかい離したことから、2年間の経過措置を設け、平成18年度には道内主要都市平均の軽減率となるよう保育料を改定させていただいたところであります。このようなことから、現時点ではさらに保育料を軽減することは大変難しいと考えております。

次に、特別保育事業でありますけれども、これまでも産休明け保育、障害児保育、一時保育、延長保育、地域子育て支援センター事業、保育所地域活動事業の実施保育所の箇所数を拡大してきております。 今後も児童数の推移や利用者の意向調査などを踏まえながら、次世代育成支援行動計画に基づき、引き続き特別保育事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、休日保育の事業でありますけれども、平成15年度に道内の実施状況を調査し、平成16年度には、次世代育成支援に関するニーズ調査を行ったところであります。この結果を踏まえまして、次世代育成支援行動計画の前期計画に、市内中心部で1か所、実施の検討を盛り込んだところであります。今後の取組としましては、利用が見込まれる方を対象としたニーズ調査を今年度中に実施し、その結果を参考にしながら検討してまいりたいと思っております。

次に、認可外保育施設に対する補助金でありますけれども、これまで20名以上の児童数の規模で行っていることを補助対象要件の一つとしてきました。このたびの支出基準の改定は、出生数の減少に伴い利用児童数も減少してきていることから、児童数の規模をおおむね1日当たり20名程度とし、このうち市内に在住する児童が15名以上としたものであります。また、人数割の算定の対象については、本市の財政状況を踏まえ、本年度から市内に居住する児童のみを対象としたものであり、改定前の補助金額との差額は22万円となります。なお、支出基準を元に戻すことは、認可外保育所が市内における待機児解消の一翼を担っていることが補助の目的の一つであることや、本市の財政状況から現時点では難しいものと考えております。

次に、乳幼児医療費の全額助成でありますけれども、現在、本市の乳幼児医療助成制度は、道の制度 に準拠し、補助金の交付を受け、実施しているところでございます。市が上乗せして制度を拡充する場 合は、その事業費はすべて市の負担となりますので、拡充することは難しいものと考えております。

次に、給付方法でありますけれども、本市では市内の医療機関で受診した場合には現物給付、市外の場合は償還払いとなっております。市町村によって制度が異なりますので、市外も現物給付とするためには、その地区の医師会をはじめとする関係機関の協力が必要となってまいります。協力を求める医療機関の範囲や請求方法など課題を整理し、協議していかなければなりませんので、他市の状況を参考としながら少し研究してまいりたいと思います。

次に、窓口対応でありますけれども、ワンストップ行政サービスということで、各サービスセンターでも乳幼児医療助成の申請をはじめ、各種申請の取次ぎなどを実施しております。御要望のありました窓口対応の統一につきましては、領収書を速やかに返却できるように検討いたします。

**7番(若見智代議員)** 済みません。再質問を留保する旨を申し忘れましたので、申しわけありませんが、再質問させてください。

**議長(中畑恒雄)** 留保しなかったのですけれども、久しぶりに出てきて留保するのを忘れたのではないかなと思いますので、特別に認めます。

7番、若見智代議員。

**7番(若見智代議員)** 済みません。頭の整理をしながら本会議に向かったのですが、済みません。 幾つかの項目について質問をさせていただきます。

まず、次世代育成支援行動計画にかかわってなのですが、計画に対する市民の反応をお尋ねしたので すが、なかなか寄せられていないということですが、他都市の計画を幾つか拝見させていただきました。 いろいろな方法があったのですけれども、印象としては、5年後にどのようにこのまちが変わっていくのかということが、具体的に示されている自治体も数多くあったと思います。それでまた、その計画に対して集まった市民の声に対して、市の見解も公表されている自治体というのもありました。小樽市でこの計画に対しての市民の反応を見れば、市民にとってこの計画が手に届く範囲にあるのかなということが、すごく心配なのです。また、5年後のビジョンというものを小樽市自体が持てないでいるのかどうかということも伺えあわせて、市長の見解をお尋ねしたいと思います。

あと、認可外保育施設の補助金支出基準にかかわってですが、わずか差額22万円というお話でしたけれども、銭函・桂岡地域では地形的に市外の子供の入所の割合というのがどうしても高いのです。この基準の改定というのは、保育所の財政を今まで以上にさらに厳しくするものなのです。入所していれば、健康診断とか、その子にとって必要なことというのはたくさんあるのですけれども、居住地によって平等に保育を受ける権利というものを侵害することにはつながらないかなというふうに私は考えるのですが、そのあたりのお答えをいただきたいと思います。

また、今回のこの市外、市内ということでは、1人当たりに固定した支出がどれほどあるのかという ことを調べてこのような改定をされたのか、あわせてお聞きしたいと思います。

あとは、乳幼児医療助成制度にかかわって、自己負担額のところですけれども、私、受診抑制につながる声ということでお話しさせていただきましたが、せっかくの機会なので紹介させていただきますが、例えばアトピー性皮膚炎を持っている子供が1割負担になってから通院の回数を減らして、夜も眠れなくて体が傷だらけだと。あと、ぜんそくを持っていて、病院に行けばどうしても点滴をしなければならない。その点滴はすぐにやめると効果がなく、むしろ悪化につながるということを自分としてもわかっていても、やむなく中断してしまうと。市長はこれらの実態というものを、ごくごく一部ですけれども聞いて、どういう御感想をお持ちなのか、率直にお聞かせください。子供の数が少なくなっているということはすごく深刻なのですが、それ以上に今大切にされなければいけない、この少ない子供たちでさえ体を張って大変な思いをしているのですね。子供たちは、直接的には行政には何も言えないのです。子供を大切にしたいという市長のこの制度に対する姿勢というものをお聞かせください。

あと、市外でも現物給付をということですが、ちょっといろいろ調べないといけないと。平成11年の第2回定例会の新谷議員の一般質問の中でも、銭函・桂岡地域における乳幼児の夜間救急問題が取り上げられまして、市外でも救急車が走るようになって、現在は大人にも拡大されました。すぐ隣の行政区にかかりつけ医を持つケースがあります。行政区と生活区域、医療の区域は必ずしも一致しないという市民の生活実態からの取組でした。これに照らしても、市外で現物給付するという考えは、妥当だと思うのです。道としても、私、道の方がどうなのかを調べたのですが、地域の合意があれば、特別の事情として市外現物給付することを認めています。小樽市を含めて幾つかの自治体にも聞き取りをしました。領収書のコピー、窓口の申請の対応のその仕事量、支払の通知や振り込みなどを考えても、手数料を払ってでも現物給付した方が市にとってもいいし、患者にとっても病院にとっても患者確保につながるだろうと、みんなにとってこれはいい話なのではないかなと、そういうふうに教えてくれる自治体が一つ二つではないのです。医師会あるいは一医療機関と直接契約を結ぶこともできるのですね。医師会や例えば札幌市とかですけれども、要請する、今までにそういう働きかけというものがあったのでしょうか。研究する、検討するというのは、いろいろな方法があるのですけれども、少なくとも導入に前向きの考えがあるのか、市長のお考えをお聞かせください。

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

### 議長(中畑恒雄) 市長。

市長(山田勝麿) 次世代育成支援行動計画の関係でございますけれども、市民の反応がないということでお答えしましたけれども、これにつきましては、いろいろ先ほども申し上げましたとおり、ガイドブックとかホームページに載せておりますけれども、もう少し周知の方法について検討したいと思います。

それから、この乳幼児の医療の問題でお話がございましたけれども、今の少子化時代、子供をどうみんなで支援していくかという、それが今非常に問われているわけですけれども、なかなか現状の中で経済的支援というのは、今の市の財政状況からいって非常に厳しいものがあるというふうに思いますので、今後の財政状況の推移を見ながら、こういったものも検討しなければならないのかなと思います。

それから、現物給付の問題で、市外の問題ですね。これはやはり銭函・桂岡地区で、例えば手稲地区に行くのでしょうけれども、どこまでの範囲があるのか。これはやはり医師会の協力がなければ、個々の医療機関の協力がなければできませんので、その辺については、今後、小樽の医師会を通じて、札幌の医師会の方にも聞いてみようかなと思います。

それから、認可外保育所の件については、福祉部長から答えさせます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

#### 議長(中畑恒雄) 福祉部長。

福祉部長(中町悌四郎) 私の方から、認可外保育施設の補助金の関係ですけれども、答えさせていただきます。

やはりこの問題は、児童数の減少ということがあります。そういったことで、認可保育所、認可外保育所、この子供の数の減少ということが最近の課題であったわけです。そういったことで、これまでは20名以上という児童の数で補助要件とすることが、なかなか厳しくなってきていると。ですから、まず一つにはこの部分を少し緩和しなければ認可外補助をするにも難しくなってきているということがありましたので、この辺はひとつ緩和しなければならないという問題があったということです。

それとあわせまして、やはり子供に対する人数割の助成なのですけれども、これ3歳未満と3歳以上、3歳未満については1人3万円、3歳以上は1人1万円という人数割の助成を行ってきているのですけれども、やはりこれは先ほど市長からもお答えしましたとおり、この認可外保育所というものは、そういった待機児童の解消という、そういう認可外保育所の、市内におけるそういった目的も担っているということから、今回あわせましてこの部分については見直しをさせていただいたということでございます。

議長(中畑恒雄) よろしいですか。もう一度ですか。

7番、若見智代議員。

#### 7番(若見智代議員) 済みません。

次世代育成支援行動計画ですけれども、基本的には人口減に歯止めをかけて、子供を育てやすい、あるいは子供たちがすくすくと育ちやすい環境をつくるものなのではないかなと。それで、その時々の子育て世代がこの計画を、自分の身に寄せた展望というものをみずからが持てなければ、計画というのは生きたものにならないのかなと。せっかく詳細な計画を立てているのですから。先ほどもお話しいただきましたけれども、市民にこの計画をやはりきちんと知らせて、もしも反応がうまく返ってこないようでしたら、逆に現地に出て行って聞き取りなどをするようにしたらいいかなと思うのです。この計画も、財政問題に匹敵する大切な計画だなというふうに思っているのです。そのあたり、最後に市長の意気込みをお聞かせください。

あと、認可外の保育施設の補助基準です。今、部長からもお話がありましたけれども、まずそういうことを抜きにして、保育所はそもそも子供の発達とか、子供の持っている権利を保障する、大げさな言い方かもしれないですけれども、専門的な施設ではないかと。それで、小樽市では子供の数に関係なく、施設割といった 1 施設に対して一律の補助金を出して、プラスあえて人数割というこういう基本的な考え方を持って、おのおのの施設に対して、入所の人数の多いところ、少ないところ、平等に補助金が渡るようにしているのではないかなと思うのです。この認可外保育施設の補助金にかかわること、市外の取組を調べましたけれども、このように細かい配慮をしているのは、むしろ私はすごくすてきなことなのではないかなと思っているのです。ただ、そこに今お話ししていただいたようなことがあるにしても、市外とか市内とか子供の居住地によって色分けしてしまうと、市外児の受入れの多い施設と、そうでない施設に不平等が生じないのかなと思います。市外の子供を快く迎えて、小樽市の子育て支援というものを本物にしていってはどうかなと。それで、認可外保育施設というのは、あえて言いますけれども、公立の保育所を見守るような位置にありまして、認可外といえども伸び伸びと充実した保育内容を提供しようと努力しているのですから、その分、私は補助金の支出基準というのは、改めて改定するように求めたいというふうに思います。

あと、乳幼児医療助成制度にかかわってですけれども、少子化あるいは子育て支援というものを本当に考えるのであったら、子供の数が少なくなってきているからこそ、子供たちが健康に過ごすことができるように、そもそもの財源をしっかり確保して、利用しやすいように制度を見直しながら計画を進めていくことが大事なのではないかなと思うのです。一番最初に紹介しましたけれども、今0.94という合計特殊出生率で、最もポピュラーな人口推計なんかで言うと2030年の数字が0.95という推計になっていて、どれだけ急速に少子化が進んでいるかということがわかるのですけれども、このお金の問題があることは、十分わかります。ただ、市長のこの少子化に対するお考え一つで制度拡大に取り組むことはできるのではないかな、そういうふうに考えます。見解をお聞かせください。

最後です。現物給付の部分ですけれども、例えばですけれども、市立小樽病院の場合は、赤井川、古平、積丹、余市、仁木、おのおのの町村から直接的な契約を結んで手数料と消費税を合わせて1件当たり210円をいただいているのですけれども、平成14年にはその手数料をいただきながらの現物給付の対応をしているのです。市外でも現物給付に取り組むことができる、そのことを知らなかったわけでもなくて、研究していく、そういういろいろなものもある。ただ、11年に行われました第2回定例会のときに、先ほども紹介した一般質問の答弁の中で、銭函・桂岡地域への小児科の誘致も今後の課題として研究していくと市長みずから答弁されているのですよ。とりわけ、銭函・桂岡地域で生活する子供たちのことを市長は考えてきたのではないですか。子供の健康というものをすごく考えてきたのだと思うのです。子供たちは財政の厳しさには口答えもできないで、所得制限というものを強いられて、先ほどのような状況になっているのです。単純に平成17年で言うと3,200件の償還払いがあると。もしも、他都市で取り組んでいるような手数料210円で単純に計算しても、67万2,000円なのです。もしも、銭函・桂岡地域の子供に絞ってみても半数の33万6,000円でできることなのですね。いろいろと研究するというお話でしたけれども、せめて市長の子供たちへの志で、市外受診がどの地域に診療科目が多いだとか、そういうものを調査する、早急に現物給付導入に向けて動いていただきたいのですが、年内に動ける部分というのがあるのか、その辺をお聞かせいただいて、私の質問を終わらせていただきます。

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

市長(山田勝麿) 次世代育成支援行動計画ですけれども、これは、もっとわかりやすいものをつくって、例えば子育て支援センターとか、ついこの間オープンしました杜ひろランド、杜のつどいのところですね、たくさん母親が来ましたので、ああいう場所でわかりやすいものをつくって配布していくのも一つの方法かなと、検討してみたいと思います。

それから、認可外保育所の関係ですけれども、先ほどお答えしたとおりなのですけれども、財政状況 がこういう厳しい状況ですから、財政状況がよくなるまで少し我慢していただきたいなと思います。

それから、子育て支援の問題ですね。子育て支援というのは、今いろいろ問題になっていますよね。 国でも今いろいろな方策を考えています。税制上の問題、それから母親、子供を産んだ女性の働き方の 問題とか、いろいろなトータルの問題で考えていかなければ、非常にこの少子化時代を乗り切っていけ ないというふうな方向ですから、ただ乳幼児医療だけやれば子育て支援だとか子供が増えるとかという、 そういう単純なものでもないと思いますので、これは総合的な子育ての中で考えていかなければならな いなというふうに思います。

それから、銭函の小児科の話もありましたけれども、小児科の医師、大体今いませんから。市立小樽病院にもいなくなったのですから、大変厳しいのです。ですから、どこの地域に小児科をつくってくれと言われても、もう今そういう時代ではないので、これはもう大変全国的に厳しい状況で、そういった例えば小児科とか産婦人科というのは、一つの病院に集中してやっていかなければ対応できないというような状況になっていますので、その辺は御理解いただいたと思いますけれども、調べてくださいというお話が何かありましたけれども、そういった状況を調べられるのかどうか、よく係の方とも相談してみたいと思います。

議長(中畑恒雄) 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第5号、第9号、第14号、第17号、第18号及び第28号につきましては、議長指名による12名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。森井秀明議員、山田雅敏議員、小前真智子議員、菊地 葉子議員、小林栄治議員、横田久俊議員、佐々木茂議員、斎藤博行議員、古沢勝則議員、大竹秀文議員、 高橋克幸議員、秋山京子議員。以上であります。

なお、委員中事故のある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第29号及び第30号につきましては、議長指名による12名の委員をもって構成する議員定数等に関する特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、議員定数等に関する特別委員を御指名いたします。井川浩子議員、菊地葉子議員、小林栄 治議員、大畠護議員、前田清貴議員、横田久俊議員、成田晃司議員、佐々木勝利議員、北野義紀議員、 松本光世議員、斉藤陽一良議員、秋山京子議員。以上であります。

次に、議案第6号ないし第8号、第19号、第24号及び第31号は総務常任委員会に、議案第15号、第25

号及び第26号は経済常任委員会に、議案第10号ないし第13号、第20号ないし第22号及び第27号は厚生常任委員会に、議案第16号及び第23号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「請願・陳情」を議題といたします。

まず、平成18年第1回定例会において継続審査と決定いたしております陳情第90号、第92号ないし第95号、第98号ないし第102号、第108号ないし第110号、第112号、第114号、第116号ないし第118号、第122号、第124号、第125号、第129号、第131号、第132号、第134号ないし第137号、第139号、第142号、第153号ないし第155号及び第167号について、陳情者から取り下げたいとの申出がありました。

これを許可することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、取り下げを許可することに決しました。

次に、陳情第348号ないし第354号、第356号及び第359号ないし第363号につきましては、議長指名による12名の委員をもって構成する米空母キティホーク入港に関する特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、米空母キティホーク入港に関する特別委員を御指名いたします。上野正之議員、森井秀明 議員、菊地葉子議員、前田清貴議員、成田晃司議員、佐々木茂議員、斎藤博行議員、北野義紀議員、大 竹秀文議員、見楚谷登志議員、高橋克幸議員、斉藤陽一良議員。以上であります。

次に、陳情第260号ないし第274号及び第358号につきましては、市立病院調査特別委員会に付託いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、陳情第316号につきましては、さきに設置されました議員定数等に関する特別委員会に付託いた したいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、その他の請願、陳情につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり、それぞれ 所管の常任委員会に付託いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 6時40分

# 会議録署名議員

小樽市議会 議長 中畑 恒 雄

議員森井秀明

議員 佐々木 茂

平成18年 第2回定例会会議録 第5日目 小樽市議会

## 平成18年6月16日

шинже ( э	- 11 /	
1番	F	野

出度議員 (32名)

正 之 3番 Ш 田 雅 敏 井 子 5番 Ш 浩 7番 若 見 智 代 小 林 9番 栄 治 11番 大 畠 護 13番 横 田 久 俊 佐々木 茂 15番 17番 Щ  $\Box$ 保 19番 武 井 義 恵 2 1番 古 沢 勝 則 大 23番 竹 秀 文 25番 見 楚 谷 登 志

中

斉

佐

畑

藤

野

恒

治

陽一良

雄

男

2番 森 井 秀 明 4番 小 前 真智子 6番 吹 田 友 三 郎 8番 地 葉 子 菊 10番 大 橋 弘 12番 前 田 清 貴 14番 成 田 晃 司 16番 斎 行 藤 博 18番 佐々木 勝 利 20番 新 谷 ح し 22番 北 野 義 紀 世 24番 松 本 光 26番 久 末 恵 子 28番 高 橋 克 幸 子 30番 秋 京 Щ 32番 佐 藤 利 幸

## 欠席議員(0名)

2 7 番

29番

3 1番

### 出席説明員

市 長 田勝麿 Щ 教 育 長 菊 譲 総 務 部 長 田 厚 Щ 部 長 谷 揚 財 政 磯 民 部 長 市 佃 信 雄 畄 保 健 所 長 外 立人 部 長 田 和 男 建 設 嶋 小 樽務 病 院長 小軽米 文 仁 事 局 教 育 部 長 岸 康 治 Щ 収入役職務代理者 腰 裕 (会計室長) 堀 江 雄 二 財政部財政課長

助 役 鈴 木 忠 昭 水 道 局 利 典 長 I 藤 総務部参事 吉川 勝久 栄次郎 経 済 部 長 安 達 福 祉 長 中 町 悌四郎 部 環 境 部 長 本 間 達郎 港 湾 長 部 﨑 範 夫 Щ 消 長 防 仲 谷 正 人 查 委 中 塚 茂 事 務 局 長 総務部総務課長 田中 泰彦

# 議事参与事務局職員

事 務 局 長 松川明充 事務局次長 三浦波人 石 崎 政 嗣 庶 務 係 長 議事係長 佐藤正樹 調査係長 関 朋 至 記 北 出 晃 也 書 書 記 記 島谷和大 大 﨑 公 義 書 書 記 松 原 美千子 書 記 村 中 香 織

### 開議 午後 1時00分

議長(中畑恒雄) これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、前田清貴議員、新谷とし議員を御指名いたします。 日程第1「議案第1号ないし第31号並びに請願、陳情」を議題といたします。 この際、委員会審査のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時01分

### 再開 午後 8時15分

議長(中畑恒雄) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、米空母キティホーク入港に関する特別委員長の報告を求めます。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 25番、見楚谷登志議員。

(25番 見楚谷登志議員登壇)(拍手)

**25番(見楚谷登志議員)** 米空母キティホーク入港に関する特別委員会の報告をいたします。 当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

米空母キティホークの入港に当たっては、日米安保条約と日米地位協定の枠の中で、自治体の長として判断せざるを得ないと言うが、日米安保条約第6条はいわゆる米軍基地のことを指しているということは、国会における当時の内閣法制局長官の答弁でも明らかである。日米地位協定第5条についても入港料の免除等について規定しているだけであり、小樽市が義務を負うものではないと思うがどうか。

国が入港を認めるとしても、港湾管理者が施設使用を拒否すれば、入港することはできないのではないか。

市長は、前2回の空母入港時と同様に、核兵器搭載の有無の確認、入出港時の安全性、港湾機能への支障の有無という3条件をクリアすれば、入港を認めざるを得ないとしているが、安全性については過去の実績で立証されており、港湾機能への支障についても大型商船の入港が少ない現状ではバッティングは極めて少ない。核搭載の有無については、米国総領事館は、市からの照会に対し、「ブッシュ元大統領の1991年の艦船から戦術核兵器を撤去したとの発表は現在も生きている」として、核兵器が積まれていないとの回答である。しかも、過去の回答文書にはあった個々の艦船については搭載の有無については言及しないとの文言を削除してきているが、疑問を抱かなかったのか。また、艦載機も核兵器の装備は可能とのことであるが、それについてもあわせて確認しているのか。

米国総領事館の回答は、1991年に示された海外における戦術的な核兵器はすべて撤去し、搭載もしていないという軍縮方針をもとに行われているとのことであるが、当時は平時であり、2001年の「9.11 テロ」以降、米国は戦時態勢に入っており、緊急事態に備え搭載していると考えるのが当然と思うがどうか。

米国政府は過去の外交文書を順次公開しているが、それによると米艦船が核兵器を搭載したまま、日本の港に入港することは事前協議の対象にならないとしており、日本政府だけが、それを否定し外交文書も公開していない。そうした日本政府の言い分をうのみにして、入港の可否を判断することは問題ではないか

入港の可否を決める上での判断基準としている3条件の検討だけではいずれも意味をなさなくなって おり、判断基準を見直す考えはないか。

核持込みを許さないとの立場に立つという市長としては、核搭載の可能性があることを理由に入港を

断るか、非核証明書の提出を求めて入港を認めることにすれば、その辺の疑問は払しょくされるのではないか。

小樽港は民間港であるにもかかわらず、米空母の入港が3回も繰り返されようとしている。米国は現在戦時態勢にあり、当然核兵器を搭載しているとの疑念が払しょくされない。市長は、港湾管理者の責任として核兵器の有無については、単に外務省などに確認するだけではなく米軍に直接照会するなどもう一歩踏み込んだ回答を求めるべきではないか。

平成9年にインディペンデンスが入港する際、米軍はあらかじめ小樽港の調査を行い、また、港内においての方向転換を想定した訓練を洋上で行ったと聞く。これによっても空母の寄港は単なる「友好・ 親善」が目的ではなく、民間港の利用を促進するねらいがあるのではないのか。

空母キティホークは、横須賀を母港にアメリカの国益のため世界戦略を展開しており、ベトナムやイラク戦争でも多くの罪のない人々を殺りくしている。こうした艦船を小樽港に入港させることは問題ではないか。

米空母の入港に当たっては、毎回、港湾管理者として苦渋の決断を迫られている。日米地位協定では、原則入港は拒否できないとのことであるが、物理的な理由で拒否することはできるのか。また、今回の 入港に当たっては外務省から特に強い協力要請はあったのか。

米軍の再編に伴っていろいろな動きがあり、岩国や千歳など自治体として判断を迫られる例も出ているが、将来、小樽港を恒常的に使用したいというような動きがあった場合、市長はどう対応するのか。

最近、キティホーク乗組員による殺人などの凶悪事件が起きており、市民からも不安の声が上がっている。市もこれらのことを重視し、米国総領事館に寄港について再考を求めたというが、どのような反応であったのか。

過去2回の空母入港時には、見学車両による交通事故などの不慮の事故や子供の安全確保対策に苦慮 した経緯もある。各地でも乗組員による犯罪も発生しており、市民の不安も増大しているが、どのよう な対策を講じていくのか。

乗組員は、艦内という閉鎖的なエリアで長期間を過ごした上での入港であり、解放感からのトラブル や犯罪の発生も懸念されるが、そうした事態を未然に防ぐため具体的にどのような対応をするのか。

前回の入港時には接岸ふ頭への立入りが規制され、入港に反対する市民団体が計画したデモ行進のコースが空母から離れたルートへの変更を余儀なくされた。デモ行進は市民の空母入港に対する直接的な意思表示であり、デモ行進をする権利を尊重し、過度の規制は行うべきではないと思うがどうか。

接岸中は多数の見学者が臨港地区を訪れることが予想されるが、警備についての警察との協議や救急車の配置等については、どのように考えているのか。

両艦で約5,000名の乗組員をはじめ見学者を含めると相当数が小樽を訪れることになると思うが、その 経済波及効果をどの程度と見ているのか。また、接岸中の警備などで市が負担する経費については、国 はどの程度補てんしてくれるのか。

キティホークは2008年には退役することになっており、後継艦に備え横須賀港ではしゅんせつ工事を行っているとのことである。仮に国が直轄で工事を行うとして小樽港のしゅんせつなどを求められた場合、応ずる考えはあるのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第348号ないし第354号、第356号及び第359号ないし第363号につきましては、採決の結果、賛成少数により、いずれも不採択と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 5番、井川浩子議員。

(5番 井川浩子議員登壇)(拍手)

5番(井川浩子議員) 米空母キティホーク入港に際し、自由民主党を代表し、委員長報告に賛成し、 陳情第348号ないし第354号、第356号、第359号ないし第363号に対し、不採択の討論をいたします。

5月29日に米空母キティホーク、30日には米第7艦隊ミサイル巡洋艦カウペンスが7月1日から5日まで小樽港に寄港するので、バースの手配ができるかとの連絡が港長から小樽市港湾部に寄せられました。空母キティホークは平成12年に続いて2度目の入港要請であります。過去2度の米空母入港の許可を判断するには三つの条件、すなわち核搭載の有無、港の安全、バースの空き状況を満たすことでありました。このたびの核搭載の有無については、米国の札幌総領事館と外務省に赴き確認したところ、核搭載はないとの回答が寄せられ、安全については港長より問題がないとのことであります。また、当日使用する勝納ふ頭も荷役に支障がないとのことであります。日本と米国は日米安全保障条約や日米地位協定などにより相互扶助の関係が築かれており、母港である横須賀港を6月8日に出港し、約1か月、入港目的が親善と休養ということから、人道的にもお断りする理由が見当たりません。

(発言する者あり)

入港目的が親善と休養ということから、人道的にもお断りする理由が見当たりません。しかし、このたびの入港に際しましても、市民の不安を払しょくするのは当然のことであります。また、両鑑合わせて約5,000人の乗組員が乗船していることから、わずかではありますが、経済効果を期待する商工業者もいるとお聞きしており、山田市長の賢明な判断が今求められております。

よって、我が党は米空母キティホーク及びミサイル巡洋艦カウペンスの入港に賛成を主張し、討論と いたします。(拍手)

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇)(拍手)

**22番(北野義紀議員)** 日本共産党を代表し委員長報告に反対し、陳情第348号ないし第354号、第356号、第359号ないし第363号は願意妥当、採択を主張し、討論を行います。

本委員会の冒頭、市長は寄港の判断に当たっての三つの条件について確認作業をしてきたが、商船とのバッティングはなく、港湾の安全上問題はなく、核兵器搭載の有無についても外務省から従来と同様の内容の回答があったことをもって、本日の議会終了後、何点かの条件や要望をつけてバース手配を行う旨を小樽海上保安部に通知するとの説明がありました。この市長の態度表明に対し、日本共産党として市長が米空母キティホークと随伴艦ミサイル巡洋艦カウペンスの港湾施設使用を認めることに対し、強く抗議をするものであります。

最初に明確にしておかなければならないのは、市長がアメリカから小樽港への米艦船の入港要請を受けても、日米安全保障条約、日米地位協定に照らしても、これに従う義務はないということです。小樽港は、安保条約で米軍に軍事施設の提供を義務づけられている施設や区域ではありません。また、日米地位協定で、アメリカに特権が与えられているのは、入港料を課さないで入港できることと水先案内人を乗せないでの入港です。これとて日本政府とアメリカ政府の約束であって、地方自治体は何ら拘束される根拠はありません。

よく軍事・外交は国の専管事項ということで、国の言うとおり入港を認めなければならないという言

い分を耳にします。これは、1960年の安保条約締結以降の日本の現実に照らして成り立たない言い分です。小樽自身の経験、6年前の小樽港でのヴィンセンスの港湾施設使用を拒否したことや、神戸港で非核証明書提出方式をとってから30年以上にわたって米艦船の入港がありません。これについて政府は、日米地位協定の取決めに反するとの異議申立てはただの一回もありません。私がヴィンセンスの入港を、港湾施設使用を市長が拒否した直後に政府に出向いて、党の国会議員団の紹介で関係の幹部からその是非を伺いました。小樽市長が理由があって断ったのなら、それはそれで結構です。政府があれこれ言う筋合いはありませんと、こういうことでありました。このことは、その後の議会で、日本共産党から議場で皆さんに紹介されたものであります。

本日の特別委員会の中から指摘しておかなければならないことがあります。それは、地方港湾がアメリカから艦船入港の要請を受けた場合、どういう対応をとるかという問題です。外務省の意向に沿っていては、艦船の入港を認めざるを得なくなるという問題です。室蘭市が市民感情を理由に米艦船の入港を断ることにしようと外務省に相談したら、外務省はその理由は断る理由に当たらないとのことでありました。また、小樽市のように三つの物理的条件を理由にしようとしても、結局入港を認めざるを得なくなってしまいます。商船とのバッティングや豪雪で断る、こういう条件が整うのはほんのわずかしかありません。議論の中で市長は、外務省がこれまでのように文書での回答はしないようだったが、それなら小樽は拒否しますよとおどかして文書で回答をもらったと、手柄話のように答弁していました。話は全く逆です。外務省が文書回答しないなら、それを理由にして港湾施設使用を拒否すればよかったではありませんか。それをわざわざ文書回答させて、それを根拠に入港を認める。これは一体何だろうか、笑い話ではありませんか。市長は、結局何とか入港させないように努力しているのだろうか、それともさせるように動いているのか、この問題で市長の対応が鋭く問われたのではないでしょうか。

それとは逆に、先ほど紹介しましたように、神戸市では非核証明書方式を採用して、1975年以降、31年間にわたってアメリカ艦船の入港は1隻もありません。どちらが核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨に沿った対応かは明らかではありませんか。

本日も、私は改めて市長に確認いたしましたけれども、核兵器を積んだ艦船は小樽に入港させないというのが、市長の基本方針です。この基本的立場を本当に実効あらしめるためには、どちらの対応が理にかなっているかは明らかではありませんか。それに、空母キティホークや随伴艦のミサイル巡洋艦カウペンスは、どういう艦船でしょうか。空母キティホークは、世界で無法な戦争を展開しているアメリカ海軍の中心的役割を果たしている艦船で、随伴艦カウペンスもさきのイラク戦争で、真っ先にイラクへの爆撃を行い罪もないイラクの人々を何万人も殺りくする先陣を切った戦争、数万人を殺りくする戦争となったこの先陣を切った艦船です。しかも、今日明らかになっているように、イラク戦争の大義名分であった大量破壊兵器を持っているとの理由は、アメリカ自身もそれが偽りであったことを認めています。これらを考えれば、キティホークやカウペンスを受け入れることなどできないはずです。

市長が今回入港させる空母キティホークの艦載機や随伴艦のミサイル巡洋艦には、核兵器搭載可能な兵器が装備されており、小樽市に核兵器が持ち込まれる危険が生まれています。空母キティホークの艦載機 F A 18ホーネットには対地ミサイルが搭載されていますが、これは非核両用です。また、ミサイル巡洋艦には巡航ミサイルトマホークが装備されています。トマホークは、戦術核兵器を搭載でき、地形に応じて飛行し、命中度が非常に高いことで知られています。

市長は、1991年のブッシュ元大統領の平時におけるアメリカ艦船からの戦術核兵器の撤去が今でも続いているとの説明を前提の艦船に核兵器がないとのアメリカ総領事館の言い分や、核兵器が持ち込まれるときは事前協議の対象で、協議があれば日本政府はこれを断るので、非核三原則は堅持されていると

の外務省の回答を根拠に、市長は今回は核がないと判断しているようです。しかし、米艦船が核兵器を積んでの日本の港湾への寄港は事前協議の対象にしていなかったことが、アメリカ政府の外交文書の公開で明らかとなっています。ひとり日本政府だけが、関係文書公開を拒否し、事前協議の対象だと言い張っているだけです。2001年のニューヨークでの同時多発テロ以降、アメリカは平時ではなく戦時であり、同時多発テロ以降、アフガニスタン攻撃に続いて、現在のイラク戦争です。イラクで事実上の戦闘は今でも続いています。自衛隊もアメリカの要請でいまだにイラクのサマーワに駐留しているではありませんか。これは、アメリカは平時ではなく戦時であり、撤去された戦術核兵器が再び艦船等に配備されたと見るのが普通ではないでしょうか。これらの事実を総合的に判断すると、アメリカの艦船に核兵器が搭載されていると見て対応するのが市民の願いにこたえ、核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨に沿うものだと考えるわけです。

今回、米艦の入港を認めないでいただきたいという陳情に不採択の方が委員会でおられました。これは、後になって、市長からまた議会が決めたからという口実を与えることになるのではありませんか。市長は、少なくとも自民党のようにもろに米艦船の入港に賛成だという立場はとってはおりません。だから、この市長を励まして、そして今議会で市民の皆さんや道民の皆さんから出された陳情を採択して、市長の後押しをして、市長の今の、まだこの議会は終わっていませんから、返事はしていませんから、皆さんの総意で議会として米艦船の入港はだめだという意思決定がなされた。これをもって、市長が小樽海上保安部に港湾施設使用はお断りしますと、こういう返事をするように、議会は市民の願いにこたえた、そういう態度をとることが必要ではないか。このことを強く訴えまして討論といたします。(拍手)

(「議長、29番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 29番、斉藤陽一良議員。

(29番 斉藤陽一良議員登壇)(拍手)

29番(斉藤陽一良議員) 公明党を代表し、委員長報告に賛成の討論を行います。

外交、防衛は国の専権事項であり、日米安全保障条約及び日米地位協定により、我が国の港湾を含め、 道路、空港など施設の利用について、市区町村など地方公共団体がこれを一般的に拒むことは許されて いません。ただし、例外的に港湾においては、他の商船等が入港予定又は停泊中で、接岸するバースが あかないなど物理的に入港、停泊等に支障がある場合に限り制限を受けると解釈されております。今回 の場合、支障となる商船等の入港もなく、友好・親善目的での入港要請を拒否することはできないもの と考えます。あくまでも、市民の安全に留意され、事故等が起こらないように万全を期していただいた 上で、受入れについては了承をするものであります。

以上の理由により、入港拒否を求める陳情第348号ないし第354号、第356号、第359号ないし第363号については、不採択の態度を表明し、討論といたします。(拍手)

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 16番、斎藤博行議員。

(16番 斎藤博行議員登壇)(拍手)

16番(斎藤博行議員) 民主党・市民連合を代表して、ただいまの委員長報告に反対、陳情第348 号ないし第354号、第356号、第359号ないし第363号、陳情13件すべての採択を主張する討論を行います。 2006年5月1日、日米両政府は、在日米軍再編に関する最終報告を明らかにしました。日本政府は、 改編される基地を抱える自治体に対する十分な情報提供や事前説明や意見聴取も行わないまま、昨年秋 に中間報告に合意しました。そして、それからの5か月間、各自治体にそれらを押しつけるために奔走 し、今回の最終報告に至っています。しかし、再編の対象となっている米軍や自衛隊の基地を抱える地域では、自治体と住民が一体となって基地強化反対の声を上げています。岩国基地のある山口県岩国市では、3月12日の住民投票での基地移転反対の意思表示に続いて、4月23日に行われた市長選挙でも基地移転反対派の井原市長が当選しました。また、沖縄県沖縄市の市長選挙でも嘉手納基地反対派の東門さんが当選しています。神奈川県の座間市や相模原市では、市長や議会を先頭に集会や反対デモが行われています。新田原基地のある宮崎県新富町でも、行政や自治会を巻き込んだ反対運動が行われています。普天間飛行場を抱える宜野湾市においても同様です。また、辺野古の新基地建設問題でも名護市長は受入れを合意したものの、直後の世論調査では8割以上の名護市民から、そして7割以上の沖縄県民から新基地建設に反対の声が出ています。多くの県民は、沖縄の基地が海外に分散していくことを望んでいます。

ともすれば、基地強化を求める声が少数で、分断・孤立しているように見えるかもしれませんが、こうした一連の動きをきちんと見ていけば、むしろ孤立し、追い詰められているのは政府の方だと言えます。今、政府、米軍、自治体と住民の間に大変厳しい緊張関係が存在しています。今回の小樽港への3度目の空母入港も、こうした流れの中で地方自治のあり方の問題として考える必要があります。

市長の気持ちは、終始3度目の空母入港を再検討してほしいものという、これは来ることになるといろいろ難しい問題が生ずるから、来ないでほしい、そういうことだろうと思います。しかし、米軍の答えは、既に通知済みだから入れさせろ、そういうものであります。港湾管理者の意向や市民感情など聞く耳を持たぬ、そういった態度であります。一貫してねらっているのは、米艦船の民間港の自由そして無制限利用への先取りの意図であります。しかし、これは米軍や政府の強さの表れでは決してなく、かえって非核証明書を求められるかもしれない不安、市民感情をはじめ一定の理由があるから、それはいろいろな場面がありました。雪の場合もあります。市民感情の場合もあります。商船の場合もあります。港湾法による港湾管理権に基づいて入港が断られるかもしれないおそれの表れだと考えます。

私は、入港を何が何でも断れと言っているわけではありません。市長も大切だと考える非核三原則や 小樽の核兵器廃絶平和都市宣言を持つまちとして、核兵器不搭載の確認を具体的に求めてほしいのです。 それを追及した結果、米艦船の入港が相手の都合で中止になったり、接岸を認める判断ができなくなる のは、結果の問題であります。問題の基本は、地方自治と港湾法にあると思います。多くの市民は、来 てほしくないとの市の意向を無視し、逆にそうした再検討を求められる現実にいらだち、焦りから出て くる強引さに強い不安を感じています。市民もまた私たちのまち小樽の地方自治や自治体民主主義の危 機を感じているのです。陳情はすべてそうした思いから出ています。

改めて、小樽市議会の総意として、陳情の採択を訴えて、私の討論を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも不採択でありますので、原案について採決をいたします。

(「投票採決をお願いします」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

**議長(中畑恒雄)** ただいまの出席議員は31名であります。 投票用紙を配布いたさせます。

(投票用紙配布)

議長(中畑恒雄) 投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議長(中畑恒雄) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

陳情第348号ないし第354号、第356号及び第359号ないし第363号について、採択とすることに賛成の議員は賛成と、反対の議員は反対と投票用紙に記載の上、職員の点呼に応じ順次、投票を願います。

点呼を命じます。

事務局次長(三浦波人) 1番上野正之議員、2番森井秀明議員、3番山田雅敏議員、4番小前真智 子議員、5番井川浩子議員、6番吹田友三郎議員、7番若見智代議員、8番菊地葉子議員、9番小林栄 治議員、10番大橋一弘議員、11番大畠護議員、12番前田清貴議員、13番横田久俊議員、14番成田晃司議 員、15番佐々木茂議員、16番斎藤博行議員、17番山口保議員、18番佐々木勝利議員、19番武井義恵議員、 20番新谷とし議員、21番古沢勝則議員、22番北野義紀議員、23番大竹秀文議員、24番松本光世議員、25 番見楚谷登志議員、26番久末恵子議員、28番高橋克幸議員、29番斉藤陽一良議員、30番秋山京子議員、 31番佐野治男議員、32番佐藤利幸議員。

議長(中畑恒雄) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人に、小前真智子議員、菊地葉子議員を御指名いたします。

両議員の立会いを願います。

(開票)

議長(中畑恒雄) 投票の結果を報告いたします。

投票総数31票

そのうち有効投票 29票

無効投票 2票

有効投票中

 賛成
 9票

 反対
 20票

以上であります。

よって、陳情はいずれも不採択と決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(中畑恒雄) 日程第2「会期の延長」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、6月28日までと議決されておりますが、議事の都合により、会期を6月29日までの1日間延長いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明6月17日から6月28まで12日間、休会いたしたいと思います。 これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 8時55分

## 会議録署名議員

小樽市議会 議長 中畑 恒 雄

議員前田清貴

議員新谷とし

平成 1 8 年 第 2 回定例会会議録 第 6 日目 小楢市議会

# 平成18年6月29日

出席議員(32名)												
	1番	上	野	正	之			2番	森	井	秀	明
	3番	山	田	雅	敏			4番	小	前	真 智	子
	5番	井	Ш	浩	子			6番	吹	田	友 三	郎
	7番	若	見	智	代			8番	菊	地	葉	子
	9番	小	林	栄	治		1	0番	大	橋	_	弘
1	1番	大	畠		護		1	2番	前	田	清	貴
1	3番	横	田	久	俊		1	4番	成	田	晃	司
1	5番	佐々	木		茂		1	6番	斎	藤	博	行
1	7番	山			保		1	8番	佐々	木	勝	利
1	9番	武	井	義	恵		2	0番	新	谷	٢	U
2	1番	古	沢	勝	則		2	2番	北	野	義	紀
2	3番	大	竹	秀	文		2	4番	松	本	光	世
2	5番	見 楚	谷	登	志		2	6番	久	末	恵	子
2	7番	中	畑	恒	雄		2	8番	高	橋	克	幸
2	9番	斉	藤	陽一	良		3	0番	秋	山	京	子
3	1番	佐	野	治	男		3	2番	佐	藤	利	幸

# 欠席議員(0名)

# 出席説明員

节武山	月貝										
市			長	Щ	田	勝	麿	助役鈴	木	忠	昭
教	Ĕ	盲	長	菊			譲	水道局長工	藤	利	典
総	務	部	長	Щ	田		厚	総 務 部 参 事 善 吉 丿	Ш	勝	久
財	政	部	長	磯	谷	揚	_	経済部長安う	達	栄次	郎
市	民	部	長	佃		信	雄	福祉部長中日	町	悌四	郎
保	健	所	長	外	畄	立	人	環境。部長、本「	間	達	郎
建	設	部	長	嶋	田	和	男	港湾。部長山。	﨑	範	夫
小事	樽 務	病局	院 長	小車	圣米	文	仁		谷	正	人
教	育	部	長	Щ	岸	康	治	収入役職務代理者 ( 会 計 室 長)   宮 月	腰	裕	=
総矛	务部約	総務誤	果長	田	中	泰	彦	財政部財政課長  堀 氵	江	雄	=

# 議事参与事務局職員

事 務 局 長 松川明充 事務局次長 三浦波人 石 崎 政 嗣 庶 務 係 長 議事係長 佐藤正樹 調査係長 関 朋 至 記 北 出 晃 也 書 書 記 記 島谷和大 大 﨑 公 義 書 書 記 松 原 美千子 書 記 村 中 香 織

### 開議 午後 1時00分

議長(中畑恒雄) これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、菊地葉子議員、高橋克幸議員を御指名いたします。

日程第1「陳情の取下げ」を議題といたします。

本件につきましては、今定例会に提出されております陳情第175号及び第198号について、陳情者から取り下げたいとの申出があります。

お諮りいたします。

陳情第175号及び第198号の取下げを許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、取下げを許可することに決しました。

日程第2「議案第1号ないし第31号並びに請願、陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 9番、小林栄治議員。

(9番 小林栄治議員登壇)(拍手)

9番(小林栄治議員) 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

市は、新市立病院の建設費の起債償還について、今後、市全体の起債償還額が大幅に減少することから問題はないというが、これは他の建設事業を一切行わない場合の想定であり、市営住宅建替えなども 予定されていることから、見通しが甘いのではないか。

このたび、夕張市は財政再建団体の指定申請を表明したが、本市においても病院建設という投資により、起債等のキャパシティを超えた場合のことを考えると、決して対岸の火事では済まないと思うがどうか。

また、現病院のままでは医業収支は悪化の一途であり、統合新築さえすればすべて改善できるかのような説明は理解しがたい。まず、一般会計からの繰入れを減少させることが重要ではないか。

建設を計画する築港地区は、本来はレクリエーションゾーンと位置づけられており、周辺にはパチンコ店もあることから、本当に病院の建設予定地として適しているのか十分検討すべきではないのか。また、札幌市内の大病院との競合や、後志管内の患者の利用減が心配されるがどうか。

第3ビルの再開発が検討される中で、室内水泳プールの存続が取りざたされているが、本市における 室内水泳プールの必要性について、市教委の将来的な展望や考えはどうか。

市教委は室内水泳プールと同規模の施設の建設に約5億円が必要であるというが、本市の財政状況を 勘案すると新たなプールの建設は可能なのか。

また、17年度決算では、室内水泳プールの使用料について、市が4,600万円程度の負担をしているが、 仮にプールが廃止となる場合には、この市の負担相当額を活用し、プール利用者に何らかの支援策を講 ずる考えはないか。

市は新たにプールを建設するためには約5億円を要するというが、補助金が7,500万円措置されることから残りは起債の充当によって、建設は十分可能ではないか。

新博物館については、交通記念館に科学館と博物館の機能を統合するものであるが、各施設の学芸員が異分野の説明にも当たることになるため、オープン前のわずか半年の間に研修を行うとのことである。

そもそも統合は、老朽化した科学館と、赤字経営にあえぐ交通記念館の整理縮小に端を発したものであり、これに系統の異なる博物館を加えることは無理があるのではないか。

新博物館の運営は市民やボランティアの協力を得なければ不可能であり、市民にきちんと計画内容を 説明した上で、時間をかけて議論を深め、その経過によっては計画を変更すべきではないのか。

また、来年の7月にオープン予定というが、目玉とも言える国指定重要文化財である旧手宮鉄道施設機関車庫3号がこのときまだ修復工事中であり、市教委は工事中の姿を公開するとのことであるが、ただ外観を見せるだけでなく、中に入って専門家の説明を受けることができなければ公開の意義が損なわれるのではないか。

中途半端な形ではなく、施設全体の完成を待ってオープンすべきと思うがどうか。

本市と広島県尾道市は、昨年から小学生の相互訪問をきっかけに交流が進んでおり、教育内容においても非常に学ぶところが多い。その一つに、尾道市士堂小学校の陰山校長が提唱している百マス計算に代表される反復学習法があるが、市教委はこれらをどう評価し、導入についてどのように考えているか。現在、本市においても「あおばとプラン」を作成し、「確かな学力の育成」を目指し取り組んでいるが、市教委は、学校の自主性に任せるだけで学校を指導しているとは感じられない。「あおばとプラン」を実効性のあるものにするためにも、もっと強力に指導力を発揮する必要があると思うがどうか。

平成13年1月に本市の学校管理規則が一部改正され、職員会議は校長が主宰することになったはずであるが、いまだに職員が主導する例もあるやに聞く。

市教委は再度、職員会議の実態を把握し、適切に指導していくべきと考えるがどうか。

また、情報公開条例に基づく請求により公開された職員会議録では、発言者の名前がすべて黒塗りされており、奇異に感じる。発言者の名前が公開された場合、職員会議において自由かっ達な議論ができなくなるおそれがあるためというが、小樽市情報公開条例第9条第1項第2号には本人の同意により、名前の公開ができると規定されており、透明性を高めるためにも市教委は今後、検討してほしいがどうか。

小中学校の給食について、母親が愛情を込めてつくった弁当を食べるという趣旨から、「お弁当の日」を設けている地域があるやに聞くが、本市においては、学校行事を含めて弁当を持参する機会はあるのか。

国内で出る食べ残しなどの食品廃棄物は、年間2,189万トンにも及び、そのうち57パーセントが一般家庭から出ていると聞くが、学校給食における食べ残しの状況はどうか。

今盛んに「地産地消」が唱えられているが、本市の給食における地元産食材の使用率はどうか。地元の食材をふんだんに使用した季節に合わせた特別メニューを取り入れ、子供たちの食育を推進してはどうか。

心停止患者の救命率は停止から10分経過するとほぼゼロパーセント、また自動体外式除細動器いわゆるAEDの使用が1分遅れるごとに7から10パーセント低下するといわれているが、本市の場合、通常、救急出動の要請から現場到着まで約7分間を要していることを考えると、心停止患者に対する一刻も早い救命措置が必要と考える。国はAEDの使用に関し、講習の実施等により、国民の理解が深まるような取組を求めており、119番通報から医療措置までの「救命の連鎖」が大切であるとしている。平成17年度、本市の心停止患者への救急出動が172件にも上っており、市はもはや財政上の問題を理由に検討をしている段階にはなく、早急に設置すべきと思うがどうか。

消防組織法第15条の5によると、消防団長は、消防団の推薦を受けて市長が任命するとなっているが、 団長の推薦基準を承知しているのか。 消防団では団長の推薦や退任の際の基準もなく、また、副分団長以上の定年は、団長と副団長の口頭の申合せにより決定していると聞く。消防団は公的な組織であり、市は推薦基準や退任基準を規則等で明確にし、市民が納得できるようにするべきと思うがどうか。

また、こうすることにより、消防団の中枢に対する団員の信頼がより高まり、消防団員の増加につながるのではないか。

このほど策定された「消防長期構想」には、減少傾向にある消防団員の入団促進策として、任用年齢の見直しや女性団員の増員に積極的に取り組むとしており、現在も、企業や町会を通じて広く入団を呼びかけている。特に、地域の事情に精通している市職員への募集も行っており多数の参加が期待されるが、現在までの応募状況はどうか。

また、一般団員については、今の任用条件では50歳までとなっており、働き盛りの年齢にもかかわらず退任を迎えることとなる。これが深刻化する団員不足の一因となっており、昨今は定年が延長の方向にあることから、消防団の任用年齢を引き上げるなど、団員増加に結びつく取組を進めてもらいたいがどうか。

新幹線開通に伴う将来のまちづくりや交通アクセスの問題については、庁内関係部署で構成されるワーキンググループで今後検討していくというが、具体的に何をしようとしているのか。

また、新幹線の札幌延伸については、本市職員が札幌延伸効果検討委員会に参加するなど、市はこの一、二年が山場であると認識していると思われることから、ぜひ効果的な取組を進めるよう要望するが、新幹線誘致を進める市の決意はどうか。

米空母キティホーク入港時に招待見学会が開催されるとのことであるが、現在、改正ソーラス条約により、通常時でも臨港地区内の規制区域への立入りが厳しく制限されており、スタッフカードの提示又は身分や目的を確認するなど、徹底したゲート管理が行われている。市は、招待客が規制区域内に入場する際の本人確認の方法について、招待状のはがきと本人の身分証等で確認し、その際に写真がなくても、入場させる意向のようだが、本人確認を適正に行わなければ不特定多数を対象とする一般公開と同じ結果になるのではないか。

市は、小樽港のひき船の更新に伴い、その使用料を改定するとのことであるが、7,000トン未満の従来の四つの区分を一つにくくるため、3,000トン以上7,000トン未満は引下げとなり、逆に3,000トン未満は引上げになるという。一方、石狩湾新港の使用料区分は、小樽港が設定する区分にさらに5,000トン未満の区分を加えると聞くが、その結果、3,000トン以上5,000トン未満の船舶が使用する場合、石狩湾新港の使用料の方が安くなるため、小樽港から石狩湾新港へ船が移るなどの影響はないのか。

また、使用料改定について、港湾関係者からは特に意見がないというが、改定後に出てくる可能性もあることから、スムーズに移行できるよう理解を得る努力をしてもらいたいがどうか。

市が港湾施設用地を使用許可している第2号ふ頭の民間上屋では、輸出用車両の解体工事が行われ、 倉庫わきやエプロンにはナンバープレートのないものや解体処理済みの鉄くず化した車両が放置されて いるが、港湾管理上問題があると思うがどうか。

また、仮ナンバーのない輸出用車両が船積みのため、指定保税地域の第3号ふ頭から他のふ頭まで恒常的に走行しており、事故の発生も懸念されるが、市はこうした実態を早急に是正すべきではないか。

このたび、観光協会職員の観光物産プラザ多目的ギャラリーの使用料横領事件が発覚した。この徴収業務は市が観光協会に業務委託をしていたもので、職員1人に業務を任せきりにしていた協会内部のチェック体制の甘さに原因があるのではないか。

今年度から観光協会を同プラザの指定管理者としているが、今後どうするつもりなのか。

同プラザについては、平成14年度にも清掃業務委託契約違反があったが、この教訓が生かされておらず、市の管理体制を強化していれば未然に防ぐことができたのではないかと思われ、その間の管理職の責任は大きいと考える。市はどのような処分を検討しているのか。

銭函市民センターの利用者から館内が寒いとの苦情が寄せられている。暖房費は、委託料として指定 管理者に支払われているが、灯油価格の高騰により冬期間の施設の維持に苦慮していると聞く。灯油価 格の上昇分を、委託料に反映するよう検討できないか。

公衆電話の台数を減らしたいというNTT側の意向により、市の施設から利用度が低い公衆電話を撤去されており、銭函市民センターについても撤去されたが、センターの利用者には子供や高齢者が多く、不便との声が出ている。また、周辺に店舗などもなく、撤去すべきではなかったのではないか。

月4,000円程度の経費で「ピンク電話」の設置は可能であり、たとえ利用度が高くなくても、市民サービスとして設置を検討してもらいたいがどうか。

障害者自立支援法の施行に伴って、福祉サービスの利用者負担が増加するとのことであるが、低所得者にはどのような軽減策が講じられるのか。

ある入所施設では、入所者に対し障害程度区分の1次判定を試みたところ、ほとんどの入所者が通所 サービスに変更となるとの結果が出たと聞く。新制度への移行には5年の経過措置があるとはいえ、これらの施設では、将来の経営に不安を抱いているのではないか。

法の趣旨はサービスに対し負担の公平を図るものであるが、市の考えはどうか。障害者に不安を与えることのないよう、必要なサービスを必要なときに利用できるよう努めてもらいたいがどうか。

障害者自立支援法の一部施行により、利用者負担が応能から応益になり、今後、こども発達支援センター利用者の1回当たりの負担額も、17年度のおおよそ倍になるやに聞く。負担増により支援センターの利用が敬遠され、本来支援センターの指導・助言を必要とする子供が来なくなるなどの影響が懸念されるが、これらの点に対し、市はどのような見解を持っているか。

子供の障害を早期に発見、手当をして、できるだけ早い時期に指導方針を確立するという支援センターの趣旨からも、利用者負担のあり方について、ぜひ再検討してほしいがどうか。

支援センターは、一人一人のニーズに応じた指導・訓練を実施していく役割を担っているとのことだが、現在の職員配置は十分といえるのか。

ふれあいパスの一部有料化に伴い、平成16年度のワンコイン方式の導入に続き、昨年度からは回数券方式へと変更になり、ますますバスが利用しにくくなったとの声を聞く。ふれあいパス専用回数券の販売は、バスターミナルとバスの車内だけに限られていることが一因と考えられるため、市は販売所を増やすよう中央バスに要請する考えはないか。

回数券方式の導入により、ふれあいパスの利用者数を把握するという当初の目的は既に達成されており、利用者の利便性を考慮し、当初のワンコイン方式に戻してもらえるように中央バスと交渉してほしいがどうか。

市は、7月に市内11か所で、地球温暖化防止の基本ルールである「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」についての市民説明会を開催するとのことだが、日程や会場の設定がかなり雑な感じがする。この取組には、広範な市民の協力が不可欠と思うが、どのような市民層を対象にスケジュール等を組んだのか。温室効果ガスの削減数値目標を説明会で示す考えなのか。

二酸化炭素削減について、国の数値目標等は、説得性に欠けており、市は期限を定め、目標を掲げて 実行した結果を具体的な数字にデータ化するべきと思うがどうか。

また、エコ・アクションに取り組んで頑張った市民を広報等に載せるなど、より一層、市民と一体と

なった取組に弾みをつける必要があるのではないか。

狂犬病は、人畜共通感染症として非常に死亡率の高い病気であるが、昭和32年以降、国内での発症報告はなく、予防接種件数が減少傾向にあると聞く。この背景には、狂犬病に対する認識の低さが挙げられるが、近年、海外からさまざまな動物が持ち込まれていることを考えると、決して軽視することはできないと思うが、市の見解はどうか。

最近の回覧板に、ふんの放置のことや罰則について載っており、市民啓発の点からも大変結構なことであるが、狂犬病について、今後、市民の理解を得るためにも、飼い犬を登録しなければならない理由や予防注射の必要性を盛り込むべきと思うがどうか。

あわせて、市民からの情報提供を求める内容にするなどの見直しをぜひ検討してほしいがどうか。

小樽公園再整備基本計画について、市はこのたび2,400万円を補正し、地形測量や遊具などの調査設計を行うほか、「こどもの国」や「見晴台」などの整備に充てるとのことであるが、具体的にはどのような内容を予定しているのか。

また、公園の顔である入口の周辺は、中長期的に整備を行う計画と聞くが、正門付近は風情ある木々が小樽公園らしさを演出しており、このすばらしい景観を、ぜひそのままの姿で残してもらいたいがどうか。

各種事業の設計に当たり、その多くはコンサルタントに委託しているが、中には直営で設計を行っている業務もある。市には職種を問わず、高い力量を持つ職員がそろっていることや経費の抑制も期待できることから、市直営による設計をさらに増やすべきではないか。

今後は、市職員みずからが持っている技術力を発揮し、地域の特色を生かした小樽独自の設計をする という姿勢で取り組むべきと思うがどうか。

昨年6月に、景観法が施行され、強制力のある条例の制定が可能になった。本市が法に基づく景観行政団体になるためには、道の同意が必要とされるが、見通しはどうなのか。仮に、景観行政団体になった場合、新条例の制定に至るスケジュールや手続はどのようになるのか。

新条例は、景観計画区域内の建築物に対して、必要な場合は、形態や意匠などについて変更命令を出すことができるなど、法に基づく強制力のある条例になるというが、これにより景観を守ることは可能なのか。いくら強制力があっても、建築確認申請の手続段階において十分なチェックが必要であり、特に審査に当たっては、建設予定地周辺の既存施設への影響も考慮すべきと思うがどうか。

中央下水終末処理場の汚泥焼却炉の更新事業の入札に当たって、市は参加資格として、市の指名業者に登録していることや、受注実績があることなどを挙げている。しかし、最近、自治体などが発注したし尿・汚水処理施設工事に関する談合事件にかかわったとして、複数の業者が指名停止の処分を受けており、受注実績のある業者は5社しか残らない。このままで適正な入札執行が可能と考えているのか。

また、予定価格の決定方法についてはどのように考えているのか。今回は循環流動炉という新方式の 焼却炉であり、過去の施工実績のある自治体の価格調査を行っても、実は談合により決められてきた価 格ではないのかとの不安もぬぐえない。市は適正な価格で発注するために、どのような対策を講ずるつ もりなのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号、第9号、第28号につきましては、採決の結果、賛成多数によりいずれも可決と決 定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、いずれも全会一致により決定いたしました。 以上をもって、報告を終わります。(拍手) 議長(中畑恒雄) これより一括討論に入ります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

(8番 菊地葉子議員登壇)(拍手)

8番(菊地葉子議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対、議案第1号、第9号 及び第28号は否決の討論をいたします。

化学消防ポンプ自動車購入、構造強度対策事業費やオタモイ住宅3、4号建替事業費など、住民の要求に沿った補正予算の内容は一定評価できるものです。一方、補正予算では、たばこ税の増税分が歳入となっていますが、7月1日の値上げを機に、喫煙者の3人に1人が禁煙したいと考えているとの報道を目にしました。健康のために禁煙が奨励されることは歓迎するものですが、少なくない人が値上げを原因としています。問題なのは、三位一体改革で地方への財源移譲が国民への負担増で補われようとしていることです。今議会の論議でも明らかになりましたが、住民税の納付通知を受け取った住民から、担当窓口への電話が殺到するなど、定率減税、各種控除の縮小・廃止による国民負担増がベースとなる地方財政の仕組みや税制改正には同意できかねるものです。

議案第28号です。我が党は、小樽市の財政危機を招き、市民生活に多大な犠牲を強いることになった 大きな要因である築港再開発事業に一貫して反対してきました。その施策を推し進めてきた責任者にか かわる公費支出は認めることができません。

以上、討論といたします。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号、第9号及び第28号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 23番、大竹秀文議員。

(23番 大竹秀文議員登壇)(拍手)

23番(大竹秀文議員) 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

議案第24号について、銭函パークゴルフ場に指定管理者制度を導入することにより、今まで以上に芝の管理が徹底されることや自主事業が行われ、市は利用者へのさらなるサービス向上が図られるという。 芝の管理については利用者が満足できる状態を保つために、指定管理者が行うのではなく、専門業者に業務委託することは可能であるのか。

また、同制度を導入した他の施設においては、利用者へのサービスが向上され、コストの削減、業務の効率的な遂行が図られるなど、それなりの効果を上げているが、反面、指定管理者が施設の運営に苦

労している実態も見えてきている。果たしてサービス向上の面のみを考え、この制度を導入すべきか、 市には検討してほしいがどうか。

存続を求める陳情が数多く提出されている室内水泳プールについては、小樽駅前にあるため、利便性がよく、多くの利用者がある施設といえるが、市教委はプールの必要性や立地場所についてはどのような見解を持っているのか。

本市小中学校において、特殊学級やことばの教室に通う児童の現状はかなりの数に上ると思われる。 あおばとプランでは特学児童に対する教育については、記載が非常に少なく、もう少し見直すべきと考えるがどうか。

また、通級制度には特学児童の自立を助け、普通児童にとっても弱い立場の子供を理解することができるなどのプラス面が多いと考えており、特学児童と普通児童の相互間交流が非常に大切であると言われているが、市教委はどのような手だてをしているのか。

あおばとプラン実施に当たっては、ぜひ子供も計画づくりに参画させるべきと思うがどうか。

また、教育を充実させるためには、社会教育と学校教育は一体的に取り組むべきと考えるが、同プラン実施に当たり、学校教育のみならず、社会教育に関する事業なども取り入れるべきではないか。

現博物館は見る者に小樽の歴史を感じさせる大変貴重な建築物であると考える。観光物産プラザの物 販スペースを縮小することで、現博物館の展示スペースを拡張し、さらに充実した資料展示ができるの ではないか。

新博物館基本計画について、市は入館者が増えるような検討をし、新博物館の維持管理経費を独自に 賄っていくという気持ちで臨むべきと思うがどうか。

新博物館基本計画について、構想そのものが十分に理解されていないと感じるがどうか。

市教委は、新博物館では、現在、収蔵庫に眠る多数のコレクションを公開できると言うが、施設的な 部分のみならず学芸員の配置等について手だてを考えるべきと思うがどうか。

新博物館において市教委は、未公開の資料を展示公開していきたいと言うが、現在の博物館にある展示物と重複しないのかどうか。

子供の安全対策を図るために、子供を守る組織が各地域でできており、市教委も町内会へ協力を呼びかけているが、これに子供もかかわる必要があると思う。特に通学路の安全マップづくりには、子供を積極的に参加させていくべきと考えるがどうか。

このたび、夕張市をはじめとする空知地方の旧産炭地域にある6市町では、地方財政法で定められた 道知事の許可を得ないいわゆる「ヤミ起債」が行われていたとの報道がなされた。本市においては過去 には第三セクターに対して損失補てんや債務保証を行うために、資金を融通したことがあったと聞くが、 報道されたようなヤミ起債が行われた事実はないのかどうか。

火災予防条例の一部が改正され、住宅用火災警報器の設置が義務化されたが、自治体により設置期間 の猶予や設置場所などの取扱いが異なるのはなぜか。

本市においては既存住宅では、今後、設置まで5年間の猶予があるが、設置義務化を悪用する業者が 訪問販売をすることが予想されるため、この対策については十分な検討が必要ではないか。などであり ます。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第31号につきましては、採決の結果、賛成少数により否決と決定いたしました。

次に、議案第6号、第19号及び第24号並びに陳情第41号、第62号、第69号、第70号、第77号、第79号、 第84号、第85号、第87号ないし第89号、第91号、第96号、第97号、第103号ないし第107号、第111号、第 113号、第115号、第119号ないし第121号、第123号、第126号ないし第128号、第130号、第133号、第138号、第140号、第141号、第143号ないし第152号、第156号ないし第166号、第168号ないし第174号、第176号ないし第190号、第192号ないし第197号、第199号ないし第205号、第207号ないし第222号、第224号、第225号、第227号、第229号、第230号、第232号、第233号、第235号ないし第259号、第275号、第278号ないし第313号、第315号、第317号ないし第347号、第355号、第365号ないし第372号につきましては、採決の結果、賛成多数により議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、陳情第364号並びに所管事項の調査は 継続審査といずれも全会一致により、決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

(8番 菊地葉子議員登壇)(拍手)

8番(菊地葉子議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対、議案第6号、第19号及び第24号は否決、議案第31号は可決、本総務常任委員会に新たに付託となりました陳情第176号ないし第190号、第192号ないし第197号、第199号ないし第205号、第207号ないし第222号、第224号、第225号、第227号、第229号、第230号、第232号、第233号、第235号ないし第259号、第275号、第278号ないし第313号、第315号、第317号ないし第347号、第355号、第365号ないし第372号については採択を、継続審査中の案件については採択を主張して討論をします。

議案第6号です。事務事業の効率化や適正な職員配置計画について、一様に反対するものではありませんが、市民の健康や安全に責任を持つ立場から、財政健全化計画の推進で事業の統廃合、民間委託などによる職員削減を無批判に認めるものではありません。この間、消防署所の統廃合、病院給食の民間委託などが行われてきていますが、市民サービスの低下を招いている職員削減を追認することはできません。

議案第19号です。総務常任委員会に報告となりました小樽市消防長期構想の中では、消防団の重要性について、住民の安全確保のために重要な役割を担うものであるとうたっています。この先も、消防団に大いに依拠するとしながら、政令の一部改正によることとはいえ、災害補償費の減額は認められないものであります。

議案第24号です。銭函パークゴルフ場の指定管理者制度の導入についてです。市民サービスの向上を うたい文句にしている自主事業の展開です。これまでも指摘してきましたが、市民の公平な利用に供す るために公の財政によって設置された施設が、特定の民間営利企業のビジネスの道具にされることにな り、公平さにおいて大いに問題があります。コスト削減をねらいとした指定管理者制度の導入は、管理 者となる業者の雇用対策にも影響を及ぼし、不安定な雇用状況を拡大することにもつながるものです。

議案第31号です。我が党提案の小樽市非核港湾条例案です。16日に開催されました米空母キティホーク入港に関する特別委員会では、冒頭、市長は三つの条件をクリアしたとして、米空母キティホーク及び随伴艦カウペンスの入港を容認する旨、発言しました。三つの条件をクリアしたと言いますが、アメリカが核兵器搭載可能な艦船の日本の港への寄港については、事前協議の対象としていないことは、アメリカが公表した外交文書からも明らかであり、核持ち込みの疑惑は晴れていません。民間港では、突出して3度にわたる米空母の入港に際し、市民はもとより道内各方面からも抗議の声が上がっています。非核証明書の提出を義務づけて以降、アメリカの艦船が一隻も入港していない神戸港のように、実効あ

る対応が求められています。

室内水泳プールの存続を求める陳情書が積み上げられました。プールの開設以来、225万人の市民が利用し、障害者の機能訓練には年間3,000人、高齢者の健康増進にはおおよそ1万人が健康を目指し、医学的見地からも重視され、高齢化率の高い小樽市にとっては、最優先で整備されるべきであって、存続を望む市民の声にしっかりとこたえていくことは、本議会に課せられた責務です。

昨日、日本郵政公社は、集配拠点、郵便貯金等の外務営業拠点の再編計画を発表しました。道内では 160局、現行の36パーセントが集配業務廃止の計画です。対象となった地域からは、郵便局の配達員はこれまで地域のお年寄りを見守り、災害時の情報収集など、地域に密着した役割を担っており、単に郵便 の配達にとどまらない重大な影響を与えると、反発の声が上がっています。小樽市の対象となった地域 の方々にとっても同様に深刻な問題です。願意をくみ取り、採択を主張するものです。

継続審査となっています各案件については、願意妥当、採択を求めまして討論といたします。 (拍手)

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 16番、斎藤博行議員。

(16番 斎藤博行議員登壇)(拍手)

16番(斎藤博行議員) 民主党・市民連合を代表し、委員長報告に反対、議案第31号に賛成、可決を主張する討論を行います。

小樽市非核港湾条例案です。明日の7月1日、アメリカ海軍空母キティホークとミサイル巡洋艦カウペンスが多くの小樽市民の反対、そして小樽市のたび重なる再検討の要請を拒否し、入港します。

繰り返しになりますが、全国で空母が入港した実績がある民間港は小樽港だけです。それも、1997年、2000年、そして2006年と過去10年間に3回です。米軍再編計画の中では、民間港の米軍の優先使用が協議されております。また一方、アメリカ軍はまだイラク戦争における戦闘態勢にあるのだと、私は思います。今回のカウペンスの動きは、そうしたことを証明しているのではないでしょうか。こうした状況下で、小樽港が準軍港化されることに多くの市民が不安を感じており、今回の入港に際しても、350件を超える入港反対の要請が出されていると聞いております。小樽市は、核兵器廃絶平和都市宣言を持つまちです。この宣言は、平和を求める市民の思いが、議会の場において結実したものです。こうした宣言を持つ小樽港に入港をしようとする艦船は、当然核兵器不搭載をみずから証明する義務があると、私は考えます。アメリカを相手に、こうした市民の平和への思いを実現するためには、文書による照会だけでは不十分です。議会の意思として市長に、つまり小樽港の港湾管理者に、核不搭載証明を求める権限、そして義務を条例によって持たせるべきです。それが、議会の意思と行政の一致した対応策だと考えます。

改めて、すべての議員の皆さんの議案第31号小樽市非核港湾条例案への賛成を訴え、討論を終わります。(拍手)

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 1番、上野正之議員。

(1番 上野正之議員登壇)(拍手)

1番(上野正之議員) 議案第31号小樽市非核港湾条例案につきまして、討論いたします。

小樽市は、昭和57年6月28日に、核兵器廃絶平和都市宣言をいたしました。宣言文の終わりに、「日本は世界唯一の被爆国民であり、小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する」と記されております。宣言をしてから、24年を経過した現在、世界

じゅうは核兵器廃絶や軍縮はやむことなく、ますます増え続けている現状です。世界じゅう、みんなが 戦争のない平和な世界を願っていると思います。

我が会派といたしましても、この条例をより精査し、将来的によりよい考えを示していきたいと思います。よって、検討の結果、議案第31号小樽市非核港湾条例案に対し、再度棄権とさせていただきます。

なお、棄権の態度表明は自席にて行わせていただきます。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第31号について、採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決することに賛成の議員の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

### 議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、陳情第355号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

#### 議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第6号、第19号及び第24号並びに陳情第41号、第62号、第69号、第70号、第77号、第79号、 第84号、第85号、第87号ないし第89号、第91号、第96号、第97号、第103号ないし第107号、第111号、第 113号、第115号、第119号ないし第121号、第123号、第126号ないし第128号、第130号、第133号、第138 号、第140号、第141号、第143号ないし第152号、第156号ないし第166号、第168号ないし第174号、第176 号ないし第190号、第192号ないし第197号、第199号ないし第205号、第207号ないし第222号、第224号、 第225号、第227号、第229号、第230号、第232号、第233号、第235号ないし第259号、第275号、第278号 ないし第313号、第315号、第317号ないし第347号、第365号ないし第372号について、一括採決いたしま す。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

## 議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 11番、大畠護議員。

(11番 大畠 護議員登壇)(拍手)

11番(大畠 護議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

企業誘致については、税収や雇用、人口対策にもかかわる重要課題であるが、本年4月から施行され

ている企業立地促進条例は、石狩市の後追いの感が否めない。市は、首都圏から小樽に進出しようとする企業の視点に立った場合、どういった課題があると押え、どう考えているのか。

現在、市では、カラー刷りのパンフレットは作製していないとのことであるが、企業を納得させられる内容のものを用意し、積極的な誘致活動を進めてもらいたいがどうか。

少ない予算の中、知恵を絞り、汗をかくことは大切であるが、石狩湾新港の注目度も増してきており、 企業誘致に当たっては経済環境の変化を的確にとらえ、大きな発想の転換が必要なのではないか。

鰊御殿への唯一の道路である市道祝津道線沿いの土地を取得した人物は、現況の道路敷地が自分の土地に食い込んでいると主張して、境界にロープを張ったため、マイクロバスすら通ることができない。 さらに、鰊御殿の無料駐車場手前の土地であることに目をつけ、有料駐車場を開設し、鰊御殿の駐車場であるかのように装って観光客を誘導し、料金を取っている。このことは、たびたび観光客からの苦情となっているが、市が解決に向けてこの人物と話合いを重ねても、全く応じる様子がないという。この問題を放置すれば祝津観光のイメージダウンが懸念されることから、市道祝津道線を移設し、決着を図るべきと思うがどうか。

隣接する水族館は、今、新築に向けて動き出しており、今後の祝津観光発展のためにも、前向きに取り組んでもらいたいがどうか。

小樽港から祝津・オタモイ間を運航する海上観光船は、祝津漁港を船着場としているが、漁業者側の都合により、時によって着岸位置の変更を余儀なくされているとのことであるが、解決策として、例えば前浜に浮き桟橋を設置してはどうか。

ここは道の漁港区域であり、市の考えだけでは設置できないというが、水族館の新築構想に合わせて 検討を進めることは、海の観光推進の面からも重要ではないか。

小樽運河は、かつては水が汚いために、臭いといった声をよく耳にしたが、近年は改善されてきている。運河につながる河川が三つあるとのことであるが、市内の下水道が整備された現在も、生活排水が流入しているのか。

小樽を代表する観光スポットは運河であり、その評判が悪ければ、観光に与えるダメージが大きい。 過去2度にわたってしゅんせつを実施しているというが、費用をかけても継続して、きれいな運河を維持してほしいがどうか。

市は、市民が運河を汚さず大切にするよう啓発に努め、人々に夢を与えてくれる運河にしてもらいたいがどうか。

小樽港に入港する米空母キティホークは、艦内を一般市民に公開するとのことであるが、着岸する勝納ふ頭岸壁は改正ソーラス条約により関係者以外の立入規制があるため、商工会議所などでつくる歓迎実行委員会が招待する形をとると聞く。市は、招待状を持参し身分を証明しさえすれば、立入りを許可するというが、招待状は商工会議所に置かれており、これでは整理券に過ぎないのではないか。

こうした不特定多数の立入りは、条約や法律上認められるものではなく、一般公開を強く希望する米 軍の意向に何とか沿うために、この方法を編み出したのではないか。

市は保安上の理由から、立入規制の基準を示せないというが、招待状を持たないで見学に訪れた人には、どのように説明して理解を得るつもりなのか。

今後、他の艦船でも同様の形態で公開された場合、市は立入りを許可していく考えなのか。

小樽港将来ビジョン懇談会については、既に2回開催されたとのことであるが、市は、議論の方向性についてはどのように考えているのか。

懇談会は港湾業界や市民団体、関係機関などが一堂に会して具体的な課題解決に向けて議論できる貴

重な場である。港湾計画に述べられている、小樽港の都市機能や親水性機能の取り込みについては、現 状、課題整理がなされていないが、これらについても議論されるのか。

また、将来ビジョンは長期の視点で策定するというが、課題ごとに意見がまとまったものは、先行し て順次着手すべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案第15号、第25号及び第26号並びに所管事項の調査につきましては、議案はいずれも可決と、所管事項の調査は継続審査と、全会一致により、決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇)(拍手)

22番(北野義紀議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

陳情第357号について、障害者自立支援法の一部施行により、福祉サービス利用者に原則1割負担が伴うこととなったが、利用者の多くは低所得者である。既に独自軽減策をとっている自治体もあり、本市も同様の取組をすることは可能と思うがどうか。また、今すぐにではなくても、ぜひ取り組んでほしいがどうか。

本市では、今年度より認可外保育施設への補助金支出基準の人数割の算定から市外の児童を外したが、既に施設側はその分を見込み新年度の運営計画を立てており、大幅な削減は施設運営に大きな打撃を与えかねない。市が、基準見直しを説明した時期が遅かったため、施設側にとって大変不満の残るものであったと聞く。意見や要望を事前に聞くなどのステップを踏まず、説明責任をきちんと果たさなかった市の強引な態度は、問題であると思うがどうか。

認可外保育所は、待機児解消の一翼を担っており、子供の数が減少しているときだからこそ、このような施策を充実させていくことが本来の考え方だと思うがどうか。

財政難を理由に保育施設への補助金を減額するべきではないと思うが、子育て支援をする市の立場からも、今後、認可外保育所の運営にどのように協力していくつもりなのか。

現在、市内7か所にある公立保育所は、一部を除き、大変老朽化しているように思えるが、それぞれの築年数はどのくらいになるのか。また、奥沢保育所を含め昭和40年代に建てられた施設が多いが、どの程度の年数で建替えを考えるのか。

公立施設の民間委託は、今や全国的な動きとなっており、今後、老朽化した公立保育所の民間委託も選択肢の一つとして検討しながら、財政再建を進めていく必要があると思うがどうか。

現在、市は、来年1月からの地域包括支援センター設置に向け準備をしているところだが、運営方法 はどのように考えているのか。

市内を3地区に分け、それぞれ1か所ずつ設置し、各地区一、二箇所にサブセンターを置くとのこと だが、それらの役割や機能の違いは何か。 既に包括支援センターを設置している自治体では、社会福祉士や保健師の確保に苦労していると聞くが、本市はどう対応するつもりか。また、市が今後のスケジュールを固めるためにも、業務委託予定の7法人に、受け入れの可否等を含め、早く考えを示してもらう必要があると思うがどうか。

近年、全国的に高齢者の孤独死が増えるにつれて、その対策が話題になってきており、身近でもそう した例を耳にするが、本市における孤独死の状況についてはどうか。

市では、その対策の一つとして、「在宅虚弱高齢者緊急通報システム事業」を行っているが、事業内容や利用状況についてはどうなのか。また、この効果を実際にはどのように感じているのか。

現在、予算をいろいろな形で抑制しなければならない状況ではあるが、今後、高齢者がますます増えることを考えると、申請があった場合は、積極的に助成してほしいと思うがどうか。

市内の中央バスの路線で、築港地区への延長や新設が何便か予定されていると聞くが、どのような内容なのか。また、築港地区経由の便数がかなり増えることにより、既存の便数が減るということはないのか。

バスの増便により、築港地区の住民が市内に出かけやすくなり、そこから人的交流が生じ、経済効果 もかなり期待できるようになると思うので、今後も路線の延長等について、中央バスに積極的に働きか けてほしいがどうか。

「小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例」では、共同住宅におけるごみステーションの設置について、戸数8戸以上の共同住宅を対象とし、あらかじめ市長と協議しなければならないと規定しているが、これは遵守されているのか。

条例では、共同住宅を新築する際のごみステーションの設置については強制力がなく、設置していない共同住宅では、ごみの出し方をめぐり、地域住民と入居者間でトラブルが発生しているところもあると聞くので、市は共同住宅の所有者にごみステーションの設置を義務づけるべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第11号ないし第13号及び第20号ないし第22号並びに請願第6号並びに陳情第7号、第12号、第33号、第37号、第48号、第63号、第68号、第71号、第72号、第76号、第78号、第81号、第86号及び第357号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、請願及び陳情は継続審査といずれも決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、請願は採択と、いずれも全会一致により、決 定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 7番、若見智代議員。

(7番 若見智代議員登壇)(拍手)

7番(若見智代議員) 日本共産党を代表いたしまして、ただいまの委員長報告に反対、議案第11号ないし議案第13号は反対、議案第20号ないし議案第22号は反対、新たに付託されました陳情第357号は採択を主張、また継続中の案件はいずれも願意妥当であり採択を主張する討論を行います。

議案第11号小樽市知的障害児通園施設条例の一部を改正する条例案ですが、障害者自立支援法により、 応益負担が導入され、原則1割負担になりました。政府からの告示はまだありませんが、対象児の負担 増になることは明らかであり、賛成はできません。 議案第12号小樽市福祉医療助成条例の一部を改正する条例案ですが、これまで児童福祉法の下、自己 負担分はすべて措置費で賄われておりました。しかし、障害者自立支援法により、1割自己負担となる ため、市として条例を改正し、福祉医療助成の対象者を拡大させることは評価するものです。しかし、 今回の改正内容だけでは、今まで負担のなかった対象者が応益負担になり、全額でなくともお金を支払 わなければなりません。医療費を確保するために、サービス利用を減らしたり、逆に生活に不可欠なサ ービスを維持するために受診回数を減らすなど、対象者の生活と健康が十分に守られない改正にとどま ると考え、賛成はできません。

議案第13号小樽市病院事業条例の一部を改正する条例案ですが、ベッド数を540床から518床に減らす ものです。内視鏡室などの充実を図る目的はありますが、小児科病床2床を含むため、賛成はできません。

議案第20号ないし議案第22号は、市民会館、公会堂、市民センターにかかわり、それぞれ指定管理者に利用料金制度を導入し管理させる条例案です。そもそも指定管理者制度は、今までは自治体の管理下で管理・運営してきたものが、今では管理を代行することになり、また委託指定の範囲も特に制約がなくなりました。官から民への考え方には、自治体の業務や施設を民間に開放するビジネスチャンス、あるいは行政の枠にとらわれないざん新なサービス提供の展開と期待する人もおりますが、民間に管理をゆだねることは、利益追求を求めるがゆえに、市民の声が後回しになったり、サービスが後退しないか、公共サービスがゆがめられることはないかという不安がつきまといます。市民の税金で今までつくり上げてきたものを民間に管理させることは、反対です。

陳情第357号障害者自立支援法の施行に伴う要望方ですが、障害者に直結することであり、現段階から認定区分や判定方法について、問題点が幾つも挙げられており、このことについて国に意見を上げてほしいという陳情者の願いです。また、障害者の生活をしっかりとらえ、行政として対応していくことは重要であり、総合的に評価する情報は得られておりませんが、障害者自立支援法の下では、自治体として、地域福祉をどう発展させていくかは、住民との協働がますます重要になると考え、陳情は採択を主張するものです。

また、継続審査中の請願、陳情は、いずれも願意妥当、採択を主張し、議員各位の賛同をお願いし、 討論といたします。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、請願第6号及び陳情第357号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

### 議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第33号、第48号、第71号及び第81号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

### 議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第11号ないし第13号、第20号ないし第22号並びに陳情第7号、第12号、第37号、第63号、 第68号、第72号、第76号、第78号及び第86号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、32番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 32番、佐藤利幸議員。

(32番 佐藤利幸議員登壇)(拍手)

32番(佐藤利幸議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

これまで北海道住宅管理公社に業務委託していた市営住宅の管理を、指定管理者制度に移行する条例 案が提出されている。市は年度内に指定管理者を公募で決定するというが、入居者の苦情への対応など、 市が責任を持って対応すべき業務も多く、指定管理者への移行はやめるべきではないのか。

現在、継続審査中の案件である陳情第64号は、いずれの項目も在宅障害者のバリアフリーに関する要望である。昨年8月に小樽市から陳情者に寄せられた回答書では、全面的な否定になっておらず、将来に希望を抱かせる内容となっている。しかし、障害者住宅については記述があいまいであるし、現状は奥沢本通りの歩道縁石の段差解消は最小限にとどめられ、運河散策路のピンコロ石舗装も、車いす利用者に対する振動解消には至らず、直ちには願意にこたえられない状態となっている。こうした状況のままで、陳情者に期待を持たせることができるのか。

駅前第3ビル再開発について、室内水泳プールを盛り込む計画は、地権者ら民間を中心とした再開発 準備会において、物理的、資金的な面から困難とされ、市も最終的に導入を求めることを断念したとの ことであるが、中心市街地の公共公益施設として、市民から存続を望む声が多い。プールがなくなるこ とについて、市はまちづくりの観点からどのように考えるか。

都市計画マスタープランによる市民アンケートにも「まちに足りないもの」としてスポーツ施設に関する要望が多い。仮に市がプールを断念した場合、そこで得られた土地・建物等に対する補償金を基に、中心市街地に適地を見つけ、プールを建設することは可能ではないのか。

駅前第3ビル再開発については、現在、準備会で検討中とのことであるが、事業主体やテナント、工事の実施時期は固まったのか。

室内水泳プールの存続を求める声もあるが、存続の可能性は全くなくなったということなのか。

小樽市は年内に「景観法」に基づく景観行政団体となり、景観を阻害する行為に対し、是正命令などを可能とした「景観地区」の指定を目指すとのことだが、昨年6月に同法が制定されてから1年が経過しており、その間にもマンションや量販店など歴史的景観にそぐわない建物が運河周辺に建設されている。市はこれまでにも特別景観形成地区の拡大などの対策を講じているが、常に後追いの感がぬぐえない。景観行政団体となるための取組がここまで遅れたのはなぜか。

景観行政団体は、認定されることが目的ではなく、小樽市の景観行政に実質的な強制力を持たせることが最終的な目的である。現行条例には、色やデザインなど具体的な基準や罰則規定がないなど不十分な面があるため、歴史的景観に適さない建物が建設されるなどの事例があったが、今後、こうしたこと

が是正されるという点では喜ばしいことである。しかし、景観が守られる反面、実際に景観地区内で暮らしたり、営業活動をしている方の権利が圧迫されるなど、懸念される部分もあるため、市は説明会を 開き、直接市民との意見交換を行うなど、景観形成との両立に配慮した行政を進めてほしいがどうか。

新市立病院建設を前提とした築港地区の再開発地区計画の変更について、地権者らとの合意が得られ、今後、変更案を都市計画審議会に諮っていくとのことであるが、多くの市民が通う新病院は、全市的な関心を集めており、単に市と地権者との問題ではない。仮に民間の病院が当該地区への建設を考えた場合には、地区計画の変更はあり得ないという中で、近隣に娯楽施設などが立地する築港地区が適地と言えるのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第23号、陳情第1号、第3号、第4号、第6号、第8号、第10号、第11号、第14号、第52号、第64号、第75号、第80号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、議案第16号、陳情第61号につきましては、全会一致により、議案は可決と、陳情は継続審査と 決定いたしました。

なお、閉会中の5月8日に開催されました当委員会におきまして、駅前第3ビル再開発の進ちょく状況について、築港地区の再開発地区計画の変更について、「小樽ベイサイドシティ7、8」に関する構造耐力について、それぞれ報告がなされ、質疑が交わされております。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇)(拍手)

**20番(新谷とし議員)** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対、議案第23号は否決、 陳情はこれまでどおり、第61号を除き、その他は願意妥当、採択を求める討論を行います。

議案第23号は、小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案です。提案理由で述べられている桜 E 団地の駐車場増設については賛成ですが、市営住宅の管理を指定管理者に行わせることには反対です。公営住宅法では、その目的を国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、それを低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することとうたっています。しかし、小泉内閣の骨太の方針の下、民間主導の経済の活性化で、公共住宅の役割は終わったとして、国民への住宅供給を市場任せにすることが打ち出され実施されていることは、国や自治体の役割を投げ捨てるものです。昨年12月、国土交通省から都道府県に事務連絡があり、家賃値上げや入居者の追い出し、資産調査や同意書の義務化も実施されています。このこと自体、求められないものでありますが、このような中、市営住宅の管理を指定管理者に任せることで、入居者へのさまざまなサービスが損なわれることが大いに懸念されます。また、個人生活や個人情報にかかわる部分も多いことから、市営住宅は自治体が責任を持って管理すべきと考えます。さきに述べましたように、駐車場増設には賛成ですが、議案は一つですので否決といたします。

さて、本議会はあと3回の定例会を残すのみとなりました。陳情については、できるだけ採択をして、市民の負託にこたえるべきだと思います。何度も述べますが、小樽市の21世紀プランにおける重点プログラムの「冬あったかプログラム」では、主要幹線道路をはじめ、生活関連道路の除排雪の強化や雪や凍結に強い道路の整備を進めることを掲げ、主な施策としてロードヒーティングなどの消融雪施設の整

備を挙げています。市のさまざまな施策は、このプランに沿って行われている以上、市民が安心して冬の生活を送れるよう、議会としても最大限の応援をすべきではないでしょうか。陳情の中には、陳情第11号市道桜17号線の除排雪方についてや陳情第80号桂岡1号幹線における桂岡大通線より上方の冬期歩道確保方についてなど、早期に実現できるものもあり、採択をして市民の負託にこたえるよう、議員各位の賛同をお願いして、討論を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第23号並びに陳情第1号、第3号、第4号、第6号、第8号、第10号、第11号、第14号、 第52号、第64号、第75号及び第80号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、市立病院調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 12番、前田清貴議員。

(12番 前田清貴議員登壇)(拍手)

12番(前田清貴議員) 市立病院調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

新市立病院については、市民の要望が強い現在地での建替えをする可能性や、築港地区を建設地とすることの適否を問う十分な議論はされていないのではないか。

例えば、現病院の敷地は狭あいで、新病院の建設は困難というが、仮に容積率を400パーセントまで引き上げることで、延べ床面積約3万平方メートルの確保は可能であり、なおも不足であれば、精神科を分離し、第二病院跡を利用する方法もあるのではないか。

また、国もまちづくり三法の制定に見られるように、病院などの公共施設は中心部に建設すべきとの 考えを打ち出しているのではないか。

4年前、住吉中学校の統廃合に当たり、量徳小学校を中学校跡に移転し、その跡地に市立病院を建てることを提案したが、市はさまざまな理由をつけて拒否したのではないか。

今回、新病院を現在地か中心部に建設することを求める陳情が提出されており、市民はマイカルの二の舞となることを危ぐしている。市は、「病院建設は待ったなし」というが、もっと時間をかけて市民の声に耳を傾けるべきと思うがどうか。

新市立病院の建設地について、市は量徳小学校を含む現在地を最有力候補としてきたが、保護者の理解を得られず同校を統廃合する適正配置計画が取下げとなったことから、築港地区を建設地としたという。その後、適正配置に反対したことが原因で、病院が築港に移転することになったと言わんばかりの新聞報道があり、保護者や地元住民は困惑している。市は統廃合が白紙になった時点で、地元に対して説明会を行うなど何らかのアクションを起こすことが必要だったと思うし、その取組次第では違う結果になる可能性もあったのではないか。

住民は現在地での建設を希望しているが、現病院建設当時と比べ、ベッド当たりの床面積の基準が2倍以上必要になっていることや建替えは費用的に負担が増えるなどの理由で困難とのことである。病院建設は市民の合意が前提であり、市はこれらのことを地元住民に説明し理解を得るべきなのではないか。

市立病院を現在地に新築する場合、「全面解体し、更地にした上で建設し、その間、病院経営は休業する」か、「部分的に解体をして少しずつ建て直していく」という二つのケースが考えられると思うが、それぞれの方法に対して、市はどのような考えを持っているのか。

どちらの方法をとるにしても、新病院が完成するまでの間は、何らかの形で病院の営業は続けていかなければならず、現地での建替えは技術的には可能でも効率が悪く、現実的ではないと思うがどうか。

平成14年4月の「新病院建設整備方針」に従い、基本構想の策定に当たっては、専門の医業コンサルタントの意見を聞き、そのノウハウを取り入れているが、これ以外にコンサルタントの意見を聞くことはないのか。

市は、新市立病院の開設に向け一生懸命努力していることとは思うが、新たな事業を始めるときは、 自分に都合のいいことしか見ないものであり、第三者の目を通して、別の観点から評価してもらう必要 がある。これまでに何回も計画変更を余儀なくされていることからも、病院専門のコンサルタントに依 頼し、新病院の経営のあり方などについて意見を聞くべきと思うがどうか。

新市立病院建設に係る起債は、50パーセントを病院事業会計の中で償還していくとのことであるが、 全国の自治体病院の9割以上が赤字と言われる中で、経営安定のため、今後大きく改善を迫られるのは 何か。

市は、経営改善策の一つとして、地域の医療機関や福祉施設との連携を進め、診療報酬上有利となる在院日数の短縮を図るとしているが、患者の受入先の確保が不可欠であり、本市の現状を見たとき、実際に短縮が可能と考えているのか。

そもそも自治体病院の使命は、市民の健康を守ることであり、不採算部門など民間ではできない医療 も担う責務があることから、単に黒字経営かどうかということだけではないという議論もあるのではないか。

市は、新病院の建設地を築港地区に絞って準備を進めているとのことであるが、市民に対しては広報 おたるに一度掲載しただけであり、読んでいない市民も多いのではないか。

今後は、随時、新病院建設に関する情報を周知していくべきではないか。

また、現病院周辺の住民にとって、築港への移転はマイナス要素であることから、不便をかけないために、直通バスを運行するなど交通アクセスの充実を図るとともに、周知に努めてもらいたいがどうか。 市立病院の建設場所もさることながら、「よい医者」の治療を受けられることこそが市民にとって重要なのであり、その確保に鋭意努めてもらいたいがどうか。

市は、常々「身の丈に合った行政」と言っているが、市立病院の建設についてはどう考えているのか。 最近の医療は、医師の拠点病院への集約化や、医療機関が機能分担する方向にある。協会病院は「周 産期母子医療センター」に指定されており、市内の出産が減少している中で、新病院に産科を設置する 必要があるのか。

また、一病院完結型から地域完結型医療への流れもあることから、市は民間病院の力を生かすことも 重要と思うがどうか。

現在、市立小樽病院の産婦人科は、医師1名体制で診療業務をしており、いくら能力がありスタッフが優秀であっても、状況としては極めて厳しく、できるだけ早く医師を補充してほしいと思うが、実際、診療業務としては、どのくらいのことまでできる状況なのか。

医師の空洞化が進む中、大変心配な状況が続いており、今回、築港地区への新病院建設予定に対し、 大小さまざまな反対の動きがあることを新聞報道されたときに、新病院建設に期待する医局の中では、 またかとの思いがあったと聞くが、その辺について現状はどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第260号ないし第274号及び第358号につきましては、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 21番、古沢勝則議員。

(21番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

**21番(古沢勝則議員)** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告には反対です。陳情第260 号ないし第274号及び第358号については、そのいずれも願意は全く妥当であります。採択を求める討論 を行います。

まず何よりも、ただいまの委員長報告においてはっきりしたことでありますが、新病院建設計画の最大かつ致命的な弱点は、主人公である市民を蚊帳の外に置いた計画だという点にあります。あえて、再確認の意味から、ただいまの委員長報告の概要についての要点を繰り返します。

4年前の住吉中学校問題で、量徳小用地を活用した新病院の建替え提案に反対したのは、市長ではないか。現小樽病院敷地での建替えは可能ではないか。マイカルの二の舞はごめんだ。市民の声を聞くべきではないか。量徳小保護者の反対が築港移転の原因だと言われて困惑している。困っている。市民の合意こそ前提である。第三者の目による評価が改めて必要ではないか。借金の50パーセントは、新病院の会計から返済するとあるが、全国の自治体病院の9割以上は赤字ではないか。市民に建設地を築港地区だと知らせたのは、広報おたるで一度だけでしかない。新病院は実は身の丈に合っているのか。向かいに周産期母子医療センターの協会病院がある。それでも、新病院に産科は必要か。一病院完結型になってはいないか。民間病院の力を生かすことも重要だと思う。などなどであります。

つまり、委員長報告における質疑・質問の概要のうち、その多くが実は特別委員会に付託された案件の願意に沿うものであったと言っても過言ではありません。これらの陳情案件のすべてで共通しているものは、市立病院はぜひ新しく建て直してほしいという点にあることは、これは言うまでもありませんが、同時に、これら陳情案件が求めている願意については、次の2点にあります。

第1に、新病院については、小樽病院現在地若しくは市街地の中心部に建ててほしいということ。つまり築港地区での建設計画には反対あるいは見直してくれるようにと求めている点であります。

第2は、適切な病院規模についての再検討です。医師確保の見通しもない、30人もの新たな医師を必要とする診療科目が果たして要るのだろうか。当市と同程度の自治体では、300ベッドから350ベッドの規模で頑張っていると聞く。約500もベッドが必要なのだろうか。病院規模が大きいとその分だけ、孫子に借金を多く残すことになりはしまいか。これらに対する不安、心配であります。

これらの陳情こそ、そしてこの陳情に添えられた1万余の署名こそ、これまで蚊帳の外に置かれてきた多くの市民が今、手を挙げ始めたこと、声を上げ始めたことの反映だと私は思います。あえて冒頭紹介した質疑・質問もまた与党第一党のいわば筆頭委員ともいうべき委員をはじめ、もちろん野党である我が党までこの特別委員会に出席した多くの委員の声でありました。「時間がない」「待ったなし」と市長は言います。だがしかし、百年の計を誤ってはなりません。

各位が本件、陳情願意の側に立たれるように呼びかけて、私の討論を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時20分

議長(中畑恒雄) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議員定数等に関する特別委員長の報告を求めます。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 24番、松本光世議員。

(24番 松本光世議員登壇)(拍手)

24番(松本光世議員) 議員定数等に関する特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑の概要は次のとおりであります。

まず、議案第29号に対する質疑といたしましては、議案の提出者は、議員定数を28名とした理由を、人口5,000人に1人が適当であり、本市と人口が類似する都市の約半数が定数を28名にしていると説明するが、自治法に下限の定めがないからといってどこまでも削減してよいということにはならない。地方自治法第91条第2項では、市町村の議員定数について、その人口区分ごとに定める数を超えない範囲内で定めると規定している。ここでいう「範囲内」とは、自治法の、人口に応じて定められた区分の幅に応じてということであり、人口区分で上限数が区切られているのだから、小樽市の場合でいえば、人口10万人以上20万人未満の区分と、人口5万人以上10万人未満の区分の間の人数、すなわち34名と31名の間を指していると考えるべきではないか。

自治法の逐条解説書の解釈によった場合、法に定める人口区分の下位のランクである30名以下にすることは、法に抵触する可能性があると考えるがいかがか。

そういうことからして、実際に定数を28名にできるのは、本市の人口が減少して5万人以上10万人未満の区分に至った場合であると思うがどうか。

自治法では、議員定数の下限数を示していないというが、明記されていないからこそ、その解釈をき ちんと整理して、共通の認識の下で定数の議論をする必要があると思うがどうか。

昨年、8回に及んで開催した財政再建に関する小樽市議会検討会議は、報酬の問題にしても議員定数の問題にしても、そのきっかけとして、市が抱える財政問題が根底にあったことは明白である。小樽市の財政が現在のような厳しい状況に陥った要因を考えた場合、これまでの市の施策に賛成する形で協力してきた与党の責任は重いと言わざるを得ないが、そういったことについてどう考えているか。

陳情第316号の文面には、市議会議員は少数精鋭であるべきと書かれている。市民のための有効な議会が求められていることを考えたときに、「精鋭」であるべきという点には大いに賛成するが、「少数」ということに対しては疑問を感じる。市民の声を議会に届ける窓口は、できるだけ広くあけておくことにこしたことはない。それに逆行して定数を削減することに、議会がみずからくみすることはないと思うがどうか。

次に、議案第30号に対する質疑といたしましては、議案第30号は定数削減にかわるものとして提出されており、2003年度当初と比べ、1年間で3,900万円の財政効果を生み出すというが、その中には、昨年、小樽市議会が独自に取り組んだ財政再建に関する検討会議で協議を重ね、全会一致で生み出した削減効果額も含まれており、報酬削減の2パーセント上乗せと期末手当の20パーセント加算廃止だけでは決して議員4人分の経費に相当しない。財政効果をわかりやすくするためにも、平成18年度当初を基準として効果額を示すべきと思うがどうか。

財政再建に関する小樽市議会検討会議では、期末手当も検討の対象とし、協議の結果、議員報酬の5パーセント削減に連動して期末手当も削減されるということで、全会一致となったはずである。議案として提出する前に、再度、検討会議のような場や各会派代表者会議などで議論し直すべきでなかったか。議員定数のように、意見が分かれて全会一致にならなかったために、その後、それぞれの立場で議案が提出されたのとは大きく事情が異なると思うがどうか。

議会がその機能を発揮するためには一定程度の議員数が必要であるというのは、一般論として当然の考えであるが、小樽市の人口がどんどん減少し、財政が厳しさを増す中で、市民から定数を減らすべきという声が出ている。議案第30号の提出者は、提案説明において、議員報酬を削らずに定数を削減するのは、議員みずからは身を削らず市民の権利を削ることになると主張しているが、現在、報酬を5パーセント削減していることに対しても、議員はまだまだ身を削っていないというのか。

議会としては、議員定数を人口に見合った数に削減することで、議員相互の競争が起き、議会の活性 化が図られるとともに市政のさらなる改革が進み、その結果、無駄な支出がチェックされ財政再建につ ながるという考え方をするのが本来である。そういった議会の役割からすれば、議会改革や財政再建に 今後どうつなげていくかという議論があるべきであって、単に議員報酬など議会費を幾ら削ったら幾ら 財政効果があるというような、短絡的な金額うんぬんが先に来るということではないと思うがどうか。

議案第30号の提出者は、報酬削減の2パーセント上乗せと期末手当の加算廃止について賛同を求めているが、提案説明においては、同時に、議員定数削減には反対する立場を明確にしている。定数削減が必要だと思う者にとっては、この議案にはそもそも賛成できない仕組みになっていると思わざるを得ない。また、仮に議員定数削減の議案が可決した場合、今後もこの提案を続けるというふうに理解してよいのか。

小樽市議会では、市の財政再建の一助とすべく、議員定数の問題を含めて検討会議で議論を重ね、議員報酬をはじめ期末手当、視察旅費、会議出席費用弁償、さらには政務調査費の削減について、議員の知恵を出し合いながら、他の市議会にはほとんど例を見ない形で一定の成果を上げてきた。そして意見の一致を見なかった議員定数に関して今議会に課せられた課題は、これまで2回の定例会を経て、なお折り合いのつかなかったこの問題に結論を出すことであり、財政効果を出すための新たな方策として提出された議員報酬削減案は、検討会議で議論し積み上げてきた成果を否定することにもなりかねない。報酬等の削減については、再度検討会議を立ち上げるなど別な場で今後検討すべきと思うがどうか。

議案第30号の提出者は、常々市民からの陳情の願意は大切にしなければならないと言っているが、今回の陳情に対してはどのような考えを持っているのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第30号につきましては、採決の結果、賛成少数により否決と決定いたしました。

次に、議案第29号並びに陳情第316号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、 陳情は採択と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇)(拍手)

22番(北野義紀議員) 日本共産党を代表し、ただいまの委員長報告に反対し、我が党提案の議案 第30号小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案は可決、議 案第29号小樽市議会議員定数条例の一部を改正する条例案は否決、陳情第316号小樽市議会議員定数削減 方については不採択の討論を行います。

特別委員会で詳しく質問させていただきましたので、その要点に絞って討論いたします。

昨年の12月議会と今年の3月議会では、議員定数削減の議員提案には継続審議を主張いたしました。しかし、来年の一斉地方選挙まで1年を切ってからの提案であり、全会派一致して確認しているとおり、特別委員会を構成し、ここに付託するような重要案件は継続審議にして、閉会中審議するという本来の立場では、新しく市議選に立候補する市民に議員定数という選挙の基本を定めないまま、準備を強いることになるので、今回は継続審査は主張しません。全会派一致して確認していることさえ自粛しなければならないのは、6月議会にまでずれ込んで、議員定数削減を提案した会派の議会制民主主義の根幹を保障しない態度にあることを強く指摘しておきます。

市町村議会の議員定数は、地方分権一括法で地方自治法が改正され、全国市議会議長会の要望にもかかわらず大幅に削減されました。その上、さらに小樽市議会の議員定数を削減することは絶対認められません。議会は、憲法第93条で設置が義務づけられている機関で、議員は住民の直接選挙で選ぶことが定められています。憲法で必置が義務づけられている地方議会を行政改革の対象にすること自体間違いです。今日の地方議員定数削減の引き金となった臨調行革の答申に対し、旧自治省の担当者からさえ、議論すべきことは、議員定数の削減ではなく、まず議員が今日の地方行政、地方政治の現況の中で果たすべき役割は何か、その役割を果たすために何が必要なのかでなければならないと問題を提起し、地域の行政需要を的確に把握して、それを行政施策に反映させること、経済社会の発展とともにますます強大な権力を握ることになる首長の行政を監視して、専横に陥ることのないようチェックさせることが地方議員の重要な役割と指摘し、臨調行革の方向を明確に批判していました。平成14年4月から実施された地方自治法の解釈をめぐっては、地方自治関係者、学者の中にさまざまな見解があることは承知しています。だからこそ、新しい地方自治法の解釈をめぐって、意見が異なる場合は、平成13年10月発行の新版逐条地方自治法で判断し、意見を統一することが求められているのではないでしょうか。

なぜ、新版逐条地方自治法に依拠するかといえば、逐条解説の前文に当たる序では、次のようにこの 逐条解説の意義を述べています。「地方分権一括法により、地方自治法と地方自治法施行令等の大幅改 正が行われ、新しい条文の創設、追加も多く、また数多くの条文が改正されたところである。したがっ て、これらの逐条にわたる解明と解説が求められており、これにこたえることとしたことはもちろんで あるが、今回改正が行われなかった条文についても、今回の地方分権改革の意義、理念、経緯等を踏ま えて、新しい視点からの解明と解説をする必要があるものも少なくない。本書を新版逐条地方自治法と したゆえんである。もっとも、50有余年にわたり地方自治法の解釈、運用のバイブルともされてきた旧 逐条地方自治法の記述が今日においても妥当する部分については、旧版との連続性も考慮して、できる だけ踏襲することとした。本書の執筆に当たっては、旧自治省、現総務省の関係者等の多くの方々の御 協力と御支援をいただいたことに、深甚な感謝の意を表したい。」こう述べています。また、執筆責任 者である松本英昭氏は、自治省事務次官を経て、逐条解説初版発行時は、自治総合センター所長、地方 制度調査会専門小委員会委員長を務めていた方です。

地方自治法第91条第2項では、市町村の議会の議員の定数は次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、 当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならないとなっています。幾つか指摘します。

まず解説では、人口減少により下位の人口区分に繰り下がることにより、従前の条例定数が繰り下がった後の人口区分に応じて定められる上限数を超えてしまう場合があるとの文言があります。そして、地方公共団体は、人口区分に応じた上限数を超えない範囲内の定数となるよう条例改正を行うとなっています。この条文を素直に読めば、人口区分で下位があり上位がある。11ランクを示しているわけですから、このことは吟味する必要があると、私は思うのです。

第2には、主体的に決定できる範囲という文言です。これは、条例で選択できる定数の範囲を示唆したものとして、ここもよく吟味しなければなりません。解説では、地方公共団体の自主性を高める観点から、あまり細かい人口区分を設定することは適当でないと考えられたものである。人口区分ごとの具体的な数として、法定定数制度の下における減数条例の制定状況を勘案した結果、法定数より低い上限数が新たに設定されたが、その場合、人口区分を大くくりにした方が、細かな人口区分のままで上限数を設定する場合に比べて、地方公共団体が主体的に決定できる範囲が広がることとなることも考慮されたとなっています。主体的に決定できる範囲とは何を指すか。これは吟味すれば、法の趣旨は読み取れるのではないでしょうか。

第3は、法の区分の構成がどのように定められているかに関する箇所です。人口区分ごとの上限数については、人口2万人以上の町村及び5万人未満の市を26人とし、市については、人口区分が繰り上がるごとに人口区分の幅に応じて、原則4人又は8人ずつ増加させ、町村については、人口区分が繰り下がるごとに原則4人ずつ減少させていると書かれています。人口区分の幅に応じてとあるのは、上限数の関係からいって、区分の範囲内と読み取るのが普通です。以上のことから、人口10万人以上20万人未満の人口区分に属する小樽市の場合でいえば、定数34人から31人の間を指していると読み取ることができるわけです。法の逐条解説の解釈によった場合、法に定める人口区分の下位ランクである人口5万人以上10万人未満の市並みに小樽市議会の定数を減らすことは、法に抵触する可能性があります。提案者だって、議員定数について、あまり低くしていって、議会が成り立たなくなってしまうとまずい、その下限数というのは、議員の常識ある範囲で話し合って決めていけばいいと言っています。下限をどこに求めるかは、基本的に意見の違う方々が選挙で選ばれて構成されているのが議会ですから、なかなか意見の一致を見ることが難しいと思うのです。こういうときは、地方自治法の解釈を、法のバイブルとも言われている新版逐条地方自治法で統一する以外方法がないのです。法に抵触する可能性について指摘されているのに、納得させることもなく、数を頼んでの議員定数削減は認められません。

次に、我が党提案の議案第30号にかかわっての問題です。財政再建に関する小樽市議会検討会議で、議員報酬の5パーセント削減を全会一致で決めた。だから、7パーセントに削減するなら、財政再建に関する検討会議などに諮るべきではなかったかという意見です。さらに、こっけいなのは、日本共産党は他の会派に相談なく、2パーセント削減を提案したのは、抜け駆けではないのかという発言も飛び交いました。日本共産党は、本年の3月議会で、修正案という形で議員報酬のさらなる2パーセント削減、期末手当の20パーセント加算廃止などを提案してます。今定例会で突然、しかも初めての提案ではありません。検討会議で、議員報酬の5パーセント削減を決めた以降も、市民の関心の高まりもあり、3月議会では、議員定数に関する特別委員長報告に対する討論で、次のような意見が出されていたことを紹介します。

最初は、自民党の井川浩子議員です。あなたは討論でこう言っています。「検討会議で、全会派一致

で意見がまとまり、議員報酬削減を含めて、約2,000万円強の議会費削減が図られたのであります。しかし、本市はこれまでに赤字予算を計上しているところから、緊迫した財政状況を思考したとき、さらなる手だてが必要と考え、自民党として、昨年の第4回定例会で、定数2減の議案第25号を提案させていただきました」と、こう述べています。覚えておられますよね。

また、民主党・市民連合の山口保議員、あなたはこう言っています。「これまで、議員報酬の5パーセントの削減、視察の隔年化、費用弁償の半減など実施されてきましたけれども、その財政効果は微々たるものに過ぎず、さらなる責任を果たすべく議論がなされるのは当然であります。」そして、最後のくだりでは、「共産党もさらなる議員報酬削減を提案されました。予算案を修正するという民主党として同意できない形での提案ではありましたけれども、このことは真しに私たちも受け止めるべきと考えています。」こう述べているのです。

財政再建に関する検討会議での合意以降、議会としてもさらなる検討をしなければならないということは、今紹介しましたことに見られるように、与党の中からでさえ出てくるぐらい議会全体の雰囲気でありました。日本共産党も議会を構成する一員として、3月議会に引き続き、今定例会に議案第30号として提案したのは当然のことであり、3月議会でも各会派の皆さんに呼びかけていたことです。抜け駆けだという発言もありましたが、広辞苑を見るまでもなく、抜け駆けの功名との意味ですから、議案第30号は皆さんにうらやまれるような立派な提案だったと、私たちは逆に確信を深めているところであります。

本委員会では、3月の共産党の修正案に賛成できなかったのは、市長不信任になるからだったとか、また3月の議会では、修正案という同意できない形での提案だとの意見もありました。この意見についてですが、我が党は3月の予算修正案の本会議での提案説明で、古沢議員からこう説明しています。「この修正案全体に対する賛同をお願いするのは当然でありますが、なお議員報酬及び手当の削減については、修正案が否決された後においても、この一点においても、我が党は共同の用意のあることを表明して、趣旨説明を終わります」と、皆さんに呼びかけていたのです。議員報酬のさらなる2パーセント削減や手当の20パーセント加算削減に賛成しても、与党として市長不信任になることは絶対にありません。安心して賛成してください。むしろ議会費のさらなる削減は、市長だって喜ぶはずです。市長、そうですよね。

議員報酬の2パーセント削減、手当の20パーセント加算カットと議員4人削減との額の違いについて、日本共産党に随分質問が寄せられました。4人削減の方が額が多いから、共産党の議案第30号提案より効果があるのだと言いたいのだと思うのです。その気持ちはよくわかります。我が党は、3月の最初の提案から、2パーセント削減と手当の20パーセント加算カットの効果額は既に改正している額を含めてと、こう言って、年間約3,900万円と説明していたのをはじめ、本特別委員会でも、古沢議員の答弁で繰り返し説明をしているのです。提案の効果額、年間約1,600万円という額は、公明党の斉藤陽一良議員が初めて口にしたような額ではないのです。斉藤陽一良議員が初めて自分が1,600万円を明らかにしたような口ぶりで、鬼の首でもとったかのように、4人削減する方が効果額が多いのだというのは、我が党が議案第30号にかかわる効果額をひた隠しに隠していたことを前提にしての論戦の組み立てで、論戦としてはフェアではないということを指摘しておきます。4人削減の効果額の方が多いのだと、とくとくと説明しています。私はここで言いたいのですが、旧マイカル小樽の固定資産税の滞納、新聞でも約15億円と報道されている。これが小樽市の財政に困難をもたらしていることは、明らかではありませんか。この困難をつくりだしたのは、マイカル誘致を促進した現在議員削減を主張している会派ではなかったですか。比べるなら、マイカルの市税滞納額と4人削減効果額を比べた方が市財政への、いわゆる貢献

度が市民にわかりやすくなるのではありませんか。報酬を返上すればいいのではないかと、斉藤陽一良議員は発言されましたが、報酬の返上は公職選挙法上、寄付行為に当たるのでできないことは議員の皆さんなら百も承知していることで、論外な話です。議案第30号に反対し、議員みずからは身を削らず、議員定数を削減して市民の権利を削ることは絶対許されません。

議案第30号に賛成していただき、また現議員定数を守るように、改めて呼びかけて討論を終わります。 (拍手)

(「議長、29番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 29番、斉藤陽一良議員。

(29番 斉藤陽一良議員登壇)(拍手)

29番(斉藤陽一良議員) 公明党を代表し、委員長報告に賛成、議案第29号小樽市議会議員定数条例の一部を改正する条例案に賛成、議案第30号小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案に反対、陳情第316号小樽市議会議員定数削減方についての採択を主張して、討論を行います。

議案第30号は、議員報酬を現行の5パーセントカットから、さらに2パーセント加えて、7パーセントカットとし、期末手当の役職加算分20パーセントを廃止するというものです。共産党は、同様の提案を本年第1回定例会で、18年度当初予算修正案として提出して否決され、今回改めて議案として提出しています。

財政再建のための議会努力として、現在実施されている議員報酬の5パーセントカット、行政視察の隔年化、会議出席費用弁償の半額カット、政務調査費の1割削減などは、財政再建に関する小樽市議会検討会議が昨年9月にまとめ、全会一致で議決し、昨年10月から実施されているものであります。この議決は、当然共産党も賛成してなされたものであります。さらに、この内容については、共産党は道内市議会における検討会議設置状況及び主な議会経費の状況を見ると、本市の人口が類似する4市においては、議会経費削減などについて協議する検討会議の設置さえなく、検討を行っている市においても、本市議会のように多項目にわたり検討を行い、全会一致で年間2,200万円もの財政効果を上げている市はない、このことは、本市議会の見識の高さを示すものと思うと、評価する発言さえしているのであります。

本市の財政危機の中で、市民への負担や職員の痛みを考え、議会みずからがさまざまな改革を行い、 一定の市民の理解を得ながら実施している中、その舌の根も乾かない本年3月、その実施から5か月足らずの間に、これを否定し、切り崩す提案を悪びれる様子もなく

(発言する者あり)

それまでに一致して協議に当たり検討に加わっていた他会派を出し抜く形で単独で提出するに至ったことは、検討会議の最終結果を踏みにじり、定数削減に反対し、市民の批判にさらされたことから、場当 たり的に市民受けをねらったこそくなアリバイづくり以外の何ものでもなく、高い見識を示したとみず から評価した本市議会検討会議への違背行為以外の何ものでもないと考えるものであります。 にもかか わらず

(発言する者あり)

今議会の特別委員会においてもなお共産党が検討会議の成果を評価しており、みずからの提案はその達成した内容をさらに前進させるものだと強弁したことは、単独の上乗せ提案が内容をさらに推し進めるものどころではなく、前案を否定し、切り崩す以外の何ものでもない事実を隠し、みずからを正当化するこうかつな言い逃れなのであります。

#### また、議案第30号の提案説明は

(発言する者あり)

報酬削減と役職加算の廃止について趣旨を説明するにとどまらず、定数削減に反対する旨の言及を含んでおり、これは我々の主張に真っ向から反するものであり、議案の内容である条例の改正のみについて、単独でその可否を判断すればいいとの共産党の主張は、御都合主義で身勝手きわまりないものであります。さらに、具体的に財政効果について検討すれば、議員定数4人削減の財政効果は、5パーセントカットされている報酬額で計算しても、1期4年間で約1,200万円ほどであるのに対して、共産党提案の正味の財政効果は約6,630万円ほどであり、結局共産党提案の最後のよりどころである財政効果においても、議員定数4人削減の効果の半分程度に過ぎないのであります。財政支出削減の効果という面で見ても、両案の差は明白であります。

次に、議員定数4人削減が地方自治法に抵触するおそれがあるとする共産党の主張は、全く何の根拠もありません。地方自治法第91条第2項は、市町村の議会の議員の定数は次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならないとしており、これは上限を定めたものであり、地方自治制度研究会編著、地方自治法質疑応答集によれば、「議員の最低限の数については、法律上、明文の規定は置かれていないとされ、しかし地方公共団体の議会は、合議制の議事機関であり、会議によって事を決めるのが原則であるから、合議体の構成要件として少なくとも3人以上の構成員が必要であると言える。したがって、理論上は3人まで減少することができ、またそれが定数の限度でもあるが、直接民主制をとる地方自治制度の本旨から考えて、民意を代表するに足りるだけの議員数は確保されなくてはならないであろう。いずれにしても、それぞれの地方公共団体が議会運営を効率的に行うに必要な数を自主的に決めることである」としています。したがって、その限りにおいて、下限については特段の定めはないものと解するのが当然であります。これを、市町村の区分における当該市町村より一区分下位の区分の市町村の上限を当該市町村の議会の議員の定数の下限と解釈して、殊さらその範囲内で定めることを求めたものと解することは、法の条理解釈の範囲を逸脱するものであり、し意的解釈と言わざるを得ません。

したがって、議案第29号が地方自治法に抵触するなどと解することに理由はありません。仮に、共産党の主張を認めた場合、全国、全道で議員定数削減を実施している市は、いずれも法律違反になるとでも言うのでしょうか。なぜ、この第91条第2項の解釈が全国的な法律解釈上の混乱や裁判問題に発展しないのでしょうか。まさに、共産党の解釈は、党利党略的なひとりよがりに等しいものと言えるのであります。むしろ、前出の質疑応答集にも述べられているとおり、議員定数は数が多ければ多いほど審議が公正になされるというものではなく、議員を少なくした方がかえって運営が円滑な場合もあることを考慮して、議員定数の削減により議員相互の切さたく磨、競い合いによって議会の活性化、議会の行政監視機能を高め、政治の改革を進めることこそ、緊急課題であると考えます。

以上の理由から、陳情第316号の願意は妥当であり、採択を主張するものであります。意もなく、効果 も薄い、案に固執することなく、共産党を含む全会派の議員諸兄の議案第29号への賛同を呼びかけて討 論といたします。(拍手)

(「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 22番、北野義紀議員。

**22番(北野義紀議員)** ただいまの斉藤陽一良議員の討論の中で、いろいろ意見はありますけれど も、討論だからいいのですが、一つだけ指摘をして撤回を求めたいと思うのですが、財政再建に関する 小樽市議会検討会議で、報酬の5パーセント削減を含むさまざまな議会費の削減が行われて、年間約 2,200万円ほどの効果額を生み出しているわけです。これは、先ほど斉藤陽一良議員自身も引用しているように、日本共産党の調査によっても、全道的にこれぐらい真剣に議会費の削減を広範に検討し、削減したところはないと、この点については、私は小樽市議会の見識の高さを示すものだという見解をとっているわけです。そして、何よりも今盛んに日本共産党にひぼう中傷したくだりですが、その5パーセント削減したことを何かマイナスの要素にして、それを破棄して2パーセントと、あるいはその前提を壊して2パーセントさらなる削減をやったかのように言うわけです。だから、日本共産党は質疑の中でも、古沢議員から繰り返し答弁していますが、5パーセント削減の土台の上に、2パーセントのさらなる削減をしようではないかと、その額も示して説明しているわけです。ところが、今の話を聞いたらそうではない。斉藤陽一良議員自身もその後、検討会議で議会費を削減したそれに上乗せしている共産党の提案だと、こう言っているでしょう。あなた自身が共産党の5パーセント削減を大事にして、そして7パーセントにしているということではないのですか。あなたの討論自体が矛盾しているのですよ。だから、国語上から言っても、このくだりはつじつまが合いませんので、つじつまの合うように訂正を求めます。

(「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 29番、斉藤陽一良議員。

**29番(斉藤陽一良議員)** 今の討論で数字の間違いがありましたので、訂正させていただきます。 1期4年間で、1,200万円ほどと言ったようなのですが、1期4年間で1億2,000万円ほどでありますので、訂正いたします。

(「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 28番、高橋克幸議員。

28番(高橋克幸議員) 今、北野議員の方から議事進行がかかりましたけれども、この間特別委員会でいるいろ議論がなされてきました。それで、斉藤陽一郎議員の発言の内容というのは、今まで議論してきた内容のまとめというか、総評でありまして、決して共産党の言う見解と私たちの言う見解はかみ合うということはないかもしれません。ですけれども、私たちの主張であり、決して間違っているというふうには思っておりませんので、その辺の判断をよろしく議長の下で判断していただきたいと思います。

議長(中畑恒雄) それでは、今共産党の北野議員、そして公明党の高橋議員、斉藤陽一郎議員からいるいると議事進行がございました。私もずっと黙って聞いておりましたけれども、12月議会、そして3月議会でいるいるこれは討議をされてきて、続きの今、定例会でお話合いをさせていただいたということで、私としては粛々とやっていたのですけれども、今、共産党さんの御意見の中にも、公明党さんの御意見の中にも、この本会議場の神聖な場で使っていい言葉かなというふうな言葉も、私もおっと首はかしげましたけれども、やはりあとわずか残された期間で粛々とこの議案は採決をしたいと思います。皆さん方の御意見はよくわかります。それは、中傷ひぼうに聞かれた共産党、また公明党さんのその意見はわかりますけれども、ある程度の数字については、3回にわたるこの議会で、特別委員会でやっているわけですから、ああだこうだということでなく、来年に向けてどうするのだということでひとつ御理解を願いたいと。私は昨日の各会派代表者会議でも、ちゃんと議長としての権限を持ってやりなさいということは、公明党の団長から言われておりますので、これは、今のお話は相討ちといたしまして、取り上げいたしません。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 2番、森井秀明議員。

#### (2番 森井秀明議員登壇)(拍手)

**2番(森井秀明議員)** 平成会を代表し、委員長報告に賛成し、議案第29号小樽市議会議員定数条例の一部を改正する条例案は可決並びに陳情第316号小樽市議会議員定数削減方については採択を主張する討論をいたします。主張に合わせて、一言お話しさせていただきます。

このたび、この議案を提出し取り組んできた中で、不可思議であったことが一つあります。それは、この定数問題に対し、市長への手紙をはじめとした市長部局に対して意見を投げかけていた人がいたことです。現状では、議会への手紙のようなはっきりとした窓口はないと思いますが、議会事務局は存在し、意見の言えるところはありますが、しかしながら、そうしなかった人たちがいるというのは残念でなりません。窓口が明確になっていないのが原因なのか、はたまた議会に直接言いたくなかったのか。

このたびの代表質問において、議会活性化として質問した中で、市長は答弁できないとお答えになりました。議会の独立性を重んじてのことだと思いますが、それほどに独立性の高い議会ににもかかわらず、市民が議会と共有しきれていないことにショックを感じたところです。代表質問でもお話しさせていただきましたが、議会としての報告会などに取り組み、情報の透明化を図り、議会と市民との距離を少しでも近くしていきたいと感じております。この後において、小樽市議会として、議会活性化委員会等が立ち上がり、具体的な改善策がとられることを願っております。その中で、私たち公明党と平成会が共同で提案したこの議案は、議会の改革の一つとして提出いたしました。行政と絡めた質疑も多く、焦点がぼやけかけましたが、議会での改革を信念として取り組んだ次第です。

前定例会でもお話ししましたが、議員定数は小樽に住んでいる住民全員の権利だとお話ししました。 議員は市民から選ばれ、市民はだれしもが議員になることができます。現職議員だけの権利だとは思っておりません。議員は、その市民の意思を議会へ伝える責務を持ち、市民はその責務を共有すること、その必要性があると思っています。つまりは、議員を減らしても行政へのチェック機能が衰えないように、市民も目線を行政、議会に向けていくべきであり、小樽市としての議員定数は何人が適正なのかを常に冷静に考えていかなければならないと思っております。この議員という仕事を、今後どの市民がついても全うできるようにしていくためにも、さらに議会として小樽に貢献していくために、充実させていくためにも、今後議員定数だけではなく、開かれた議会へ向けて情報の共有のために、市議会としての報告や市民参加型への転換に対する取組、議会事務局機能の充実など、今後においてあらゆる視点で考えていかなければならないと思います。議会は別世界、自分とは関係ないなどと言わず、多くの市民に自分事として目を向けていただきたいと思っております。結果論と言われるかもしれませんが、この取組を機に、これらの議論を機に、たくさんの市民が議会へ注目したのではないでしょうか。多くの市民に、議会は皆さんによって成り立っていると改めて自覚を促し、市民がよりかかわり、活発な議会へと転じる機会になってほしいと思っております。

さて、公明党と平成会が共同提案し3度目となりますが、主張については一貫して貫き通しております。前々定例会、前定例会と内容に大きな誤差はございませんが、主張を改めてさせていただきます。

私たちは、人口の急激な減少、民意、そして議会費に対する市民負担の軽減を背景として、この議案を提出しております。人口減については、皆さんも御存じのとおり急激な減少傾向にあり、来年の改選期には14万人を切ろうとしております。民意においては、今まで議員定数についての議論がされてきた過去の経緯を見るに、市民感情の中でも、現状維持、増減、それぞれにおいての見解があったように思います。しかし、今回においては、各議員おのおのも減らすべきという主張が大半であり、また我々がどの人にリサーチをしても、減らす必要があると答えられています。この平成18年第2回定例会においても、小樽の住民意思として改めて陳情も提出され、市民の意思は明確だと思います。そして、市民負

担の軽減においても、4年間で約1億円強の歳出削減となり、議会に対する市民負担の軽減も明らかであります。これらの背景は、昨年の12月の議会から主張し続けてきました。また、斉藤陽一良議員も説明されていましたけれども、今まで何度も繰り返し説明を私もしましたが、全国で10万人から20万人都市の議員定数の平均は、28.54人であります。全国の多くの10万都市でそれぞれの都市の議員みずからが議員定数を決めており、30人という人数を割っております。共産党がしきりに主張される「上限を超えない範囲」とある中の「範囲」という言葉ですが、必ずしも囲うという意味だけを所有しているわけではなく、抑えるという意味や、ここまでという意味、また決まり、規則という意味もあわせ持ち、つまりは上限についてのそれ以上を超えないライン、超えない決まりという解釈で考えられ、下限にかかわることを表しているわけではありません。もし、しきりに主張される解釈が是とするならば、全国の至るところでその解釈を背景に、10万都市における議員定数の下限を31人までとそれぞれの議員が解釈し、全国平均は34人から31人の間となっていることでしょう。しかしながら、現実はそうではありません。逐条地方自治法の解釈、これについているんな視点があるとは思いますが、共産党が主張するような解釈、そのようにどの都市の議員も読み取っていないということは明らかであり、法に抵触するということはあり得ないと思います。

小樽市が危機的な状況であることは、この場にいるだれしもが理解し、その過去の責務も背負い、取り組んでおります。だからこそ、私たちは4減を主張してきました。この危機の中でみずからを示すことが、今の小樽市議会に必要ではないでしょうか。

改めて、現在の適正人数は4減の28人であると強く断言し、多くの議員、市民各位の賛同をお願いし、 議案第29号小樽市議会議員定数条例の一部を改正する条例案は可決並びに陳情第316号小樽市議会議員 削減方については採択を主張し、討論といたします。(拍手)

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 17番、山口保議員。

(17番 山口 保議員登壇)(拍手)

17番(山口 保護員) 民主党・市民連合を代表して、議案第29号は可決、議案第30号は否決、議 案第316号は採択の討論を行います。

そもそも議員定数削減の議論は、直面している本市財政の危機的状況に対して、議会としてもその責任の一端を担うべく、昨年3月の各会派代表者会議を経て、財政再建に関する小樽市議会検討会議の設置により始まったものと認識をしております。議員報酬、期末手当、費用弁償、政務調査費の削減、視察の見直しなどの合意を経て、合意を得るに至らなかった議員定数の削減について、この間特別委員会が設置され、議論が重ねられてまいりました。今回も、地方自治法第91条における人口区分に対する適正な議員定数の範囲をめぐり議論がなされましたけれども、私たちは議案第29号の定数4減とし28人を新定数とする主張は、地方自治法第91条の精神を大きく逸脱しているとは言えず、また本議論が本市財政の再建に議会も応分の責任を果たすという当初の課題にこたえる最善の案として、これまでも支持を表明してまいりました。可決は当然と考えます。

また、議案第30号は、さらなる議員報酬を削減するもので、私たちはその趣旨に反対するものではありません。財政状況はいまだ予断を許さず、市職員も7パーセントの給与の削減を強いられており、議会も同様の削減で痛みを分け合うのは当然であります。しかし、この議論は、昨年9月に各会派代表者会議の議論を経て一度決着したものであります。私たちは、こうした提案は再度各会派代表者会議の場に再提議され、真剣に検討されるべきものと考えます。また、この議案は、議案第30号定数削減に対する対案として出されており、認めることはできません。

最後に、陳情第316号は多くの市民の議会への思いを代弁するものであり、議員一人一人の責任の重さを痛感させられるものであります。文面の底流にある議会不信の感情は重く受け止めるべきであり、議会はこれを機に、その存在意義を高めるさらなる努力が求められていると受け止めるべきであります。 採択は当然であります。

また、今議会では、栗山町議会の全議員出席による住民への議会報告会の、年1度の義務化など、議会活性化に向けた条例の制定をされるなどの報告がありました。本議会もこれを機に、これらの例を検討され、議会活性化の具体的議論を再度始められるよう要望することをつけ加えさせていただき、討論といたします。(拍手)

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 6番、吹田友三郎議員。

(6番 吹田友三郎議員登壇)(拍手)

**6番(吹田友三郎議員)** 平成18年第2回定例会の議員定数等に関する特別委員会の付託案件についての討論をさせていただきます。

議案第29号小樽市議会議員定数条例の一部を改正する条例案は可決、陳情第316号小樽市議会議員定数 削減方については採択、議案第30号小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部 を改正する条例案は否決としたただいまの委員長報告に賛成の討論を行います。

本市は財政上、大変厳しい状況に置かれ、市職員の給与削減、市民生活の自己負担の拡大、そしてさまざまなサービスの低下が危ぐされております。市民の声なき声を推察いたしますと、本市の現況をとらえ、行政の事業執行に大きくかかわりを持つ市議会議員も率先して難局に取り組むことを求められているものと思考します。このたびの議員定数の削減におきましては、民意をくみ取ることなく、定例会での審議を3回も続けており、このような議会の進み方では、これからの本市財政の再建に協力をいただくことになります市民はもとより、本市の現場にて職務に懸命に取り組んでおられる職員からも協力を得られないと思われます。

地方自治法の改正により議員定数の上限だけを明示したことの趣旨を踏まえ、議案第29号は本日の議会に出席の議員の皆様の全員の賛成をいただきますようお願いする次第であります。

陳情第316号は、市民の皆様の的確な声と見ることが最も適切な判断と思い、採択をお願いするものです。

議案第30号につきましては、定数削減の対案として上程されたものであります。市民の声は、市職員の給与削減等、財政再建の取組の中で議員の歳費を含めさらなる削減を要望しているものと考えており、 議案第29号に附帯するものであれば賛成もいたしますが、このたびは定数の削減を優先し、議案第30号は否決とさせていただきます。

本日で今定例会が終了しますが、今後、早急に各会派代表者会議等にて、議会の運営方法並びに報酬等についてさらなる論議を重ねて、市民が納得できるものをつくり上げていただけることを期待し、私の討論といたします。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第30号について、採決いたします。

委員長報告は、否決でありますので、原案について採決いたします。

(「投票」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(中畑恒雄) ただいまの出席議員は31名であります。

投票用紙を配布いたさせます。

(投票用紙配布)

議長(中畑恒雄) 投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議長(中畑恒雄) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

議案第30号について、可決とすることに賛成の議員は賛成と、反対の議員は反対と投票用紙に記載の上、職員の点呼に応じ順次、投票を願います。

点呼を命じます。

事務局次長(三浦波人) 1番上野正之議員、2番森井秀明議員、3番山田雅敏議員、4番小前真智 子議員、5番井川浩子議員、6番吹田友三郎議員、7番若見智代議員、8番菊地葉子議員、9番小林栄 治議員、10番大橋一弘議員、11番大畠護議員、12番前田清貴議員、13番横田久俊議員、14番成田晃司議 員、15番佐々木茂議員、16番斎藤博行議員、17番山口保議員、18番佐々木勝利議員、19番武井義恵議員、 20番新谷とし議員、21番古沢勝則議員、22番北野義紀議員、23番大竹秀文議員、24番松本光世議員、25 番見楚谷登志議員、26番久末恵子議員、28番高橋克幸議員、29番斉藤陽一良議員、30番秋山京子議員、 31番佐野治男議員、32番佐藤利幸議員。

議長(中畑恒雄) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人に、井川浩子議員、新谷とし議員を御指名いたします。

両議員の立会いを願います。

(開票)

議長(中畑恒雄) 投票の結果を報告いたします。

投票総数31票

そのうち有効投票 30票

無効投票 1票

有効投票中

 賛成
 5票

 反対
 25票

以上であります。

よって、議案第30号は否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(中畑恒雄) 次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

(「投票」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(中畑恒雄) ただいまの出席議員は31名であります。

投票用紙を配布いたさせます。

(投票用紙配布)

議長(中畑恒雄) 投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議長(中畑恒雄) 異状なしと認めます。

念のため、申し上げます。

議案第29号並びに陳情第316号について、議案は可決と、陳情は採択とすることに賛成の議員は賛成と、 反対の議員は反対と投票用紙に記載の上、職員の点呼に応じ順次、投票を願います。

点呼を命じます。

事務局次長(三浦波人) 1番上野正之議員、2番森井秀明議員、3番山田雅敏議員、4番小前真智子議員、5番井川浩子議員、6番吹田友三郎議員、7番若見智代議員、8番菊地葉子議員、9番小林栄治議員、10番大橋一弘議員、11番大畠護議員、12番前田清貴議員、13番横田久俊議員、14番成田晃司議員、15番佐々木茂議員、16番斎藤博行議員、17番山口保議員、18番佐々木勝利議員、19番武井義恵議員、20番新谷とし議員、21番古沢勝則議員、22番北野義紀議員、23番大竹秀文議員、24番松本光世議員、25番見楚谷登志議員、26番久末恵子議員、28番高橋克幸議員、29番斉藤陽一良議員、30番秋山京子議員、31番佐野治男議員、32番佐藤利幸議員。

議長(中畑恒雄) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人に、森井秀明議員、菊地葉子議員を御指名いたします。

両議員の立会いを願います。

(開票)

議長(中畑恒雄) 投票の結果を報告いたします。

投票総数31票

そのうち有効投票 31票

有効投票中

賛成26票反対5票

以上であります。

よって、議案第29号は可決と、陳情第316号は採択と決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(中畑恒雄) 日程第3「議案第32号ないし第34号」を一括議題といたします。

議案第34号につきましては、提案理由の説明を省略し、議案第32号及び第33号について、市長から提 案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

**市長(山田勝麿)** ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第32号工事請負契約につきましては、公営住宅建替工事オタモイ住宅2号棟の請負契約を、契約 金額5億5,650万円をもって、近藤・今岡・山谷共同企業体と締結するものであります。

議案第33号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、松田一郎氏、市川圭子氏、岩松初雄氏の任期が、平成18年9月30日をもって満了となりますので、引き続き、松田一郎氏、市川圭子氏を、新たに島常雄氏を委員の候補者として推薦するものであります。何とぞ原案どおり御可決、御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長(中畑恒雄) これより、一括採決いたします。

議案第32号及び第34号については可決と、議案第33号については同意と、それぞれ決定することに、 御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「後志教育研修センター組合議会議員の選挙」を行います。

この件は、後志教育研修センター組合議会議員の任期が、来る6月30日をもって満了となることに伴い、議会において選挙するものであります。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(中畑恒雄) ただいまの出席議員は32名であります。

投票用紙を配布いたさせます。

(投票用紙配布)

議長(中畑恒雄) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議長(中畑恒雄) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次、投票を願います。

点呼を命じます。

事務局次長(三浦波人) 1番上野正之議員、2番森井秀明議員、3番山田雅敏議員、4番小前真智

子議員、5番井川浩子議員、6番吹田友三郎議員、7番若見智代議員、8番菊地葉子議員、9番小林栄治議員、10番大橋一弘議員、11番大畠護議員、12番前田清貴議員、13番横田久俊議員、14番成田晃司議員、15番佐々木茂議員、16番斎藤博行議員、17番山口保議員、18番佐々木勝利議員、19番武井義恵議員、20番新谷とし議員、21番古沢勝則議員、22番北野義紀議員、23番大竹秀文議員、24番松本光世議員、25番見楚谷登志議員、26番久末恵子議員、27番中畑恒雄議員、28番高橋克幸議員、29番斉藤陽一良議員、30番秋山京子議員、31番佐野治男議員、32番佐藤利幸議員。

議長(中畑恒雄) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人に、山田雅敏議員、若見智代議員を御指名いたします。両議員の立会いを願います。

(開票)

議長(中畑恒雄) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数32票

そのうち有効投票 26票

無効投票 6票

有効投票中

 中畑恒雄
 25票

 見楚谷登志議員
 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。

よって、私、中畑恒雄が後志教育研修センター組合議会議員に当選をいたしました。 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(中畑恒雄) この際、会議規則第28条第2項の規定による告知をいたします。

日程第5「小樽市農業委員会委員の推薦」を議題といたします。

本件につきましては、議会の推薦により選任された古沢勝則議員が、来る7月31日をもって辞任されることに伴い、その後任者を推薦するものであります。

お諮りいたします。

小樽市農業委員会委員に斉藤陽一良議員を推薦いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、さように決しました。

日程第6「意見書案第1号ないし第13号」を一括議題といたします。

意見書案第7号ないし第13号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし第6号について順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 21番、古沢勝則議員。

(21番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

**21番(古沢勝則議員)** 今回は討論ではありませんので、簡潔に提案趣旨説明を行います。 意見書案第1号ないし第3号及び第5号の提案説明であります。

まず、意見書案第1号JR不採用問題であります。ごらんいただければ、おわかりのように、この案件についてのみが提出者は我が党議員だけであります。それだけに、この問題の複雑さや政府関係機関をはじめ、我が党を除く他党、他会派の消極的な姿勢こそまず指摘しなければならないと思います。国鉄の分割・民営化から既に20年、これがそのまま戦後最大と言ってもいい労働争議の苦闘の歴史であります。労働者家族の辛苦の歴史であります。人間としての尊厳を求めた人々の歴史であります。一人の労働者も路頭に迷わせない、当時の政府答弁、大臣答弁を忘れることはできません。自民、民主、公明、共産、自由、社民、当時の国会内すべての会派代表が、政府に対して人道的立場からも早期の解決を要望したこと、これも忘れることはできません。

意見書案第2号です。教育基本法の拙速な強行改定、改定そのものの取りやめを求めたものであります。そもそも教育基本法は、その前文の中で、憲法の理想の実現は、根本において教育の力にまつべき、このようにして平和憲法と一体に定められたことは御承知のとおりであります。しかし、さきの通常国会に提出された改定案からは、実はその文言がすべて削除されています。国民に広く知らせもせず、与党内協議だけで議論を進めてきたこうしたやり方にも、例えばNHKの世論調査においても、急いで成立させるべきでないという意見が8割近くにも上っているように、国民から今大きな批判が上がっている案件であります。

意見書案第3号若者の雇用問題です。若年労働者の非正規雇用が急増しています。この間、政府は財界や企業側に立った労働法制の緩和を進め、この非正規雇用への置きかえを促進してきました。その結果でもあります。今月20日、閣議に提出された国民生活白書では、適職を探す若者、育児期の女性に焦点を当てた分析がされていました。若者が適職を求める大きな理由は何か。この白書は、企業が新卒正社員の採用を抑制し、パートやアルバイトを余儀なくされていることにある、このように挙げています。同時に、しかしこうした適職を求める、探していますが、これに成功する若者が増えていないという実態についても、この白書は述べています。事態は極めて深刻であります。具体的な対策強化が求められているのではないでしょうか。

意見書案第5号です。米軍再編と3兆円負担に関する要望意見書です。在日米軍再編に対する反発が、全国で広がっています。政府が盛んに沖縄の米軍基地負担の軽減を力説しますが、力説すればするほど、その効果は一向に上がっていきません。負担軽減の目玉にされているのが、在沖縄海兵隊員のグアム移転であります。1万8,000人のうち8,000人を移転させると政府側は説明しますが、実は実質約2,500人程度の移転でしかありません。これに伴いグアム移転費約7,000億円を含み、総額3兆円の日本側負担であります。各種世論調査でも国民の多くが反対しています。グアム基地の建設費負担については、実に8割の国民が納得できないという態度を表明しています。安保に賛成の人も安保に反対の人も、他国領土内の軍事基地建設にまでなぜなのだと、日本国民の税金がなぜ投入されるのだという怒りの声を上げています。これは、実は小樽市民の声でもないでしょうか。

以上でありますが、議員各位の賛同を最後にお願いをして、提案趣旨説明とさせていただきます。よ ろしくお願いいたします。(拍手)

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 18番、佐々木勝利議員。

(18番 佐々木勝利議員登壇)(拍手)

18番(佐々木勝利議員) 提出者を代表して、意見書案第4号の提案説明をいたします。

意見書案第4号は、「米空軍嘉手納基地」のF15戦闘機訓練の一部を航空自衛隊千歳基地に移転・分散することに反対するものです。

この計画は、米空軍嘉手納基地から発生する騒音軽減など、F15戦闘機訓練の一部を航空自衛隊千歳基地に移転・分散させるものとしています。今、沖縄には、日本国内の米軍占有施設の75パーセントが集中し、米兵による暴行や傷害、放火事件、そして大型へリコプター、ハリアー機の墜落、炎上、戦闘機からの照明弾や風防ガラス落下など、132万人の沖縄県民の生活は常に危険と隣り合わせになる異常な状態が続いております。もし、この移転が強行されれば、地域住民は離着陸による、回数にすると1,200回とされる騒音被害など大変な苦痛と訓練による危険を余儀なくされるとされています。今回の米軍嘉手納基地訓練の一部移転・分散は、沖縄の痛みを分かち合うことではなく、危険の分散・拡大であり、既に矢臼別演習場での強行されている米海兵隊の実弾演習移転に見られるように、訓練内容は約束が守られず、拡大・強化されていることからしても、これは固定化につながるものだと思います。このような異常な事態の根本的な解決は、危険の全国分散・拡大・固定化ではなく、米軍基地整理・縮小、日米地位協定の抜本見直しを確実に進め、最終的には在日米軍基地は米国に移転・撤収することだと思います。

よって、今回の「米軍嘉手納基地」のF15戦闘機訓練の一部を航空自衛隊千歳基地に移転・分散する計画は、やめるべきだと思います。

今、まさに安全・安心な社会を求める声は大きいです。未来ある平和な北海道をつくっていくために、 誤りのない選択が求められているのではないでしょうか。議員各位の賛同をお願いし、提案説明といた します。(拍手)

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 12番、前田清貴議員。

(12番 前田清貴議員登壇)(拍手)

**12番(前田清貴議員)** 提出者を代表して、意見書案第6号道路整備に関する意見書案につきまして、提案趣旨説明を行います。

北海道は東北6県をはるかに超える広大な面積を有しており、都市間距離も長く自動車交通の占める割合の高い本道の道路整備は、高規格幹線道路から道民生活に最も密着した市町村道に至るまで、道路網の整備は今後とも中長期的な視野に立って、体系的かつ計画的に整備が推進されるべきものと考えています。特に、道央圏と道南圏との中間に位置する本市にとりましては、高規格幹線道路のネットワーク形成は、道内の圏域間交通、連携の強化、地域経済の活性化、救急医療、災害時の代替ルートの確保、加えて少子高齢化が進展している中で、冬期間の厳しい気象条件などによる交通障害などを解消し、本道における活力ある地域づくりや安全で快適な生活環境づくり、さらには我が国における安定した食糧供給基地、観光資源の提供の場として、その役割をしっかりと担うための最重要課題であります。ちなみに、本市を含め後志地域には、平成17年度年間2,200万人を超える観光客の皆様が来訪されており、現下、豊かな自然と相まって、本道屈指の観光ゾーンに位置づけられています。さらなる観光振興、経済・産業発展のためにも、一般道はもとより道央圏と道南圏を結ぶ小樽~余市間をはじめ、黒松内までの高規格幹線道路の一日も早い完成が待たれています。

よって、国においては、北海道の道路整備、特に後志圏の実情を十分に踏まえた上、引き続き整備に必要な財源を確保し、計画的かつ早期に整備が図られますよう各会派の賛成を強くお願いして、提案趣旨説明といたします。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、29番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 29番、斉藤陽一良議員。

(29番 斉藤陽一良議員登壇)(拍手)

29番(斉藤陽一良議員) 意見書案第6号道路整備に関する意見書案に賛成の討論を行います。 道路は都市形成を考える上で、北海道開拓時代より基本的なインフラ整備であり、重要な事項であり ます。また、この整備の計画は、中長期的な視野に立って、計画的に推進すべきものと考えます。自動 車交通への依存度が高い北海道の道路整備は、まだまだ十分とは言えず、高齢化・少子化が進展してい る中、冬期間の厳しい気象条件などによる交通障害などを解消し、本道における活力ある地域づくりや 安全で快適な生活環境づくりを支援する上で、より一層重要となっています。特に高規格幹線道路ネットワークの形成は、道内の圏域間の交流、連携の強化、そして地域経済の活性化を図る上で、最重要課 題であります。

よって、北海道の道路整備の実情を十分踏まえた上で、計画的かつ早期に整備が図られるように国に要望するものであります。皆さんの賛同をお願いし、討論といたします。(拍手)

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇)(拍手)

20番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし第3号及び第5号は可決、 第6号については否決の討論を行います。

意見書案第1号は、JR不採用問題の早期全面解決を求めるものです。国鉄の分割民営化が実施されて20年目、長い年月が過ぎています。この間、2003年最高裁が下した清算事業団の使用者責任、ILOの日本政府への6度目の勧告、昨年9月東京地裁が鉄建公団訴訟判決で認めた不当労働行為、どれを見ても不採用になった労働者に有利なものばかりです。解雇された労働者は1047人、そのうち半分の521名が道内出身者です。私の知り合いにもJR東日本などに採用された労働者もおりますが、機関手などせっかく苦労して得た職につくことはついになく、差別されたまま職を終えた人たちが大勢います。不採用の労働者は、その屈辱にもめげず、介護施設の運転手をしたり、温泉施設での下働き、物販その他もろもろのパートやアルバイトをし、家族や仲間の支えで懸命に生計を維持してきました。その苦労にもめげず、明るく生きる姿に私たちも大いに励まされてきました。

この間、問題の解決を見ることなく、他界した人たちは30名を超えています。本人はもちろん家族もどんなに無念だったかしれません。不採用労働者の年齢からしても一刻の猶予もありません。ILOの勧告にもあるように、人道的精神に立って、問題解決のためぜひこの意見書案を可決していただきますようにお願いいたします。

意見書案第2号は、教育基本法改定に関する要望意見書案です。教育基本法は、すべての教育関係の法律の大もとであり、教育の憲法と呼ばれ、大変重みを持ったものです。今、なぜ改定なのか。自民党元文部科学大臣は、国会の特別委員会の質疑の中で、いじめ、校内暴力、不登校、学級崩壊、学力低下の問題、若者の職業意識の希薄化、青少年による凶悪犯罪の増加、拝金主義、ルール無視の自己中心などを挙げ、現行の教育基本法はもはや時代に適合しきれなくなったと述べました。しかし、こうした問題の原因を教育基本法に求めるのは全く筋違いで、教育基本法に沿った教育をしてこなかったことこそ問題です。改定案では、国を愛する態度など20項目に及ぶ徳目を教育の目標として盛り込み、その目標の達成を国民全体に義務づけようとしています。徳目は当たり前のように見えるものもありますが、法律に目標として書き込み、達成が義務づけられれば、時の政府の意思によって、特定の価値観を押しつ

けられることになります。特に、学校と教職員、子供たちに対しては、改定案第6条、学校教育などで義務づけが具体的に明記されていますが、子供たちに特定の価値観を事実上強制することになります。 憲法第19条で保障されている思想、良心、内心の自由を侵害するものです。既に、学校現場では、通知表に愛国心評価が盛り込まれている学校もあり、法律で強制すれば、日本じゅうで横行する危険性があります。日本共産党のこの指摘に対し、小泉首相は通知表で評価することは難しいと認めました。このことがマスメディアでも反響を呼び、その後、愛国心通知表を見直す学校が急速に広がっています。これは、法案に道理がないことの表れでもあります。

しかし一方で、東京都で起きているような国旗国歌の強制と教職員の処分、君が代斉唱に起立しなかった生徒が多いクラスの担任が指導不足として責任を問われるという事態が起きておりますが、教育基本法が改定されたら、こうした事態は一層深刻化することは明白です。日の丸、君が代を1999年に法制化したとき、政府は学校などでは強制しないと繰り返し答弁したこととは逆行した強制はやめるべきです。

第2の問題として、国家権力が教育内容と方法に無制限に介入できるようになることです。改定案では、現行法第10条の「教育は不当な支配に屈することなく」を残しているものの、「国民全体に対し、直接に責任を負って行われるべきものである」という規定を「この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり」と書きかえています。このことは、教育行政による介入を抑制する歯止めがなくなり、学習指導要領、教科書検定、日の丸、君が代の強制など、政府、文部科学省がどんな行政をやっても不当な支配に当たらないことになり、極めて不当なものであります。しかも、審議の中で、自民党議員は改正された教育基本法の理念が学校で本当に実現されているかどうかを評価・検証する制度が必要だとして、違反や虚偽報告には罰則なども検討されなければいけないと政府に要求していますが、こんなことをしては、教育現場に大混乱をもたらすだけです。現教育基本法は、戦前の教育のあり方、教育勅語を軸にした超国家主義、軍国主義に支配された教育の反省から生まれたものです。

戦前、国民は忠義を重んじ、天皇、国家への忠誠心をたたき込まれ、戦場に駆り出されました。大勢の人々、とりわけ若い人たちがその尊い命を奪われたのです。その痛恨の思いはどこへやら。国会審議の中で戦前の教育勅語を礼賛する発言が、閣僚や自民党だけではなく、民主党からも相次いだことは驚きです。憲法、とりわけ9条を改定する動きと相まって、教育基本法改定の真のねらいは何であるかが見えてきたのではないでしょうか。教育基本法改悪は許さないという声が澤地久枝さんや大江健三郎さんなど著名人からも上がり、各種世論調査でも十分時間をかけて慎重に審議すべきという声が圧倒的多数を占めています。日の丸、君が代法制化のときのように、多くの国民の意見を無視し強行するのは認められません。国民多数の意見を尊重し、教育基本法改定を取りやめることを求めます。

次に、意見書案第3号は、若者の雇用対策の抜本的強化を求めるものです。先ほどの提案説明にありましたように、政府の2006年度版国民生活白書では、適職を希望する若者の調査結果が報告されています。その数は、1987年の調査時に比べ、3割増の558万人に上っています。適職を求める理由として、企業が新卒正社員を抑制したため、パート・アルバイトを余儀なくされていること、景気の悪化時に不本意な職につかざるを得なかったこと、また週60時間以上の長時間労働を強いられている青年が2割以上になっていることなどが挙げられています。しかし、企業が既卒者の採用に後ろ向きなこと、フリーター経験をマイナスに評価していること、さらにパートやアルバイトは専門能力を向上させる機会が乏しいことなどから、適職につける青年は増えておりません。青年の多くは、派遣、パート、契約、請負など非正規雇用で極端な低賃金という不安定な状態に置かれています。この根本原因に、労働法制の規制緩和があることは言うまでもありません。1999年、労働者派遣の原則自由化、優良職業紹介の解禁が日

本共産党を除く全会派の賛成で成立。2003年、有期雇用の上限を1年から3年にする法が日本共産党、社民党を除く他会派により成立。さらに、製造業務への派遣労働の解禁が自民党、公明党の賛成で成立しました。青年が正職、適職につくことを困難にし、格差と貧困を生み出しているのです。未来を担う青年がこのような状態に置かれていることは、日本の将来にとってもよいはずはありません。青年の職業観や人間力に問題ありとする見方を改め、不安定雇用拡大の是正、労働条件と権利の擁護にまともに取り組み、青年が将来設計もできるという雇用対策に抜本的に取り組むことが早急に求められています。

提案で述べている若年雇用対策の六つの項目は、現在青年が置かれている実態に沿うものです。平成 16年第2回定例会では、若年者雇用政策の拡充を求める意見書が全会一致で可決されています。青年の 現状を心配しない人はいないと思います。前回のように、この意見書案がぜひ可決するように期待する ものです。

意見書案第5号は、米軍再編と3兆円負担に関するものです。在日米軍再編にかかる経費の日本側負担3兆円は、実は日本側から提供されたことが、5月5日ローレンス米国防副次官の発言により明らかになりました。また、防衛庁守屋武昌事務次官もローレンス発言の前日、グアム移転経費を除き、在日米軍再編経費の日本側負担は2兆円と試算していると述べています。在沖縄米海兵隊のグアム移転費は、1兆1,500億円のうち日本負担は7,000億円、さらに膨れ上がる可能性があることが明らかにされています。その日本側負担は、司令部棟、隊舎、教場、学校、家族住宅、上下水道、電力、ごみ処理施設建設などに充てられることになります。日本負担で建設される新基地は、沖縄の負担軽減のためではなく、グアム、沖縄、ハワイの海兵隊の部隊を一体的に運用し、さらにグアムの海空軍と統合して、三重の拠点として米軍を増強することがねらいです。沖縄とグアムを2日以内で結び、B52ステルス爆撃機、無人偵察機、攻撃型原潜などを配備し、対テロ戦争、中国抑止を目的に、兵力の増強を進めているのです。しかし、グアムの位置づけは日米安保条約をも逸脱するものです。安保条約第6条は、極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、在日米軍が駐留すると定めていますが、グアムは極東の範囲ではないと、外務省北米局長は国会質問で答弁、認めております。

また、国内における米軍再編の経費について、政府は日米地位協定第24条に基づいて負担すると言いますが、日米地位協定第24条では、日本が負担するのは米軍に既存の施設・区域を基地として提供するのにかかる借上料や補償費だけとしております。本来、日本に支払義務はないものです。しかし、政府は1972年の沖縄返還の際、第24条の拡大解釈に踏み出し、その後の米国のたび重なる圧力の下で、1979年からは思いやり予算による住宅や学校、娯楽施設などあらゆるものが日本の予算で賄われてきたのです。その総額は2兆円を超えております。

沖縄をはじめ基地のあるまちでは、米軍の戦闘機訓練、夜間離発着訓練などの騒音被害、米兵が引き起こす傷害事件、犯罪など、住民は耐えがたい苦痛を与えられています。この上、小泉内閣が打ち出した今年度予算で定率減税全廃、介護保険料引上げ、医療制度改悪、たばこ税増税など、約3兆円もの国民負担増を押しつけられては、ますます米軍再編にかかる3兆円の日本負担に納得がいかないのは当然です。日米同盟まで変質させ、アメリカの先制攻撃戦略にくみし、巨額の経費を負担する日米合意は、国民批判にこたえ撤回すべきです。

意見書案第6号は、道路整備に関するものですが、我が党は賛成できません。道路生活に密着した市町村道の整備は、住民要望も高く、積極的に行うべきと考えますが、今年度の国の予算を見ると、一般会計の道路整備事業費はマイナス5.2パーセント、そのうち一般改築や維持補修などはマイナス10パーセントで、地域生活に密着した予算は削減されています。かわりに2月7日開かれた国土開発幹線自動車道建設会議では、高速道路整備計画のうち、事業主が決まっていなかった未開通区間19路線1,275キロメ

ートルをすべて建設する方針を決めています。政府は、無駄な道路はつくらないと言っていたのに、道路4公団の民営化を進めてきましたが、結局採算性が低く、有料道路として建設できない部分は、税金を投入して全部建設することにしたのです。これまでどれほど必要のない道路をつくり、巨額な借金を生み出してきたことか、議会視察でも確認してきたのではないでしょうか。

広島県尾道市と愛媛県今治市を結ぶ西瀬戸自動車道、通称しまなみ海道では、バスガイドが「ひまなみ海道」と案内するほど、車が走らない自動車道でした。本四公団の債務4,522億円は、今年度道路特定財源で処理されます。東京湾横断道路もしかり、北海道では十勝スカイロードは、車が走らない「十勝スカスカロード」として有名になってしまいました。高規格幹線道路は、1987年、道路審議会答申を受けた第4次全国総合開発計画によって定められ、合計1万4,000キロメートルの道路網です。新たな路線のうち、約3,920キロメートルが国土開発幹線自動車道に指定され、残り約2,300キロメートルが国土交通大臣指定に基づく高規格幹線道路とされたものですが、車利用が果たしてどれだけあるかわからない高規格幹線道路に巨費が投じられることには反対です。

小樽~余市間の高規格道路は14年間もかかり、しかもこの間小樽~余市間わずか14分で通り抜けることができます。ここに大変多くの税金がつぎ込まれるわけですが、国道の4車線化で渋滞も緩和できますし、しかもこの高規格道路をつくることによって、小樽市内を通りませんから、小樽市が取り残されるのではないか、こういう心配すらあります。

さて、道路特定財源については、揮発油税、自動車重量税などの道路特定財源が余ってしまい、その 見直しが必要になり、小泉首相は一般財源化を政府与党に検討させると宣伝したものの、今年度は見送 られてしまいました。一般財源化は、自動車重量税のうち472億円だけで、地方分も含めれば6兆円に近 い道路特定財源の大半は温存されたままです。日本共産党は、道路特定財源の一般財源化を求めていま す。来年度は、大幅に余る財源を必要のない道路などにつぎ込まず、国民生活に役立つものに充てるべ きだと考えます。

以上、皆さんの賛同を重ねてお願いしまして、討論といたします。 (拍手)

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 16番、斎藤博行議員。

(16番 斎藤博行議員登壇)(拍手)

16番(斎藤博行議員) 民主党・市民連合を代表し、意見書案第4号「米空軍嘉手納基地」のF15 戦闘機訓練の一部を航空自衛隊千歳基地に移転・分散することに反対する意見書の可決を求めて、討論 を行います。

日米両政府は、改編される基地を抱える自治体の理解を得られないまま、昨年秋、中間報告を経て、今年の5月1日、在日米軍再編に関する最終報告を明らかにし、これを強引に各自治体に押しつけようとしています。今回の再編は、沖縄の基地の負担の分散軽減ではなく、世界規模のアメリカ軍の軍事作戦行動に対応するものです。これは事実上の日米安保条約の改定であり、各地の基地機能の強化・高度化を意味していると言われております。私たちの国や地域が米軍の世界戦略に一層強く巻き込まれていくことを意味しています。

今回の米軍再編問題は、直接関係する基地を抱える自治体、周辺の自治体や市民だけの問題ではなく、広く日本全国民的な平和と安全の問題だと思います。千歳への米軍嘉手納基地からのF15戦闘機訓練の一部分散・移転も、まさにその一環にあります。現地の生活やまちづくりの影響は深刻です。矢臼別では、夜間訓練は実施しないという約束がありました。これは訓練を移転するときに、沖縄と同じ質、つまり夜間はやらない、同じ量、つまり回数は沖縄並みとする、そういった約束に基づいたものでしたが、

結果として今、夜間訓練は実施され、その回数も徐々に増えていっているのが実態です。なし崩し的に約束が破られていっています。すべてこのような調子です。今回、固定化され、拡大されるおそれが強い米軍の分散・移転には、最初から反対する必要があります。現地の千歳や苫小牧の市民や市議会もそういった観点で苦労しているというふうに聞いております。小樽市議会においても、この意見書案第4号を可決し、北海道の平和を一緒に守っていく、そういう立場を明確にしていただきたいと思います。

以上、意見書案第4号への賛成を訴え、討論を終わります。(拍手)

**議長(中畑恒雄)** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。 まず、意見書案第1号ないし第3号について、一括採決いたします。 いずれも可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第4号及び第5号について、一括採決いたします。 両件とも可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第6号について、採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。 いずれも可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第7「議員の辞職」を議題といたします。

去る6月27日、吹田友三郎議員から、6月30日をもって辞職したい旨の願が提出されております。 本件につきましては、吹田友三郎議員の一身上に関する問題でありますので、除斥されます。

(6番 吹田友三郎議員除斥)

議長(中畑恒雄) お諮りいたします。

吹田友三郎議員の辞職を許可することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、吹田友三郎議員の辞職を許可することと決しました。

(6番 吹田友三郎議員着席)

**議長(中畑恒雄)** 以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。 第2回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 5時30分

# 会議録署名議員

小樽市議会 議長 中畑 恒 雄

議員 菊 地 葉子

議員高橋克幸

# 諸般の報告

今定例会に提出された意見書案

平成18年小樽市議会第2回定例会議決結果表

請願・陳情議決結果表

# 諸般の報告(招集日印刷配布分)

(1) 木野下智哉、久末恵子両監査委員から、平成18年4月分の各会計例月出納検査について報告があった。

以 上

「JR不採用問題」の早期全面解決を求める意見書(案)

 提出者
 小樽市議会議員
 若
 見
 智
 代

 同
 菊
 地
 葉
 子

 同
 古
 沢
 勝
 則

国鉄の分割・民営化か実施され、既に20年目を迎えていますが、その不採用問題が長期化していることは憂慮すべき事態です。

2003年12月、最高裁が「国鉄が採用候補者名簿の作成に当たり不当労働行為を行った場合には、国鉄若しくは国鉄の法的地位を引き継いだ清算事業団は使用者責任を免れない」との判断を下しました。ILO(国際労働機関)は2004年6月、日本政府に対し、この最高裁判断に留意し「問題解決のため、政治的、人道的精神に基づき、すべての関係者との話合いを推進するよう勧める」と6度目の勧告を出しています。

また、昨年9月には、東京地裁は「鉄建公団訴訟」判決を言い渡し、採用に当たって不当 労働行為があったことを認めています。この20年の間、問題解決を見ることなく他界した当 事者は30名を超え、家族を含め塗炭の苦しみにあえいでいる状況をかんがみるとき、人道的 見地からこれ以上の長期化は避けなければならないと考えます。

よって、本議会は政府に対し、ILO条約批准国の一員として、この勧告を真正面から受け止め、解決のためにすべての関係者と話合いを早期に開始するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年6月29日 小 樽 市 議 会

議決年月日 平成18年6月29日 議決結果 否 決

# 教育基本法改定に関する要望意見書(案)

 提出者
 小樽市議会議員
 菊 地 葉 子

 同
 佐々木 勝 利

 同
 古 沢 勝 則

政府は「教育の憲法」といわれる教育基本法改定案を国会に提出、継続審議の上、秋の臨 時国会での成立を期そうとしています。

しかし、改定案の中身は、国民合意を無視した重大なものです。 1 つは、現行基本法の第 10条から、「国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」を削除し、代わりに、教育は「この法律及び他の法律の定めるところによりおこなわれるべきもの」に置き換え、「教育振興基本計画」によって教育内容を、数値目標を含めて詳細に決め、実施し、評価することができるとしています。これは政府による教育内容への無制限な介入・支配に道を開くものであり、戦前の戦争教育の反省にたって打ち立てられた現行法の民主的原則を根本から壊す恐れがあります。

第2に改定案は、「教育の目標」として「国を愛する態度を養う」など20にのぼる詳細な「徳目」を書き込み、その達成を義務づけようとしていることです。学校で具体的な「態度」が評価されるようになったら、時々の政府の意思によって、特定の内容の価値観が子どもたちに強制され、憲法第19条が保障した思想・良心・内心の自由が踏みにじられかねません。これが単なるき憂でないことは、「国旗・国歌法」制定時の政府答弁に反し、すでに教育現場に「日の丸」掲揚や「君が代」斉唱で内心の自由を脅かしていることからも明らかです。

さらに、今回の改定案は、現行法の前文から、憲法と教育基本法が一体のものであることを明記した言葉を削除し、「平和を希求する人間」の育成という理念を取り去り、憲法を変えて「海外で戦争をする国」をつくる動きと一体に、「戦争をする国」に忠誠を誓わせる「人づくり」や、教育を一層競争本位にして、子どもたちを早い時期から「負け組・勝ち組」に振り分け、弱肉強食の経済社会に順応する人間を作ることも懸念されることです。

まさに、今回の改定案は、戦後の平和憲法と一体となった民主主義教育を根本から破壊し、 政府・財界言いなりの人づくりに道を開く恐れの強いものであり、到底賛成しえないもので す。

よって、政府は、このような重大な内容をもつ教育基本法の改定は慎重を期し取りやめるべきです。各種世論調査は、「十分時間をかけて慎重に審議すべき」が圧倒的多数であり、 拙速に強行することは到底許されません。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成18年6月29日 小 樽 市 議 会

議決年月日|平成18年6月29日|議決結果|否 決

# 若者の雇用対策の抜本的強化を求める意見書(案)

 提出者
 小樽市議会議員
 若
 見
 智
 代

 同
 古
 沢
 勝
 則

若者の失業率は今も全世代平均の2倍であるだけでなく、多くの若者が、法律も社会常識も無視した雇用形態と労働条件下におかれています。とくに、深刻なのは、若年労働者の派遣、パート、契約、請負など、非正規雇用の急増です。その多くが月収10万円以下などという低賃金で、労働条件の改善さえ言い出せず、いつ使い捨てにされるかわからない不安な状態におかれています。

未来を担う若者を使い捨てにするような社会であってはなりません。政府は、財界・大企業のいいなりに、労働法制の「規制緩和」を進め、非正規雇用への置き換えをやりやすくする政策をとり、違法・脱法行為さえ見逃しています。その一方で、「若年雇用対策」は、もっぱら若者の職業観や「人間力」を問題にするばかりで、不安定雇用拡大の是正にも、労働条件と権利の擁護にもまともに取り組もうとしているとはいえません。

すでに、2003年版「国民生活白書」は、若年層の不安定雇用の急増が引き起こす問題として、フリーター自身が不利益をこうむり、不安を感じたりすること、 若者の職業能力が高まらなければ、経済成長の制約要因になる恐れがあること、 社会を不安定化させること、

未婚化、晩婚化、少子化などを深刻化させることなどを指摘しましたが、この指摘はいまも解決されるべき重大な課題です。

よって、政府は、このような若年雇用対策を改め、若者の雇用と権利を守るために、下記の行政施策を充実すべきです。

- 1 政府自らが、教育、保育、福祉、医療、防災など若者への仕事をつくること。
- 2 仕事探しや労働条件など、あらゆる雇用問題の相談と解決をはかる文字通りの「ワンストップ」窓口を設けること。
- 3 フリーターにも公的職業訓練の場の増設などでスキルアップの場を保障し、有給の職業 訓練制度や訓練貸付制度を創設・整備すること。
- 4 若者向けの公共・公営住宅の建設や家賃補助制度など経済的自立を支援すること。
- 5 労働行政でも、学校教育でも、労働者の権利を知らせること。
- 6 企業が若者の雇用状況の情報を公開する仕組みをつくること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成18年6月29日 小 樽 市 議 会

小 樽 市 議 会

「米空軍嘉手納基地」のF15戦闘機訓練の一部を航空自衛隊千歳基地に移転・分散することに 反対する意見書(案)

 提出者
 小樽市議会議員
 上野正之

 同 菊 地葉子
 一位々木勝利

5月1日の安全保障協議委員会において、東アジア最大の米空軍基地である「米空軍嘉手納基地」から発生する騒音軽減策として、F15戦闘機訓練の一部を航空自衛隊千歳基地に移転・分散させるなどの最終報告が合意されました。

その内容は、 F15戦闘機5機が参加する訓練は1回4~5日間で年7回、 F15戦闘機12機参加の訓練が10日間で年3回、 空自との共同訓練とし、米軍単独訓練ではない、 土・日曜日と夜間、早朝訓練は行わないというものです。

この嘉手納基地訓練の一部移転・分散は、「沖縄の痛みを分かち合う」ことではなく、「危険の分散・拡大」であり、矢臼別演習場で強行されている米海兵隊の実弾移転演習に見られるように「固定化」につながるものです。この間の矢臼別移転演習では、沖縄で行われていなかった「夜間訓練を実施」するなど「沖縄と同質・同量」との約束が守られていません。さらに、砲撃訓練に新たに機関銃などの射撃訓練を加える計画が持ち出されるなど、訓練内容はさらに拡大強化されようとしています。

沖縄には日本国内の米軍専用施設の75パーセントが集中し、米兵による暴行や傷害・放火事件、大型へリコプターやハリアー機の墜落・炎上、戦闘機からの照明弾や風防ガラス落下など、132万人の沖縄県民の生活は常に危険と隣り合わせにある異常な伏態です。移転が強行されれば、地域住民は離着陸による1,902回とされる騒音被害など大変な苦痛と訓練による危険を余儀なくされます。

この異常な状態の根本的な解決は、「危険の全国分散・拡大・固定化」ではなく、「米軍基地の整理・縮小」と「日米地位協定の抜本見直し」を確実に進め、最終的には在日米軍基地は米国へ移転・撤収するという「当たり前」のことです。

今回の米空軍嘉手納基地のF15戦闘機訓練の一部を航空自衛隊千歳基地に移転・分散させる計画については反対します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年6月29日 小 樽 市 議 会

議決年月日平成18年6月29日 議決結果 否 決

# 米軍再編と3兆円負担に関する要望意見書(案)

 提出者
 小樽市議会議員
 上 野 正 之

 同
 佐々木 勝 利

 同
 古 沢 勝 則

グアム基地建設費を含む在日米軍再編整備費のうち約3兆円を日本が負担するとのアメリカ側の発表は、日本の国民ばかりか、政府・与党関係者にも衝撃を与えています。

ところが政府は、これを「基地負担軽減」のためと正当化しています。しかし、米国領土であるグアムへの移転費を米国以外の同盟国が負担することは世界にも例がないことを政府も国会で認めています。にもかかわらず、日本政府は、沖縄の米軍基地負担の軽減を理由に、日本が応分の負担をすることは当然という態度であり、これがアメリカ政府の基地建設費つり上げを許し、日本の負担を大きくしていることは明らかです。

また、「思いやり予算」を含む在日米軍駐留経費は、米軍が「日本を守ってくれているから」を理由にしています。しかし、グアム基地は、ブッシュ政権が世界のどこでも迅速に戦争を仕掛けるための出撃拠点であって、日本防衛ともまったく関係がないものです。その負担に踏み出すということは、日本防衛と無関係の、アメリカの世界戦略実施経費の負担に踏み出すことにほかなりません。

これは日米同盟を、アメリカの先制攻撃戦略を推進する同盟に大変質させ、そのための経費負担で「忠誠心」を示すものです。この日本政府の態度は、他のアメリカの同盟諸国と対比して極めて異常です。

世論調査でも、グアム移転費負担だけでも、「納得できない」が78パーセント(3月21日、「朝日」)であり、それをはるかに上回る3兆円という巨額の税金投入に反対が強いのは当然です。

よって、政府は、国民の批判にこたえ、道理のない米軍基地再編強化のための経費負担の 合意を撤回すべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成18年6月29日 小 樽 市 議 会

# 道路整備に関する意見書(案)

提出者 小樽市議会議員 前 田 清 貴

 同
 松
 本
 光
 世

 同
 高
 橋
 克
 幸

道路は道民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、高規格幹線道路から道民生活に最も密着した市町村道に至るまで、北海道の道路網の整備は道民が長年にわたり熱望してきているところであり、中長期的な視野に立って体系的かつ計画的に推進されるべきものです。

しかしながら、広域分散型社会を形成し、自動車交通への依存度が高い北海道の道路整備は、いまだ十分とはいえず、高齢化、少子化が進展している中、冬期間の厳しい気象条件などによる交通障害などを解消し、本道における「活力ある地域づくり」や「安全で快適な生活環境づくり」、さらには、「観光のくにづくり」を支援する上で、より一層重要となっています。

特に高規格幹線道路ネットワークの形成は、道内の圏域間の交流・連携の強化、地域経済の活性化などを図る上で、そして北海道が自主・自律を目指し、我が国における安定した食糧供給基地・観光資源の提供の場などとして、その役割をしっかり担っていくための最重要課題です。

よって、国においては、北海道の道路整備の実情を十分踏まえた上、引き続き、計画的かつ 早期に整備が図られるよう、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望します。

記

- 1 受益者負担による合理的な制度である道路特定財源の目的に基づき、必要な予算を確保すること。
- 2 道路特定財源の使途については、道路利用者や納税者の意見を適切に反映すること。
- 3 安全・安心な生活環境の確保、活力ある地域づくりや経済活動の発展を支えるため、都市部の環状道路や地方部の主要な幹線道路ネットワークの整備等を計画的に推進し、効果的かつ効率的に道民の期待する道路整備を実現すること。
- 4 高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図るため、現在事業中の区間については、効率的な整備を行うことにより一日も早く供用するとともに、抜本的見直し区間のうち「当面着工しない」とされた区間については、早急に検討を行い、早期に事業化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年6月29日 小 樽 市 議 会

議決年月日	平成18年6月29日	議決結果	可決	賛	成	多	数
-------	------------	------	----	---	---	---	---

#### 新聞の「特殊指定」制度の堅持を求める意見書(案)

提出者小樽市議会議員上野正之同山田雅敏同佐々木勝利同新谷とし同秋山京子

昨年11月、公正取引委員会は、新聞業における特定の不公正な取引方法(新聞特殊指定)の見直し方針を発表し、本年6月ころまでに結論を得るべく、作業を進めています。

特殊指定は、公正取引委員会が独占禁止法に基づいて行う告示で、新聞については新聞発行業者が地域や相手によって異なる定価を設定すること、また、新聞販売店が割引販売をしてはならないことなどを規定しており、価格競争を奨励する独禁法の中で、「特殊指定」が認められているのは、新聞の公共性を重視し「同じ新聞は、全国どこでも、同じ価格で読むことが望ましい」という考えによるものです。

また、「特殊指定」と深い関わりを持つ制度として、新聞発行業者が新聞販売店への定価を指定できる「再販売価格維持制度」、いわゆる「再販制度」があり、新聞は、「特殊指定」と「再販制度」によって、全国一律の戸別配達が山間地や離島のような条件不利地域においても差別することなく可能となっています。

仮に「特殊指定」が廃止された場合、販売店間に価格競争がおき、中小の新聞発行業者や 新聞販売店は経営を維持できなくなるおそれがあり、過疎地の多い北海道では、新聞が届か なくなったり、配達料の値上げが生じるなど、結果として新聞流通の重要な特性である戸別 配達が切り捨てられ、情報格差を起こすおそれがあります。

さらに、昨年7月に施行された文字・活字文化振興法は、「すべての国民が、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備すること」を基本理念に掲げているが、「特殊指定」の見直しは、同法の精神に逆行するものです。

よって、国においては、国民の知る権利にこたえ、公平な情報提供を行うためにも新聞の「特殊指定」制度を堅持するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

小樽市議会

#### 医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書(案)

提出者 小樽市議会議員 若 見 智 代 同 大 橋 一 弘 同 成 田 晃 司 同 斎 藤 博 行 同 高 橋 克 幸

医療事故をなくし、安全で行き届いた医療と看護を実現するためには、医療従事者がゆと りと誇りを持って働き続けられる職場環境づくりが不可欠です。

しかし、医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、医師や看護師等の不足が深刻化しています。看護師は仕事に追い回されて疲れ果て、「十分な看護が提供できている」と考えているのは看護師の1割にも届かず、4分の3が「辞めたい」と思っているほどです。

北海道では、医師の確保が困難なため、診療科の縮小や病棟を閉鎖する病院が後を絶ちません。また「医師、看護師の確保が難しい」ことを理由に病院自体を閉院してしまうケースも生まれています。道内の地域医療が崩壊してしまうことさえ危ぐされます。

欧米諸国に比べ日本は圧倒的に人員体制が少ないのが現状です。また患者の重症化、医療・ 看護の高度化に加え、入院日数の短縮や業務のIT化などによって業務は過密の度を増し続 けています。現場はもはや限界であり、人員増は緊急の課題です。

よって政府におかれましては、医療現場での大幅増員を保障する医師・看護職員等の確保対策を抜本的に強化されるよう要望します。

記

- 1 医師・看護師など医療従事者を大幅に増員すること。
- 2 看護職員の配置基準を抜本的に改善すること。
- 3 夜勤日数を月8日以内に規制するなど「看護職員確保法」等を改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年6月29日 小 樽 市 議 会

議決年月日平成18年6月29日|議決結果|可 決|全 会 一 致

#### 脳せき髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書(案)

 提出者
 小樽市議会議員
 大橋 一 弘

 同
 成田 晃 司

 同
 赤藤 博 行

 同
 北野 義 紀

 同
 高橋 克幸

脳せき髄液減少症は、交通事故、スポーツ障害、落下事故、暴力などによる頭部や全身への強い衝撃によって脳せき髄液が慢性的に漏れ続け、頭痛、首や背中の痛み、腰痛、目まい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下、うつ症状、睡眠障害、極端な全身けん怠感・疲労感等のさまざまな症状が複合的に発現する病気であり、難治性のいわゆる「むち打ち症」の原因として注目されております。

しかし、この病気は、これまで原因が特定されない場合が多く、「怠け病」あるいは「精神的なもの」と判断されてきたため、患者の肉体的・精神的苦痛はもとより、患者の家族等の苦労ははかり知れませんでした。

近年、この病気に対する認識が徐々に広がり、本症の研究に取り組んでいる医師らより新 しい診断法・治療法(ブラッドパッチ療法など)の有用性が報告されています。

そのような中、医学会においても脳せき髄液減少症に関して本格的な検討を行う機運が生まれつつあります。長年苦しんできた患者にとってこのことは大きな光明となっています。

しかしながら、この病気の一般の認知度はまだまだ低く患者数など実態も明らかになっておらず、また、全国的にもこの診断・治療を行う医療機関が少ないため、患者・家族等は大変な苦労を強いられています。

よって、国におかれては、以上の現状を踏まえ、下記の措置を講じられるよう強く要望するものであります。

記

- 1 交通事故等の外傷による脳せき髄液漏れ患者(脳せき髄液減少症患者)の実態調査を実施するとともに、患者・家族に対する相談および支援の体制を確立すること。
- 2 脳せき髄液減少症についてさらに研究を推進するとともに、診断法ならびにブラッド パッチ療法を含む治療法を早期に確立すること。
- 3 脳せき髄液減少症の治療法の確立後、ブラッドパッチ療法等の新しい治療法に対して早期に保険を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年6月29日 小 樽 市 議 会

議決年月日 平成18年6月29日 議決結果 可 決全 会 一 致

#### 自治体財政の充実・強化を求める意見書(案)

 提出者
 小樽市議会議員
 上野正之

 同
 小前 真智子

 同
 菊地葉子

 同
 佐々木勝利

 同
 秋山京子

地方分権一括法の施行以降、地方自治体の自己決定と自己責任の範囲は大幅に拡大し、地域住民生活に密着した事務を総合的に担う基礎自治体としての役割は高まっています。

国が法令に基づく事業実施を自治体に義務付け、自治体間の財政力格差が大きい現状においては、地方交付税制度の財源保障機能と財源調整機能を維持し、地方自治体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保することが重要であります。

しかしながら、経済財政諮問会議における「歳出・歳入一体改革」のこれまでの議論や竹中総務大臣の私的懇談会「地方分権21世紀ビジョン懇談会」などにおいては、地方交付税法定率分の引き下げ、抜本的な交付税算定基準の改革、不交付団体の増加をはじめとする交付税見直しが提案されるなど、地方自治と公共サービスの基盤を揺るがしかねない状況となっています。

2007年度予算については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(骨太の方針2006)が経済財政諮問会議でとりまとめられ、これを受けて新年度概算予算作成が開始されることになっています。

2007年度政府予算にあたっては、効率性や財政コスト削減という観点だけではなく、地域住民が安心して暮らすのに欠かせない事務事業の確保や公共サービスの持つセーフティネット機能が担保され、地方への負担の押し付けを行うことのないよう、自治体財政の充実・強化をめざす立場から次のことを強く求めます。

記

- 1 国が法令に基づく事業実施を自治体に義務づけ、自治体間の財政力格差が大きい現状においては、地方交付税制度の財源保障と財源調整の機能を堅持し、自治体の安定的な財政 運営に必要な一般財源の総額を確保すること。
- 2 自治体財政再建と自治体財政の確立に向けた「税財政の三位一体改革」の第2期改革として、国から地方への過剰な関与を見直し、さらなる税源移譲と国庫補助負担金改革を進め、地域住民が安心して暮らせる分権改革の基盤確立につながる税財政制度の改革を進めること。
- 3 決定のプロセスに地方の代表者の参加を保障し、「法定率」の引上げを含め地方交付税 の充実を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

#### 義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書(案)

提出者小樽市議会議員上野正之同様田久俊毎年女木勝利同新谷とし新公子

教育の機会均等と義務教育無償の原則は、憲法26条で定められており、全ての国民に対して義務教育を保障することは、国の重要な責任でもあります。このことから、全国のどの地域においても、すべての子どもたちに無償で一定水準の教育機会を保障するため、義務教育費国庫負担制度が設けられています。

現在、政府の財政赤字削減を目的とした義務教育費国庫負担金の削減がすすめられています。また、「地方分権の推進」あるいは「国と地方の役割分担」との視点から、主として経済財政諮問会議で、地方の独自性を損ねる補助金制度として廃止・縮減の対象とされ、「三位一体改革」の議論のなかで、義務教育費国負担制度全体の見直しが検討課題となっています。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の実施主体である地方を国が支える制度であり、国が 地方をしばる制度ではありません。すでに30人学級などの学級定員規模を縮小する措置が、 都道府県単費で行われており現行制度でも自治体の裁量権は保障されています。

むしろこの制度が廃止されれば、地方財政における義務教育費の確保が困難になり、教育条件の地域間格差が生ずるおそれがあります。とりわけ、広大な地域に小規模校が点在し、離島など多くのへき地を有する北海道では、全国的水準との格差だけでなく、市町村間での格差が拡大することが危ぐされ、政府の主張する国の関与の見直しが地方の教育水準の低下をもたらしかねません。この度「三位一体改革」により削減された8,500億円が都道府県に税源移譲がされた場合、39の道府県で現状の国庫負担金を下回る金額となることが明らかとなっています。また、深刻な雇用情勢を反映して就学援助受給者や奨学金希望者が増大している中、地方財政の圧迫が保護者負担の増大につながることが危ぐされます。

よって下記の事項について要望します。

記

- 1 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 2 憲法、教育基本法の理念である義務教育無償を実現するため、保護者負担がゼロとなるよう教育予算を拡充すること。
- 3 30人以下学級を早期に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書(案)

 提出者
 小樽市議会議員
 井川浩子

 同
 小林栄治

 同
 山口保

 同
 古沢勝則

 同
 秋山京子

輸入を再開したばかりのアメリカ産牛肉から危険部位のせき柱が発見され、再度、輸入が 停止される事態が引き起こされています。

この件についてアメリカ農務省は、危険部位混入は職員の初歩的なミスであり、構造的問題ではない、今後は職員の研修を強めることなどと釈明しています。

しかし、成田空港でのせき柱混入発見以来、同様の事件が香港、台湾でも発生し、輸出したのは、日本向けに輸出認定されている食肉施設です。

また、成田空港でのせき柱混入事件直後にジョハンズ米農務長官は、輸出事業所の担当者も食品検査官も危険部位を取り除くことを認識していなかったという驚くべき発言をしています。

アメリカ政府のBSE安全対策は極めて不十分でずさんそのものです。BSEの検査率は1パーセント程度であり、20か月齢の判別も生年月日不明のため目視によって認定しており、危険部位の除去も30か月齢以上のみというものです。こうした状況が改善される担保がないまま、再度、輸入再開することは絶対に容認できません。

私たちは、日本国民の安全・安心を守るためには、日本と同等の安全対策を実施しない限り、アメリカ産牛肉は輸入再開すべきでないと考えます。

よって、下記の事項について政府に求めるものです。

記

- 1 日本と同等のBSE安全対策が実施されない限り、アメリカ産牛肉の輸入を再開しない こと。
- 2 全頭検査は国の責任でおこなうこと。
- 3 肉加工品について原産地表示をおこなうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年6月29日 小 樽 市 議 会

議決年月日平成18年6月29日|議決結果|可 決|全 会 一 致

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(案)

提出者 小樽市議会議員 大 橋 一 弘 同 成 田 晃 司 斎 藤 博 行 同 北 野 義 紀 同 同 高 橋 克 幸

全国の破産申立件数は、平成14年以来20万件台という高水準にあり、多重債務を抱えた潜在的破産予備軍は200万人にも及ぶといわれています。

また、警察庁の統計によれば、平成15年度の経済的理由による自殺者は8,897人にものぼり、さらにこの多重債務問題が、ホームレス、離婚、配偶者間暴力、児童虐待、犯罪等の被害を引き起こす要因になっており、深刻な社会問題となっています。

多重債務者を生み出す大きな要因の一つに「高金利」があげられます。

現在、わが国の公定歩合は年0.10パーセント、銀行の貸出約定平均金利は年2パーセント以下という超低金利状況下であるにもかかわらず、年29.2パーセントという「出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律」の上限金利は異常なまでに高金利であり、少なくとも、利息制限法の制限金利まで早急に引き下げることが必要です。

一方、貸金業規制法第43条は、債務者が利息制限法の制限を超える利息を「任意に」支払った場合に、貸金業者が法定の契約書面及び受取書面を適切に交付していた場合に限り、これを有効な利息の支払と「みなす」と規定しています。

しかし、みなし弁済が認められるための要件の適用については厳格に解釈するため現実に はこの要件を満たした営業を行っている貸金業者は皆無に等しく、債務整理や訴訟において は利息制限法を適用して処理することが実務の常識となっています。

また、利息制限法は経済的に弱い立場に置かれた人々を暴利取得から保護することをその立法趣旨とする強行法規であり、その例外として暴利取得を認めるような貸金業規制法第43条は、その立法趣旨に反し、さらに、「資金需要者の利益の保護を図る」という貸金業規制法自体の目的規定とも相容れないものといえます。

同様に、出資法附則に定める日賦貸金業者(日掛け金融)については、その存在を認める必要性はないこと、また、電話担保金融の社会的・経済的需要は極めて低いこと等から、両者の年54.75パーセントという特例金利も直ちに廃止すべきです。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」を下記のとおり改正することを強く要請します。

記

- 1 出資法第5条の上限金利を、利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること。
- 2 貸金業規制法第43条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること。
- 3 出資法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

## 平成18年小樽市議会第2回定例会議決結果表

会期 平成18年6月9日~平成18年6月29日(21日間)

	Z #1   1,00, 1 0 + 0 /		T	委	į	<del>日(21日</del> 夏 会	/	本 会	議
議案番号	件名	提 出年月日	提出者		付託 委員	議決	議決結果	議決日日	議決結果
1			市長		会 予算		可決		可決
2	平成18年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算		市長		予算	H18.6.21	可決		可決
3	平成18年度小樽市住宅事業特別会計 補正予算	H18.6.9	市長	H18.6.15	予算	H18.6.21	可決	H18.6.29	可決
4	平成18年度小樽市病院事業会計補正 予算	П18.6.9	市長	H18.6.15	予算	H18.6.21	可決	H18.6.29	可決
5	平成18年度小樽市産業廃棄物等処分 事業会計補正予算	H18.6.9	市長	H18.6.15	予算	H18.6.21	可決	H18.6.29	可決
6	小樽市職員定数条例の一部を改正す る条例案	пів.б.9	市長	H18.6.15	総務	H18.6.22	可決	H18.6.29	可決
7	小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案	пів.б.9	市長	H18.6.15	総務	H18.6.22	可決	H18.6.29	可決
8	小樽市議会議員その他非常勤の職員 の公務災害補償等に関する条例の一 部を改正する条例案	H18.6.9	市長	H18.6.15	総務	H18.6.22	可決	H18.6.29	可決
9	小樽市税条例の一部を改正する条例 案	H18.6.9	市長	H18.6.15	予算	H18.6.21	可決	H18.6.29	可決
10	小樽市手数料条例及び小樽市臨床検 査技師、衛生検査技師等に関する法 律施行条例の一部を改正する条例案	H18.6.9	市長	H18.6.15	厚生	H18.6.22	可決	H18.6.29	可決
11	小樽市知的障害児通園施設条例の一部を改正する条例案	пів.б.9	市長	H18.6.15	厚生	H18.6.22	可決	H18.6.29	可決
12	小樽市福祉医療助成条例の一部を改 正する条例案	П18.6.9	市長	H18.6.15	厚生	H18.6.22	可決	H18.6.29	可決
13	小樽市病院事業条例の一部を改正する条例案	пів.б.9	市長	H18.6.15	厚生	H18.6.22	可決	H18.6.29	可決
14	市立小樽病院高等看護学院条例の一 部を改正する条例案	П18.6.9	市長	H18.6.15	予算	H18.6.21	可決	H18.6.29	可決
15	小樽市事業内職業訓練センター条例 の一部を改正する条例案	П10.0.9	市長	H18.6.15	経済	H18.6.22	可決	H18.6.29	可決
16	小樽市駐車場条例の一部を改正する条例案	П10.0.9	市長	H18.6.15	建設	H18.6.22	可決	H18.6.29	可決
17	小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案	H18.6.9	市長	H18.6.15	予算	H18.6.21	可決	H18.6.29	可決
18	小樽市非常勤消防団員に係る退職報 償金の支給に関する条例の一部を改 正する条例案	H18.6.9	市長	H18.6.15	予算	H18.6.21	可決	H18.6.29	可決
19	小樽市消防団員等公務災害補償条例 の一部を改正する条例案	піо.б.9	市長		総務			H18.6.29	
	小樽市民会館条例案	H18.6.9	市長					H18.6.29	
	小樽市公会堂条例案 小樽市民センター冬例案	H18.6.9	市長					H18.6.29	
22	<u>小樽市民センター条例案</u> 小樽市営住宅条例の一部を改正する 条例案	H18.6.9 H18.6.9	市長市長		建設	H18.6.22 H18.6.22			可決
24	小樽市銭函パークゴルフ場条例案	H18.6.9	市長	H18.6.15	総務	H18.6.22	可決	H18.6.29	可決
25	新たに生じた土地の確認について	H18.6.9	市長	H18.6.15				H18.6.29	
26	町の区域の変更について	H18.6.9	市長	H18.6.15	経済	H18.6.22	可決	H18.6.29	可決
27	動産の取得について	H18.6.9	市長	H18.6.15	厚生	H18.6.22	可決	H18.6.29	可決
28	住民訴訟に係る弁護士費用の公費負担について	пів.б.9	市長	H18.6.15	予算	H18.6.21	可決	H18.6.29	可決
29	小樽市議会議員定数条例の一部を改 正する条例案 	П18.6.9	議員	H18.6.15	議員定数	H18.6.27	可決	H18.6.29	可決
30	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及 び期末手当に関する条例の一部を改 正する条例案		議員	H18.6.15	議員定数	H18.6.27	否決	H18.6.29	否決

				委		1	会	_	本	会	議
議案 番号	件名	提 出年月日	提出 者	付 託 年 月 日	付託 委員 会	議年月	決目日	議決 結果	議 年 月	決 日	議決 結果
31	小樽市非核港湾条例案	H18.6.9	議員	H18.6.15		H18.	6.22	否決			否決
32	工事請負契約について	H18.6.29							H18.6		可決
33	人権擁護委員候補者の推薦について	H18.6.29	市長						H18.6	. 29	同意
34	小樽市議会委員会条例の一部を改正 する条例案	H18.6.29	議員						H18.6	. 29	可決
意見書案 第1号	「 J R 不採用問題」の早期全面解決 を求める意見書(案)	H18.6.29	議員						H18.6	. 29	否決
意見書案 第2号	教育基本法改定に関する要望意見書 <u>(案)</u>	H18.6.29	議員						H18.6	. 29	否決
意見書案 第3号	若者の雇用対策の抜本的強化を求め る意見書(案)	H18.6.29	議員						H18.6	. 29	否決
意見書案 第4号	「米空軍嘉手納基地」のF15戦闘機 訓練の一部を航空自衛隊千歳基地に 移転・分散することに反対する意見 書(案)	H18.6.29	議員						H18.6	. 29	否決
意見書案 第5号	米軍再編と3兆円負担に関する要望 意見書(案)	H18.6.29	議員						H18.6	.29	否決
意見書案 第6号	道路整備に関する意見書(案)	H18.6.29	議員						H18.6	. 29	可決
意見書案 第7号	新聞の「特殊指定」制度の堅持を求 める意見書(案)	H18.6.29	議員						H18.6	. 29	可決
意見書案 第8号	医師・看護師等の大幅な増員を求め る意見書(案)	H18.6.29	議員						H18.6	. 29	可決
意見書案 第9号	脳せき髄液減少症の研究・治療等の推 進を求める意見書(案)	H18.6.29	議員						H18.6	. 29	可決
意見書案 第10号	自治体財政の充実・強化を求める意 見書(案)	H18.6.29	議員						H18.6	. 29	可決
意見書案 第11号	義務教育無償、義務教育費国庫負担 制度の堅持を求める意見書(案)	H18.6.29	議員						H18.6	. 29	可決
意見書案 第12号	米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対 し、BSEの万全な対策を求める意 見書(案)	H18.6.29	議員						H18.6	. 29	可決
意見書案 第13号	出資法の上限金利の引き下げ等、 「出資の受入れ、預り金及び金利等 の取締りに関する法律」及び「貸金 業の規制等に関する法律」の改正を 求める意見書(案)	H18.6.29	議員						H18.6	. 29	可決
	後志教育研修センター組合議会議員 の選挙	H18.6.29							H18.6	. 29	
その他会議に	小樽市農業委員会委員の推薦	H18.6.29							H18.6	. 29	推薦 決定
付した 事件	財政の健全化について(総務常任委 員会所管事項)				総務	H18.	6.22	継続 審査	H18.6	. 29	継続 審査
	経済の活性化について (経済常任委 員会所管事項)				経済	H18.	6.22	継続 審査	H18.6	. 29	継続 審査

# 請願・陳情議決結果表 (本会議)

総務常任委員会

陳 情

	休	48 111	委員	会	本 会	議
番号	件名	提 出 年月日	議 . 決	結 果	議一決	結 果
44			年月日		年月日	
41	<u>人種差別撤廃条例制定方について</u>  在宅障害者の願いの実現方について(選	H16.3.17	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
62	挙)	H17.6.16	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
69	北手宮小学校に関する方針撤回方につい	H17.10.3	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
70	- C - 「北手宮小学校存続」方について	H17.10.3	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
77	小樽市室内水泳プールの存続方について	H17.12.12	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
79	小樽駅前の室内水泳プール存続方につい  で	H17.12.12	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
84	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.6	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
85	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.6	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
87	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
88	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
89	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査 取 下 げ
90 91	<u> 小樽市室内水泳プールの存続方について</u>  小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13 H18.3.13	H18.6.22	継続審査	H18.6.15 H18.6.29	取下げ 継続審査
92	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	1110.0.22	<del></del>	H18.6.15	取下げ
93	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13			H18.6.15	取下げ
94	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13			H18.6.15	取下げ
95	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13			H18.6.15	取下げ
96	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.6.22		H18.6.29	継続審査
97	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
98	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13			H18.6.15	取下げ
99	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13			H18.6.15	取下げ
	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13			H18.6.15	取下げ取下げ
101 102	<u> 小樽市室内水泳プールの存続方について</u>  小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13 H18.3.13			H18.6.15 H18.6.15	取下げ取下げ
103	小樽市室内水泳プールの存続がについて 小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13			H18.6.15	取下げ
109	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13			H18.6.15	取下げ
	小樽市室内水泳プールの存続方について			/n/ /+ 📥 🛧	H18.6.15	取下げ
	小樽市室内水泳プールの存続方について		H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
	<u> 小樽市室内水泳プールの存続方について</u>  小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13 H18.3.13	H18.6.22	継続審査	H18.6.15 H18.6.29	取下げ 継続審査
	小樽市室内水泳プールの存続方について 小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	1110.0.22	心沉田且	H18.6.15	継続番旦   取下げ
	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
	小樽市室内水泳プールの存続方について		3.3.2.22		H18.6.15	取下げ
	小樽市室内水泳プールの存続方について				H18.6.15	取下げ
118	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13			H18.6.15	取下げ
	小樽市室内水泳プールの存続方について		H18.6.22		H18.6.29	継続審査
	小樽市室内水泳プールの存続方について		H18.6.22		H18.6.29	継続審査
	小樽市室内水泳プールの存続方について		H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
	小樽市室内水泳プールの存続方について  小樽市宮内水泳プールの存続方について		H18.6.22	継続審査	H18.6.15 H18.6.29	取下げ
	<u> 小樽市室内水泳プールの存続方について</u>  小樽市室内水泳プールの存続方について		пто.б.22	心沉香且	H18.6.29	継続審査 取 下 げ
	小樽市室内水泳プールの存続がについて 小樽市室内水泳プールの存続方について				H18.6.15	取下げ
	小樽市室内水泳プールの存続方について		H18.6.22	継続審査		継続審査
	小樽市室内水泳プールの存続方について		H18.6.22			継続審査
	小樽市室内水泳プールの存続方について			継続審査	H18.6.29	継続審査

			<sub>+В</sub> ш	委員	会	本会	議
番号	件	名	│ 提   出 │ 年 月 日	議決	結 果	議決	結 果
				年月日	加木	年月日	
		-ルの存続方について		1140 0 00	/N/ /= -= <del>*</del>	H18.6.15	取下げ
		- ルの存続方について - ルの存続方について		H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
	<u>小樽市室内水泳プ-</u>  小樽市室内水泳プ-		H18.3.13 H18.3.13			H18.6.15 H18.6.15	取下げ取下げ
	小樽市室内水泳プー		H18.3.13	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
	小樽市室内水泳プ-		H18.3.13		#E 190 HI 11	H18.6.15	取下げ
		-ルの存続方について	H18.3.13			H18.6.15	取下げ
	小樽市室内水泳プー		H18.3.13			H18.6.15	取下げ
	<u>小樽市室内水泳プ-</u> 小樽市室内水泳プ-		H18.3.13 H18.3.13	H18.6.22	継続審査	H18.6.15	取下げ
	<u>小樽巾至内小冰ノ</u> -  小樽市室内水泳プ-		H18.3.13	П10.0.22	<u> </u>	H18.6.29 H18.6.15	継続審査 取 下 げ
	小樽市室内水泳プー		H18.3.13	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
	小樽市室内水泳プ-		H18.3.13	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
	小樽市室内水泳プ-		H18.3.13			H18.6.15	取下げ
	小樽市室内水泳プー		H18.3.13	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
	小樽市室内水泳プー		H18.3.13	H18.6.22	<u>継続審査</u> 継続審査	H18.6.29	<u>継続審査</u> 継続審査
	<u>小樽市室内水泳プ-</u> 小樽市室内水泳プ-		H18.3.13 H18.3.13	H18.6.22 H18.6.22	<u>継続審査</u> 継続審査	H18.6.29 H18.6.29	継続審査
	小樽市室内水泳プー		H18.3.13	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
	小樽市室内水泳プ-		H18.3.13	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
	小樽市室内水泳プー		H18.3.13	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
150	小樽市室内水泳プー		H18.3.13	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
151 152	<u>小樽市室内水泳プ-</u> 小樽市室内水泳プ-		H18.3.13 H18.3.13	H18.6.22	<u>継続審査</u> 継続審査	H18.6.29	<u>継続審査</u> 継続審査
153	<u>小樽巾室内水冰ノ-</u>  小樽市室内水泳プ-		H18.3.13	H18.6.22	<b>継</b> 統番且	H18.6.29 H18.6.15	<u>継続番員</u> 取下げ
154	小樽市室内水泳プー		H18.3.13			H18.6.15	取下げ
155	小樽市室内水泳プ-		H18.3.13			H18.6.15	取下げ
	小樽市室内水泳プ-		H18.3.13	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
157	小樽市室内水泳プ-		H18.3.13	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
	<u>小樽市室内水泳プ-</u>  小樽市室内水泳プ-		H18.3.13 H18.3.13	H18.6.22	<u>継続審査</u> 継続審査	H18.6.29	継続審査 継続審査
	小樽市室内水泳プ-  小樽市室内水泳プ-		H18.3.13	H18.6.22	継続審査	H18.6.29 H18.6.29	継続審査
161	小樽市室内水泳プ-		H18.3.13	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
		-ルの存続方について	H18.3.13	H18.6.22			継続審査
163	小樽市室内水泳ブ-	<u>-ルの存続方について</u>	H18.3.13	H18.6.22			継続審査
		- ルの存続方について		H18.6.22			継続審査
		<u>- ルの存続方について</u> - ルの存続方について		H18.6.22	継続審査	H18.6.29 H18.6.29	<u>継続審査</u> 継続審査
		- ルの存続力について - ルの存続方について		1110.0.22	<del></del>	H18.6.15	取下げ
		<u> </u>		H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
169	小樽市室内水泳プ-	-ルの存続方について	H18.3.15	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
		- ルの存続方について		H18.6.22		H18.6.29	継続審査
		- ルの存続方について - ルの存続方について		H18.6.22			継続審査
		<u>- ルの存続方について</u> - ルの存続方について		H18.6.22			<u>継続審査</u> 継続審査
		- ルの存続力について - ルの存続方について		H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
		<u> </u>		5.6.22		H18.6.29	取下げ
176	小樽市室内水泳プ-	-ルの存続方について	H18.5.18	H18.6.22		H18.6.29	継続審査
		- ルの存続方について		H18.6.22	継続審査		継続審査
		<u>- ルの存続方について</u> - ルの存続方について		H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
		<u>- ルの存続方について</u> - ルの存続方について		H18.6.22	継続審査		<u>継続審査</u> 継続審査
		<u>- ルの存続力について</u> - ルの存続方について		H18.6.22			継続審査
		- ルの存続方について		H18.6.22			継続審査
183	小樽市室内水泳プ-	-ルの存続方について	H18.5.18	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
		- ルの存続方について		H18.6.22			継続審査
185	小愕巾至内水冰フ-	-ルの存続方について	H18.5.18	H18.6.22	継続番鱼	H18.6.29	継続審査

186   小樽市室内水泳ブールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   単続審査   H18.6.				提出	委員	会	本会	議
日86   小樽市室内水泳ブールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29	番号	件	名			结果		结果
187   小樽市室内水泳ブールの存続方について		1 124-1						
188   川棹市室内水泳ブールの存続方について								
189   小樽市室内水泳ブールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   192   小樽市室内水泳ブールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   単続審査   H18.6.29   単続審査   H18.6.29   単続審査   H18.6.29   単続審査   H18.6.29   単続審査   H18.6.29   単続審査   H18.6.29   単統審査   H18.								継続 盤結 案 本
1990   小槽市室内水泳ブールの存続方について								
192								
194								継続審査
195   小樽市室内水泳ブールの存続方について								継続審査
196								継続番貨
198		-						継続案杏
198								継続審査
200	198						H18.6.29	取下げ
201   小樽市室内水泳ブールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   単続審査   H18.6.								継続審査
202   小樽市室内水泳ブールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   単続で置いる   M4市室内水泳ブールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   単続に変して   M4市室内水泳ブールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   単続に変して   M4市室内水泳ブールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継								
203								
204   小樽市室内水泳ブールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   経続審査   H18.6.29   経統審査   H18.6.						·-·-		
205   小樽市室内水泳ブールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   単純の存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   単続審査   H18.6.2								継続審査
208   小樽市室内水泳ブールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   単続審査   H18.6.29	205	小樽市室内水泳プ-	-ルの存続方について	H18.5.18	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
209   小樽市室内水泳ブールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   単続審査   H18.6.								継続審査
210   小樽市室内水泳ブールの存続方について					+			
11   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   単語								
212   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   213   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   215   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   216   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   217   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   218   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   219   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   220   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   221   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   221   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   222   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   222   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   223   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   223   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   233   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   233   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   233   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   234   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審								
214   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   215   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   216   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   217   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   218   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   219   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   220   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   221   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   221   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   222   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   223   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査								継続審査
215   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29								継続審査
216   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29								
217   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29						·-·-		
218								
220   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   221   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   222   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   224   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   225   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   227   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   229   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   229   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   230   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   231   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   233   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   236   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   237   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   239   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   230   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   231   H18.6.22   232   231   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   232   233   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   234   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   235   H18.6.29								継続審査
221								
222   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   224   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   単続審査   H18.6.29   単元   H18.6.29   単								
224   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   225   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   単続審査   H18.6.29   単述書本   H18.6.29	221	小愕巾至内水冰ノ-  小樽市安内水泳プ-	-ルの仔続力について - ルの左結ちについて	H18.5.18				
225   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   227   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   229   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   230   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   232   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   233   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   235   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   236   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   237   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   238   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   239   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   240   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   241   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   継続審査   241   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.								
227   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   229   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   230   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   232   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   233   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   235   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   236   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   237   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   238   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   239   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   240   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   241   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   41   小春本   H18.5.23   H18.6.22   41   小春本   H18.5.23   41   H18.5.23   41   H18.6								継続審査
230   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   出8.6.29   継続審査   出8.6.29   232   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   235   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   経続審査   H18.6.29   236   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   238   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   240   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   241   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   241   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   241	227	小樽市室内水泳プ-	-ルの存続方について	H18.5.18	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
232   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   233   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   235   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   236   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   237   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   238   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   239   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   240   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   241   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   41   H18.6.22   41   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   41   H18.6.22   41   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   41   H18.6.22								継続審査
233   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   235   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   236   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   237   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   238   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   239   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   240   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   241   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   継続審査   441   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   経続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   経続審査   H18.6.29   経統審査								
235 小樽市室内水泳プールの存続方についてH18.5.18H18.6.22継続審査H18.6.29継続審査236 小樽市室内水泳プールの存続方についてH18.5.18H18.6.22継続審査H18.6.29継続審査237 小樽市室内水泳プールの存続方についてH18.5.18H18.6.22継続審査H18.6.29継続審査238 小樽市室内水泳プールの存続方についてH18.5.18H18.6.22継続審査H18.6.29継続審査239 小樽市室内水泳プールの存続方についてH18.5.18H18.6.22継続審査H18.6.29継続審査240 小樽市室内水泳プールの存続方についてH18.5.18H18.6.22継続審査H18.6.29継続審査241 小樽市室内水泳プールの存続方についてH18.5.18H18.6.22継続審査H18.6.29継続審査								
236小樽市室内水泳プールの存続方についてH18.5.18H18.6.22継続審査H18.6.29継続審査237小樽市室内水泳プールの存続方についてH18.5.18H18.6.22継続審査H18.6.29継続審査238小樽市室内水泳プールの存続方についてH18.5.18H18.6.22継続審査H18.6.29継続審査239小樽市室内水泳プールの存続方についてH18.5.18H18.6.22継続審査H18.6.29継続審査240小樽市室内水泳プールの存続方についてH18.5.18H18.6.22継続審査H18.6.29継続審査241小樽市室内水泳プールの存続方についてH18.5.18H18.6.22継続審査H18.6.29継続審査								継続審査
238 小樽市室内水泳プールの存続方についてH18.5.18H18.6.22継続審査H18.6.29継続審査239 小樽市室内水泳プールの存続方についてH18.5.18H18.6.22継続審査H18.6.29継続審査240 小樽市室内水泳プールの存続方についてH18.5.18H18.6.22継続審査H18.6.29継続審査241 小樽市室内水泳プールの存続方についてH18.5.18H18.6.22継続審査H18.6.29継続審査	236	小樽市室内水泳プ-	-ルの存続方について	H18.5.18	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
239 小樽市室内水泳プールの存続方についてH18.5.18H18.6.22継続審査H18.6.29継続審査240 小樽市室内水泳プールの存続方についてH18.5.18H18.6.22継続審査H18.6.29継続審査241 小樽市室内水泳プールの存続方についてH18.5.18H18.6.22継続審査H18.6.29継続審査								継続審査
240小樽市室内水泳プールの存続方についてH18.5.18H18.6.22継続審査H18.6.29継続審査241小樽市室内水泳プールの存続方についてH18.5.18H18.6.22継続審査H18.6.29継続審査								
241 小樽市室内水泳プールの存続方について H18.5.18 H18.6.22  継続審査 H18.6.29  継続審査								
10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1								継続審査
【243  小樽市室内水泳プールの存続方について H18.5.18   H18.6.22  継続審査 H18.6.29  継続審査	243	小樽市室内水泳プ-	-ルの存続方について	H18.5.18	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
								継続審査
<u>245   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   246   小樽市室内水泳プールの存続方について   H18.5.18   H18.6.22   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   継続審査   H18.6.29   単続審査   H18.6.29   単続審査   H18.6.29   単続審査   H18.6.29   H18.6.29 </u>								継続審査 継続審査
								継続審査
								継続審査
								継続審査

			提出	委員	会	本会	議
番号	件	名	佐 山   年 月 日	議一決	結 果	議一決	結 果
	1 124-2-2-1 1.35-8			年月日		年月日	
250		- ルの存続方について	H18.5.18	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
251 252	<u> 小樽市室内水泳プ-</u>  小樽市室内水泳プ-		H18.5.18 H18.5.18	H18.6.22 H18.6.22	継続審査 継続審査	H18.6.29 H18.6.29	継続審査 継続審査
253	小樽市室内水泳プ・		H18.5.18	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
254	小樽市室内水泳プ-		H18.5.18	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
255	小樽市室内水泳プ-		H18.5.18	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
256	小樽市室内水泳プ-		H18.5.18	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
257 258		<u>−ルの存続方について</u> −ルの存続方について	H18.5.18 H18.5.18	H18.6.22 H18.6.22	<u>継続審査</u> 継続審査	H18.6.29 H18.6.29	継続審査 継続審査
259	小樽巾室内水泳ノ-  小樽市室内水泳プ-		H18.5.18	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
275		<u>ルの行続分について</u> −ルの存続方について	H18.5.23	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
278	小樽市室内水泳プ-	-ルの存続方について	H18.5.23	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
279	小樽市室内水泳プ-		H18.5.23	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
280	小樽市室内水泳プ-		H18.5.23	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
281 282		<u>−ルの存続方について</u> −ルの存続方について	H18.5.23 H18.5.23	H18.6.22 H18.6.22	継続審査 継続審査	H18.6.29 H18.6.29	継続審査 継続審査
283	小樽市室内水泳プー		H18.5.23	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
284		<u>ルの行続分について</u> −ルの存続方について	H18.5.23	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
285	小樽市室内水泳プ-	-ルの存続方について	H18.5.23	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
286		- ルの存続方について	H18.5.23	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
287	-	<u>- ルの存続方について</u> - ルの存続方について	H18.5.23	H18.6.22	継続審査 継続審査	H18.6.29	継続審査
288 289		<u>−ルの存続方について</u> −ルの存続方について	H18.5.23 H18.5.23	H18.6.22 H18.6.22	<del>継続審直</del> 継続審査	H18.6.29 H18.6.29	継続審査 継続審査
290		<u></u>	H18.5.23	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
291	小樽市室内水泳プ-	-ルの存続方について	H18.5.23	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
292	小樽市室内水泳プ-	-ルの存続方について	H18.5.23	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
293	小樽市室内水泳プ-	- ルの存続方について	H18.5.23	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
294 295	<u>小樽市室内水泳プ-</u>  小樽市室内水泳プ-	<u>−ルの存続方について</u> −ルの存続方について	H18.5.23 H18.5.23	H18.6.22 H18.6.22	<u>継続審査</u> 継続審査	H18.6.29 H18.6.29	継続審査継続審査
296	小樽市室内水泳プ- 小樽市室内水泳プ-	<u></u>	H18.5.23	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
297	小樽市室内水泳プ-	<u>- ルの存続方について</u> - ルの存続方について	H18.5.23	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
298	小樽市室内水泳プ-	-ルの存続方について	H18.5.23	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
299	小樽市室内水泳プー	- ルの存続方について	H18.5.30	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
300	小樽市至内水泳フ-	<u>- ルの存続方について</u> - ルの存続方について	H18.5.30	H18.6.22			
		<u>−ルの存続方について</u> −ルの存続方について		H18.6.22 H18.6.22			継続審査 継続審査
		<u>ルのほ流分について</u> −ルの存続方について		H18.6.22		H18.6.29	継続審査
		-ルの存続方について		H18.6.22		H18.6.29	継続審査
		-ルの存続方について		H18.6.22		H18.6.29	継続審査
		<u>- ルの存続方について</u> - ルの存結立について		H18.6.22		H18.6.29	継続審査
		<u>−ルの存続方について</u> −ルの存続方について		H18.6.22 H18.6.22		H18.6.29 H18.6.29	継続審査 継続審査
		<u>-ルの存続方について</u> -ルの存続方について		H18.6.22			継続審査
		<u>ルの行続分について</u> −ルの存続方について		H18.6.22			継続審査
311	小樽市室内水泳プ-	-ルの存続方について	H18.5.30	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
		- ルの存続方について		H18.6.22		H18.6.29	継続審査
		<u>- ルの存続方について</u> - ルの存続方について		H18.6.22			継続審査
		<u>−ルの存続方について</u> −ルの存続方について		H18.6.22 H18.6.22		H18.6.29 H18.6.29	継続審査 継続審査
		<u>- ルの存続力について</u> - ルの存続方について		H18.6.22			継続審査
		-ルの存続方について			継続審査	H18.6.29	継続審査
320	小樽市室内水泳プ-	-ルの存続方について	H18.6.7	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
		- ルの存続方について		H18.6.22		H18.6.29	継続審査
		<u>- ルの存続方について</u> - ルの存続方について		H18.6.22 H18.6.22		H18.6.29	継続審査
		<u>−ルの存続方について</u> −ルの存続方について		H18.6.22		H18.6.29 H18.6.29	継続審査 継続審査
		<u></u>			継続審査		継続審査
	, _ , , _ , _ , _ , , , , , , , , , , ,						

		+8 111	委員	会	本会	議
番号	件名	提 出年月日	議 決年月日	結 果	議 決年月日	結 果
326	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
327	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
328	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
329	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
330	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
331	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
332	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
333	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
334	<u> 小樽市室内水泳プールの存続方について</u>	H18.6.7	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
335	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
336	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
337	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
338	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
339	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
340	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
341	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
342	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
343	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
345	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
347	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
	「蘭島、塩谷、銭函郵便局における集配 業務の継続を求める意見書」提出方につ いて	H18.6.12	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.14	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.14	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.14	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.14	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.14	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.14	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
370	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.14	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
371	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.14	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
372	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.14	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査

## 厚生常任委員会

## 請 願

		+= 111	委員	会	本 会	議
番号	件名	提 出年月日	議 決 年 月 日	結 果	議 決年月日	結 果
6	障害福祉サービス利用者の負担増反対方 について	H17.10.3	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
7	出資法の上限金利の引下げ等、「出資の 受入れ、預り金及び金利等の取締りに関 する法律」及び「貸金業の規制等に関す る法律」の改正を求める意見書の提出方 について		H18.6.22	採択	H18.6.29	採択

### 陳情

	-74 IH		委員	会	本 会	議
番号	件名	提 出年月日	議	結 果	議	結果
7	銭函地区コミュニティセンター ( 仮称 ) 建設方について	H15.6.19	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
12	朝里・新光地域への多目的コミュニティ センター設置方について	H15.9.10	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
33	生活保護の国庫負担等の引下げに反対する意見書提出方について	H15.12.10	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
37	国民健康保険料の値上げ反対方について	H16.3.3	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
48	「ホームレスの自立支援等に関する特別 措置法」に基づく北海道の施策を求める 意見書の提出方について	H16.6.14	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
63	在宅障害者の願いの実現方について(福祉)	H17.6.16	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
68	市道朝里東小樽線、北海道総合福祉研究 センターおたる事業部前における手押し 式信号機設置方等について	H17.6.20	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
71	障害者とその家族に重い負担を強いる障害者自立支援法案の「応益負担」等の中止を求める国への意見書提出方について	H17.10.4	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
72	小樽市に住む障害者の福祉の継続と拡充 方について	H17.11.30	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
76	利用しやすいふれあいパスについて	H17.12.12	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
78	ふれあいパス利用時に現金使用ができる ような改善方について	H17.12.12	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
81	「障害者自立支援法」施行に伴う緊急措 置について	H18.2.24	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
86	市立小樽病院の常勤小児科医師の確保と 引き続く産科開設方について	H18.3.6	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
357	障害者自立支援法の施行に伴う要望方に ついて	H18.6.13	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査

## 建設常任委員会

陳 情

		+= 111	委員	会	本 会	議
番号	件名	提 出年月日	議 決 年 月 日	結 果	議 決年月日	結 果
1	道路築造新設整備方について	H15.4.8	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
3	市道オタモイ通線及び幸大通線の一部へ の歩道整備方について	H15.6.3	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
4	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷 設方について	H15.6.10	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
6	市道潮見台川沿線ロードヒーティング敷 設方について	H15.6.13	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
8	市道清風ヶ丘本通線のロードヒーティン グ敷設方について	H15.6.20	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
10	市道桜18号線の幅員確保及び整備方に ついて	H15.6.24	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
11	市道桜17号線の除排雪方について	H15.6.25	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
14	市道桜 2 号線の一部ロードヒーティング 敷設方について	H15.9.17	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
52	市道高商通線の歩道整備方について	H16.12.7	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
61	築港駅前歩道橋存続方について	H17.3.3	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
64	在宅障害者の願いの実現方について (建 設)	H17.6.16	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
75	朝里川温泉1丁目306番地の豊倉線 (市道文治沢線)坂道のロードヒーティ ング化について	H17.12.12	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査
80	桂岡1号幹線における桂岡大通線より上 方の冬期歩道確保方について	H18.2.6	H18.6.22	継続審査	H18.6.29	継続審査

## 米空母キティホーク入港に関する特別委員会

陳情

<b>у</b> №					
	担业	委 員	会	本 会	議
件名		議決	姓 里	議決	結 果
	I C	年 月 日		年 月 日	
	H18.6.8	H18.6.16	不採択	H18.6.16	不採択
7					
	H18 6 8	H18 6 16	不採択	H18 6 16	不採択
_			1 3/1/3/ (		1 37(3/)
	H18.6.8	H18.6.16	不採択	H18.6.16	不採択
	H18.6.8	H18.6.16	不採択	H18.6.16	不採択
	H18.6.9	H18.6.16	不採択	H18.6.16	不採択
	U40 C 40	U40 C 4C	不拉坦	U40 C 4C	<b>不切+</b> 0
					不採択
	H18.6.12	H18.6.16	个採択	H18.6.16	不採択
	H18.6.12	H18.6.16	不採択	H18.6.16	不採択
	H18.6.13	H18.6.16	不採択	H18.6.16	不採択
米空母キティホーク入港拒否方について	H18.6.13	H18.6.16	不採択	H18.6.16	不採択
米空母キティホーク入港拒否方について	H18.6.13	H18.6.16	不採択	H18.6.16	不採択
米空母キティホーク入港拒否方について	H18.6.13	H18.6.16	不採択	H18.6.16	不採択
小樽港への米空母「キティホーク」の入	U40 6 42	U10 C 1C		U10 C 1C	
港拒否方について	піо.б. 13	П10.0.16	<b>小林小</b>	П10.0.10	不採択
	件 名  米空母「キティホーク」及びイージス艦 「カウペンス」小樽港入港反対方について 米空母「キティホーク」の入港拒否方に ついて 民間港小樽港への米空母「キティホーク」の入港拒否方について 米艦・キティホークとカウペンスの入港 担否方について 米空母キティホーク及び随伴艦カウペンスの小樽港入港拒否方について 米空母キティホーク入港拒否方について 米空母キティホーク入港拒否方について 米空母キティホーク入港拒否方について 米空母キティホーク入港拒否方について 米空母キティホーク入港拒否方について 米空母キティホーク入港拒否方について	# 名 提 出 年 月 日 米空母「キティホーク」及びイージス艦「カウペンス」小樽港入港反対方について #18.6.8 と で	件 名 提 出 接 決 年 月 日 接 決 年 月 日 接 決 年 月 日 接 月 日 米空母「キティホーク」及びイージス艦「カウペンス」小樽港入港反対方について	## 名	件 名 提出

## 市立病院調査特別委員会

陳 情

	173	+10 111	委員	会	本 会	議
番号	件名	提 出年月日	議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
260	新市立病院新築計画建設候補地について	H18.5.22	H18.6.23	継続審査		継続審査
	新市立病院新築計画建設候補地について	H18.5.22	H18.6.23	継続審査		継続審査
262	新市立病院新築計画建設候補地について	H18.5.22	H18.6.23	継続審査	H18.6.29	継続審査
263	新市立病院新築計画建設候補地について	H18.5.22	H18.6.23	継続審査		継続審査
264	新市立病院新築計画建設候補地について	H18.5.22	H18.6.23	継続審査		継続審査
265	新市立病院新築計画建設候補地について	H18.5.22	H18.6.23	継続審査		継続審査
266	新市立病院新築計画建設候補地について	H18.5.22	H18.6.23	継続審査		継続審査
267	新市立病院新築計画建設候補地について	H18.5.22	H18.6.23	継続審査	H18.6.29	継続審査
268	新市立病院新築計画建設候補地について	H18.5.22	H18.6.23	継続審査	H18.6.29	継続審査
269	新市立病院新築計画建設候補地について	H18.5.22	H18.6.23	継続審査	H18.6.29	継続審査
270	新市立病院新築計画建設候補地について	H18.5.22	H18.6.23	継続審査		継続審査
271	新市立病院新築計画建設候補地について	H18.5.22	H18.6.23	継続審査	H18.6.29	継続審査
272	新市立病院新築計画建設候補地について	H18.5.22	H18.6.23	継続審査	H18.6.29	継続審査
273	新市立病院新築計画建設候補地について	H18.5.22	H18.6.23	継続審査	H18.6.29	継続審査
274	新市立病院新築計画建設候補地について	H18.5.22	H18.6.23	継続審査	H18.6.29	継続審査
358	新小樽病院の現在地もしくは中心部への 建設方について	H18.6.13	H18.6.23	継続審査	H18.6.29	継続審査

## 議員定数等に関する特別委員会

陳情

番号	件 名		委員	会	本 会	議
			議 決日	結 果	議 決年月日	結 果
316	小樽市議会議員定数削減方について	H18.6.7	H18.6.27	採択	H18.6.29	採択